

博 士 論 文

韓国における社会的企業による地域福祉事業体の
運営方法に関する研究

Study regarding Management Methods of Community
Welfare Entity Run by Social Enterprises in South Korea

2018年度

日 本 福 祉 大 学 大 学 院
福 祉 社 会 開 発 研 究 科
社会福祉学専攻博士課程

学籍番号: 13DA0015

氏 名: 李 省 翰

論文要旨

学籍番号：13DA0015

氏 名： 李 省 翰 印

◆論文題目

韓国における社会的企業による地域福祉事業体の運営方法に関する研究

◆要 旨

研究背景および枠組み

今日、韓国では、多様な地域問題が登場し、既存の地域福祉事業は対応し難くなっている。韓国の地域福祉事業体として根付いていた総合社会福祉館は、自治体の委託運営による公的サービスを提供し、個人と家族を支える公的所得を保障する地域セーフティネットの役割を果たしていた。しかし、地域の共通課題（マイノリティ、過疎地域、地域再生、雇用と所得の不安定など）が拡大するなかで新たな地域福祉事業体の役割が求められている。特に、従来の地域福祉サービスは、雇用創出に対する機能が弱い傾向にあり、地域住民の生活不安による多様な問題が次々に拡大されている。

本研究では、地域福祉の捉え方として地域の共通問題に対応する必要性に着目し、地域福祉の課題を地域の多様な資源を通して解決することが「地域福祉事業」とであると定義する。また、地域福祉事業を社会的企業が組織及び運営し、地域ニーズに対応する福祉サービスを提供する事業体が「社会的企業による地域福祉事業体」とであると定義し、本研究のテーマとして扱う。

研究対象および方法

本研究は、地域資源と地域福祉サービスを市場で開発・提供する組織体が、社会的企業による地域福祉事業体であると想定し、雇用創出と市場性を中心とした運営方法を検討することが目的である。社会的企業による地域福祉事業体の運営には、大きく運営的側面と機能的側面に分けることができる。運営的側面へのアプローチは、地域福祉事業としての運営方法を検討することが目的であり、①運営目的、②財政運営、③福祉サービス、④組織形態を中心に事例調査を行う。

機能的側面へのアプローチは、地域福祉事業として必要な機能を把握することが目的であり、①持続可能性、②地域性、③福祉機能、④市場性、⑤雇用創出を中心に半構造化面接（Semi-Structured Interview）を行う。面接対象は、各運営方式の代表者やスタッフ、地域住民などを対象として5領域、10個のカテゴリー、25個のサブカテゴリーの半構造化面接項目シートをもとに分析を行う。

第1章 社会的経済と社会的企業概念、地域福祉との関係

社会的経済（Social Economy）は、ビジネス活動を通して社会問題を解決する新たな経済システムとして言われており、その実践組織として社会的企業（Social Enterprise）があり、近年、社会福祉分野への活用も増加している。社会的経済と市場経済を基盤としているが、その機能に対しては違う傾向がみられる。

社会的経済は、①ビジネス目的と社会的目的、②市場資本と社会的資本、③経済的リスクと社会的リスクに対応などの違いが確認された。社会的経済は、ヨーロッパでは、概ね GDP の 2%－5% を占めており、アメリカの場合は、社会的経済の範囲が広いことによって 10% 以上を占めているなど、市場経済のなかで規模を拡大している。しかし、韓国の場合は、未だに定着する状況であり、GDP の 0.5% 未満を占めている。

さらに本章では、社会的企業を地域福祉との関連性を明らかにするために、「地域自立生活支援」、「社会的包摂」、「福祉サービスの市場化」の3つの要素から社会的企業の機能を結び付け、社会的企業の地域福祉事業としての可能性を検討した。社会的企業は、脆弱階層の雇用とサービス支援、地域セーフティネット機能、制度の狭間問題への対応などの可能性がみられた。

第2章 社会的企業の国際動向と海外事例

社会的企業は、国によって多様な運営形態と制度的特性を持っている。本章では、韓国の社会的企業を国際的な文脈のなかで位置付けるために、4か国（イギリス、アメリカ、日本、韓国）を中心に社会的企業の国際動向を検討した。各国の社会的企業を組織形態、法的根拠、財政運営、運営主体などを中心に分析を行った。

4か国の社会的企業に対する動向を把握した結果、民間企業における公益活動などの市場性を強調するアメリカ、社会的経済と社会的目的の達成を強調するイギリスと韓国、政府と民間の協力のなかで非営利組織や NPO の収益活動を基盤とする日本など、4か国それぞれの特性がみられた。そのなかで韓国の特徴は、①法的根拠、②政府主導、③社会的企業の法的概念存在、④脆弱階層に対する雇用と社会サービスの提供などが確認された。

第3章 韓国社会的企業の法的・制度的支援と地域福祉事業への拡大

韓国で社会的企業による地域福祉事業体の必要性に関して、大きく社会的企業の関連制度と地域福祉という2つの軸に分けて分析を行う。社会的企業の関連制度に関しては、発展過程、認証制度、支援体系、社会的企業の雇用と社会サービス提供の成果を分析した。2000年「国民基礎生活保障法」の制定以降、雇用創出と所得保障による生活自立が韓国社会的企業の育成政策の目的であった。また、地域福祉の視点では、歴史的に韓国の地域福祉事業体として根付いていた総合社会福祉館の機能と役割を把握し、社会的企業による地域福祉事業体の特徴とソーシャルワークの機能を検討した。

韓国の総合社会福祉館との特徴を比較した結果、運営的側面では、財政運営（委託運営/自主運営）と福祉サービス（サービス保障/雇用と所得保障）に大きな違いがみられた。機能的側面においては、総合社会福祉館は、制度内の生活保護者、受給者に対する公的所得とサービスの保障を中心に地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。社会的企業による地域福祉事業は、制度外の脆弱階層に対する雇用創出と所得保障を中心に地域福祉サービスを提供し、市場で地域福祉サービスを拡大することが特徴であった。これに対するソーシャルワークの機能は、地域資源の開発、市場でのプログラム開発、民間企業とのパートナーシップの構築などが求められる。

第4章 韓国社会的企業による地域福祉事業の運営事例分析

韓国社会的企業による地域福祉事業の運営事例を、大きく4つの運営方式（住民参加、非営利組織、公益企業、協同組合）に分け、機能的側面と運営的側面を中心に分析を行った。機能的側面は、5つの

項目（雇用創出、市場性、福祉機能、地域性、持続可能性）を中心に面接調査を行い、運営的側面は、4つの項目（運営目的、財政運営、福祉サービス、組織形態）を中心に事例調査を行った。このような分析を通して各運営方式の機能と特徴、運営課題を検討した。

各運営方式による運営事例を分析した結果、4つの事例は、共通点として雇用創出機能が強く、持続可能性が弱い傾向にあった。また、地域性と福祉機能、市場性と雇用創出が相互的に好影響を与える関係性を持っていた。また、5つの機能のなかで運営上、市場性を強くすると福祉機能が弱くなるジレンマが検討され、このような課題に対応可能な運営方法を適切な検討する必要がある。

第5章 韓国における社会的企業の多様な展開と地域福祉事業体のマネジメント

本章では、第4章で分析された社会的企業による地域福祉事業体の機能と運営課題を中心に適切な運営方法を検討した。そして、社会的企業による地域福祉事業の運営に必要な方法と条件を具体化し、社会的企業による地域福祉事業体を運営するためにマネジメントの必要性和展開方法を提示した。社会的企業による地域福祉事業のマネジメントは、事業企画と資源開発のような既存のマネジメントと共に、地域福祉事業としての専門的なアプローチが求められる。特に、この雇用創出は、ソーシャルワークの機能による雇用支援に関する相談事業、職業訓練による就労支援プログラムのなどを挙げることができる。このようなマネジメントによって社会的企業による地域福祉事業は、雇用創出による生活自立、地域再生と活性化など地域の共通課題に対応できる持続可能な地域福祉サービスが提供できる。

終章 考察及び結論

本研究は、韓国における社会的企業による地域福祉事業体の運営方法を明らかにするために、大きく4つの運営方式に分類し、それぞれの運営事例を分析した。その結果、非営利組織と協同組合運営方式が地域福祉事業体として、比較的に良い運営条件で運営されることが確認された。

社会的企業による地域福祉事業体を運営している韓国の4つの運営事例では、既存の地域福祉事業体のサービスや機能を補完し、雇用創出に関する機能は強い傾向にあった。しかし、共通的に持続可能性と市場性が弱い傾向にあった。

従来の社会的企業は、市場性と持続可能性が強みであるが、地域福祉事業体として組織化及び運営した場合には、市場性と持続可能性が課題として検討された。このような課題に対応するためには、地域住民の生活インフラ及び脆弱階層に対する雇用形態の開発、ニーズ対応型地域福祉サービス開発、住居環境改善事業など地域資源を開発するソーシャルワークによるマネジメントが重要であると提示した。

本研究でのソーシャルワークの機能とは、既存の地域福祉サービスを提供するソーシャルワークの機能とは大きな違いをみせている。韓国の場合、総合社会福祉館のソーシャルワークの機能は、地域福祉組織(Community Based Organization)が重要な要素であるとすれば、社会的企業におけるソーシャルワークの機能とは、都市インフラ開発、市場経済を基盤とする地域福祉サービスの開発など地域開発(Community Development)の観点からアプローチする必要がある。

Abstract of Doctoral Dissertation

Student NO. : 13DA0015

Surname, First name : LEE SUNGHAN

【Title】

Study regarding Management Methods of Community Welfare Entity Run by Social Enterprises in South Korea

【Abstract】

Research background and purpose

This study aims to grasp the current management issues of the community welfare projects in South Korea and examine how to manage community welfare entity run by social enterprises. In order to analyze social enterprises as community welfare entity, the cases were analyzed by each management method, by classifying the South Korean social enterprises into four management methods (resident participation, non-profit organizations, public utility corporations, cooperative associations) Each management case focused on approaches to management aspects through case studies and approaches to functional aspects through semi-structured interviews. The appropriate management methods of community welfare entity run by social enterprises were examined through such analysis.

Chapter 1 The Relationship Between Social Economy and the Concept of Social Enterprise and Community Welfare

This chapter will examine the appearance background and concepts through prior research on social economy and social enterprises. In particular, we will compare the characteristics of a market economy and social economy in order to address the characteristics of social economy. I linked the management of community welfare entity run by social enterprises with "community life independence support," "social inclusion," "marketization of welfare services" with elements of the three community welfare, and clarified the relationship with community welfare. Social enterprises are organizations that solve social problems through business activities. The characteristics of developing and providing creating jobs and developing and providing community welfare services in the market are being evaluated. Diverse possibilities were discovered in the field of community welfare.

Chapter 2 The International Trend of Social Enterprises and Overseas Cases

Social enterprises have diverse management forms and institutional characteristics depending on the country. This chapter evaluates the international trends of social enterprises, focusing on the four countries (the United Kingdom, the United States, Japan, South Korea), in order to position South Korea's social enterprises in an international context. As a result of analyzing social enterprises, focusing on institutional forms, legal basis, financial management, and management enterprises, the characteristics of each of the four countries could be seen. These include the United States that emphasizes marketability such as the public service activities of Nihon Fukushi University Graduate School of Social Well-Being and Development

private companies; The United Kingdom and South Korea that emphasizes the achievement of social economy and social purposes; Japan that makes non-profit organizations and profitability activities of NPOs its basis, in the cooperation between the government and the private sectors. Among them, it was found that South Korea manages social enterprises mainly by the systematical support and the establishment of social enterprises development law led by the government, in addition to creating jobs and offering social services.

Chapter 3 The Expansion of Legal and Institutional Support and Community Welfare Projects of Social Enterprises in South Korea

The analysis will be done, dividing it into two major points of the related systems and community welfare of social enterprises regarding the necessity of community welfare entity run by social enterprises in South Korea. As for the relevant systems of social enterprises, the analysis targeted the development process, certification system, support system, employment of social enterprises and the results of the social services offered. Since the establishment of the "National Fundamental Life Guarantee Law" in 2000, the independence of life by creating jobs and guaranteeing income was the purpose of the development policy of South Korean social enterprises. In addition, from the perspective of community welfare, I explored the functions and problems of the general social welfare centers that historically had taken root as a community welfare entity in South Korea, and explored the role of social workers by featuring the characteristics of community welfare entity run by social enterprises. As a result of comparing features with South Korea's general social welfare centers, in terms of management, there was a significant difference between fiscal management (commissioned operation / independent management) and welfare services (service security / employment and income security). As for the functional aspect, the comprehensive social welfare centers play a role as a community safety net, centering on public income and guaranteeing services for life assistance recipients within the system and pensioners. Community welfare entity run by social enterprises were characterized by providing community welfare services focusing on creating jobs and income security) for the vulnerable class outside the system and expanding community welfare services in the market. The role of social workers in this regard is to develop community resources, develop programs in the market, and build partner shops with private enterprises.

Chapter 4 Study Regarding Management Methods of Community Welfare entity Run by Social Enterprises in South Korea

I divided the cases of community welfare entity run by South Korean social enterprises into four main management methods (resident participation, non-profit organizations, public utility corporations, cooperatives) and mainly analyzed the functional and management aspects. For the functional aspect, an interview survey was conducted focusing on the five aspects (creating jobs, marketability, welfare function, regional nature, sustainability). For the management aspect, a case study was conducted focusing on the four items (management purpose, fiscal management, welfare service, organization type). As a result of analyzing the management cases by each management method, the four cases had in common for having a stronger job creation function and tend to be weak in sustainability. In addition, regional nature and welfare functions, marketability and job creation had a good relationship of mutually and positively influencing each other. However, marketability and welfare function showed a correlation. An appropriate management method that simultaneously strengthens these two functions is required.

Chapter 5 The Diversification of Social Enterprises in South Korea and How to Manage Community Welfare entity

In this chapter, I examined the appropriate management methods focusing on the functions and management tasks of community welfare entity run by social enterprises analyzed in Chapter 4.

In the four case analysis, a specialized approach to creating jobs and sustainability is an essential point of view. It was discovered that a management perspective is a significant factor to manage a social enterprise with strong marketability as a community welfare entity. Management that ensures sustainability is vital to develop and provide community welfare services in the market, including the creation of funds from private enterprises, entry into regional niche industries, and utilization of vacant houses. In addition, management for employment creation includes implementation of consultation projects for more specialized employment support, vocational training and support program development, collaboration with local social welfare corporations and comprehensive social welfare centers.

Final Chapter Considerations and Future Research Subjects

The primary characteristic of this study is that it divided the management method into four major methods and analyzed each management case to analyze the management method of community welfare entity run by social enterprises in South Korea. According to the analysis of the case examples, the non-profit organization and the cooperative management system had relatively good management conditions as a community welfare entity.

In the case of South Korea, a three-year subsidy through institutional support led to the development of sustainability, and the decline in sustainability for management also had a negative impact on creating jobs. Therefore, the development of management that balances the system is essential. In order to improve the specialization as a community welfare entity, cooperative management is necessary, which is done by the participation of social workers, sharing information and technology with social welfare corporations and comprehensive social welfare centers in the community.

目次

序章 問題意識および研究背景と方法

第1節 問題認識－韓国地域福祉と地域福祉事業を取り巻く状況	5
1. 韓国の社会変化と新たな社会問題の登場	5
2. 韓国地域福祉の登場と地域社会の変化	5
3. 韓国の地域福祉事業と総合社会福祉館の登場	6
第2節 用語の定義	8
1. 地域福祉とは	8
2. 地域福祉事業の定義	9
3. 本研究における地域福祉事業体の定義と位置付け	10
第3節 研究概要	12
1. 研究背景	12
2. 研究目的	13
3. 研究方法及び対象	13
第4節 全体構成図	16

第1章 社会的経済と社会的企業概念、地域福祉との関係

第1節 社会的経済(Social Economy)の概念	17
1. 社会的経済の概念	17
2. 信頼と革新を基盤とした社会的経済	19
3. 市場経済における社会的経済の特性と規模	20
第2節 社会的企業(Social Enterprise)の概念	21
1. 社会的企業の登場背景	21
2. 社会的企業概念	23
3. 社会的企業の運営と展開	24
第3節 社会的企業と地域福祉の関係性	26
1. 社会的企業の社会福祉的意義	26
2. 地域福祉と社会的企業関係性	27
3. 社会的企業の地域社会保障機能と可能性	28
第4節 小括	30

第2章 社会的企業の国際動向と海外事例

第1節 社会的企業の国際動向	32
1. ヨーロッパにおける社会的企業の動向	32
2. 北米における社会的企業の動向	33
3. アジア諸国における社会的企業の動向	36
第2節 海外社会的企業の制度と運営形態	37
1. イギリスの社会的企業:市民運動とコミュニティ再生	37

2. アメリカの社会的企業:非営利組織と民間企業の合理的経営	38
3. 日本の社会的企業:社会変化による非営利組織の新たな変容	40
4. 韓国の社会的企業:経済・雇用・福祉に対応する新たな組織モデル	41
第3節 韓国と日本の社会的企業による地域福祉事業の実践事例	42
1. 韓国における社会的企業による地域福祉事業の展開	42
2. 「実践事例」―釜山市「希望の世」住民運動による社会的経済ネットワーク構築	43
3. 日本における社会的企業による地域福祉事業の展開	45
4. 「実践事例」―長野県上伊那郡「田切地区」の道の駅運営による地域再生	47
第4節 小括	48
 第3章 韓国社会的企業の法的・制度的支援と地域福祉事業への拡大	
第1節 韓国における社会的企業と地域福祉事業の運営と展開	50
1. 社会的企業による地域福祉事業の拡大	50
2. 従来の韓国地域福祉事業体に対する機能―総合社会福祉館とソーシャルワークの機能	52
3. 総合社会福祉館による地域福祉事業の事例―ウォルゲ総合社会福祉館「美しい隣人事業」	54
第2節 韓国社会的企業の登場と社会的企業育成法の制定	55
1. 韓国社会的企業の登場背景	55
2. 社会的企業育成法の制定と特徴	58
3. 社会的企業育成基本計画の策定	59
4. 社会的企業による雇用市場と社会福祉サービスの拡大	62
第3節 韓国社会的企業の認証制度及び支援体系	64
1. 社会的企業の制度的特性と支援体系	64
2. 社会的企業の認証プロセス	66
3. 認証社会的企業の認証基準と認証率	67
4. 韓国認証社会的企業の成果	69
第4節 小括	71
 第4章 韓国社会的企業による地域福祉事業体の運営事例分析	
第1節 事例分析の概要	73
1. 調査の概要	73
2. 半構造化面接の項目シート作成	74
第2節 A 事例:住民組織による運営方式	77
1. 運営的側面の分析	77
2. 機能的側面の分析	82
3. 分析結果	84
第3節 B 事例:非営利組織による運営方式	86
1. 運営的側面の分析	86

2. 機能的側面の分析	91
3. 分析結果	93
第4節 C 事例:公益企業による運営方式	95
1. 運営的側面の分析	95
2. 機能的側面の分析	99
3. 分析結果	101
第5節 D 事例:協同組合による運営方式	103
1. 運営的側面の分析	103
2. 機能的側面の分析	107
3. 分析結果	109
第6節 まとめ	111
第7節 小括	112
 第5章 韓国における社会的企業の多様な展開と地域福祉事業体のマネジメント	
第1節 社会的企業による地域福祉事業の運営方法と内容	114
1. 社会的企業による地域福祉事業体の運営条件	114
2. 社会的企業の運営におけるソーシャルワークの機能と役割	115
3. 社会的企業による地域福祉事業の展開とパートナーシップ	117
第2節 社会的企業と地域福祉事業のマネジメント展開	119
1. 社会的企業と地域福祉事業におけるマネジメントの活用可能性	119
2. 社会的企業による地域福祉事業体のマネジメント展開	120
3. 地域福祉事業におけるマネジメントの機能とプロセス	121
第3節 韓国における社会的企業による地域福祉事業の課題と展望	122
1. 韓国社会的企業による地域福祉事業の特徴	122
2. ソーシャルワークによる地域福祉への専門的なアプローチ	123
3. 韓国における社会的企業による地域福祉事業の運営方法	125
第4節 小括	126
 終章 考察および今後の研究課題	
第1節 考察	127
1. 社会的企業の運営と制度的制約	127
2. 社会的企業の運営における地域福祉事業のあり方	127
3. 運営機能間の関連性	128
第2節 結論	129
1. 社会的企業による地域福祉事業体の特徴と課題	129
2. 4つの運営方式における強みと課題	129
3. 社会的企業家としてのソーシャルワーク機能とマネジメント	131
第3節 今後の研究課題	132

序章 問題認識および研究背景と方法

はじめに

近年、経済分野、経営分野、都市開発分野、社会福祉分野など多様な分野において社会的経済 (Social Econom・・・社会的企業(Social Enterprise))という用語が使われている。社会的経済は、公益性と社会性、そして革新性を中心とした新たな経済モデルであり、多様な機能が注目されている。特に、社会的経済は、いくつかの市場経済とは異なる傾向もみられるが、市場経済を基盤として規模を拡大している。OECD (2014)¹によれば、社会的経済の領域は、すでにヨーロッパのイギリスやドイツ、フランスなどでは、GDP 対比の約 3%～5%を占めている。雇用創出は、国によって相違はあるものの、イギリスの場合は、毎年、約 5 万名の雇用創出効果を出している。

このような世界的な「社会的経済の主流化」のなかで韓国では、2007 年から「社会的企業育成法」を制定し、認証制度、支援制度拡大、社会的企業の育成拠点設置、社会的企業家の教育と養成に関するプログラム開発など多様な支援が行われている。また、経済、福祉、環境、文化、教育など多様な領域において社会的企業を活用し、社会の脆弱階層の雇用創出と社会サービスの提供を中心に育成している。政府の積極的な社会的企業の育成政策によって約 10 年間で約 5 万名の雇用創出効果があり、1,741 か所の社会的企業を運営する成果を達成した。とりわけ、社会的企業による社会福祉分野への参入が増えており、経済と福祉に対する問題を同時に解決する新たなモデルとしての役割が期待されている。

最近では、社会的企業の運営を通じた地域福祉へのアプローチを進められており、地域福祉サービスの多様化や制度の死角地帯(狭間)問題を解決していく地域福祉事業を展開されている。すでに韓国の社会福祉現場では、社会的企業の運営による地域福祉事業が展開されており、地域の脆弱階層の雇用創出にも注目している。既存の地域福祉事業による地域福祉サービスは、雇用創出と市場性(事業性)と持続可能性が弱い傾向にあり、雇用による地域の脆弱階層の生活自立をめざしている。

一方、韓国政府は、社会的企業を社会福祉分野へ活用できる多様な制度的支援を行っている。2007 年「社会的企業育成法」の制定によって、社会的企業による地域福祉サービスの提供が拡大されている。

社会的企業の活性化を運営することにより、地域住民の雇用、所得、地域問題解決という地域のニーズに対応している。地域生活や所得や雇用の不安など地域の共通課題に対応するために、社会的企業による地域福祉事業体の運営に注目している。このような社会的企業による地域福祉事業体の機能は、従来の地域福祉事業体の機能と結び付けられ、経済と福祉を基盤することにより堅固なセーフティネットの構築が期待できる。

実際に、韓国の社会的企業育成政策は、雇用創出に対して大きな成果を出している。韓国社会的企業振興院(2017)によると、全国の 1,741 か所の社会的企業で社会の脆弱階層の約 22,000 名を雇用する効果があったと発表した。社会脆弱階層の雇用と所得によるニーズへの対応は、既存の地域福祉サービスでは対応できなかった雇用と住居、健康などのニーズへの対応が期待されている。本研究では、このような社会的企業の機能に着目し、雇用保障と市場を基盤とした多様な地域福祉サービスが提供可能な地域福祉事業体の運営方法を検討する。

¹ OECD (2014) 「Job Creation and Local Economic Development - The size of social economy in 28 European countries」

第1節 問題認識－韓国の地域福祉と地域福祉事業を取り巻く状況

1. 韓国の社会変化と新たな社会問題の登場

1970 年代オイルショックの以降、市場経済に対する政府の積極的な介入を強調したケインズ主義は失敗し、新たな新自由主義が登場する。新自由主義は、ケインズ主義と完全雇用政策を否定し、市場の規制緩和と個人の財産権を注目した。政府の市場への介入に対しては、完全に否定するわけではないが、国家レベルからの市場介入によって経済的な効率性や競争力を弱体化させることを目的とした。また、公共政策や福祉政策を拡大することによって政府の財政負担が増加し、福祉政策の拡大は、労働者の勤労意欲を減少させ、モラル・ハザード(Moral Hazard)の問題が発生することを指摘した。その反面、経済政策では、国家の金融と貿易の自由化など、国家間の規制緩和することが新自由主義のねらいであった。このような背景のなかで新自由主義は本格的に 1980 年代にはマーガレット・サッチャー首相(Margaret Thatcher)やアメリカのロナルド・レーガン大統領(Ronald Reagan)が支持し、イギリスやアメリカなど先進国を中心に広がってきた。

筆者は、新自由主義が主張する新たな改革は、矛盾があると考えている。以前までは、多くの国家が製品の大量生産と輸出などが国家の経済発展の原動力であった。しかし、現在には国家間の経済状況やステークホルダー、金融政策などの関係性のなかで、経済規模が比較的に大きな先進国が経済や金融危機に直面すると、周りの経済規模が小規模である国家にも影響を及ぼす傾向にある。また、このような経済危機によって今まで経験していない新たな社会問題が次々に登場している。

韓国の場合も、新自由主義を通じて経済の高度成長時期を経験したが、1997 年の経済危機によって様々な社会問題が登場し、雇用市場と生活の不安定や労働者の権利と地位の弱体化など雇用と所得の不安化が大きな課題となっている。また、低所得者の所得と生活保障、セーフティネットの機能など社会保障機能が弱まることによって所得格差、ホームレスの増加など、新たな社会問題も次々に登場してきた。以降、既存の生活保護法を改正し、2000 年「国民基礎生活保障法」を制定した。この法律は、公的サービスを強化すると共に脆弱階層の雇用支援による生活自立が重要な目的であった。

このような社会保障と社会サービスの改革の大きな転換期になった金大中政権(1998 年－2003 年)では、「生産的福祉」を志向し、社会保障に対する国家責任を拡大した。しかし、金大中政権の社会保障に対する国家責任の拡大は、経済場面では、雇用創出がない経済成長であり、所得の格差、貧困問題の拡大などの社会問題を解決する根本的な解決策としては不十分であったといえる。

さらに、少子高齢化のような人口変化によって生産人口が減少し、労働市場の危機とコミュニティ崩壊、マイノリティ問題、孤立死などの諸問題が登場している。このような状況なかで、従来の社会福祉制度とサービスが対応しきれなくなっている。

2. 韓国地域福祉の登場と地域社会の変化

韓国では、1980 年代から本格的に展開した地方分権化と社会福祉事業法の改正などによって地域福祉に対する関心が高まってきたといえる。韓国では、地域福祉を用語的に「地域社会福祉」という。これは、地域福祉の地理的概念を示す「地域」と機能的な概念「社会」を含めた概念として「地域社会福祉」と示している。韓国の地域社会福祉という用語は、地理的な「エリア」と機能的な「コミュニティ」の要素を包括的に示しているといえる。本研究では、地域福祉に対する用語的な混用を防ぐために地域福祉という

用語で統一する。

韓国の地域福祉に対する考え方は、戦後、欧米のコミュニティケアや COS 活動などの地域福祉実践概念が大きな影響を受けたといえる。本格的に国内で地域福祉に対する概念が注目されたのは、1980 年代以降に地域福祉組織論の概念を紹介してからである。社会福祉方法論の一つである地域福祉組織論は、1985 年に地域福祉という名称で大学の科目やテキストに紹介された(キム・ボンスら、2009: 37)。当初、韓国の多くの先行研究では、1980 年代から韓国の地域福祉の概念が成り立ち、多様な概念が論じられてきたとされている。ソン・ジョンブ(1985:182)は、地域福祉に対して地域の公的・私的機関が協力と組織化を通して地域住民の生活環境を改善する施策および方法と体系であると論じている。また、キム・ボンス(1986:94)は、在宅サービスを中心とした環境改善サービス、地域住民の組織化活動など、地域社会を中心に地域住民に対する生活問題を全版的に対応する包括的な概念であると論じている。これに対して、チェ・イルソップ(1985:25)は、個人レベルや家族レベルより広い概念であり、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉のような対象中心の福祉活動より、地域性が強いことから地域社会福祉の差別性を考えることができると論じ、地域福祉と既存の対象者中心の社会福祉分野との違いを提示してきた。

一方、韓国の地域福祉に対する歴史的な系譜は、大きく地域福祉運動、地域福祉組織、地域福祉開発の3つの概念が背景になっている。1980 年代は、軍事政権による多様な社会運動が展開され、韓国の地域福祉は、住民運動的な性格を強調した。当時の各地域では、住居と衛生、健康に対する関心が高まり、新マウル運動のような生活環境改善運動が活発に行われた。経済発展と産業化による多様な労働運動と住民運動が地域福祉分野にも影響を与えた。以降、1990 年代からは、地域福祉運動から地域福祉組織化への移行が行われた。地域福祉組織化に対する関心が高まることによって社会福祉関連法と制度は、地域を中心に改正され、地域福祉サービスの重要性も認識され始めた。

また、地域福祉組織化には、ソーシャルワークの重要性を認識し、ソーシャルワークの技術による地域福祉組織の運営と地域福祉サービスの提供を計画した。当初の政府は、低所得者が密集している地域に総合社会福祉館を設置し、ソーシャルワークの技術とノウハウを活用した多様な地域福祉事業を展開した。また、社会福祉士資格制度に関する法律を制定し、各自治体には社会福祉担当公務員を採用・配置するなど社会福祉事業法の改革が行われてきた。

2000 年代に入り、経済危機による社会保障制度の改革と新たな社会問題の登場によって韓国社会福祉は、大きな転換期に向かえることになった。家族とコミュニティ機能は崩壊し、高齢者人口の増加による社会保障費支出の増加など、多様な地域の課題に対応する地域福祉の展開方法として地域福祉開発という概念が注目された。このような地域福祉の変化によって現場のソーシャルワークには、資源開発と財政づくりに対する企画力などが求められ、地域資源とプログラムの開発者としてソーシャルワークの機能が求められている。

3. 韓国の地域福祉事業と総合社会福祉館の登場

前述のように現在、韓国では、地域福祉サービスの拠点として総合社会福祉館が運営されている。総合社会福祉館は、公的福祉サービス提供、住民活動の支援、地域ニーズへの対応など地域セーフティネットとして多様な地域福祉事業を展開している。また、民間領域との連携によって公的サービスが対応

できない領域において新たな地域福祉サービスを提供している。このような総合社会福祉館は、歴史的に民間の地域援助活動が背景になっている。歴史的には 1950 年 6 月 25 日の韓国戦争(朝鮮戦争)以後、民間領域を中心に多様な慈善活動や救済活動が行われ、そのなかでも宗教団体を中心に多様な社会福祉実践活動が展開されてきた。政府は、このような民間団体の経験と技術を地域で活用するために委託事業を計画する。民間団体の社会福祉実践活動は、1980 年代から総合社会福祉館の運営という国からの委託事業として発展する。

韓国の地域福祉事業は、歴史的に民間(宗教法人、NGO)を中心に社会福祉サービスが提供してきたことが明らかになっている。戦後、社会インフラが不十分な時期から、多くの宗教法人が救護と慈善を目的とした社会援助活動を全国的に行ってきた。特に、欧米のキリスト教の影響を受けてヨーロッパやアメリカの多様な社会福祉援助技術や概念が紹介された。この頃からアメリカのハルハウス(Hull House)やイギリスのトインビーホール(Townbee Hall)などの海外の概念と社会福祉実践技術が広がってきた。このような概念と地域福祉実践と技術は、韓国の総合社会福祉館が誕生するきっかけになったといえる。最初の総合社会福祉館は、1921 年に「泰和ギリシヤ社会福祉館」がアメリカの宣教師マイヤース (Mary D. Myers,²)によって設立された。当初は「泰和女子館」という名称で運営され、宣教活動と共に多様な地域の援助活動を行った。以降、カトリック教、仏教など多様な宗教団体が社会事業活動を行い、多様な民間領域の地域福祉実践活動への参入が促進された。

1980 年代に入り、高度経済成長のなかで高齢者、障害者、子どもなど多様な社会問題が登場し、地域で社会福祉サービスを提供するソーシャルワークの実践技術の必要性を認識され始めた。以降、社会福祉事業法の改正によって低所得者の密集地域やで永久賃貸住宅を中心に総合社会福祉館を設置し、多様な地域福祉サービスを提供するようになった。こうした政府の積極的な支援によって総合社会福祉館は、政策的・実践的に韓国の地域福祉実践とサービス提供の拠点の役割を担ってきた。

総合社会福祉館に対する法的根拠は、基本的に社会福祉事業法第 34 条第 5 項に基づいて設置及び運営することになり、「住宅法第 2 条」、「住宅建設基準に関する規定第 5 条」によって永久賃貸住宅を中心に設置することが義務化されている。これらの関連法律によって総合社会福祉館は、1983 年から運営し始め、2017 年現在に全国に 466 か所³が運営されている。地域のなかで多様な地域福祉サービスを提供しており、地域のニーズに対応してきた。そして、ソーシャルワークの援助技術やケースマネジメント、地域組織事業など韓国地域福祉実践において大きな影響を与えたことになった。近年には、社会福祉事業法の改正と住宅建設基準に関する規定第 5 条の削除によって永久賃貸住宅の範囲を超え、市・区単位まで地域福祉事業の範囲を広げている。しかし、このように韓国の地域福祉サービスの拠点として根付いていた総合社会福祉館は、公的領域と民間領域の機能が集中され、バーンアウトの状態になっている。また、以前より多様な地域のニーズや課題に総合社会福祉館が対応しきれなくなっている。

他方、最近では、新たな地域の課題やニーズに対応するために社会的企業による地域福祉事業が活発に展開している。その背景には、社会的企業に対する政府の積極的な制度的支援がある。韓国政府は、「社会的企業育成法」によって社会的企業を地域福祉分野へ拡大する状況であり、地域住民の雇用、

² マイヤース (Mary D. Myers,)は、メソジスト教会の女子宣教師であった。

³ 韓国社会福祉館協会 (<http://kaswc.or.kr>) 検索日: 2018 年 3 月 25 日

所得、地域問題解決という地域のニーズに対応している。

その結果、現在、韓国の経済と雇用において社会的経済が占める割合が極めて増加している。韓国社会的企業振興院(2017)によると、全国の約 1,740 か所(2017 年基準)の社会的企業で、社会の脆弱階層の約 22,000 名の雇用する効果があった。

第2節 用語の定義

1. 地域福祉とは

地域福祉は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉のような対象者やサービスの範囲を区分する領域ではなく、地域という幅広い範囲で行う専門的福祉領域である。地域では多様な思想とニーズ、主体性が存在しており、地域福祉をいかに捉えるかによって、その意味も異なってくる。したがって、地域福祉を福祉コミュニティやローカル・ガバナンスのようなネットワーク機能に着目する考え方もある。

海外では、地域福祉の概念をコミュニティの視点から捉える傾向にある。Warren(1963)は、急激な都市化によるコミュニティの変化を認識し、コミュニティの概念に対する再検討を強調する。Warren によるコミュニティは、地理的な側面と心理的な側面に分け、地理的な側面では人々が生きていく特定地域を意味し、心理的な側面では人々の共同感情、共同利益を求める生活様式を示している。

イギリスの『シーボーム報告書』では、コミュニティを社会サービスの重要な基盤、あるいは「福祉の場」として認識しつつ、以前とは異なるコミュニティの特徴と役割を強調する。まず、コミュニティの概念に対して共同の目標や利益を求める集団、あるいは共同体と規定し、人々のネットワークの物質的な位置および共通のアイデンティティを含めて理解されている。また、コミュニティという用語は一般的に地理的な領域と共通のアイデンティティ(Common identity)を持つ集団という双方の意味であると示しており、一定の場所に居住し、相互同一な感情を持つ人間集団を示している。

他方、日本の地域福祉の概念は、イギリスのコミュニティケア、COS、セツルメント活動などの地域実践活動が紹介され、岡村重夫の主体性と福祉コミュニティ形成論を始め、多様な議論が行われてきた。そのなかで、牧里毎治(1984)は、地域福祉を構造的アプローチ(政策制度論、運動論)と機能的アプローチ(主体論、資源論)に分け、地域福祉を体系的な観点から提示した。地域福祉に対する概念は、大橋謙策によれば、日常生活が困難な個人や家族において自立することであり、そのために必要な物理的・精神的環境の醸成を図るため、社会資源の活用、社会福祉制度の確立、福祉教育の展開を、総合的に行い活動である論じている(大橋 1998;189)⁴。また、野口定久は、地域福祉を構造的側面と機能的側面に分け、特に、構造的側面の地域福祉に対して住民の社会的ニーズを充足し、地域生活に関わる諸問題を解決するために、生活に最も身近な小地域および市町村レベルにおいて住民の参加と公民協働による公共目的を設定し、住民の生活問題の解決を図りつつ、福祉コミュニティを形成していくための政策および実践の組織的営為であると論じている(野口 2016;13)。すなわち、地域で自助、互助、共助、公助をもとに、政策と実践(専門性)、住民活動の役割と機能に注目し、それを地域福祉のかたちにする政策および実践の組織的営為を地域福祉として論じている。また、地域福祉のプログラミングと地域福祉計画を体系的に推進する方法を論じ、地域福祉推進という観点から捉えている平野隆之は、地域福

⁴ 日本地域福祉学会編(1998)『地域福祉事典』中央法規出版 頁 189

祉の推進(Promotion)の観点から論じ、地域福祉を政策(Policy)と実践(Practice)、計画(Plan)、プログラム(Program)の4Pを中心に、地域福祉を体系的に推進していく方法を論じた(平野 2008;5)。この地域福祉の推進理論は、地域福祉の政策と実践の「メゾ領域」を想定し、地域福祉の政策から実践までの具体的なプロセスを提示している。地域福祉の推進と運営という観点から地域福祉を取り上げ、本研究の地域福祉事業体の運営と展開にも重要な示唆を与えている。

一方、地域福祉は、多様な要素で構成されている。筆者は、このような地域福祉の構成要素を大きく思想的要素と制度的要素に分けて論じることができると考える。

まず、思想的要素に対して永岡正己(2006)⁵は、①コミュニティと共同性、②コミュニティケア、脱施設化、③セツルメントと人格交流、④ボランティアと主体性、⑤共生と多様性、ノーマライゼーション、⑥自治、参加、生活者の思想、⑦開発と計画の思想を挙げ、これらが相互に関連しつつ地域福祉の思想をなしていると論じている。このような思想的要素は、当事者の主体性と多様性、自治、人権、平等、民主主義などの要素を課題として提示しつつ、地域の福祉問題に対する予防・対応・計画と開発という考え方を強調していると考えられる。また、制度的要素では、1960年代から1970年代までの「地域組織化」、1980年代には「在宅福祉」、1990年代前半には「住民参加型福祉」、「利用者主体」が重要な要素として挙げられた。その以外にも、「ノーマライゼーション」、「地方自治・地方分権」、「地域自立生活支援」、「社会的包摂」も地域福祉の重要な政策的要素として挙げられている(成清、川島 2013;山本 2017)。

このような地域福祉の領域は、大きく実践と政策に分ける。一般的に地域福祉政策分野は、社会保障制度やサービス、公的扶助のような公的制度やサービス分野を示しており、地域福祉実践分野は、地域福祉の主体形成、住民活動、ソーシャルワーク支援などのミクロレベルでのサービスや活動を示している。特に、地域福祉において地域福祉実践領域は重要な視点である。それは、今日の地域福祉は、政策と制度が、地域福祉の実践現場の課題によって策定する傾向にあるからである。地域福祉実践のなかで地域住民は、主体性を基盤とする活動を行い、その主体性は住民活動や地域福祉サービスの成果を判断する基準になりうる。

2. 地域福祉事業の定義

本研究では、地域の集合的な利益を追求し、共通課題に対応するために地域福祉サービスを開発・提供することが地域福祉事業ではないかと考えている。そういう意味で地域福祉事業とは、住民組織や個人が行う地域福祉活動とは違い、地域のニーズに対応するために必要な地域福祉サービスを、より専門的に提供することである。すなわち、地域福祉というそのものをサービス化する行為である。したがって、地域福祉事業は、関連法律、制度、政策などとの関連性が高く、地域福祉活動といった住民活動より、フォーマルな性格を持っている。このような観点からみると地域福祉事業は、地域福祉資源の生産することを意味する。地域の人的・物的資源を活用しながら地域の問題やニーズに対応する「生産的過程」である(ジョンガエンヨン、2013:269)。

本研究では、このような地域福祉に対する思想的要素と政策的要素のなかで主体性を基盤としたノーマライゼーションとインクルージョンの思想的要素を中心に「地域自立生活支援」、「社会的包摂」、近年、

⁵ 日本地域福祉学会編(2006)『地域福祉事典』中央法規出版 頁34・35

介護保険の施行以降に提示されている「福祉サービスの市場化」などの政策的要素に着目している。特に、地域自立生活支援という地域福祉要素を本研究の重要な視点におき、雇用創出に関わる地域のニーズに対応することを注目している。しかし、雇用に対する地域のニーズが高いにも拘わらず、今まで地域福祉サービスは、就労支援に関する専門的アプローチが弱い傾向にあった。地域福祉で相対的に弱い傾向にあった雇用支援や相談などのサービスを開発及び提供することが求められており、その方法として社会的企業による地域福祉事業体の運営に着目している。

筆者の地域福祉事業に対する定義は、地域の多様な問題に関わっている人びとが、主体的に地域資源の活用を通して生活自立を図り、地域の共通課題に対する予防及び解決するために地域ネットワークを中心に地域福祉サービスを提供し、地域福祉に関する政策と実践活動を計画・実行することである。このなかで地域福祉サービスとは、主に住民生活に対する生活支援サービスや脆弱階層に対する雇用支援サービスなど、地域住民の便益・福祉・教育など生活の全般において多様なサービスを支援することである。

一方、地域福祉事業の展開は、主に小規模で事業を運営する場合が多く、介護事業、育児支援事業、介護や障害者の家族会支援事業など地域住民のニーズに対応する地域福祉サービスを提供している。地域福祉事業を NPO 法人、社会福祉法人、民間による事業所などを多様な組織形態が運営している。韓国の場合は、社会福祉法人、宗教法人、医療法人を中心に展開されており、それ以外にも、学校法人、国の認証を受けた社会的企業が地域福祉事業体を運営する事例も増えている。特に、韓国は、行政からのアウトソーシング方式で運営する場合が多く、総合社会福祉館が代表的な地域福祉事業体として知られている。歴史的にも韓国の地域福祉サービスの拠点として根付いていた総合社会福祉館は、ソーシャルワークの実践技術を統合的に行い、ケースマネジメント、利用施設運営、相談援助支援などを行ってきた。しかし、近年、地域のニーズや福祉問題に増えることに比べ、地域福祉サービスを提供する総合社会福祉館のような既存の地域福祉事業体の機能が不十分であるという課題が提示されている。

3. 本研究における地域福祉事業体の定義と位置付け

前述のように地域福祉事業体は、一般的に地域を基盤とし地域資源とネットワークの活用を通して住民のニーズに対応できる地域福祉サービスを提供する、社会福祉法人、NPO 法人などの組織を示している。国の法律や制度によって地域福祉事業体の概念と範囲は異なるが、一般的に社会福祉法人、NPO 法人、医療法人、協同組合、株式会社などの運営組織が地域福祉事業体として示すことができる。

韓国の場合は、社会福祉事業法の第1条によると、社会福祉事業に対して社会福祉サービスを必要とする対象者に対して安定的な暮らしや生活を保障し、社会福祉の専門性を高めながら社会福祉事業の透明性と適正を図り、地域福祉の体系を構築すると示している(韓国社会福祉事業法 第 1 条)。そして、相談支援、雇用支援、医療福祉、在宅福祉サービス、総合社会福祉館運営、障害者(精神・身体)施設運営など多様な事業を地域福祉事業として示している。

本研究では、地域の共通問題に対応する必要性に着目し、地域福祉の課題を地域の資源を通して解決することが地域福祉事業であると定義する。また、このような地域福祉事業に社会的企業が取り組み、地域のニーズに対応する福祉サービスを提供する事業体が「社会的企業による地域福祉事業体」と定義し、本研究のテーマとして扱う。

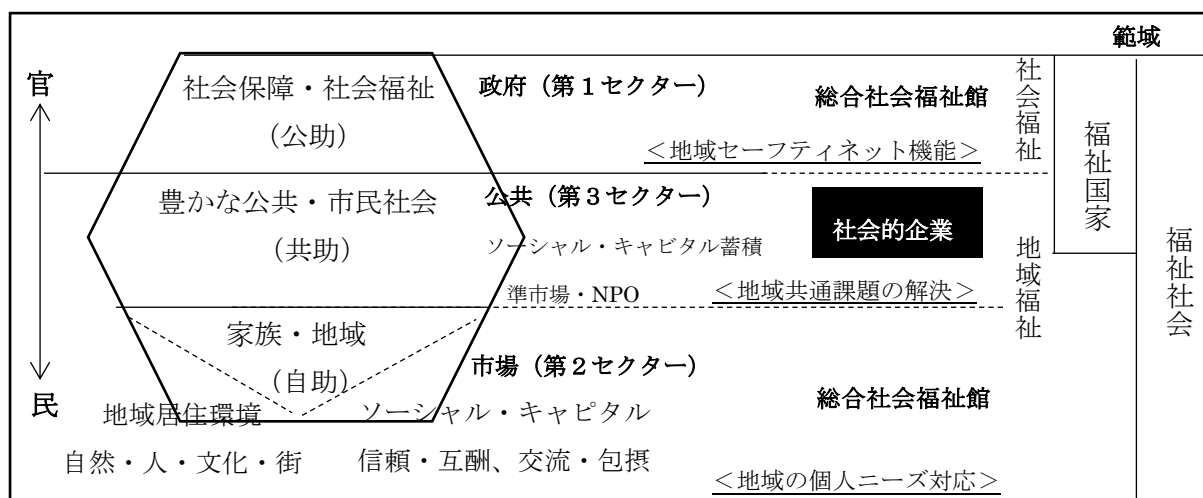
社会的企業による地域福祉事業体は、このような総合社会福祉館等の機能やサービスが対応できない領域に新たな地域福祉サービスを開発及び提供することが目的であると想定している。そのために、地域福祉のなかで社会的企業による地域福祉事業体の範囲を位置付けることが重要であると考えられる。筆者は、社会的企業による地域福祉事業の機能の把握と位置付けをするために、野口（2018）の「包摂型福祉社会モデル」と「地域福祉の統治構造」の2つの理論に注目している。地域福祉は、一定の統治構造を形成している。従来の統治構造では、主として政府や地方自治体及び社会福祉法人が限定された福祉サービスの供給主体として市民、当事者、利用者に直接提供するしくみであったが、現在では、行政と社会福祉法人、民間企業、NPO、ボランティア団体、社会的企業などが協業して市民や利用者により多様なサービスを提供する構造が主流になっている（野口 2018:154）。図表1に示したように、地域福祉を大きく3つのセクターに分け、第1セクターとしての上部の社会保障と社会福祉の「公助」領域は、政府や自治体が提供する公的制度やサービスを提供することを意味し、具体的には社会保険（年金・医療・労働・雇用・介護）や、社会保障制度（公的扶助、住宅、保健）のなどを示している。これによって地域の貧困問題、所得格差の福祉問題に対応し、堅固なセーフティネットの整備の重要性を論じている。

第2セクターとして下部の家族と地域の「自助」領域では、地域の家族や個人問題やニーズに対応することが求められる。家族や地域機能の崩壊によって生じる個別問題であり、具体的には、食事、入浴、育児、介護などの問題に対応し、地域福祉の基本単位である家族や地域の生活者問題に対応していくことが重要であると論じている。その間に第3セクターの豊かな公共と市民社会の「共助」領域では、市民社会、民間、公共の協力が重要な点であり、地域の生活問題にかかわる多様なニーズに対応することが求められると論じており、具体的には、地域住民の摩擦、マイノリティ、所得格差、住居などの地域の共通する問題に対応し、地域住民、公共、民間が協力し、安心して暮らし続けることが重要である。

本研究では、このような3つのセクターの組み合わせが地域福祉の進め方であると考え、そのなかで社会的企業による地域福祉事業の機能と役割は、第2セクター（中部）である「共助」領域で求められるものではないかと想定した。この考え方は、既存の韓国の地域福祉事業体として運営されてきた総合社会福祉館の機能を検討することによって明らかになる。韓国では、地域福祉事業体では、社会福祉法人が運営する総合社会福祉館が代表的な地域福祉事業体として運営されている。総合社会福祉館は、政府と委託関係で社会保障と社会福祉サービス（生活保護受給者支援、低所得家庭支援）を提供し、「公助」の関係にある。また、地域の家族や福祉問題、個別のニーズに対応するために、低所得者（生活保護者、受給者）の事例管理（ケースマネジメント）、相談支援、お弁当配達、理・美容サービスなど運営などを行い、「自助」の関係を維持している。したがって、総合社会福祉館は、地域福祉のなかで「公助」と「自助」を基盤として地域福祉事業を展開してきた。

しかし、その間の第3セクター「共助」の領域での地域共同問題に対応する機能が弱い傾向にあった。特に、地域の雇用創出を中心に地域再生、住民の摩擦問題、地域福祉サービスの多元化など、共同体レベルでの専門的なアプローチが求められている。この第3セクターの領域に社会的企業の機能と役割を重点におき、社会的企業による地域福祉事業の運営に関する方法と課題を検討することを目的としている。第3セクターでの住民組織、公共、民間の協力によるソーシャル・キャピタルの蓄積と準市場の形成は、社会的企業が運営可能な良い環境になっている。また、市場で雇用支援などの地域福祉サービスを拡大し、地域の共通問題に地域住民自らが対応する方法も提示できる。このように社会的企業の機

能は、今まで地域の家族や個人問題に提供してきた総合社会福祉館とは違う機能を果たしている。



図表1 地域福祉における社会的企業の位置付け

出典)野口定久(2018)『ゼミナール地域福祉学—図解でわかる理論と実践—』P16、P154をもとに再構成した。

第3節 研究概要

1.研究背景

本研究は、社会的企業による地域福祉事業体の運営方法を検討することを目的としている。特に、韓国の地域福祉事業のなかで核心的な役割を担っている総合社会福祉館の機能と課題を把握し、その課題に対応する地域福祉事業体として社会的企業の運営方法を明らかにすることが本研究のねらいである。今日の地域福祉では、福祉国家(社会保障・社会福祉制度)と市民社会(市民権と社会権の保障)は、地方分権化のなかで、相対的に緊張と契約の関係形成の状況にあるが、その際に、社会保障や社会福祉サービスを提供する社会福祉法人の位置付けが新たな課題として浮上している。つまり、社会福祉施設の経営や運営の新たな理論化と具体的な運営方法が求められている(野口 2018:12)。このような状況を踏まえ、本研究の背景を大きく2つに分けることができる。

一つ目は、社会的企業と地域福祉関連研究の不十分さである。社会的企業は、地域福祉分野に高い可能性が提示されているにもかかわらず、未だに関連分野の研究は不十分であるといえる。近年、米沢(2011)の労働統合型社会的企業に関する研究、牧里(2015)の障害者就労支援や収益事業と社会問題解決という仕組みを用いて多面的に分析した研究など、社会福祉分野への関連研究が増える傾向にあるが、地域福祉事業として具体的な運営方法を検証する研究は、未だにないといえる。また、日本国内で韓国の社会的企業に関する研究は、羅(2015)、呉(2017)が韓国社会的企業育成法や制度を分析する研究を行ったが、地域福祉領域への具体的な活用方法に関する視点が不十分である。

二つ目は、新たな地域福祉事業体の運営論とその方法論の必要性である。韓国では、現在の地域福祉問題に対して従来の地域福祉事業が対応できない状況であり、政府の育成制度によって社会的企業による地域福祉事業の運営が増えている。しかし、社会的企業による地域福祉事業は、未だに運営方法や事業展開において多くの課題がみられており、雇用創出や市場による社会サービスの開発など、社会的企業に対する本来の機能が相対的に弱まっている傾向にあるため、新たな地域福祉事業体として、具

体的な運営方法の検討が求められている。韓国の地域福祉事業体は、伝統的に総合社会福祉館が地域福祉事業体として根付いていたが、近年、マイノリティ問題、孤立死、過疎地域問題、雇用と生活の不安定など、以前より地域の共通課題が拡大するなかで対応しきれなくなっている。さらに、既存の地域福祉サービスでは、雇用創出に関する機能が弱い傾向にあるため、市場で雇用と連携した生産的な地域福祉サービスを開発が求められている。

2. 研究目的

最近、韓国では、既存の地域福祉事業体の課題と新たな地域福祉事業体の必要性を認識し、社会的企業による地域福祉事業体の運営を活性化している。すでに社会的企業の育成と運営が国の重要政策として認識されており、地域では、社会的企業の運営による地域福祉事業が展開されている。韓国の地域福祉事業では、地域福祉サービスの拠点として総合社会福祉館が歴史的に根付いていたが、最近、地域のニーズや問題の多様化によって対応しきれなくなっている。日本のような NPO による収益事業や地域中小企業の社会貢献などの活動が相対的に少ない韓国では、新たな地域福祉事業体の開発と運営方法に対する研究が必要である。本研究では、社会的企業による地域福祉事業体の運営を通して地域福祉サービスとして比較的に弱い傾向にあった地域の共通課題を解決し、雇用創出を活性化することを目的としている。また、そのなかで社会的企業による地域福祉事業に対するソーシャルワークの機能と社会的企業家としての可能性を検討する。

3. 研究方法及び対象

本研究は、地域資源と地域福祉サービスを市場で開発・提供する組織体が、社会的企業による地域福祉事業体であると想定し、雇用創出と市場性を中心とした運営方法を検討することが目的である。研究枠組みは、大きく3つの段階に分ける。①先行研究を通して社会的企業概念と特徴を検討し、韓国の社会的企業を国際的な文脈のなかで位置つけるために国際動向を検討する。②韓国社会的企業の制度と地域福祉という2つの軸に分けて、社会的企業による地域福祉事業体の必要性を明らかにする。③韓国社会的企業による地域福祉事業体を4つの運営方式に分け、各運営事例による強みと課題に基づいて運営方法を検討する。

社会的企業による地域福祉事業体の運営には、大きく運営的側面と機能的側面に分けることができる。運営的側面へのアプローチは、地域福祉事業としての運営方法を検討することが目的であり、①運営目的、②財政運営、③福祉サービス、④組織形態を中心に事例調査を行う。

機能的側面へのアプローチは、地域福祉事業として必要な機能と課題を把握することが目的であり、①持続可能性、②地域性、③福祉機能、④市場性、⑤雇用創出を中心に半構造化面接を行う。事例調査は、4つの運営方式(住民参加運営方式、非営利組織運営方式、公益企業運営方式、協同組合運営方式)に分けて運営事例ごとに行い、面接調査は、各運営方式の代表者やスタッフ、地域住民などを対象として5領域、10個のカテゴリー、25個のサブカテゴリーの半構造化面接項目シートをもとに分析を行う。

(1) 運営的側面の分析: 事例分析

事例調査(case study method)は、一般的に個人や集団、組織などを一つの単位として考え、その特性を具体的に研究・調査する方法であると言える。研究方法として事例研究は個人、集団、組織、社会、政治、そして多様な関連現象に対する知識を提供することに活用する(Robert, 2016)。

本研究の事例調査は、韓国地域福祉事業の運営事例の運営的側面を分析するために行うことが目的である。ここで運営的側面への取り組みは、運営事例の事業内容、組織状況、組織構成員の経営参与度、意思決定構造などを把握するために行う。事例調査の対象は、地域福祉事業体として分析するために4つの運営方式(住民組織運営方式、非営利組織運営方式、公益企業運営方式、協同組合運営方式)を中心に①運営目的、②財政運営、③福祉サービス、④組織形態に基づいて事例調査を行い、事業内容、運営目的、地域福祉サービス提供と新たな事業計画など多面的に分析を行う。

(2) 機能的側面の分析: 半構造化面接調査 (Semi-Structured Interview)

面接調査の目的は、地域福祉事業の機能的側面を分析するためである。ここでは機能的側面を分析するために5つの項目を提示する。①持続可能性、②雇用創出、③市場性、④福祉機能、⑤地域性 5つの機能を提示し、面接調査の枠組みとして活用する。この5つの機能というのは、先行研究で把握できる社会的企業の3つの機能である①持続可能性、②雇用創出、③市場性に加え、地域福祉事業として挙げられる2の機能④福祉機能、⑤地域性を筆者が追加した。これらの5つの機能を中心に半構造化面接シートを作成し、面接調査を行った。5つの機能に対する具体的な説明は次のようになる。面接対象は、社会的企業の代表者やリーダー1名、雇用者 1 名を中心に各企業当たり 2 名の面接者を選定した。面接時間は、1 時間から 1 時間 30 程度で行い、カフェ、事務所、相談室などで面接を行った。面接項目は、面接者の内容によって柔軟に順番を変えて進めた⁶。

(3) 研究対象の分類

韓国の社会的企業による地域福祉事業体の事例分析を行うために、4つの運営方式に分けて分析を行った。事例分析の対象は、韓国社会的企業振興院の報告書やホームページの情報を通して全国の 1,741 か所の社会的企業のリストを確保した。そのなかで社会的企業による地域福祉事業体を運営している 1,359 か所を取り上げ、4つの運営方式(住民参加による運営方式 34 か所、非営利組織による運営方式 511 か所、公益企業による運営方式 726 か所、協同組合による運営方式 88 か所)に分類し、運営方式による事例を選定した(図表3参照)。運営事例は、＜A 事例＞住民参加による運営方式「釜山市デイドール希望福祉協同体」、＜B 事例＞非営利組織による運営方式「釜山市ロデム障害者職業リハビリセンター」、＜C 事例＞公益企業による運営方式「原州市尚志福祉センター」、＜D 事例＞協同組合による運営方式「原州市医療福祉協同組合」を運営事例として選定した(図表2参照)。また、半構造化面接項目シートを中心に分析した結果をレーダーチャートで示した。機能別評価は、2点以下は機能が弱く、3点以上は機能が強いと想定した⁷。

⁶ 事例調査と面接調査の枠組みは、第4章第1節「事例分析の概要」に具体的に示しておく。

⁷ 半構造化面接項目シートの概要及び構成に対しては第4章第1節で具体的に示す。

この4つの運営方式を中心に社会的企業による地域福祉事業体の機能と運営方法と検討する。各運営方式に関する特徴は以下のように示すことができる。

一つ目の「住民組織による運営方式」は、地域住民組織が運営する社会的企業である。地域に密着した社会福祉サービスを提供するために、地域住民が自ら社会的企業を設立し、社会福祉サービス提供する運営方式である。社会福祉法人が運営している社会的企業より専門的な技術や経験は不十分であるが、地域住民組織が地域問題を発見し、収益活動（おかず・弁当配達、コミュニティ食堂、コミュニティカフェ、地域新聞社など）を通して地域問題を解決する。

二つ目の「非営利組織による運営方式」は、主に NPO や社会福祉法人が運営する社会的企業の類型である。韓国では、既存の老人ホーム、障害者施設、総合社会福祉館などを運営している社会福祉法人が社会的企業を設立および運営することが増えており、今まで社会福祉法人や施設のレベルで提供できなかった地域の共通課題を社会的企業の運営方式で解決している。特に、社会福祉法人が運営する社会的企業の福祉サービスは専門性が高い傾向にある、既存の社会的企業より専門的なサービスが提供でき、多様な収益事業を通じて持続可能な社会福祉サービスが提供できる。

	住民組織による 運営方式 (A 事例)	非営利組織による 運営方式 (B 事例)	公益企業による 運営方式 (C 事例)	協同組合による 運営方式 (D 事例)
目的	地域問題解決	社会福祉サービス 提供	企業の社会貢献	共同体問題解決
主体	地域住民組織	社会福祉法人および 社会福祉機関	民間(大)企業 ベンチャー企業	協同組合組織
特性	地域再生、まちづくり	脆弱階層の自立支援	雇用創出	サービス対象と意思 決定主体変化
財政	収益事業、ファンディング	法人支援金、収益 事業	企業支援金	出資金 収益事業
組織 形態	コミュニティ・ビジネス、 マウル企業	社会福祉法人、 NPO 組織など	大企業、ベンチャー 企業、株式会社	生活協同組合、医療 協同組合など
事例 選定	釜山市 「希望福祉共同体」	釜山市 「ロデム障害者リハ ビリセンター」	原州市 「尚志福祉センター」	原州市 「原州医療福祉協同 組合」
認証	認証社会的企業	認証社会的企業	認証社会的企業	認証社会的企業
認証数 ^(注)	34 か所	511 か所	726 か所	88 か所

図表2 地域福祉事業に活用できる4つの運営方式と形態分類 筆者作成

(注) 認定数は、全国認証社会的企業のなかで占めている数である。2017年の5月を基準)

三つ目の「公益企業による運営方式」は、民間企業が運営する方式である。主に大企業、中小企業、ベンチャー企業が運営主体になる。民間企業の社会的責任(CSR)との関連性が高く、安定的な社会福

祉サービスが提供できることが特徴である。ただ、企業との従属的な関係性によって社会的企業としての自立性が弱いことが課題である。韓国では、サムスン、SK、LG のような大企業以外にも、中小企業やベンチャー企業など、市場経済を基盤とした収益事業を通じて社会的目的を達成する運営方式である。また、もう一つは、大企業や中小企業の支援による運営方式がある。最近に韓国では、多くの民間企業が社会的企業に注目しており、財政支援、運営ノウハウ、経営コンサルティングなどの支援を行っている。

四つ目の「協同組合による運営方式」は、生活協同組合、農・漁業協同組合、医療協同組合などが社会的企業を運営する方式である。韓国の協同組合は、1950 年代後半から国民自らが設立するようになり、長い歴史を持っている。特に協同組合を社会的企業として運営する場合は、組合員の共同利益から地域住民の共同利益までサービスの範囲が拡大することが特徴である。すでにイタリアでは、社会的協同組合という概念が定着され、社会的企業と協同組合の運営方式を融合した運営方式として多様な社会問題を解決している。

本研究では、このような 4 つの運営方式を中心に運営事例を分析する。これ以外にも、多様な運営形態の社会的企業が存在するが、韓国は、政府からの認証資格を受けた組織を社会的企業として認めている。したがって、本研究の4つの運営事例は、韓国政府の認証を受けた認証社会的企業を中心に選定した。

<研究背景>

＜研究方法＞

②全国 1791 か所の社会的企業を住民参加、非営利組織、公益企業、協同組合運営方式に分け、各運営事例を検討する。

小括

※本章の目的は、社会的経済社会的企業の概念と特徴を検討することである。

小括

▲イギリス、日本、韓国は地域瀬尾を中心に地域福祉事業を展開している。

▲イギリスと韓国は、社会的企業関連法に基づいた地域福祉事業の育成と展開

▲日本は、政府と民間の協力のなかで非営利組織を中心に地域福祉事業の展開

※韓国の社会的企業を国際的な文脈のなかで位置付けることが目的である。

小括

▲政府の社会的企業を通した雇用市場と
社会福祉サービス分野への拡大

▲韓国社会的企業概念は、政府の認証制
度による「認証社会的企業」を示す

▲既存の社会的企業体として根付いていた総
合社会福祉館との共生できる運営環境構築

※社会的企業関連制度と地域福祉2つを
軸において韓国社会的企業分析

※特に持続可能性を確保するために
マネジメント概念が必要である

小括

▲社会的企業による多様な地域福祉事業の展開
ースーパー、おもちゃリサイクル、お弁当者、清掃
会社、食堂など市場性で地域福祉サービスを開発

▲地域福祉事業のマネジメントの重要性
ー持続可能性と雇用創出に関するマネジメントは
地域住民の雇用と自立、地域再生など、地域共通
問題を解決するサービス開発を促進

第1章 社会的経済と社会的企業 concepts、地域福祉との関係

第1節 社会的経済(Social Economy)の概念

1. 社会的経済の概念
2. 信頼と革新を基盤とした社会的経済
3. 市場経済における社会的経済の特性と規模

第2節 社会的企業(Social Enterprise)の概念

1. 社会的企業の登場背景
2. 社会的企業の概念
3. 社会的企業の運営と展開

第3節 社会的企業と地域福祉の関係性

1. 社会的企業の社会福祉的意義
2. 地域福祉と社会的企業の関係性
3. 社会的企業の地域社会保障機能と可能性

第4節 小括

第1節 社会的経済(Social Economy)の概念

1. 社会的経済の登場背景

社会的経済(Social Economic)は、新自由主義の欠陥と課題に対する新たな対策として注目された。この概念は、フランスによって具体化され、イギリスによって制度化されたといえる。1830年にフランスの経済学者デュノワイエ(C.Dunoyer)の著書『社会的経済の新たな潮流』から社会的経済という用語が使われた。以降、19世紀まで多くのフランス経済学者が、社会的経済という用語を使ってきた。また、1904年にはドイツのマックス・ヴェーバーが、『社会経済学(Sozialökonomische Wissenschaft)』から社会的経済という用語を示した(OECD、2006;155-181)。その以外にも、公共と民間の混合経済や市民社会の役割を強調する福祉ミックス論とサードセクター論などが背景になっているといえる。

一方、1980年代の多様な経済危機から、ケインズ主義は衰退するとともにイギリスなどのヨーロッパを中心に「第3の道」が注目されてきた。この頃には、市民社会の重要性が再び強調され、成熟した市民社会の登場とともに第3セクターが注目された。

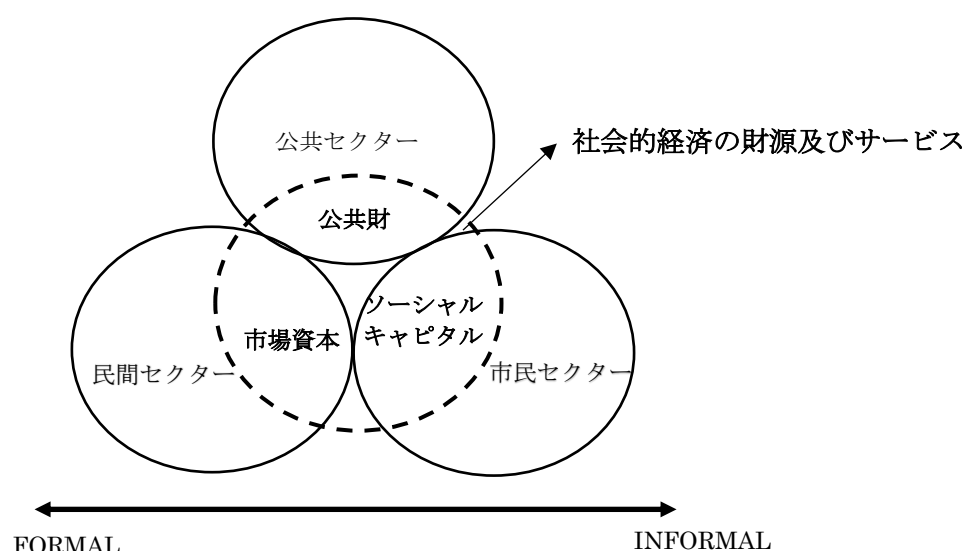
しかし、サードセクターは「実践主体の不明確化」、「非営利目的の組織」という制度的なジレンマがあったため、多くの国家において核心政策として定着しておらず、インフォーマルな活動や組織として存在するしかなかったといえる。このような背景のなかで市場経済を基盤とした新たな仕組みとして社会的経済が注目された。社会的経済は、市場経済の原理を基盤にした公益活動であり、収益性と公益性を同時に追求する新たな仕組みである。ここで公益性というのは、収益を通じて社会や地域の問題を解決することである。

ヨーロッパの経済連合体であるEUでは、急増する社会問題なかで地域機能が衰退していることに注目し、地域の持続可能に発展する方法を模索してきた。いわば「世界的に考え、地域で行動する(Think

globally, act locally)」という目標に基づき、住民組織を中心とした多様な地域運動を展開した。このような住民組織や非営利活動が社会的経済を構築する核心的な要素ではないかという考え方を提示する。つまり、社会的経済を構築する主体は、社会的目的を志向する組織であり、連帯 1 人 1 票制、すなわち民主的な意思決定構造を目標としている組織が社会的経済組織であると示した。具体的に、大きく4つに分けてみると、①利益を生み出すことよりも、構成員やコミュニティへの貢献を目的とすること、②自主的管理、③意思決定過程における民主性、④所得分配における資本、そのような資本に対する人間と労働の優先性が重要な要素である(山本 2014:12)。このような社会的経済に対して藤井(2013)は、「社会問題をビジネスの力で解決する」というハイブリット性を論じ、このような仕組みを実践する NPO と営利企業をハイブリット組織であると論じている(藤井ら 2013:3-4)。

市場性と公益性の混合は、多様な社会的付加価値を生産する。筆者は、このような社会的企業のハイブリット性に注目し、ビジネス活動を通じた社会問題を解決する仕組みに注目する。市場経済と福祉分野は、高い関連性を持っている。しかし、社会福祉分野のなかで市場化概念は、福祉国家が基盤としている普遍的な社会福祉サービスの提供という観点から考えると、若干の違和感があつたといえる。このような状況なかで社会的経済の概念が登場し、2 つの領域に対応できる概念として注目された。しかし、社会的経済という抽象的概念を実現させるためには、実践組織の運営と具体的な展開方法が必要であつた。このような社会的経済を実現する組織として社会的企業(Social Enterprise)が登場し、現在、社会的経済の実践組織として多く運営されている。

社会的経済のサービスは、特定の領域を基盤としているのではなく、公共(公共財)・民間(市場資本)・社会的資本(ソーシャル・キャピタル)によってガバナンス化されていると考えている。社会的経済という仕組みは、公的財と市場資本に依存せずに、運営可能な社会的企業の自立性と自律性の確保を強調している(図表1—1参照)。



図表 1—1 社会的経済の位置づけと財源構造

筆者作成

2. 信頼と革新を基盤とした社会的経済

(1) 事業性＝社会的事業体(Social Business)

前述のように社会的企業は、市場経済を基盤とし、収益事業を通して社会的目的を達成する仕組みである。その社会的目的といったものを持続可能なかたちにするために社会的企業という組織を運営する。つまり、社会的企業は、ビジネスを通した持続可能性を確保することが一つの目的である。

社会的企業は、非営利組織のような性格もみられているが、一般的な非営利組織とは違い、収益事業による利益分配が可能になっており、市場経済を基盤としている。しかし、市場経済のなかで営利企業との競争力を高めるためには、良い質の商品及びサービスを提供することが重要であり、運営に対するマネジメント戦略も必要である。また、事業活動に対する運営能力、関係者とのコミュニケーション能力、商品やサービス開発能力、マネジメント能力といった経営マインドが求められている。特に、地域福祉事業体として運営するためには、市場経済と制度、民間、地域住民の機能と枠割に対するバランスをとることが重要であり、ソーシャルワークの技術とノウハウを活用した新たな地域福祉事業体のマネジメント視点が求められている。

(2) 社会性＝社会的ミッション(Social Mission)

社会的企業は、ビジネス活動による社会や地域の問題解決、成熟した市民社会などの社会的価値を志向する組織である。特に、地域の共通課題に対して積極的に対応している。これは、運営方法と組織形態が違う場合にも、社会的企業が持っている共通的な機能である。多くの研究では、このような社会的企業の社会性は社会的企業が達成すべきである社会的目的を示しており、「公益性」という表現を使う場合もある。それは、社会的企業が求める社会性が社会問題の解決という公益性に基盤としているからである。社会的企業の特徴は、市場性を基盤としているが、その目的は、社会的目的(社会性)を達成することである。このような社会的企業を踏まえて地域福祉事業体として運営するためには、組織のリーダーだけではなく、組織構成員のすべてが、現在に直面した社会問題を認識し、社会的目的に対する同一なビジョンを提示することが前提条件になる。(ヤン・ジュンホ 2011; 40)。つまり、社会的企業が追及する社会的目的を地域構成員が支えていく必要があり、このような地域構成員の信頼・ネットワークといったソーシャル・キャピタルの形成は、社会的企業による地域福祉事業体に良い運営条件を提供する。

(3) 革新性＝社会的イノベーション(Social Innovation)

社会的企業は、新たな商品、サービスを開発する能力を持つ組織を目指すべきである。既存の制度や民間組織が対応しているものではなく、新たな社会問題に対して関心を持ち、社会現象に対応できる適切な運営方式を検討する必要がある。そのために革新性は、社会的企業の運営において重要な視点である。社会的企業という運営方式と特徴を明確にするためには重要な要素である。

社会的企業における革新性というのは、社会問題の解決に対しても有効な方策を提示し、市場経済のなかで新たな付加価値的な利益と公益を目指したものである。つまり、既存の社会経済システムと異なる形態として変化していくために、革新的な事業と社会問題解決の方法を開発することが求められている。さらに地域福祉事業体として新たな社会問題に対応するためには、革新性を基盤とした社会的企業の運営が重要な視点であり、このような革新性という視点は、地域資源と地域の住民プログラム、地域福祉サービスを開発において大きな影響を与えていると考えている。

3. 市場経済における社会的経済の特性と規模

社会的経済の登場において公共と民間、サードセクターは、重要な役割を担ってきた。これは、福祉ミックス論のような公共と民間と市民組織の融合的な関係性を維持したことが重要な背景になったといえる。

Robert(2004)によれば、今日、市場性の変容によって社会的経済の効果性を高めると強調しており、市場の理解・社会的経済・都市再建が混合された領域として示している。また、社会的経済の機能において政治・政策・民間の競争が重要であり、市場と非市場の多様な機能を含めている。すなわち、社会的経済は市場を効果的に改善し、個別的な社会的目的も提示できると論じている(Robert2004; 142)。

社会的経済は、営利と非営利の中間領域としてビジネスを通して社会問題を解決するという特徴を持ち、社会的目的を達成という理念をもとに、市場経済システムを構築している。

社会的経済は、市場経済のなかで多様な成果を出しており、その規模も非常に拡大されている。それは GDP のなかで社会的経済が占める割合で分かる。GDP による社会的経済の割合は、国や先行研究によって基準と背景がそれぞれ異なるため、明確な割合を把握し難くなっているが、ヨーロッパでは、概ね GDP 対比 10%まで社会的経済を拡大することを目標としている。

	イギリス	ドイツ	スペイン	フランス	アメリカ ^{注1)}	韓国 ^{注2)}
GDP 対比	約 5%	約 3.5%	約 2%	約 2%	約 13%	0.5%未満
雇用率 ^{注1)}	約 5%	約 5%	4%未満	4%未満	約 11%	約 0.3%

図表 1－2 市場経済における社会的経済の規模

出典) OECD (2014) 「The size of social economy in 28 European countries」 in *Building jobs through entrepreneurship and enterprise creation*, OECD Publishing, Paris

注 1) OECD (2014)、European Parliament (2016) 「Social Economy」、DTI (2014) を参考

注 2) ジョ・ヨンボク(2010)をもとに作成したものである

注 3) 韓国社会的企業振興院(2015)をもとに作成したものである

OECD(2014)¹⁾によると、イギリスやイタリア、フランスなど社会的経済の歴史に根付いている国家では、GDP の 2%～5%程度を占めており、現在にも社会的経済の規模は拡大されている。イギリスの場合は、社会的経済が GDP の約 5%、ドイツの場合は、約 3.5%を占めており、スペインとフランスが、約 2%を占めている(OECD2014; 141－156)。ジョ・ヨンボク(2010)によると、アメリカの場合は、ヨーロッパとは違い、NGO、NPO、企業の公益活動などすべての非営利活動が社会的経済の範囲に含めているため、約 13%という高い割合を占めている。社会的経済による雇用率もアメリカの 11%を始め、イギリス、ドイツ、スペインが 4%～5%を占めており、多くの国が雇用創出を中心に社会的経済を展開することが分かった。

韓国の場合は、社会的経済が登場し、制度的に育成してから 10 年になり、未だに定着していない状況なので、未だに GDP における社会的経済の規模は、韓国社会的企業振興院(2015)によると、0.5%未満であり、未だに活性化されてない状況である。しかし、雇用創出は、ますます拡大している。韓国統計庁「事業体基礎統計調査」によると、公共と民間の以外、社会的経済、非営利組織などを含めている第 3 セクターでは、約 150 万名(2007 年～2016 年)²⁾の雇用創出効果があった。社会的企業の雇用創

¹⁾ OECD (2014) 「The size of social economy in 28 European countries」 in *Building jobs through entrepreneurship and enterprise creation*, OECD Publishing, Paris

²⁾ 韓国統計庁「事業体基礎統計調査」各年度の数値を収集した。

出効果は、約 3 万 5 千名(2007 年～2015 年)の雇用創出を達成し、そのうち脆弱階層の雇用率が約 61%を占めている。数は少ないが社会問題(雇用問題、所得再分配)を解決するという社会的目的の達成にも向かっていることが把握された。現在に政府は、10 年以内に社会的経済の規模を GDP の 3%まで高めることを目標としている。

他方、社会的経済は、市場経済のなかで成長しているが、その特徴において市場経済とは違う傾向がみられる。これらの大きな違いは、収益活動による利益分配が重要な基準になる。

市場経済の場合は、市場性と事業収益を中心とし、利潤追求と分配を通して企業や組織を運営すること、すなわち企業の利益のために多様な収益事業を行うことが主な目的である。それに比べ、社会的経済は、組織や紙業の利潤より、社会的目的(社会性、もしくは公共性)を求める構造でる。特に、社会的目的の達成は、雇用創出を目指すことが多くみえる。雇用市場から外れた対象者を包摂し、共同体の連帯と統合を優先的に考える。このような両領域の特性を具体的に示したものが図表 1-2 である。

図表 1-2 に示したように、市場経済の目的は、利益を創出するビジネスが目的であり、社会的経済の目的は、社会的目的、つまり社会問題の解決が重要な目的である。そして、市場経済の財源は、大量生産と大量消費のような規模の経済を志向する資本主義である。それに比べ、社会的経済は、信頼とネットワークを基盤とする社会的資本(ソーシャルキャピタル)を志向する。また、市場経済の機能は、利益や生産活動に関する経済的リスクに対応する。しかし、社会的経済は、社会や地域問題などの社会的リスクに対応する。両領域の理念と目的を実現する運営主体においても違う傾向がみられている。市場経済は、①ビジネス目的の運営、②市場資本基盤(モノ・カネ)、③経済リスクへの対応、④民間企業(大企業、中小企業)が運営主体になる特徴が把握された。その反面、社会的経済は、①社会的目的の運営(社会や地域問題解決)、②ソーシャル・キャピタル基盤(信頼、ネットワーク)、③社会的リスクへの対応、④社会的企業(住民組織、非営利組織)が運営主体になるという特徴が把握された。つまり、社会的経済は、市場経済を基盤としたビジネス活動が中心になり、その利益を通して社会問題を解決していくことが大きな特徴でみられる。

	市場経済	社会的経済
目的	ビジネス目的	社会的目的(社会問題解決)
財源	市場資本(モノ・カネ)	社会的資本(信頼、ネットワーク)
機能	経済的リスク対応	社会的リスク対応
運営主体	民間企業(大企業、中小企業)	社会的企業(住民組織、非営利組織)

図表 1-3 市場経済と社会的経済の区分

筆者作成

第2節 社会的企業(Social Enterprise)の概念

1. 社会的企業の登場背景

前述したように、社会的企業(Social Enterprise)は、すでに 19 世紀に「社会的経済」という概念でヨーロッパを中心に活発に発展してきた。それ以降、1990 年代からヨーロッパを中心に政策の限界を克服し、雇用市場の流動性や社会的連携の強化するために新しい対案として社会的企業が登場した(チョ・サンミら 2011)。当初は、障害者の労働統合を目的とする団体や組織を中心に社会サービスが届かない地域に政府の代わりに非営利団体がサービスを提供したのが社会的企業の原型である(キム・ユンホ

2010)。

1970年代以降のオイルショックや経済危機によって世界各国の社会保障支出が減少し、経済危機による産業構造の変化は、失業者の増加、新社会的リスク(New social risk)³が登場し、社会的企業が登場するきっかけになった。以降、社会的企業は、国によって多様な組織形態で拡大された。

社会的企業に対する世界的な関心に対して OECD(2006)は、既存の機能だけではなく、社会的企業を脆弱階層の保護や雇用機会を提供するという、国家的な視点から社会的企業の役割を強調しているからであると述べている。特に、社会的企業は、既存の制度や社会サービスを補完する機能を持ち、国によって経済と福祉、文化、環境など多様な分野に活用されている。社会を変える革新的な組織、あるいは、活動として多様な分野で可能性が期待されており、民間企業、協同組合、市民団体など運営主体が社会的企業を運営している。社会的企業の特徴は、社会的経済による新たな企業形態として利潤を目的とする企業の特性と公益性を優先にする「社会的特性」を同時に求める組織である。つまり、利潤を極大化する伝統的な企業の観点と社会サービスの創出を目的とする社会的・公益的性格を持つ第三の経済主体である(ジョ・ヨンボクら 2008)。さらに社会的企業においてカルポラニ(K, Polanyi 1994)の互惠的経済⁴の観点は、資本中心の社会ではなく、社会的所有と民主的参与に基づいた共同体経済(社会的経済)を構築することが必要である論じている。社会的経済は、このような互惠的経済、共有経済、社会的共通資本など新たな経済モデルとして論じられていることも特徴である。このような新しい経済方式の社会的企業は、社会保障や社会福祉分野へ拡大すると、福祉国家の革新的な発展に対する価値を確立させ、社会や経済体制の対案的な役割を模索すると同時に地域共同体の復元など多様な形態で活躍することが期待できる。

実際に社会的企業は、脆弱階層に対する雇用創出、社会的排除の克服、社会福祉サービスの開発など社会福祉分野に肯定的な影響を与えている。社会的経済の社会問題解決という社会的目的の達成は、社会福祉サービスを必要とする人々に対する雇用創出による生活の質の向上と所得保障など社会や地域のセーフティネットとしての可能性も高まっている。このような社会的企業の経済的・社会福祉的特徴を大きく3つに分けて示すと以下ようになる。

一つ目は、社会的企業は、国家の福祉に対する新たな対案を提示する革新的な手段として、福祉国家の発展に寄与する。脆弱階層の生活安定と自立、雇用を通じた所得保障の価値を追求する労働統合社会的企業、公共と市場の限界を補完する社会福祉サービス供給主体としての社会的企業などの新たな社会的企業は、所得移転政策と公共サービスに依存した従来の福祉国家において新たな可能性を提示している。

二つ目は、社会的企業は、高齢者や障害者などの脆弱階層に対する雇用創出を通じて社会統合を図る。韓国の場合は、社会的企業の制度的支援の条件として脆弱階層を雇用することを法律に明記して

³ サービス経済への転換、高齢者社会の急速な進行、家族機能の弱体化、労働市場の柔軟化が進められ、現代の福祉体制は非正規職の増加、二人稼ごの家庭で労働と家族生活を両立の難しさ、高齢者に対するケア必要性の増加など、新たな福祉領域の変化に対応すべきである(Taylor-Gooby, 2004)。

⁴ カルポラニは、人間の労働力が経済的価値として認識され、労働の商品化によって本来の人間の価値を喪失したと述べた。この対案は既存の資本主義のシステムなかで社会的・文化的・政治的な要素を結合し、一定部分として連帯、互惠を通じた「制約」の導入を主張する。これは社会構成員の内在的意識と変化の形態として実現され、公正貿易のような特定な制度的な性格も持っている(K, Polanyi, 1994)。

いる。これによって脆弱階層の雇用創出を活性化し、社会的企業の本来の機能を活かす育成政策を行っている⁵。これによって障害者、高齢者には、生活の自立と貧困の克服、地域経済活性化など社会福祉と市場経済に課題を同時に解決することが期待できる。

三つ目は、社会的企業は、地域の多様なステークホルダーの参与と地域資源の開発を通じて持続可能な地域福祉サービスを提供することができる。社会的企業のビジネス活動そのものが、地域福祉サービスを提供する地域福祉事業になることもあり、ビジネス活動による収益を地域福祉サービスを開発及び提供することに投資する運営方法もある。したがって、地域において社会的企業の成長は地域の経済活性化と地域福祉サービスの多元化にもつながると考えられる。

特に、アジアのなかで日本と韓国の社会的企業に対する状況をみると、韓国では「社会的企業育成法」による法的根拠が存在し、概念や活動形態などが明確になっている。また、日本の場合は、社会的企業に対する支援法律は存在しないが、NPO の収益事業を通じて収益型 NPO、コミュニティ・ビジネスなどが社会的企業と類似した概念として論じられ、NPO 組織の「商業化戦略」と「社会的貢献」が結び付けた日本固有の組織形態で運営している。

2. 社会的企業の概念

社会的企業の概念は、一般企業のようなビジネス方法を活用し、社会性、事業性、革新性の三つの特徴を中心に多用な社会的問題を解決する事業主体である。このような、社会的企業は、国家の文化、経済規模、国民性によって法的・制度的環境も異なってくる。社会的企業は、商業的な利潤より社会的目的の達成を求める組織として形成と成長に必要な水準の利潤は創出すべき組織体である (Cattell, 2000)。特に、多くの研究では、社会的企業の社会的目的の達成を強調している。Borzaga & santuaauri(1998)によれば、社会的企業は私的領域の位置と法的形態および管理運営を維持しながら、特定な社会的目的を強調する特性を持ち、価値財 (Merit goods) や集合財 (Collective goods) を生産する組織であると論じている。

一方、ヨーロッパでは、イギリスの貿易産業省 DTI (2002) によれば、ビジネスを通して社会的目的を実現するためにコミュニティ構成員に再投資する事業体であると論じており、ヨーロッパの社会的企業研究ネットワーク EMES (emergence of social enterprises in Europe)⁶の研究では、社会的企業を共同体の利益という明確な目的を用いて直接的にニーズに関連する財政やサービスを提供する非営利民間組織であると論じられている。そして、OECD の報告書でも、社会的企業に対して利潤より特定な経済及び社会的目的、財政やサービスを生産し、社会的排除や失業問題に対して解決策を提示すると述べている (OECD, 1999:3)。

日本においても、社会的企業に関する研究が活発に行っている。中川 (2005) によれば、地方のコミュ

⁵ 社会的企業育成法第8条では、脆弱階層の雇用創出や地域社会に貢献することによって地域住民の生活の質を向上するなど社会的目的実現を目的としている。特に雇用創出に関しては、その判断基準を大統領令で公表し、脆弱階層の雇用率が 30% 以上であることを提示している (韓国社会的企業育成法第 8 条)。

⁶ EMES (emergence of social enterprises in Europe) は、ヨーロッパを中心に社会的経済や社会的企業を研究するリサーチネットワークである (<http://emes.net>)。

ニティのニーズおよび他の特別なニーズに根ざした社会的目的をシチズンシップによって達成するために、財政およびサービスの生産と供給を継続的に遂行する市民事業体である論じている(中川、2005: 90)。西山(2008)は、社会目的を持った事業で収益をあげ、事業体の内部では資産の共有、ガバナンスによる運営といった共同性を原則にしている。また、市場経済を利用しながら、非市場原理の共同社会を創造するところに新しさがあると論じている(西山 2008: 196)。そして、鳥淵は、社会的企業に対して市場システムによる解決だけではなく、市民社会を強化し、行政とNPO、企業とNPOの協働により解決方策を見出そうとする動きが出てきていると論じている(鳥淵、2009;16)。このような社会的企業の多様な概念に対して OECD(1999)では、大きく2つの組織形態をに分けている。ここでは、市場との密接な関係性をみせているアメリカ型と社会的便益の増進や社会的目的の達成を中心とするヨーロッパ型に分けている。これはサードセクター領域の中でヨーロッパでは協同組合的組織、アメリカではNPO的な組織を主張する。この両者において地域や領域が違い、利益の分配が認められないNPOと利益分配方式が違う協同組合の関係、意識決定方式の差異である(米沢 2011;18-19)。

一方、韓国では、社会的企業育成法を通じて失業問題解決や社会脆弱階層の支援のような社会サービスの提供、そして、社会的目的の達成という社会的企業の特性をを用いて社会的企業の利益を分配して公益を図ることを目指してきた。韓国社会的企業の特徴は、脆弱階層の雇用支援と社会サービス支援を中心に行われていることである。社会的企業育成法では、社会的企業に対して脆弱階層に対する社会サービス提供と雇用創出と通じて地域住民生活の質を高めることを目的とし、財政およびサービスの生産・販売などの営業活動を遂行する企業であると述べている(社会的企業育成法、第2条第1項)。また、韓国社会的企業振興院では、社会的企業に対して脆弱階層に社会サービスや雇用機会を提供し、地域に貢献することによって地域住民の生活の質を向上する社会的目的を追求する組織と論じている⁷。



図表1-4 社会的企業の範囲

出典)韓国社会的企業振興院ホームページ(<http://www.socialenterprise.or.kr>)

3. 社会的企業の運営と展開

本研究では、社会的企業の運営形態に対して大きくヨーロッパ型とアメリカ型を示したが、国の経済規模、社会問題、文化などの社会的背景によって協同組合、有限会社、株式会社などのような多様な運営形態がある。多くの研究では、社会的企業に対して非営利組織と営利組織の中間領域として示しており、ビジネス活動を通じた収益を用いて社会問題を解決するために再投資することを社会的企業の特徴とし

⁷ 韓国社会的企業振興院ホームページ(<http://www.socialenterprise.or.kr>) (検索日) 2017年9月21日

て強調してきた。しかし、国によって社会的企業を経済的側面、社会的目的の達成、または、第三の経済主体のような多様な考え方が存在するので、一つ概念、あるいは組織形態としてまとめることは未だに難しいと思われる。社会的企業の共通的な目的は、社会的目的を達成することであり、その社会的目的というのは、脆弱階層の雇用創出、社会サービス提供を通して社会問題を解決することであり、公共と民間の補完的な機能と役割を担うことを示す。社会的企業が社会的目的を達成するためには、基本条件である市場性(収益活動)が基盤となり、地域経済のなかで社会サービスを開発・提供することが重要である。特に、社会的企業は、雇用創出と持続可能性を強化する。ここでは、このような社会的企業の特徴を社会福祉領域の視点から具体的に検討してみよう。

(1) 公的サービスが届かない領域

近年、多様な社会的ニーズや問題が登場し、それを解決していくために公共領域は多様なサービス提供してきた。しかし、現在には公的サービスでは対応しきれない状況であり、民間領域と市民社会など多様な領域の役割が強調されている。特に、社会的企業は、公的サービスが対応できない領域にサービスを提供する特徴を持っている。

イギリスにおいて活性化された社会的企業の当初の目的は、公的サービスが届かない中山間地にアウトソーシング方式でサービスを提供することであった。以降、社会的企業は、市場経済のなかでサービス範囲を拡大しつつ、公共領域と市場経済の多様な問題を解決する対策として活用された。現在には、社会的企業は、福祉、教育、環境、健康、文化など多様な分野にかけて運営されている。最近、公的サービスに対する民間領域の参加も活性化されている。しかし、行政からの委託運営方式が多く、制度内にサービス提供範囲が限定されてしまう課題もみられている。社会的企業は、行政からの委託運営による制度内サービスではなく、市場経済で多様な社会サービスを開発し、制度外の領域や対象者に社会サービスを提供する特徴がある。

(2) 民間領域が対応できない領域

社会的企業の代表的な特性は、市場性と社会性を同時に求めることである。社会的企業の「社会的」という用語は、固定的、確定的なことではなく、一般の営利企業と確実に区別できるものでもない。しかし、社会事業は、社会問題を解決する組織として重要な領域を構築し、多様な分野にかけてますます広がっている。特に社会的経済分野は、共有経済(sharing Economy)、クラウドファンディング(Crowd funding)など新たな分野が登場し、関連領域が広がっている。社会的企業の特性である生産性(市場性)、持続可能性、社会性のなかで、特に社会性と生産性は民間領域が弱い領域まで補完できる。一方では、社会的経済によって市場経済のルールが崩壊されると批判する意見もあるが、基本的に社会的企業が行う収益事業というのは、市場のなかで購買能力が不十分な脆弱階層が主な対象になる。このような脆弱階層に対する雇用創出、社会福祉サービスの支援などは、民間領域では対応できない領域でもある。また、社会的企業は、運営と利益構造が適正規模、適正利益を求めることが特徴である。要するに、市場経済のような規模の経済ではなく、市場経済が対応できない領域に多様な可能性をみせている。したがって、民間企業と社会的企業は、市場経済なかで共存できる可能性が十分にみられる。

(3) 地域の共通問題への対応

社会的企業は、信頼、互惠、ネットワークを中心に社会的経済を基盤としている。既存の公共と民間が提供してきた社会福祉サービスは、公的領域と個人と家族問題を中心に対応してきたが、地域の共通問題への対応は、相対的に弱い傾向にあった。特に、地域の共通問題（住民の摩擦への対応、地域の雇用と経済の活性化、地域の環境問題、文化の継承、住民運動の促進など）への対応が不十分であったといえる。社会的企業は、市場経済を基盤とした準市場のなかで、地域の共通問題や課題に対して市場、福祉、環境、文化、教育、雇用において包括的に対応できる。特に、社会的企業は、脆弱階層の雇用創出を中心に運営すると共に地域の所得格差を解決し、高齢者、障害者などが共に暮らしていくノーマライゼーションを志向する。地域住民が共通問題解決の主体になり、地域のニーズによる多様な社会サービスを市場で開発することによって豊かな地域共生社会を目指している。地域のなかで経済と福祉に対する共通問題を解決していく特性を持っている。

第3節 社会的企業と地域福祉の関係性

1. 社会的企業の社会福祉的意義

社会的企業は、脆弱階層の雇用創出と社会サービスを提供し、既存の社会福祉プログラムの革新化、新たな社会福祉サービスの開発など、社会福祉領域への活用可能性が高い組織である。したがって、社会福祉分野で社会的企業を量的・質的に発展していくことは、社会福祉領域の発展にもつながる。

韓国雇用労働部(2008)とキム・ソンギ(2012)などの先行研究では、すでに社会福祉領域における社会的企業の可能性に注目していた。このような先行研究を通して社会的企業の社会福祉分野への可能性と意義をいくつかに分けて論じることができる。

一つ目は、社会的企業は国家福祉の新たな対案を提示する革新的手段であると論じている。そして、このような社会的企業の役割は、福祉国家の発展に大きな影響を与える可能性があると論じている。脆弱階層の職業訓練と労働を通じた所得保障を求めている労働統合社会的企業(work integration social enterprise)、公共と民間の社会福祉サービスが届かない地域や対象者にサービスを提供すること、いわゆる、「制度の狭間」問題を解決できる可能性がある。したがって、社会的企業の役割は、新しいことを提示することより、既存の福祉制度やサービスの課題に対応する機能を行うことである。これは伝統的に所得の移転による政策を行い、公共と民間サービスに依存した福祉国家に対する考え方に新たな機会と可能性を提示することである。

二つ目は、社会的企業は、社会的弱者である高齢者や障害者のために雇用創出と社会統合の核心的な役割を担うことができる(雇用労働部、2008)。特に、韓国の場合は、2007年7月に制定した「社会的企業育成法」によって政府の認証要件に脆弱階層40%を雇用することを提示している。脆弱階層に対する雇用創出は、社会や地域の経済活性化にも影響を与えるが、貧困の克服と社会的不平等に関する社会問題を解決することにその意味があると思われる。実際、韓国は、2007年から雇用創出を目的とし、2015年まで約3万5,000名の雇用効果を達成した。そのうち脆弱階層の雇用率が6割程度になり、政府が達成しようとする40%を上回る成果を出した。もちろん、勤労環境や賃金など一般的な雇用市場に比べ、多くの問題点が指定されているが、10年以内に、これほどの成果を出したことは経済場面においても、社会福祉領域においても意義がある成果である。ただ、量的な成長より、雇用の質的な成長を図

ることがこれからの課題であるだろう。

三つ目は、地域資源の活用を通じて共同体の再生と持続可能性を確保することである。「社会問題を解決する資源は地域にある」という言葉があるように、地域資源には多様な可能性が潜在している。政府主導の公共社会福祉サービスと市場の需要を重視する民間サービスは、地域の小さいな問題や摩擦まで対応し難い環境であり、そのなかで、地域住民が運営する小規模の社会的企業のような組織があれば、行政と民間とは違う立場で地域住民個人の悩みを解決できるレベルになるだろう。このような社会的企業の役割は、地域に密着しやすい特性を持っており、行政と民間を繋げる地域拠点としての役割が期待できる。

四つ目は、社会的企業は、多様な地域のステークホルダーのなかで共同体を民主的に運営していくことである。地域を基盤とする社会的企業を運営は、資本主義の競争による社会ではなく、誰もがサービスの提供者や対象者になる共生社会を志向する。この背景には、社会的企業を中心として地域ネットワークの構築と地域でのソーシャル・キャピタル(信頼、規範、ネットワーク)の形成を中心に資本主義社会の欠点を補完し、住民参加と活動を促進することも期待できる。このように社会的企業の3つの機能(公益性、事業性、革新性)に基づいた運営は、社会福祉分野に新たな方向性を提示する。既に社会的企業の多様な役割のなかで雇用創出、地域活性化以外にも、まちづくりによる住民活動などが注目されている。

2. 地域福祉と社会的企業の関係性

社会的企業による地域福祉事業体の運営方法を検討するために、地域福祉と社会的企業の関連性を明らかにすることは重要な視点である。まず、地域福祉で挙げられている要素を検討してみよう。

本研究では、地域福祉の重要な要素として挙げられている「地域自立生活支援」、「社会的包摂」と共に、最近、介護保険の施行以降に提示されてきた「福祉サービスの市場化」などに着目した。特に、本研究の背景になる核心的な地域福祉の要素として「地域自立生活支援」に注視した。筆者の地域福祉に対する考え方は、地域住民の主体性による生活自立を重要な視点におき、生活の自立こそ、地域の福祉問題を根本的に解決する要素であると想定した。生活の自立は、地域での生活安定を前提にしている。そもそも福祉問題は、生活の不安定から生じるものであり、生活を安定させるためには、何より地域での雇用と所得の保障をすることが重要である。しかし、今まで提供されてきた地域福祉サービスでは、雇用創出に対する機能と専門的なアプローチが弱い傾向にあった。したがって、本研究のねらいは、社会的企業における地域福祉事業の展開を通して雇用と所得を安定化し、地域社会で住み続けることを可能にすることである。地域福祉と社会的企業の関連性は、大きく3つに分けることができる。その具体的な内容は以下ようになる。

一つ目は、社会的企業によって地域の雇用創出を活性化する。社会的企業は、今まで提供されてきた地域福祉サービスなかで相対的に弱い傾向にあった雇用創出機能を強化する。現在韓国の脆弱階層の雇用対策は、国から提供する公的サービスの傾向が強く、短期的な雇用対策として提供されることが多いといえる。社会的企業は、市場で地域福祉サービスとして雇用の機会を提供し、地域の雇用創出を活性化する。このような地域住民の雇用と所得の保障は、地域住民の自立した生活を意味する。これは市場での消費活動につながり、再雇用、再消費の機能が続けられることによって地域再生や活性化が可能になる豊かな地域社会が形成できる。このようなメカニズムによって地域福祉の要素である「地域自

立生活支援」に対して新たな方法を提示できると考えられる。

二つ目は、社会的企業は、脆弱階層の雇用創出を運営目的としている。前述のように、社会的企業は、脆弱階層の雇用創出と社会福祉サービス提供主体として高い可能性があることを多くの先行研究で把握した。特に、現在に多様化されている地域のニーズや福祉問題に比べ、既存の地域福祉サービスが対応できない状況に直面しており、新たな地域福祉サービス供給主体が必要になっている。特に、脆弱階層に対する地域福祉サービスの需要はますます増えており、適切な支援やサービスが必要な脆弱階層も増えている状況である。ここで脆弱階層とは、低所得者、高齢者、障害者、ひとり親家庭の子ともなどを示しており、社会的企業は、脆弱階層に対する地域福祉サービスが保障できるサービスの多元化を実現していくことが期待できる。このような脆弱階層の雇用創出は、地域福祉の要素として挙げられている「社会的包摂」の機能に適切な対案を提示できると考えている。

三つ目は、社会的企業は、新たな地域福祉サービスを開発及び提供する。社会的企業の大きな利点として挙げられるのが市場性である。これは先行研究によって事業性、収益性と呼ばれているが、本研究では、市場性で示しておく。このような市場性は、社会的企業の代表的な機能として示されている。政府や自治体の補助金で提供される公的サービスが拡大するなかで、市場のなかで社会サービスを開発することは重要な視点であり、現在地域福祉で必要とする機能である。社会的企業の利益とは、社会や地域問題を解決するために活用されることであり、市場で行う収益事業そのものが、地域福祉サービスの形態になることもあれば、他の地域公益活動や地域問題を解決する住民運動などに社会的企業の収益を投資することもある。このような市場のなかで地域福祉サービスを開発・提供する機能は、地域福祉の要素なかで「福祉サービスの市場化」に適切な方策を提示できると考えられる。つまり、既存の公共や民間サービスが届かない対象者にサービスを提供する、いわゆる制度の狭間問題を解決することが期待できる。

3. 社会的企業の地域社会保障機能と可能性

社会的企業は、世界的に多様な機能と可能性が注目されている。国によって伝統的に地域に定着してきた多様な組織(協同組合、非営利組織、有限会社など)を中心に社会的企業の運営方式が定着したことも一つの特徴である。そして、このような社会的企業を通して多くの国では、地域経済の活性化、雇用創出、社会問題を解決する新たな方法を活用している。このような社会的企業は、運営形態や事業内容は国によって異なるが、大きく市場性を基盤とした雇用創出と社会サービス提供に分け、脆弱階層を対象にするという運営目的は共通点である。ここで雇用創出は、労働統合を基盤とする高齢者や障害者などが雇用市場から排除されないように労働市場を統合することを示している。また、社会サービスは、脆弱階層を中心に行政と民間が対応できない制度の狭間問題を解決することが重要な目的である。社会的企業が対象にしている脆弱階層は、公的サービスが届かない制度外の地域福祉サービス対象者を示している。

地域福祉サービスを提供する際には、地域の多様な資源の混合が重要な視点である。筆者は、地域福祉サービスの基本構成要素としてカネ、ヒト、モノ、ネットワークを挙げており、このような4つの構成要素は地域構成員の自助、互助、共助、公助を基盤とすることが重要であると考えている。特に、多様なニーズが発生する地域では、多様な地域資源の混合が必要になり、各領域の利害関係も重要な要素にな

ってくる。しかし、地域でのネットワークや利害関係(stake-holders)には、必ず生活圈や制度から排除される構成員がいるはずである。例えば、公的サービスの場合は、対象者の生活環境や所得などの条件がサービス提供の基準になり、民間によるサービスの場合は、需要者やニーズの数、事業性などがサービス提供の基準になることによって地域の少数者の問題には対応できない。このような利害関係性による社会保障サービスの提供は、「制度の狭間」問題が発生する恐れがある。

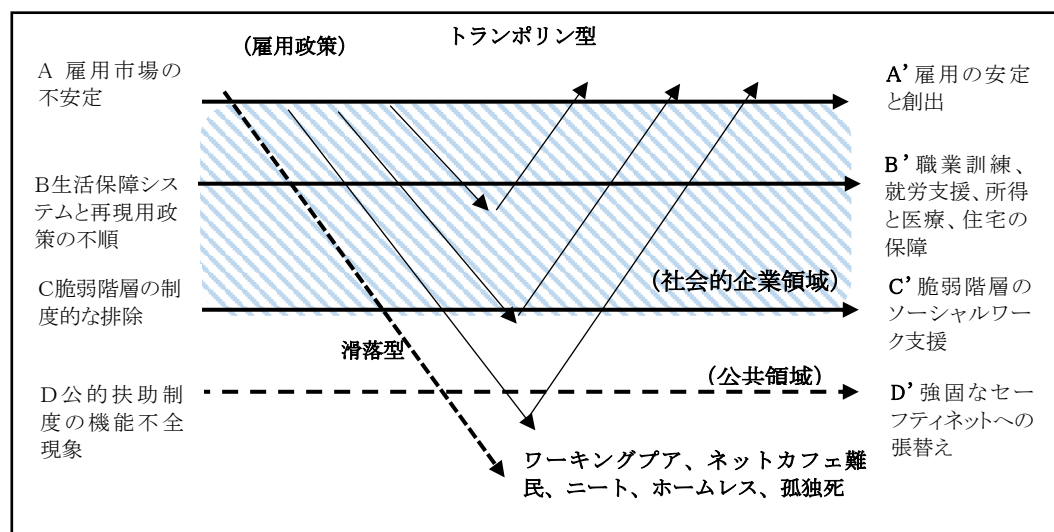
一方、このような堅固なセーフティネットを構築していくためには、社会保障サービスの多様性を確保する必要がある。社会保障サービスの多様性の確保というのは、単に社会福祉サービスの数を増やすことではなく、社会福祉サービスが提供できる領域や提供主体を開発し、その範囲を拡大していくことが重要である。社会保障サービス範囲の拡大というのは、制度的範囲と対象者範囲に分けて検討することができる。特に、筆者は、この2つの範囲を拡大する適切なサービス提供主体として社会的企業の社会保障機能に注目している。まず、対象者の範囲は、サービス対象者の数を増やすことではなく、条件付きの社会保障サービスの基準を緩和することである。その上、対象者に対する情報共有と調査を行い、社会福祉サービスが必要とする対象者に提供することである。韓国の社会保障制度を前提して示すと、例えば、連絡が取れない息子や娘などの扶養者がいること、あるいは一人暮らし高齢者が生活困窮者になっても公的社会保障サービスを受けることができなくなる。また、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援などが挙げられる。社会的企業は、市場で多様な福祉財源と資源開発を通して公的制度やサービスが届かない対象者に社会保障関連サービスを提供できる。また、社会保障サービスの範囲に対しては、「広げる」より「深める」ことが必要である。資本主義の競争社会なかで、ホームレスやニート、ネットカフェ難民などの多様な社会問題が登場しており、そこで社会保障制度の役割というのは、対象者が諦めずに自立することを支えていくことである。

本研究では、野口定久(2018)による「トランポリン型」生活保障システムの構築理論に注目する。野口は、急速な社会変化なかで新たな社会保障システムの必要性を強調し、社会保障制度を大きく4段階に分け、より堅固な地域セーフティネットの構築をめざしたトランポリン型を提示した(図1-5参照)。このモデルは、社会保障システムなかで社会的企業の役割が検討できる適切なモデルであり、既存の制度を補完する方式であるため、制度として実現可能性も高いと思われる。このモデルのなかで社会的企業の位置付けは、脆弱階層の雇用創出や所得を上げることによって社会保障システムの最前線に位置付けられ、社会保障サービスが利用できない対象者、あるいは社会保障サービスを利用する前の段階にいる対象者にそれぞれ社会保障サービスのような支援を行う(A から A')。国家が提供している社会保障制度はその下に位置付けられ、何より国民の最低生活は支えていくようにする必要がある。

社会保障システムを「深める」ことは、既存の行政と民間では問題が生じる可能性があり、各領域に相当なリスクがあると思われる。したがって、社会的企業がこのような社会保障システムと位置付けられ、より堅固な社会保障システムが期待できる。社会的企業は、この社会保障制度のなかで一つのサービス提供組織として位置づけられ、既存の社会保障制度を補完することも期待できる。図表1-5のように、社会的企業は、社会保障制度の上部の領域で多様な問題に対応する「A」領域から「B」領域までの領域で社会保障サービス提供組織として位置づけることができる。また、政府の公的サービスは、下部の「滑落型」の対象者を支えていく地域セーフティネットとしての機能が期待できる。これによって政府の立場では、社会保障サービスに関する負担を減らすことが可能になり、社会的企業は、社会保障サービス提供組織

として定着することができる。このような社会保障システムのなかで社会的企業が定着すれば、社会保障制度は柔軟性を持ち、地域の多様な問題に対応できる。ただ、ここで社会的企業の社会保障サービスは公共サービスの変わりではなく、既存の社会保障制度や組織を補完する機能が求められる。

本研究では、制度外での社会保障サービス開発及び提供による制度の狭間問題の解決、堅固なセーフティネット構築のためには、社会的企業の機能が最も重要であると考えている。



図表1-5 社会的企業における生活保障システム構築

出典)野口定久(2018)「ゼミナール地域福祉学」P170を元に筆者が再構成したものである

第4節 小括

本章では、社会的経済(socisl Economy)と、その実践組織として社会的企業(social Enterprise)の登場背景と概念に対して検討した。社会的経済は、非営利と営利の中間領域として位置づけられ、市場(ビジネス)活動を基盤とした社会的目的の達成が重要な運営目的であった。さらに、市場経済との比較によって社会的経済の特性は、①社会的目的を中心として運営、②ソーシャル・キャピタルを基盤とすること、③社会的リスクに対応すること、④非営利組織、住民組織、株式会社など多様な組織が運営できることなどの特性がみられた。このような社会的経済の仕組みは、地域福祉においてまちづくり、地域再生、住民組織活動の促進など多様な可能性を提示できると考えている。

一方、脆弱階層に対する雇用創出と社会サービス提供という社会的企業の特性は、現代の地域福祉が求めている要素と一致する傾向にあり、雇用と所得の保障という所得再分配政策によって地域セーフティネットとしての可能性が高いことが把握された。そのなかで、「地域自立生活支援」、「社会的包摂」、「福祉サービスの市場化」といった地域福祉の重要な要素は、社会的企業の脆弱階層に対する雇用創出や社会サービス提供と高い関連性を持ち、未だに地域福祉サービスとして弱い傾向にあった雇用創出と公共と民間のサービスが届かない地域の共同課題を解決する新たな地域福祉事業体としての可能性も高まっていることが分かった。

次の第2章では、このような社会的企業の特性を踏まえて国際動向を検討し、4カ国(イギリス、アメリカ、日本、韓国)を中心に社会的企業の制度的特徴、運営形態などを分析する。特に、社会的経済を基盤と

するイギリスと市場経済の性格が強い傾向にあるアメリカを中心に韓国社会的企業の特徴を取り上げていくことを主な目的としている。また、社会的企業による地域福祉事業体の運営に対する理解を深めていくために運営事例を検討していく。

第2章 社会的企業の国際動向と海外事例

第1節 社会的企業の国際動向

1. ヨーロッパにおける社会的企業の動向
2. 北米における社会的企業の動向
3. アジア諸国における社会的企業の動向

第2節 海外社会的企業の制度と運営形態

1. イギリスの社会的企業: 市民運動とコミュニティ再生
2. アメリカの社会的企業: 非営利組織と民間企業の合理的経営
3. 日本の社会的企業: 社会変化による非営利組織の新たな変容
4. 韓国の社会的企業: 経済・雇用・福祉に対応する新たな組織モデル

第3節 韓国と日本の社会的企業による地域福祉事業の実践事例

1. 韓国における社会的企業による地域福祉事業の展開
2. 「実践事例」―釜山市「希望の世」住民運動による社会的経済ネットワーク構築
3. 日本における社会的企業による地域福祉事業の展開
4. 「実践事例」―長野市「田切地区」の道の駅運営による地域再生

第4節 小括

第1節 社会的企業の国際動向

1. ヨーロッパにおける社会的企業の動向

ヨーロッパの社会的企業は、単に地域の共同利益と社会サービス、雇用を生産する組織だけではなく、社会や地域の多様な可能性を発見し、問題を解決していく組織として認識されている。その反面、アメリカの場合は、社会的企業に対する法的根拠や制度的な枠組みは存在しないが、市場経済のなかで定着しつつ、民間企業の寄付金や連携活動を通して社会的企業を運営している。このような両国の違いは、ヨーロッパのEMES(EMergence des Entreprises Sociales en Europe)の研究によって具体化されている。ヨーロッパでの場合は、市場経済と社会問題の課題に対応する営利と非営利の混合体系として社会的企業概念を扱っている。これは社会的企業を社会的経済なかで社会問題解決という革新的な経済活動と経済組織を含めた概念として認識されている(キム・ソンギ2013)。ヨーロッパの社会的経済の研究者ネットワークEMESでは、ヨーロッパの社会的企業を「社会的企業の理想型(Ideal type)」を基準として社会的企業を定義している。社会的企業の理想型というのは、社会的目的を追求する経済活動と同時に民主的運営と政府からの独立性(自律性)を目指す組織を示す。

このような組織の特性を中心にヨーロッパの社会的企業は「社会的目的及び価値を追求する組織で脆弱階層の就労支援と地域社会に公共サービスを供給し、地域再生の役割を担う企業」である(Defourny2006;キム・ソンギ2013)。また、EMESによれば、ヨーロッパが求めている社会的企業を経済的基準と社会的基準に分けて明確に提示している(図表2-1)。経済的基準は、①持続的に財政・サービスを生産・販売活動すること、②高いレベルの自律性、③大きな経済的リスクに対応すること、④最少の有給労働者を含めている。社会的基準では、①必ず地域社会の利益を追求すること、②市民の自

発的な参与によって成り立つこと、③意思決定の自律性、④意思決定に社会的企業の活動に影響を受けた人々も参与すること、⑤収益配分には制限があることを社会的企業の基本要件を示した(Defourny、2001)。このような分類は、社会的企業の形態を明確にする要件にもなり、社会的企業の関連事業に対する基準にもなるだろう。EMESが提示した社会的企業の形態と基準がすべての国で通用されることではないが、民主的な意思決定、自律的な運営、収益活動を通じた公益活動の展開などは共通的な概念として扱っている。ヨーロッパで社会的企業は、このような共通的な要素を基盤とし、イギリスのコミュニティ利益企業、フランスの労働者所有企業、イタリアの社会的協同組合など多様な運営形態で組織されている。

経済的基準	社会的基準
- 一財・サービスの持続的な生産および販売 - 一高い自律性 - 一大きな経済リスクに対応する - 一最少の有給労働	- 一地域社会に寄与 - 一市民組織の主導で設立 - 一資本所有に影響を受けない意思決定権 - 一多様な利害関係者の参与 - 一制限的な利潤配分

図表 2-1 EMES ネットワークの社会的企業基準

出典)EMES NETWORK ホームページ「<http://www.emes.net/> (2017 年 9 月 21 日検索)」

2. 北米における社会的企業の動向

(1) アメリカの動向と特徴

世界の各国では、社会的企業に対する概念と形態が定着しはじめ、制度や歴史によってイギリス「社会的企業」、アメリカ「商業性が強い非営利組織」、フランス「社会的連帯経済」、イタリア「社会的協同組合」などそれぞれの特徴がある。また、その目的によって「労働統合型」、「社会サービス提供型」、「地域経済活性化型」など国によって多様な背景と環境を踏まえて展開されてきた(OECD、1999; DTI、2002; Defourny、2006; Kerlin、2006)。

特に、アメリカでは、伝統的にボランティア団体や市民社会のような第三セクターが発達しており、これらは市場経済と雇用に大きな影響を与えてきた。アメリカ政府は、福祉サービス伝達体系として非営利組織と連携して多様な事業を行い、非営利組織は福祉サービス供給に対して革新的な役割を担ってきた。このような背景には公共サービスに対する違和感を持っているアメリカ政府の政治・経済的背景が存在する。中央政府は、行政機関の拡大よりも非営利組織を通じての福祉サービスの供給が優先的であった。つまり、アメリカは非営利組織の事業に対する直接関与より、間接的に財政支援と方向性などを提示する。これは非営利組織のサービス提供と事業に対する自律性を付与することであった(Salamon、2002)。このような政府の動きによってアメリカの非営利組織は民間企業の寄付に対する依存度が高くなり、現在には営利と非営利活動に関する区分が明確になっていない状況である。

現在は、社会的企業に対する多様な支援機関を設置・運営している。NGO 組織である社会的企業連合(Social Enterprise Alliance)は収益の創出戦略を通じた持続可能な非営利組織の設立を目的としており、大企業の社会的責任、非営利組織に対する事業、開発途上国の開発と擁護する NGOなどを支

援する。また、アメリカでは、社会的企業家の養成に対する多様な支援を行っている。全国 60 か所の大学などの教育機関を通じて Non-Profit Management Education Movement と Social Enterprise Leadership Movement などの教育プログラムを行っている (OECD、2006:19)。このような教育支援は社会的企業に対する関心と共に社会的経済を実現する実践家としての社会的企業家を養成することが重要な目的である。アメリカでの社会的企業家は、社会的企業を運営できる技術とノウハウを習得し、運営マインドとともに社会や地域の問題を把握し、社会資源を活用しながら解決する社会運動家の性格も含めている。したがって、アメリカでは、社会的企業家の育成は、社会に大きな変化を与える人材として認識しており、民間企業の多様な社会貢献活動を図ることを期待している。このようなアメリカの支援制度は、社会的企業の設立や運営より、社会的企業家の活発な活動によって民間企業の寄付や社会貢献活動を増加させることが期待されている。

(2) カナダの動向と特徴

地域で社会的経済と社会的企業が定着するためには、非営利概念から始め、市場経済的生産方式、ファンドやファンディングを運営する金融知識、地域共同体による社会福祉的な援助技術など、多くの領域の融合的な関係が必要である。特に、過疎地域や中山間地域に比べ、都市部では、多様な地域のニーズが存在し、ステークホルダーの関係のなかで社会的経済を定着していくためには、多様な分野への事業展開が重要である。そういうことからカナダのケベック市は、地域のニーズを把握し、社会的経済を通じて適切に対応している。ここでは、社会的企業による地域福祉事業モデルとしてカナダのケベック市、日本の長野市の田切地区の事例を提示し、地域福祉事業としての活用可能性を検討していく。

ケベック市のモデルは、社会的経済と社会的企業を活用した多様な地域事業を行ってきた。地域事業には、大きく①社会的経済連合体の運営、②社会的金融政策の導入、③地域再生における社会的企業の運営、3つの方式で分けることができる(図表2-2)。

まず、社会的企業を支援する社会的経済連合体を運営してきた。1996 年に経済危機のなかで失業者の増加と財政赤字などの社会問題に直面した。このような社会問題を解決していくために社会的経済に着目し、社会的経済の連合体であるシャンティエ(Chatiea) が設立された。シャンティエは、経済危機なかでケベック市の地域問題を解決する理想的モデルより現実的な解決に焦点を当てた。すなわち、いかに社会的経済を通じて地域の危機に対応し、これによるビジネス方式と雇用創出の可能性など、地域ネットワークを通じて検討してきた。その結果、地域の公共利益と経済活性化に寄与するようになる。今でもシャンティエは、各分野の 33 名が代表になっている理事会を通じて地域構成員が十分に協力できるレベルまで行政・民間と討論し、多様な結果を作り出している。シャンティエがケベック市の公共利益に多くの寄与をしてきたと言っても、必ずしも公共サービスの代わりに提供されたことではない。

ケベック市における社会的経済の展開方式は、公共領域と民間領域が見逃している新たなニーズに対応することが第一の目標である。ケベック市の社会的経済によるサービスは、公共領域が今まで提供してきた既存の社会サービスとは違い、地域のニーズを踏まえて既存の制度を補完してきたと言える。例えば、介護サービスや雇用支援事業などは、主に公共の財政を社会的企業に支援し、関連サービスは行政と社会的企業、地域住民が共同生産する方式である。このように地域のニーズに対応するサービスを共同生産する方式は、地域構成員の組織化と参加、そして協力が重要な要素である。

シャンティエのホームページ⁸によると、現在のケベック市は、約 7,000 か所の社会的企業が運営されており、21 万名の雇用創出効果があったと述べている。年間売上は 400 億ドルであり、その規模は、ケベック市の建設、航空、鉱業などを含めた規模より大きくなって GDP にも大きな影響を与えている。社会的経済の分野は、ますます大きくなっており、今は ICT、デザイン、食品、住宅、文化、観光、エネルギー、分野など多様な分野に広がっており、社会的経済はもう一つの領域として定着している。

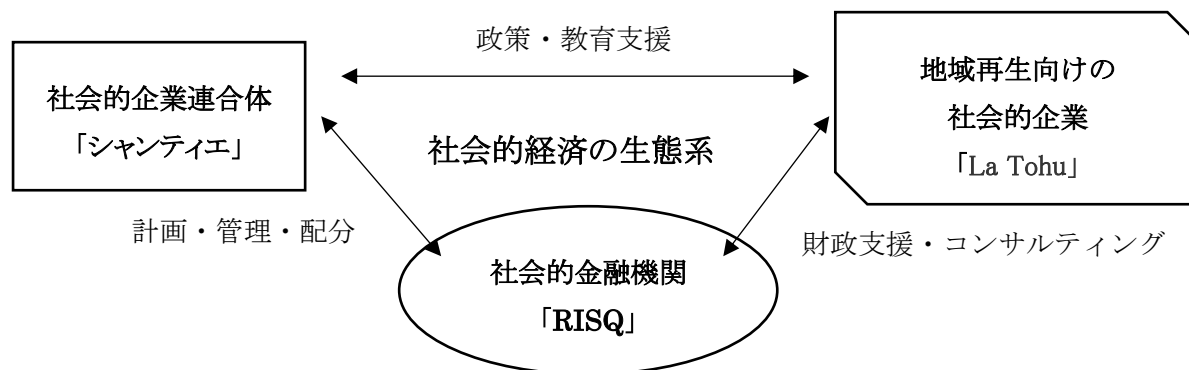
この背景には、2013 年にケベック市議会が制定した「社会的経済基本法(Framework Legislation for the social economy)」がある。この法律によってケベック市の社会的企業は、地域問題を解決する社会的経済組織体として多様な支援を受け、地域住民の生活及び地域の発展を図ることを目指している。ケベック市の社会的企業に対する発想は、単なる脆弱階層の雇用や社会サービスを支援する組織ではなく、経済・教育・文化・環境など多様な分野において、現代社会のなかで対応できない地域問題を解決していくことを目的としている。

ケベック市のシャンティエの活動は、地域住民を中心とした地域の労働運動が背景になった。ケベック市の労働運動は、社会的経済の展開と共に労働市場の危機に対応し、多様な雇用形態を開発してきた。また、金融分野、観光分野、サービス分野など規模的に民間市場が参加しにくい事業を社会的企業が行うことによって市場は多様化され、地域住民の選択権も豊かになった。このような地域の変化は、地域住民の信頼・ネットワークなどであるソーシャル・キャピタルの形成と蓄積を図り、社会的経済領域が地域に定着しやすい環境になった。ケベック市のもう一つの特徴は、社会的経済を活用した金融政策である。いわゆる、社会的金融政策を行うために 1997 年に社会的企業の育成と財政を支援する金融機関「RISQ」を設立した。ここでは、社会的企業の設立と運営、管理に対する多様な財政的支援を行い、社会的企業の財務運営の強化を図ってきた。このような社会的金融機関を運営することによって社会的企業が育成できるいい環境、いわゆる、「社会的経済の生体系」を形成することを目的とした。現在、社会的金融政策は、一般の金融機関との別に社会的企業向けの多様な金融サービスを開発し、社会的企業運営に関する多様な支援を行っている。

さらにケベック市の社会的経済と社会的企業に関する活動には、地域再生のために社会的企業を運営することである。すでに、地域に定着してきた①社会的企業連合体、②社会的金融機関は多様な社会的企業を地域のニーズに合わせて支援している。特に、ケベック市のサン・ミシェル(saint michel)の地域ではゴミの埋立地として多様な地域問題が存在した。地域住民は、地域の人口が減るとともに地域機能を失う可能性が高くなっていることを地域問題として認識した。そして、毎年、政府から支給された環境被害補償金を用いてメタンガスを処理する工場を設立し、そのなかで生まれた収益を通じて地域伝統産業を育成する。この地域は、昔からサーカスと関連産業が有名な地域であった。メタンガスを処理する工場からの収益を通して「太陽のサーカス団(Cirque du Soleil)」を組織し、サーカス公演、地域イベント、博覧会などを通して年間 100 億円の売り上げを達成している。このような地域の収益と地域産業の活性化は、サーカス学校、商店街の復興など多様な付加価値的な効果とともに雇用創出の効果がある。このような地域の雇用と所得の増大によって地域の人口も増えている。

⁸ 「シャンティエ」ケベック市の社会的経済連合体のホームページ (<http://chantier.qc.ca/>)

ケベック市は、地域で社会的企業を運営するために、社会的企業の連合体と金融機関の支援を中心に地域で社会的企業を育成し、社会的企業の事業内容と運営方式を地域の事情に合わせて開発及び運営している。



図表2-2 ケベック市の社会的企業運営と地域福祉事業の展開

3. アジア諸国における社会的企業の動向

アジア諸国の中でも、社会的企業に対する認識が広がっている。特に開発途上国では経済活性化と共に社会運動や住居環境改善運動などの形態で広がってきた。代表的には、バングラデシュの「グラミン銀行」が挙げられる。ノーベル平和賞を受賞したムハマド・ユヌス氏は、低所得者に対する一般銀行の強い制限(所得・職業・基本財産)に違和感をもっていた。したがって、彼は「社会問題(信用問題)」、「脆弱階層(障害者、高齢者など)」、事業のメカニズム(集団的信用)」を中心に脆弱階層に対して少額のローンができる「グラミン銀行」を設立した。少額のローンを通して機会を得た脆弱階層は安定的な収入創出活動が可能になった。「グラミン銀行」の事例は脆弱階層に対する経済的な支援に留まらず、雇用と所得再分配を通じて二極化問題を解決した社会的企業の代表的な事例である。

一方、日本と韓国でも社会的企業に対する新たな運営方式が注目されている。両国はバングラデシュのような経済発展と共に、脆弱階層の自立や支援、社会福祉サービス提供など社会保障システムとして期待をしている。特に 1997 に経済危機以降、雇用創出と社会保障システムの再構築すべきである韓国においては社会的企業の経済と福祉の補完的な役割を担うことに注目している。このように 2000 年代から社会的企業概念が本格的に登場した。現在は商品生産、福祉、教育、観光、レジャーなど社会的企業の機能を幅広く活用している。日本の場合は 1995 年阪神淡路大震災から急増した NPO の社会的変容が重要な背景であり、NPO が収益事業を通じて社会的目的を達成した。したがって、日本の場合は、すでに NPO が社会的企業の役割を担っており、多様な活動を行っている。

日本と韓国の以外にも社会的経済の導入している国は、国の歴史背景、経済規模、社会的目的などによってそれぞれの社会的企業の経営方式、制度的支援、組織形態などの特徴を持っている。アジアでは、社会的企業において新たな挑戦、新たな組織という新しい概念より、我々の生活と密接な関係性を持っている組織として公共と民間、市民社会を結んでいる。

現在アジアには、経済や雇用分野と共に福祉、環境、文化、観光など幅広く社会的企業が運営されており、最近では、金融、貿易、海外救護などグローバルな社会的企業の運営方式も開発している。これから

アジアの社会的企業の運営は、既存の社会問題解決という機能に留まらず、多様な分野に解決策を提示できる「運営複合体」としての役割が期待されている。

第2節 海外社会的企業の制度と運営形態

本節では、韓国の社会的企業を国際的な文脈のなかで位置付けるために、4か国(イギリス、アメリカ、日本、韓国)海外事例を検討する。社会的企業に対する国別制度や支援体系、財政運用、組織形態などを把握するとともに各国の制度的特性を分析する。

1. イギリスの社会的企業:市民運動とコミュニティ再生

イギリスは以前から「コミュニティの役割強化」と「地域性」を強調してきた。したがって、コミュニティを基盤とした社会的企業の形態が多くみられる。イギリスの社会的企業の登場は、スコットランドなどで政府の社会サービスが届かない中山間地や商店、郵便局などを対象とした‘アウトソーシング’の概念として始められ、地域住民に対する社会サービス提供と雇用創出に対応するためにコミュニティ協同組合を地域に設立したのが最初の社会的企業である(ヒョンドイ経済研究院, 2006)。イギリスの行政区域体系は、中央政府の傘下のカウンティ(County)は広域自治団体であり、その傘下はディストリクト(District)という基礎自治団体で構成されている。自治体は独自性が強く、地域によって政策や行政の内容が大きく異なる。制度や政策開発などは自治体を中心に行い、行政に対するすべての運営主体も自治体である。ただ、当初は、行政サービスの提供や社会サービスに対するインフラが上手く整備されていない自治体が多く存在したため、各自治体は民間機関と連携したアウトソーシング方式で行政サービスを提供した。しかし、政府においてはアウトソーシング方式の方が財政的な負担があり、制限的なサービスの供給によって多くの問題が発生した。

地域では、政府が提供するサービスを利用するため、地域自らがサービスを創出する新たな活動が行われた。このような動きは地域再生やコミュニティ開発、社会的企業、コミュニティ・ビジネスなど多様な形で登場した。このようにイギリスの社会的企業はコミュニティ構成員を基盤にする組織体であるため、民主的な運営方式と意思決定を優先的に考慮する運営方式を持っている。さらに、多様な住民運動を通じて財政を確保している。1960年代に登場したウェストウェイ信託(Westway Trust)は、労働者階層の地域の中心を突き抜ける高速道路に対する反対運動から始まった。また、1970年代にスコットランドの地域社会企業運動は、農村及び都市環境からの雇用とサービス利用に対する機会不足に対応するために行われた。当時の労働者協同組合や信用組合、地域社会商店、開発信託、地域ビジネス運動、労働統合社会的企業運動などが、今日の社会的経済運動の前身であった(Aiken, 2006:22-24)。

イギリスの社会的企業に対する運営目的は、営利的なビジネス活動を通じた収益を地域共同体の活性化のために再投資することである(DTI, 2002)。このような運営目的に基づいて現在イギリスの社会的企業に関する状況を示すと以下ようになる。

一つ目は、ソーシャルインクルージョンの観点から、コミュニティから排除されている人々の社会的包摂を目的としている社会的企業がある。例えば、リサイクルや社会サービス分野のコミュニティ企業、社会の脆弱階層の就労支援を行う社会的会社(Social firm)、労働者協同組合(worker's cooperative)、社会的企業の財政を支援する地域金融会社、小地域でコミュニティセンターを運営する開発組織など社会

的企業が広範囲で活動している。その背景にはコミュニティ利益会社 (Community Interest Company) が挙げられる。コミュニティ利益会社 (以下、CIC) とは、1985 年イギリスの社会法によって認められた有限責任会社であり、「投資家などの関係者が、企業原理を取り入れた社会的企業の存在を容易に認識できるようにすることである」(樋口 2006:26)。イギリス政府は会社組織の柔軟性と確実性を兼ね備えた社会的企業の形態として、CIC を創設した。また、CIC の運営形態は、「株式ないし保証が有限な民間会社であるか、あるいは、公的な有限保証会社であるかを選択できるが、現時点では CIC の 72%が有限保証会社の形態をとっている」(瀬名 2008:132)。

二つ目は、障害者やホームレスなどの脆弱階層を労働市場に包摂する労働統合型社会的企業がある。この類型は労働市場から排除された人々の労働統合の目的を持つ協会や協同組合を示している (Spear and Bider, 2005)。イギリスの場合は、福祉財政の削減と多様な福祉ニーズに対応するためにワークフェア政策を行ってきた。これは無条件的な福祉給与より国民の経済活動を通じて自立させる運営方式であり、イギリスの労働統合型社会的企業が登場する背景となった。また、イギリスは歴史的に多様な形態の労働組合が存在し、ロッチデール (Rochdale) の協同組合運動などを通して組合主義 (Corporatism) 国家を構築してきた。このような組合主義的な国家形態は利益集団が資本主義社会で国家機関との密接な関係のなかで利益を交換する集団として発展してきた。利益集団の活動はコミュニティ概念と融合され、社会的経済や連帯経済など次々に新たな概念が生まれている。

現在、イギリスの社会的企業の形態は協同組合や共済組合、連合、団体、財団、社会的企業などによって運営されており、10 万か所以上の社会的企業が運営されている。このような社会的企業の経済規模は 350 億ポンド以上であり、イギリス全体 GDP の約 5% を占める⁹。また、雇用規模は一般企業に勤めている人の 4~5% を占めている (DTI, 2014)。

区分	雇用創出効果など
労働者協同組合	－組合数 736 ヶ所 (2011 年) －雇用創出：約 130,000 名
地域利益会社 (CIC)	－会社の数：682 ヶ所 －雇用創出：約 82,000 名
中間労働市場組織	－モデル事業数：128 個 －雇用創出：約 8,000 名
社会的会社	－会社の数：約 56 ヶ所 －雇用創出：それぞれ約 10 名

図表 2-3 イギリス労働統合型社会的企業 (WISE) の雇用創出効果

出典) DTI (2014) から筆者が再構成したものである

2. アメリカの社会的企業：非営利組織と民間企業の合理的経営

アメリカの社会的企業は、他の国に比べて商業性を注視する傾向がある。社会的企業概念は 1980

⁹ DTI (2014) 「Social enterprise market trends: based upon the BIS Small Business Survey 2014」

年代以降、政府の補助金削減と共に慈善運動や非営利組織活動のなかで登場した。すなわち、非営利組織が社会的目的を達成するために社会的企業を活用していると言える。1960年代アメリカでは、「The Great Society Program」を通じた貧困、教育、ヘルスケアサービス分野など非営利組織に数千万ドルを投資した。ところが、1970年代のオイルショックなどの影響で経済状況は急激に悪化し、1980年代は、福祉に対する予算も大幅に減少された。この時からアメリカの非営利団体は、社会的企業に関心が高まり、収益事業を通して危機を克服するように変化された(Kerlin2006)。したがって、アメリカの社会的企業はヨーロッパとは異なり、利潤の一部を社会に還元する法的根拠や義務ではなく、政府が社会的企業に対する支援も行っていない。ただ、アメリカ政府は、地域発展金融機関である(CDFIs: Community Development Finance Institutions)を通して間接的に社会的企業に対する育成を図っている(ジャン・ジョンソン 2007:280)。

一方、アメリカ社会的企業の発展は、市場に対する非営利組織の自律性にある。特に非営利組織に対する政府の介入が少ないため、多様な資源を活用している。例えば、プロジェクトを通して中央・地方レベルの政府支援を活用し、非営利組織が生産した商品を優先的に購入する法律(Javits - Wnaber - O'Day)を通して社会的企業に対する支援が行われている。また、雇用に対しては脆弱階層を採用する企業は税制対象になることや、地域社会再投資法(Community Reinvestment Act)を通して金融機関を活用する。また、1980年代後半から有限会社のように職員の退職に対する対策などを継承する職員所有企業(Employee owned businesses)が増えている。これにより、協同組合のような社会的企業が増え、幅広い領域で社会的企業が運営されている。社会的企業の形態は、基本的には非営利組織として理解され、社会的目的を志向する一般企業(社会的目的企業、共同体基盤企業、共同体財産企業)としても知られている(OECD、1999;33)。民間企業と非営利組織との密接な関係性を強調するOECDの定義を通じて、アメリカ社会的企業の特徴が明らかになっている。アメリカでは、民間企業の寄付文化が定着しており、非営利組織の主な収入源は民間企業からの寄付金が多くを占めている。このような寄付金による収益はアメリカの社会的企業活動の原動力になっている。アメリカは、活発な市民社会を持っており、歴史的に宗教団体とコミュニティ団体が寄付金の収益を補完していく方法としてバザーを開いたり、手作りのものを販売することが頻繁に行われてきた。社会的企業という用語が初めて登場した背景には、非営利組織のビジネス活動(商業活動)があり、1960年代から行った非営利組織の雇用創出事業がきっかけになったと言える(Alter, 2007)。社会的企業に関する分野は広範囲であり、協同組合や非営利組織、相互組織などが含まれている。

アメリカの社会的企業に対する基本方針は、前述のイギリスとは異なり、社会的企業に関する公益性や社会的目的との関連性より「市場性」に最も注目した。すなわち、アメリカの社会的企業は、公共サービスの論理や社会的貢献のような非営利的な社会的目標より、民間企業による寄付金、社会貢献活動を図る市場主義的な運営が中心であった。その背景にはアメリカのロナルド・レーガン政権の新自由主義的な政策があったといえる。当初の政策路線によって全般的に政府財政が削減され、非営利組織に対する財政的な支援も削減された。このような状況のなかでアメリカの非営利組織は、民間企業からの寄付金や地域住民からの募金活動中心に運営し、自立可能な運営方法を模索した。したがって、アメリカの場合は、民間企業との公益活動や非営利活動のすねてが社会的企業の領域に含まれており、他の国に比べれば、市場経済なかで大きな規模を占めている。これは政府政策と緊密な関係性を持っているヨ

ーロッパとは異なる状況といえる。

最近には、多くの非営利組織が富裕層の投資を回り、ホームレス問題や地域問題を解決していくソーシャルインパクト戦略を進めている。これはお金なかでお金が生まれる資本主義社会から外れ、市場資本のなかで社会的価値が生じる革新的な仕組みであるといえる。また、営利組織とのパートナーシップを結び小規模の地域生産者と市場の間で収益を創出する事例も増えている。

つまり、アメリカの社会的企業は、民間企業に収益的なメリットがないため、市場性がないと判断される領域を事業化することによって社会的企業の領域の投資を拡大しつつある。また、金融や不動産投資家を中心にコミュニティ・ファンディング (Community funding) を行い、地域活性化や必要な社会サービスが地域自ら提供できるように活動している。

3. 日本の社会的企業:社会変化による非営利組織の新たな変容

日本の社会的企業は、アメリカのように非営利組織 (以下、NPO) が運営する社会的企業の形態が増えているのが特徴である。日本の社会的企業は、NPO を中心にコミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネス、ソーシャル・ベンチャー、市民事業、社会的企業家など社会的経済に関する多様な理解と関心の元に、多義的な概念として用いられている (藤井ら、2013;2)。社会的企業に関する先行研究では、社会的企業を NPO 法人や事業型 NPO などの形態で示している傾向がある。また、公共と民間のサービスが届かない中山間地と過疎地域の再生、そして震災による被害地域の復興など多様な視点から検討されてきた (神原、2007;谷本、2008;藤井、2009;米沢、2013)。

日本は 1970 年代から市民資本という概念やワーカーズコレクティブ (Worker's Collective) が存在していた。以降、労働者共同組合に加入した障害者の小規模作業所などが運営され、収益事業を通した利益分配より、社会的使命を持ち、民主的に参加する事業組織が存在した。例えば、は大地を守る会による株式会社「大地」のような市民運動型株式会社が挙げられる。それゆえ、社会的企業という用語より、コミュニティ・ビジネス (Community Business) と事業型 NPO という用語がよく使われており、NPO を中心に多様な非営利組織のビジネス活動が展開された。また、日本の経済産業省では社会的企業の運営方式を用いて環境コミュニティ・ビジネス事業として推進し、地域の環境問題を解決するために活用した。これにより、新たな産業開発とコミュニティ・ビジネスモデルを地域開発戦略として育成することを目指してきた。

日本の社会的企業の特徴は、市民主体のボランティア団体や NPO を中心に収益事業を通して社会や地域の問題を解決しているところにある。従来の NPO は、国際関係や環境問題、消費者保護などの領域で活動しているが、日本では、事業型 NPO、または NPO 法人が社会的企業に類似している概念として活動しており、NPO の自律的な運営と持続性を確保しながら多様な収益事業に参加している。事業型 NPO の登場は NPO の商業化 (ビジネス活動) が重要な背景である。1995年の阪神淡路大震災の当時には、多くのボランティア団体や小規模 NPO の活躍によって急速に成長し、政府は NPO の可能性と必要性を認識しはじめ、1997 年に特定非営利活動促進法を制定した。この法案を通して多くの NPO は法人格を得ることになり、多様な形態に発展していく。しかし、急激に増えた NPO に対して政府が支援できる対策は十分ではなかったため、NPO は自立性と持続性を確保するために多様な収益事業に参加している。

一方、事業型 NPO は従来の NPO とは違い、収益を通じて社会問題を解決する社会的目的を持っているため、利益を追求する民間企業とは区別される。とりわけ、日本の事業型 NPO は、日本固有の社会的企業の実践組織として定着している。また、日本の事業型 NPO は寄付金の基準がなく、政府の規制が相対的に少ないため、従来の非営利組織より法人化しやすい環境と言える。政府の規制が相対的に少ないというのは NPO の運営にも自律性が保障できることになり、新たな類型の企業家が登場するきっかけになった。また、日本の NPO が商業化の傾向が強くなったのは、地方自治体との契約関係及び 1990 年代の後半から行われた「新しい公共 (New Public Management)」による公共サービスの改革の一つとして行った介護保険法など準市場との契約関係の拡大によることであった (Tsukamoto & Nishimura, 2006)。その結果 NPO は、公共サービス分野、とりわけ社会福祉サービス提供において地方自治体との契約関係により、中心的な役割を担っている。

つまり、社会サービスの供給と収益が増えることによって市場と準市場に対する NPO の依存度も高まってきた。このような NPO の活動は、これからも増えることが予想されており、2008 年経済産業省が環境分野への活用可能性を提示し、政府レベルでも支援策を継続的に検討されている。

4. 韓国の社会的企業:経済・雇用・福祉に対応する新たな組織モデル

韓国の場合は、雇用創出と共に社会リスクに対応する新たな対案的モデルとして社会的企業に注目した。1997 年の金融危機以降、経済的には市場経済が崩壊され、雇用不安と共に生産力が低下される状況になった。このような社会リスクを支えていく社会保障制度の崩壊や消費市場の縮小による社会保険や年金に対する不信感は政府の財政運営にも影響を与えた。また、伝統的に福祉サービスを提供してきた公共と民間領域は限界に直面し、これによって多くの失業者が発生した。この頃から韓国では雇用を中心とした個人の自立を強調するようになった。雇用による個人の自立を政府の優先政策とし、雇用市場から離れた対象者なかでも脆弱階層を中心に自立が可能な社会保障制度を計画する。

2000 年に「国民基礎生活保障法」が制定され、2003 年には「社会的就労支援事業」などの制度が行われた。特に社会的就労支援事業は、収益性が低く、市場で新たな社会サービスを生産することと定義される (韓国労働研究院, 2002)。社会的就労支援事業は、主に高齢者ケアや保育と教育、障害者の活動支援などの社会サービス分野の事業に構成された。ところが、社会的就労支援事業は、雇用に対して政府が給料の全額を支給するシステムであるため、政府の財政支援が切れる場合に持続性を確保できないという問題があった。政府は社会的就労支援事業より自ら財政を確保できる社会的企業を育成する転換期を迎えるようになった (パク・チャンイム 2008; 31)。

社会的企業と言っても、その形態や概念はさまざまであり、韓国でも社会的企業育成法を制定する前には「自活事業」という形態で運営してきた。自活事業は国民基礎生活事業による脆弱階層を支援する社会福祉サービスやプログラムとして雇用創出と公益サービスの提供、社会共同体実現という目標を中心に脆弱階層の社会・経済的な自立を支援する。このような脆弱階層の自活企業は、国民基礎生活保障法による事業体として脆弱階層の雇用機会の提供、所得を保障、自立などを支援する組織である。国民基礎生活保障法によって各地域では自活センターが設置された。自活センターは脆弱階層に対する自活企業の創業や就労支援、教育プログラムなどを運営する。自活事業を創業する人は政府から自活給付を受け、自活事業の運営費として活用する。しかし、自活企業の場合は、公的サービスとしての性格

が強く、普遍的な雇用創出制度ではない課題があった。また、財政の調達や運営コンサルティングなどの自活事業の運営に対する支援が不十分である傾向にあった。したがって、韓国において自活事業は、社会的企業の文脈で扱うことができるが、その背景や制度的構造は、まったく異なる特性を持っている。以降、このような自活事業の不十分さは、社会的企業が制度的に定着するきっかけになった。

韓国は社会的企業に関する短い歴史にも関わらず、急成長している。2007 年「社会的企業育成法」の制定をはじめ、全国的に 1,741 か所(2017 年基準)の社会的企業が運営されている。社会的企業の運営目的は、①地域社会活性化、②持続可能な雇用創出、③社会サービスの多元化、④倫理的市場を拡大することが挙げられる。特に、社会的企業が求めている市場性は、公正な市場のルールを拡大することでもあり、企業の社会的貢献、社会的企業に対する市民の認識を拡大し、社会的企業家の育成など政府の積極的な立場を反映している。社会的企業育成法では、社会的企業の創業・運営・支援に対する具体的な内容が定められている。この法律では社会的企業に対して「脆弱階層に対して社会サービスまたは、雇用の機会を提供し、地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求し、商品およびサービスの生産と販売など営業活動を行う企業」と述べている(社会的企業育成法、第 2 条 1 項)。ここで示している社会的目的というは、脆弱階層に雇用機会と社会サービスを提供することを示している。

社会的企業の活動範囲や雇用対象者も具体的に示されている。例えば、脆弱階層の雇用に対して 30%以上の脆弱階層を採用することを義務化すること(同法、第 2 条 2 項)、社会的企業の成果によって施設費や人件費を支援すること(同法、第 9 条)など具体的な支援内容が定められている。中央政府以外にも自治体を中心に 5 年に 1 回、社会的企業育成計画を提出するように義務付けられている。ただ、このような政府主導の支援は、社会的企業の自立性を衰退させ、政府に対する依存度を高める恐れがあるといえる。また、運営に対する自律性を確保すべきである社会的企業の本来の趣旨とは適切ではないという批判もある。しかし、社会的企業に対する認識不足などの課題がある限り、政府主導の社会的企業政策は重要な機能を果たす¹⁰。

最近には、韓国でも、社会的企業に運営において社会福祉分野へ活用性が高まっている。ソウル市は、社会的企業に対する支援を行い、低所得者を中心に多様なプログラムを運営している。また、地域住民活動に対するファンドづくり、低金利の少額ローン支援など金融分野への活用も行われている。また、地域では、社会福祉法人や協同組合など、すでに専門的技術と地域のニーズを把握していた既存の地域組織が社会的企業の運営に参加することによって社会福祉分野への活用はますます増えている。

第3節 韓国と日本の社会的企業による地域福祉事業の運営事例

1. 韓国における社会的企業による地域福祉事業の展開

社会的企業の登場と変化は、経済と密接な関係性を持っている。19 世紀から「地域」や「まち」という概念は行政と経済の中心になり、コミュニティを基盤とした共同体意識が広がってきた。しかし、世界的なグローバル化のなかで「地域」と「まち」に対する関心は相対的に減少してきたといえる。以後、2000 年に入ってから家族機能の弱体化と社会的孤立など地域の諸問題が登場し、再び地域とコミュニティに関する関心が高まっていく。韓国の社会的企業は、施設中心の社会福祉サービスから地域レベルでの社会福

¹⁰ 韓国社会的企業の制度や法律に対する具体的に内容と機能は、第 4 章で検討する。

祉サービス提供が重要な課題になった。そして総合社会福祉館をまちづくりの拠点として活用する計画を立てた。まず、従来の総合社会福祉館の機能を改善し、社会福祉事業法の改正による 3 大重要事業（事例管理機能、社会福祉サービス提供機能、地域組織化機能）を公表した。したがって、地域の社会福祉サービスの拠点として地域住民に密着した事例管理（以下、ケースマネジメント）を強調するようになった。このようなケースマネジメント機能は、公共と民間の情報共有によるネットワークを形成し、より強固な地域セーフティネット構築することが重要な目的であった。また、社会福祉サービス提供機能を強化し、地域住民に対する効率的な社会福祉サービスの提供、すなわち持続可能な社会福祉デリバリーシステムを構築することが重要な目的であった。最後に、地域組織化機能に注目し、住民参加による住民組織の活性化やまちづくりなどを地域の総合社会福祉館を中心に行う目標を提示した。特に、地域組織化機能の強化は、既存に中央政府レベルで提供した多くの社会福祉サービス提供を効率的に地域のニーズや問題を地域レベルで提供することを目指してきた。このような地域を基盤する生産的共同体を実現するために 2010 年から「自立地域共同体事業」、「地域共同体雇用創出事業」、「マウル企業」などの政策を行った。この事業は、地域の多様な資源を活用しながら雇用創出、社会福祉サービスの提供など地域問題を解決し、地域共同体を再生することであった。政府からも市場経済が解決できない失業、福祉などの社会問題を地域住民自らが地域資源を活用しながら解決していくことが期待された。このような状況なかで各自治体は、多様なマウル共同体事業を行う。マウル共同体を構成する要素である地域住民・空間的コミュニティ・まちの協力体・内部と外部の生産組織がネットワークを形成される。これによって地域住民は、地域の生産者と参加者になり、このなかで多様な付加価値が生まれている。

最近には、韓国のまちづくり活動と社会的企業が融合され、新たな住民活動が展開されている。特に、韓国のマウル企業は、5 名の住民が協力を踏まえて地域の「所得増大事業」を行う組織として示されている。すなわち、地域公共性のために地域インフラを活用する「コミュニティの活性化」を達成することができる。しかし、マウル企業の場合は、住民組織中心の事業展開によって専門的な運営が減少し、地域インフラが弱い地域においては、経済的に持続可能な運営ができない場合が多い。

したがって、地域で特化した資源（観光・文化・自然など）を活用し、マウル企業を中心とした地域ネットワーク構築、民間企業との連携活性化などを通じて安定的な所得創出が可能になり、脆弱階層に対する雇用創出が可能になる。現在、韓国の地域住民においてまちづくりは、普遍的な地域福祉実践活動になっており、その住民活動を持続可能な形態で運営する方法として社会的企業が注目されている。行政と民間のサービスが届かないところへ社会的企業の役割が期待できる。このような韓国の社会的企業による福祉まちづくりの事例を一つ紹介してみよう。

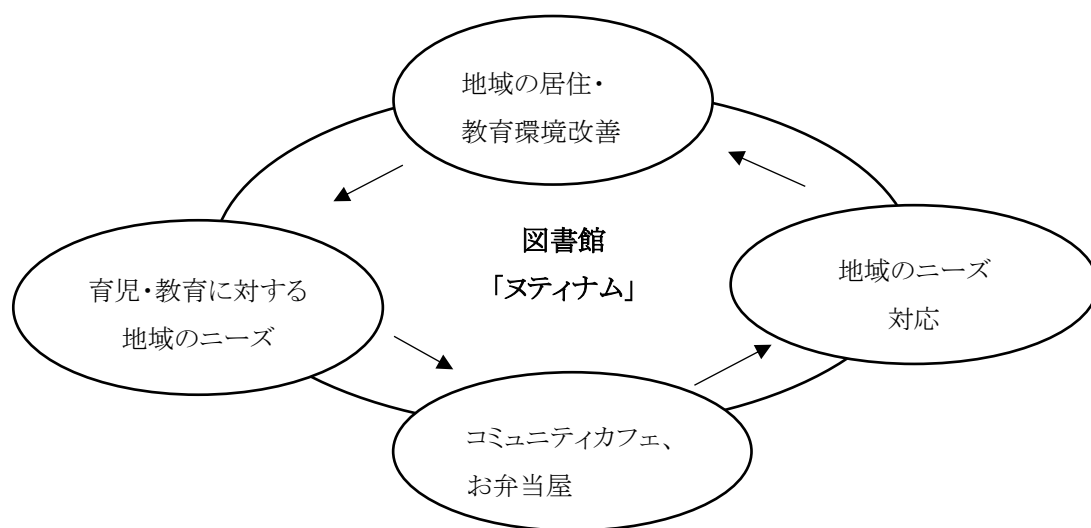
2. 「実践事例」－釜山市「希望の世」住民運動による社会的経済ネットワーク構築

釜山市般松（バンソン）洞にある地域共同体「希望の世」¹¹は、住民自らが社会的企業を運営し、地域のニーズに対応している代表的な事例である。釜山市は、韓国戦争以後、多様な地域から避難民が移住をしてきた。戦後の 1960 年、釜山市は都市再整備事業を通じて強制移住政策を行い、避難民をいくつかの地域に強制移住をさせた。その地域の一つがバンソン洞である。以後、バンソン住民は、1980 年

¹¹ 本事例は、2017 年 05 月に行った現地調査と聞き取り調査の内容である。

代まで劣悪な住居環境のなかで住み続け、貧困地域という認識が広がってきた。そのような状況なかで1998年に「バンソンを愛する会」という住民組織を設立し、住居環境改善運動を行った。また、地域の復興のために子供、家族を中心に地域イベントを開催し、多様な住民ボランティア活動を行ってきた。以後、「バンソンを愛する会」は、2000年に入ってから「バンソン希望の世ネットワーク(以下、希望の世)」に変わり、本格的に地域福祉事業を行うようになった。このような希望の世の誕生は、20年間の地域住民運動と共に持続的に行ってきた住民ボランティア活動が背景になっていた。したがって、希望の世という組織は、一つの組織を示すことではなく、いわゆる地域住民ネットワークである。

現在、希望の世は、多様な地域福祉事業を展開している。その中心には、「ヌティナム(ケヤキ)図書館」がある。ヌティナム図書館は、子ども教育と育児に関する地域のニーズに対応するために設立された地域の拠点である。この地域では、すでに公立図書館が運営されていたが、より地域住民に密着した図書館を考え、既存の図書館の仕組みではなく、図書館が利用者を訪ねる方式で運営してきた。毎週、金曜日に小学校で本を読み上げるプログラムは、地域小学校の正式プログラムとして定着しており、図書館内では、学習活動、作家を招待するトークプログラム、学生の夏休みキャンプなど、既存の公立図書館とは異なるプログラムを行うことによって地域住民は多様なプログラムを受けている。特に、ヌティナム図書館は、地域の高齢者、青少年、子どもなど多様な年齢層が集まることによって、地域の多様な交流が行われている。学校が終わると子どもは、図書館で多様なプログラムを利用し、地域住民の教育費に対する悩みをある程度解決している。現在は本数が1万6000冊で、寄付する会員が600名程度の規模大きい私立図書館である。



図表2-4 「希望の世」の社会的企業による地域福祉事業の展開

地域住民や企業からの寄付金で図書館を運営してきた希望の世は、より豊かな地域環境と持続可能性を確保するために、社会的企業による収益事業を計画する。そして地域住民と共にお弁当屋「ナルマダ・ソブン」を運営する。この事業体は、お弁当を販売しながら団体注文、配達などを行い、収益を上げる事業形態である。お弁当を作りながら地域の高齢者と貧困家庭の子どもなどに無料でお弁当やおかずを提供しつつ、地域住民に社会福祉サービスを提供している。もちろん、お弁当屋には、地域住民が働いており、雇用創出効果もある。また、2016年から地域住民もニーズを反映してコミュニティカフェ「ナム」

を運営した。このコミュニティカフェでは、住民会議、婦人会など多様な地域住民の活動が行われており、地域住民以外にも多様な人々が利用している。コミュニティカフェでの運営は、地域住民の交流の場になっており、地域共同収益を創出する社会的企業としての運営されている。お弁当屋「ナルマダ・ソブン」、コミュニティカフェ「ナム」の収益は、ヌティナム図書館の運営費と学生支援プログラム運営費として使われる。また、お弁当屋とコミュニティカフェでは、住民活動の支援だけではなく、地域住民を雇用する雇用創出を行っている。特にコミュニティカフェでは、バリスタ2級資格を取得できるように関連教育を行い、地域住民のなかで希望者がいれば、起業の支援を行っている。もう一つの特徴は、地域の総合社会福祉館との連携事業である。地域の総合社会福祉館からは、ヌティナム図書館に対する図書寄付、連携住民プログラムを運営し、より専門的に住民活動ができるように支援を行っており、地域福祉サービスを提供する際に多様な地域の状況や住民情報を提供することによって地域福祉事業が、より効果的に運営されるように支援をしている。しかし、これから社会的企業の運営いかに持続させていくのか。また、地域住民との関係をいかに設定していくのかなど、未だに多くの課題が残っている。そして、このような状況なかで営利と非営利のバランスを適切に取っていくことが重要な課題である。

3. 日本における社会的企業による地域福祉事業の展開

日本の地域福祉において社会的企業の登場背景は、1970 年以降、社会福祉の普遍化から今までの変化過程を検討することで分かることができる。

1970 年代以降、日本の社会福祉の普遍化は、社会福祉に関するニーズの普遍化、福祉サービスに対する普遍化、供給主体の普遍化に分けて検討することができる。既存の社会福祉サービスは行政と社会福祉法人が提供してきたが、日本で社会福祉の普遍化という概念が登場してから社会福祉供給主体がより多様化されてきた。現在は、行政を含め、NPO 法人、協同組合、株式会社、有限会社など多様な組織による社会福祉サービスの提供によって、社会福祉サービス市場の多元化が進められている(図表 2-5 参照)。特に、サービスの需要が多い介護サービス市場では、多様な形態の組織が参加しており、サービスの質や価格など競争的な事業展開を行っている。これに対し、野口定久は、介護保険の導入より、これからの福祉サービスがより多くイのニーズをカバーしていくためには市場競争力を持つ利用コストが低い社会サービスを形成しなければいけないと論じている。また、このコストの低さと同時にサービスと利用価格、使いやすさ等総合的な質の高さの確保も追及する必要があると論じている。また、社会福祉サービス供給主体形成を強調しながら、社会福祉法人と社会福祉協議会の改革とベンチャー型企業や社会的企業など多様な社会福祉供給主体の必要性を主張する(野口 2016:202-221)。これは社会福祉サービスにおいてサービスの量的・質的高さを確保することを強調しており、社会福祉サービスの供給主体の多元化を求めることであろう。

それゆえ 1970 年から 2000 年代までは、社会福祉の普遍化を中心に社会福祉制度が再編してきたが、これからは社会福祉の多元化を検討する必要がある。前述のように、現代のコミュニティは、関係性より多様性を注視するようになり、社会福祉の多元化を求めることが重要である。中小企業や社会福祉法人が運営する社会的企業が増えている韓国に比べ、日本における社会福祉法人の事業は、施設サービスと在宅サービスなどの対人(個人)サービスが主に行われている。杉本ら(2004)によると、高齢者、障害者、児童など地域で暮らしている人々のニーズは本来とても多様かつ相互に結び付きあっているも

のなので多様なサービス供給主体が必要であると論じている(杉山、斉藤 2004:50-51)。

社会福祉サービスの普遍化は、サービス対象者を広げると共にサービスの量的・質的な高さを確保し、供給主体を多様化することが今日の社会福祉サービス提供において必然的なものである。したがって、社会福祉サービスはいくつかの大手法人による寡占供給より、供給主体の多様化による社会サービスの提供は、地域での多様な利害関係、住民ニーズに対応できるだろう。

現在、日本では、社会的経済や社会的企業概念に対する多様な研究が行われており、労働統合型社会的企業、ソーシャル・ビジネス、コミュニティ・ビジネスなど多様な社会的経済の研究が行われてきた(細内;2010、大沢;2011、米沢;2011)。また、社会的企業の設立や社会的企業家としての役割を注視する社会起業という概念も日本だけの独特な概念として挙げることができる。このような日本の社会的企業による地域福祉事業体の特徴は、社会的企業概念が導入される前からボランティア組織や非営利組織が収益事業を行い、すでに NPO 法人が社会的企業のような機能をしてきたことである。特に、非営利組織(NPO)の収益事業が増え、事業型 NPO のような組織が多様な地域貢献事業を行っている。

このような NPO 法人を社会的企業の一つの類型として認識するのが一般的であり、社会福祉サービスの提供においては、NPO 法人が占めている割合が大きい。また、福祉のまちづくり、地域再生など地域活動にも NPO 法人との連携活動が行われており、協同組合、株式会社、有限会社など多様な形態の組織が収益を通じた地域福祉事業を行ってきた。例えば、高齢者が多い地域で介護事業が必要な場合は、NPO 法人が地域に定着し、小規模介護事業などを行う。また、過疎地域では、地域で小規模収益事業を行いながら暮らしやすい地域づくりを実践し、若い世代が地域に移住できるように多様な支援を行う社会的企業形態の組織もある。その他にも、地域でパン屋、レストラン、コミュニティカフェを運営し、その収益を地域再生活動や障害者や介護の家族会を運営し、障害者や介護で悩んでいる家族を支援する事例もある。その他、地域の空き家を活用し、観光ビジネスを活性化することや酒場を設立し、地域特産物としてお酒や多様な商品を生産し、地域の活性化に貢献する NPO 法人もある。したがって、このような収益事業を通じた地域問題解決という社会的企業の運営方式は、NPO の活動によって、すでに日本の地域福祉事業として定着してきた。韓国に比べ、地域性が強く、地域ごとに特色がある文化と自然環境を守る地域住民の「思い」は、社会的企業による地域福祉事業体を運営できるいい環境であると考えている。

従来の福祉 サービス供給主体	行政 社会福祉法人				
	「社会福祉の普遍化」				
(1970 年代以後)	①ニーズの普遍化、②サービス利用の普遍化、③サービス供給主体の普遍化				
現在の福祉 サービス供給主体	行政	NPO 法人	社会的企業	株式会社 有限会社	社会福祉 法人

図表2-5 日本社会福祉の普遍化

筆者作成

4. 「実践事例」ー 長野市上伊那郡「田切地区」の道の駅運営による地域再生¹²

日本では、少子高齢化によって急激な人口変化を経験している。すでに中山間地域では、人口が減りつつ、地域経済と機能を失っている過疎地域問題が拡大されている。このような状況なかで長野市上伊那郡飯島町田切地区では、地域の新たな変化を図っていた。長野県の真ん中にある田切地区は、農業が重要産業になっている中山間地域であり、若い世代の都市移住が進められ、地域の高齢者は急に増えている状況であった。地域住民は、地域機能が衰退することを心配し、地域の共同利益を求めるために地域でソーシャル・ビジネス事業を展開する。当時の田切地区世帯数は 338 世帯、そのなかで約 294 世帯¹³が1万円を出資して地域問題を解決するために、地域住民自らが「一般社団法人田切の里運農組合、(以下、田切の里運農組合)」を設立した。この法人は、1987 年に設立した「田切地区運農組合」が前身であり、以後、地域の道路で道の駅を運営し、事業収益を地域の問題を解決するために再投資する社会的経済モデルを導入していた。もちろん、その背景には、行政と民間の協力があって長野県では土地を提供し、自治体(飯島町)からは建物を提供したことがあった。また、上伊那の JA とともに掃除やリサイクル企業である株式会社のグリーンセンターの協力のなかで 2016 年 7 月に職員 32 名の道の駅「田切の里」が設立した。道の駅の運営は、長野県に新しい国道ができることによって地域住民と自治体が道の駅の必要性を強調し、地域住民が運営する国内では珍しい運営形態で事業を展開した。田切地区の事例の特徴は、地域の事情に合わせて住民組織が中心になり、行政と民間が協力したことである。そして、新しい国道ができることによって道の駅の運営を計画し、地域の農作物の販売する住民主体の社会的企業を運営した。

この道の駅「田切の里」では、近隣の農家からいつも新鮮な野菜や果物が提供されており、直販システムを運営している。すなわち、売りたいものを売りたい価格で提供することである。毎朝、栽培した農家が直接野菜や果物のディスプレイを行い、販売後に残った野菜などは直接回収する。以前までは、近隣の農家では、JA などの大手組合に野菜や果物を販売したが、運送料や人件費など収益性においてリスクがある程度存在した。しかし、現在は、農家が直接農作物を持ってくる道の駅で販売するようになり、利用者には、より安い価格の農作物が提供できる。このような地域住民の多様な収益が生まれることによって地域の生活の質も高くなっている。田切の里は、地域住民の所得増大だけではなく、町の駅による収益事業をを通じて地域問題を解決している。

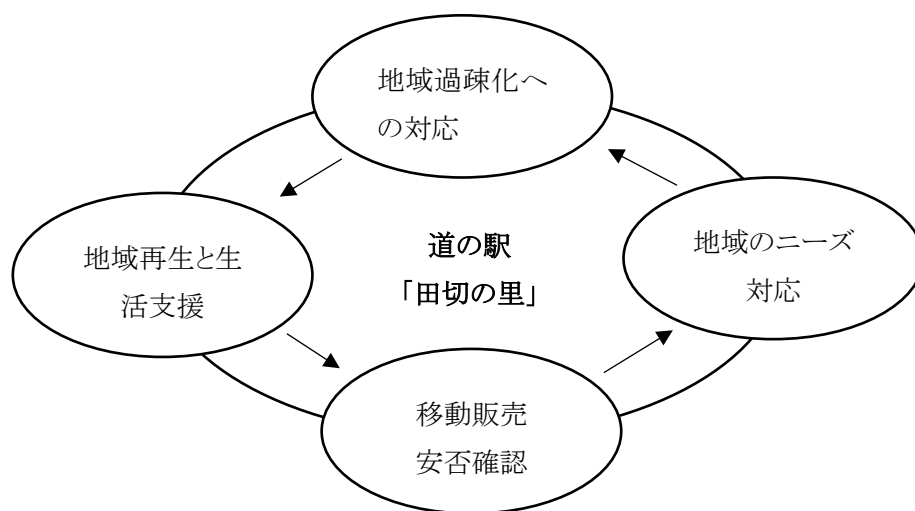
高齢者が多い田切地区の特性上、「買い物に行くのが大変である」という地域のニーズを受け入れ、軽トラックを利用する移動販売を始めた。一週間2〜3回軽トラックで移動しながら野菜や生活用品などを販売し、田切の里に販売してない商品も電話で注文を受け、移動販売の時に配達する。また、多くの利用者が高齢者なので、移動販売をしながら安否確認も行っている。自治体と連携して問題があれば移動販売のスタッフが連絡し、自治体は地域の社会福祉法人と対応していく。また、田切の里の利用者の7割は外部からの観光客である。安い野菜や果物が買えることが知られ、家族単位の利用者が増えている。また、1年1回、田切の里で祭を行い、田切地区の住民とほかの地域の住民との交流も行っている。現在

¹² この事例は、2017 年 5 月 31 日に筆者が「韓国農民新聞の海外地域活性化事例調査事業」の支援によって現地調査と聞き取り調査の内容をまとめたものである。

¹³ 現在は 256 世帯(戸)が「一般社団法人田切の里運農組合」に加入している。

には、観光客が増えることによって地域の空き家を活用した宿泊施設を運営する計画を持っている。このような地域の多様な事業によって田切の里農運組合では、小規模であるが雇用が創出され、地域住民の所得と生活の質も向上している。田切地区は、道の駅を社会的企業方式(ソーシャル・ビジネス)で運営し、地域問題を解決と住民生活の質の向上という目的を達成しつつある。そして、地域住民が集まる「場」の機能をしており、住民生活と福祉サービスの拠点として活躍している。

加えて、道の駅「田切の里」は、地域活性化と共に収益事業を通じて財源を確保し、地域が求める生活や福祉サービスを持続的に提供するために社会的企業を運営している。社会的企業は小規模であるが移動販売、安否確認などの地域福祉事業を行い地域のニーズに対応している。



図表2-6 「田切地区」社会的企業による地域福祉事業の展開

第4節 小括

本章は、韓国の社会的企業を国際的な文脈なかで位置付けるために、多様な国際状況を検討した。海外の社会的企業の多様な運営方式を把握し、社会的企業を運営する4か国(イギリス、アメリカ、日本、韓国)の事例を取り上げ、各国の特徴を検討した。特に、4か国のなかで市場性が最も強く、民間企業との多様な社会や地域貢献活動を行うアメリカ以外の3か国(イギリス、日本、韓国)は、社会的企業を社会福祉分野へ活用しており、多様な地域福祉事業を展開していた。

イギリス、日本、韓国の3か国は、社会的企業に対する国の制度や運営方式は異なるが、社会問題解決という社会的目的を中心に雇用創出と社会サービスを提供点で共通している(図表2-7参照)。3か国の特徴は、社会的目的の達成や社会問題解決という共通的部分もあるが、事業内容や運営方式はそれぞれ異なっていた。まず、イギリスの場合は、政府主導で社会的企業が育成されている。特に、地域を中心に雇用創出と社会福祉サービスを含めた多様なサービスを提供し、住民運動とコミュニティの再生と開発に社会的企業を活用していた。日本の場合は、活発なNPOの活動なかで多様な収益事業が行われ、事業型NPOのような非営利組織が社会的企業として運営されていた。日本の地域福祉事業は、まちづくり、地域再生コミュニティカフェのような地域レベルから介護事業、障害者支援などの個別レベルまで多様な支援を行っていることが明らかになった。

韓国の場合は、政府主導の育成制度のなかで多様な社会的企業が育成されており、法律に定められ

た認証制度によって運営されている。社会的企業の運営に対する自律性は、他の国に比べ、不十分な傾向があるが、雇用創出と社会福祉サービスの提供を中心に活発な動きをみせている。最近、社会的企業を通じた地域福祉事業の運営を活性化しており、既存の地域福祉事業体の機能を補完し、地域で自治体と民間が対応できない地域のニーズに対応する社会的企業に注目している。特に障害者、低所得者支援などの地域福祉事業が増加しており、社会福祉法人や総合社会福祉館、協同組合などの組織が社会的企業を設立・運営するケースが増えている。

区分	イギリス	日本	韓国
運営目的	・社会サービス ・労働統合	・社会サービス ・地域再生	・社会サービス ・雇用創出
運営背景	社会的経済	社会的経済+市場経済	社会的経済+市場経済
推進主体	政府	政府と財団	政府
組織形態	・協会、会社 ・協同組合	・非営利組織 ・財団法人	・会社 ・協同組合
法的形態	CIC 法 ^{注1}	不明確 ^{注2}	社会的企業育成法
事業範囲	・対人サービス ・労働統合	・地域活性化 ・労働統合	・雇用創出 ・対人サービス
推進範囲	地域	地域	全国→地域
財政運営	政府+事業収益	税控除+事業収益	政府+事業収益
制度的支援	直接的	間接的	直接的

図表2-7 4か国の社会的企業比較

注1) CIC 法は、イギリスの社会的企業支援法として 2005 年制定された共同体利益会社法(Community Interest Company)を示している。

注2) 日本の社会的企業は特別非営利活動促進法によって社会的企業類型の一つである事業型 NPO が間接的な支援を受けている。

一方、本章では、社会的企業による地域福祉事業体の運営に対する理解を深めていくために、日本の住民参加による道の駅運営事例である長野県「田切地区」、韓国の住民参加による地域図書館の運営事例である釜山市バンソン洞「希望の世」の事例を例として挙げ、社会的企業を中心に住民活動と地域福祉事業を展開する運営方式を紹介した。このような可能性を「見える化」するためには、何が必要なのかを考える際に、社会福祉事業として実現可能性と運営方式、そして必要な機能と要素などを把握する必要があると思われる。

本章を通して社会的企業による地域福祉事業の運営可能性は、日本と韓国の事例から把握したように多様な可能性を持っていることが明らかになった。このような結果に踏まえ、次の第3章では、韓国の社会的企業に対する具体的な分析を行うことにする。とりわけ、韓国の既存の地域福祉事業体の課題、それに対応する社会的企業による地域福祉事業の機能と役割を検討する。また、韓国社会的企業の制度、地域福祉事業の運営に関する支援体系、法的形態、運営方式、現状と課題など把握し、韓国社会的企業に対する国内動向を検討する。

第3章 韓国社会的企業の法的・制度的支援と地域福祉事業への拡大

第1節 韓国における社会的企業と地域福祉事業の運営と展開

1. 社会的企業による地域福祉事業の拡大
2. 従来の韓国地域福祉事業に対する機能－総合社会福祉館とソーシャルワークの機能
3. 総合社会福祉館による地域福祉事業の事例－ウォルゲ総合社会福祉館「美しい隣人事業」

第2節 韓国社会的企業の登場と社会的企業育成法の制定

1. 韓国社会的企業の登場背景
2. 社会的企業育成法の制定と特徴
3. 社会的企業育成基本計画の策定
4. 社会的企業による雇用市場と社会福祉サービスの拡大

第3節 韓国社会的企業の認証制度及び支援体系

1. 社会的企業の制度的特性と支援体系
2. 社会的企業の認証プロセス
3. 認証社会的企業の認証基準と認証率
4. 韓国認証社会的企業の成果

第4節 小括

第1節 韓国における社会的企業と地域福祉事業の運営と展開

1. 社会的企業による地域福祉事業の拡大

韓国では、社会的企業が国の革新政策として運用され、脆弱階層の雇用とサービス提供を中心に社会福祉分野に活用されてきた。特に、地域福祉事業への活用が極めて増えており、各自治体では、条例を通して社会的企業の育成と地域福祉事業としての効果的な運営方策を検討している状況である。これによって各自治体では、地域で必要なサービスを社会的企業の運営を通して提供している。全国的に社会的企業による地域福祉事業の運営件数を調べてみると以下のようなになる(図表3-1参照)。

韓国では、2007 年「社会的企業育成法」が制定され、本格的に政府主導の社会的企業育成政策を行ってきた。韓国社会的企業振興院によれば、韓国の社会的企業の事業分野は「環境・掃除分野」182 か所、「文化教育分野」156 か所、「福祉・保育分野」119 か所、「看病・家事支援分野」96 か所、「観光・スポーツ分野」43 か所、「保健・医療分野」11 か所、「文化財管理分野」8 か所、「雇用連携や支援分野」6 か所など多様な形態で運営されている。

社会的企業の導入初期は、リサイクル事業、環境・教育・文化などの社会的企業が多く運営されたが、最近には福祉、保健医療、看病・家事支援などの社会福祉に対するニーズが増え、社会福祉領域の社会的企業が数を伸ばしている状況である。特に福祉、保育、介護や家事支援などの福祉関連の認証社会的企業は、全体の 5 割を占めており、これからも社会福祉分野での認証社会的企業数は増える予想される。社会福祉分野のなかでも高齢者や障害者の雇用と生活支援に関する社会的企業が多く、現在には、子育て支援に関する社会的企業が増えており、まちづくりを目的とする社会的企業、協同組合形態の社会的企業など多様な形態が運営されている。

一方、全国的に認証社会的企業の数 は 1,741 か所(2017 年基準)が運営されている。韓国社会的企業振興院によると、社会的企業の事業形態は「教育」、「保健」、「社会福祉」、「環境」、「文化・芸術」、「観光・スポーツ」、「保育」、「自然保護」、「掃除」、「看病・家事支援」、「文化財保護」、「雇用支援(紹介)」など、多くの分野で運営されている。このなかで社会福祉サービス提供と直接的に関わっている事業形態は、「社会福祉」、「保健」、「保育」、「看病・家事支援」、「教育」、「雇用支援」であり、主に公共サービスが届かない領域に看病と家事支援、地域高齢者健康プログラム、お弁当配達などの小規模の社会福祉サービスを提供している。

現在、1,741 か所の社会的企業のなかで社会福祉事業を行う企業の割合は、12.1%(381 か所)を占めている。社会福祉分野での社会的企業の割合は少ないが、これから社会福祉分野での社会的企業数はますます増えると予想される。また、2010 年以後、社会福祉法人、総合社会福祉館などの組織が社会的企業の運営をし始め、社会サービス提供にも可能性が高まっている。社会福祉分野での社会的企業の事業は、高齢者ケア、子ども学習支援、お弁当やおかず配達、家の修理など広い範囲で行っており、最近では地域のラジオ放送局、貧困家庭の結婚式を支援する企業など新たな事業を創出している。そのなかでも地域の福祉ニーズに対応する小規模マウル企業、協同組合が政府の認証を受けて認証社会的企業として事業を行う事例が増えている。特に障害者自立のためにパン屋やカフェ、小規模作業所などを運営し、地域に必要な商品やサービスを適切に提供している。このように地域の認証社会的企業は、小規模事業が多く、適正規模と適正利益を維持していく。これは地域福祉事業を展開している社会的企業の場合は、地域問題を解決する範囲で事業を行い、事業範囲も収益も地域の規模に合わせるからである。

教育	社会福祉	看病支援	保健	保育	雇用支援	文化・観光	自然保護	掃除	環境	文化財保護	観光・スポーツ	その他
151	104	95	13	13	5	95	7	189	113	8	44	904
合計 1741												

図表3-1 社会的企業の事業形態(2017 年 5 月基準)

出典)韓国社会的企業振興院ホームページ(www.socialenterprise.or.kr) から再構成

注)「教育」、「保健」、「社会福祉」、「保育」、「看病支援」、「雇用支援」の分野を社会福祉関連事業とする。

ところが、韓国は、社会的企業による地域福祉事業体が増えているにもかかわらず、社会的企業の従事者のなかで社会福祉に関する専門知識やノウハウを持つ人が不十分であることが課題になっている。言い換えれば、韓国の社会的企業による地域福祉事業体は、ソーシャルワークの機能と役割を重要な視点におき、持続可能な運営方法を検討することが必要である。実際に、韓国では、社会的企業の運営においてソーシャルワークの役割と必要性は、持続的に議論された課題である。社会的企業による地域福祉事業が拡大するなかでサービスの質に対する課題が続けて提示されている。特に、最初から地域福祉事業を目的とし、社会的企業を組織した場合には、地域福祉サービスの質が収益や持続可能性に大きな影響を及ぼしていた。

このような課題を解決するためには、既存の社会福祉法人や総合社会福祉館による社会的企業の運営が求められる。前述のように韓国では、全国の 1,741 か所の社会的企業のなかで 1,359 か所の社会

的企業が地域福祉事業体を運営している。筆者の調査によると、そのなかで非営利組織運営方式が511か所であり、社会福祉法人や総合社会福祉館が運営している割合は、約30%（152か所）程度であった。社会的企業による地域福祉事業体の運営において社会福祉法人の参加は重要な要素である。一般的な収益事業を通じた社会福祉事業、あるいは利益を得るための地域福祉事業ではなく、地域福祉事業体としての専門性を高めることが期待できるからである。

もう一つは、社会福祉法人の社会的企業への運営参加によってソーシャルワークの新たな役割を提示することができる。現在、社会福祉法人と総合社会福祉館に集中されているソーシャルワークの機能と役割には、多くの課題が提示されている。自治体の委託運営という運営形態によって総合社会福祉館におけるソーシャルワークの機能は、自治体との行政業務、評価準備など行政的な業務が増えている傾向にある。これによってソーシャルワークの顔がみえない」という根本的な問題が浮上している。ソーシャルワークの社会的企業の運営への参画によって地域の資源開発、住民活動促進、地域再生などの地域の共通課題を解決し、市場で新たな地域福祉サービスを開発するコミュニティ・ソーシャルワーカーとしての新たな役割を提示することが期待できる。

2. 従来の韓国地域福祉事業体に対する機能－総合社会福祉館とソーシャルワークの機能

前述のように、韓国の総合社会福祉館は、地域福祉サービスの拠点として多様な地域福祉事業を展開してきた。1980年代に社会福祉事業法の改正によって、低所得者の密集地域である永久賃貸住宅に設置することが義務化され、2017年度現在、全国466か所が運営されている。総合社会福祉館の運営方式は、自治体から土地と建物を提供され、3年に一度の成果の評価を通して補助金が支給される。総合社会福祉館は、その補助金をもとに地域福祉事業を展開してきた。

このような既存の総合社会福祉館の地域福祉事業を社会的企業による地域福祉事業と検討した結果、それぞれ特性が把握された。図表3-2に示したように、従来の韓国地域福祉事業と社会的企業運営方式の地域福祉事業の特徴を示したものである。この図は総合社会福祉館と社会的企業の相違点を示すことではなく、両事業体の特徴を取り上げたものである。

従来の地域福祉事業は、①運営主体：自治体からの委託事業、②重要機能：福祉機能と持続可能性、③事業範囲：一定の地域エリア、④事業形態：総合社会福祉館、福祉施設、⑤法的根拠：社会福祉事業法の特徴が把握される。これに比べて、社会的企業の運営方式は、①運営主体：商法、民法による組織、②重要機能：市場性、雇用創出、持続可能性、③事業範囲：地域区分なし、④事業形態：認証社会的企業、マウル企業、社会的協同組合、⑤法的根拠：社会的企業育成法の特徴が把握される。特に、これらの重要機能は、両方とも地域性、福祉機能、市場性、雇用創出、持続可能性など5つの機能を持っているが、市場性、雇用創出、持続可能性においては社会的企業運営方式がより強い傾向にある。

運営的側面では、財政運営（委託運営/自主運営）と福祉サービス（サービス保障/雇用と所得保障）に大きな違いがみられた。また、機能的側面において、総合社会福祉館は、制度内の生活保護者、受給者に対する公的所得とサービスの保障を中心として地域のセーフティネットとしての役割を果たしていた。つまり、両事業体は、相互的に不十分である機能を補完する「棲み分け」がみられる。

最近の総合社会福祉館は、2012年に社会福祉事業法第34条と住宅法第2条、住宅建設基準に関する規定第5条の「永久賃貸住宅での総合社会福祉福祉館の設置」規定を削除するになり、既存の永

久賃貸住宅の範囲を超え、地域住民(区、市単位)にも多様な地域福祉サービスが提供できるようになっている。また、地域の住民プログラムの運営と地域福祉事業に対する財政においても自治体の補助金だけではなく、大企業や地域の中小企業からの支援金を確保するために多様な事業を企画している。しかし、自治体による委託運営は、地域福祉サービスの提供や対象者の範囲に大きな影響を及ぼしており、民間企業からの支援金は、企業の財政状況によって異なる不完全な状態なので、安定的な地域福祉サービスの提供をし難くなっている。その反面、社会的企業による地域福祉事業は、制度外の脆弱階層に対する雇用創出と所得保障を中心に地域福祉サービスを提供し、市場で地域福祉サービスを拡大することが特徴である。したがって、社会的企業による地域福祉事業は、総合社会福祉館に比べ、制度外の地域福祉サービスを提供し、地域の共通問題に対応する傾向にあった。

	総合社会福祉館による地域福祉事業	社会的企業による地域福祉事業
運営的側面		
運営目的	住民プログラム運営	地域の雇用創出、地域再生及び活性化
財政運営	補助金、寄付金(委託運営)	事業収益(自主運営)
組織形態	総合社会福祉館、福祉施設 (社会福祉事業法)	マウル企業、社会的協同組合 (社会的企業育成法)
福祉サービス	サービス保障中心の生活自立	雇用と所得保障中心の生活自立
機能的側面		
地域性	一定の地域エリア ^{注1)} (市、区単位)	エリア区分なし
福祉機能	脆弱階層のニーズ対応	地域共同のニーズ対応
雇用創出	生活保護者、受給者の雇用支援 (制度内)	脆弱階層(高齢者、障害者)の雇用支援 (制度外)
市場性	民間企業の寄付によるプログラム企画	市場のなかで地域サービス開発及び提供
持続可能性	政府による安定的な地域福祉プログラム	収益による地域福祉サービスの拡大

図表3-2 総合社会福祉館と社会的企業の特徴 筆者作成

注 1) 総合社会福祉館は、社会福祉事業法第 34 条に基づき、永久賃貸住宅に設置することが義務化されたが、2012 年に同法の改正によって一定の地域(市、区単位)に事業範囲を広げている。

一方、両市業体の運営においてソーシャルワークは重要な役割を担っている。総合社会福祉館のソーシャルワークは、制度内の資源やネットワークをもとに、住民プログラムの運営、地域福祉サービスを提供する。韓国の事業福祉法第 2 条による施行規則第 23 条 2 項「社会福祉館の運営基準」には、総合社会福祉館の 3 代機能に対して明記している。この総合社会福祉館の 3 代機能とは、①事例管理機能(ケースマネジメント)、②サービス提供機能、③地域社会組織化機能である。総合社会福祉館のソーシャルワークは、このような法律上の 3 代機能を中心に住民組織化、地域の資源開発及び管理、地域福祉サービス対象者の発掘などの機能を通して家族機能強化事業、地域社会保護事業、教育文化事業、自活支援などの多様な地域福祉事業を展開している。

このような総合社会福祉館のソーシャルワークの機能に比べて、社会的企業におけるソーシャルワークは、機能面において違う傾向にあり、社会的企業家としてソーシャルワークの機能が問われている。福

社マネジメント研究会報告書(2018)¹⁴では、ニーズ対応型福祉サービスの開発と起業化を中心にソーシャルワークの機能を強調している。ここでは、「ソーシャルワーク機能からいえば、最初から社会福祉制度上の枠組みでニーズをとらえるのではなく、より広く自立生活を脅かしている課題を明らかにすることを常に心掛けていなければならない。その点にこそ、ソーシャルワークの真髓があり、それにこたえるニーズ対応型福祉サービスの開発がソーシャルワークのポイントである」と述べている(報告書 2018:18-19)。したがって、社会的企業におけるソーシャルワークの機能は、より広い意味で住宅、移動手段など地域生自立支援に関する包括的な実践技術が必要になり、市場経済に対する運営マインドを持ち、地域と都市のインフラ開発、雇用創出と生活自立に関するプログラムの開発など、経済と福祉、環境、教育など地域の共通課題に対応する社会的企業家としてソーシャルワークの機能が求められる。たとえば、地域の共通課題として住宅問題が台頭した場合には、空き家やシェアハウスを活用によって住まいの環境を改善することがあり。それ以外にも、育児や教育に対するニーズに対応するために、地域の小学校や中学校など、既存の公共施設を活用したコミュニティハウスを運営すること、地域の環境をまもるために、環境運動を主導することやリサイクル事業を開発及び運営することなど、社会的企業におけるソーシャルワークの機能は、制度外の多様な地域福祉サービスを開発することが求められる。

3. 総合社会福祉館による地域福祉事業の事例ーウォルゲ総合社会福祉館「美しい隣人事業」¹⁵

前述したように韓国では、代表的な地域福祉事業体として総合社会福祉館が運営されている。最近、このような総合社会福祉館を中心に社会的経済方式を活用した地域福祉事業が展開されている。

その事業は「美しい隣人事業」である。社会福祉と地域経済の複合事業である「美しい隣人事業」は、ソウル市蘆原(ノウォン)区月溪(ウォルゲ)洞にあるウォルゲ総合社会福祉館で 2003 年に始まった新しい福祉事業である。この事業は、総合社会福祉館・商店・住民という 3 つの主体が中心になっており、総合社会福祉館のソーシャルワークが把握した地域の脆弱階層(一人親家庭の子ども、高齢者、障害者)を中心に地域福祉事業を行っている。

その仕組みは、総合社会福祉館が制度の運営主体として、モノやサービスを提供する商店(経営者)を探し出し、モノやサービスを利用する人々を選定し、利用者に各商店で利用できるクーポンを発行する。そして、商店は提供できるモノやサービスの項目と数量を定め、総合社会福祉館で発行したクーポンをもつ住民にモノやサービスを提供する。最後に、住民は、クーポンを利用し商店に必要なモノやサービスを受けるかわりに、商店の広報および地域社会のためのボランティア活動に参加する。こうした仕組みの特長は、生活困窮者や低所得者に商店の寄付行為によるクーポン券をサービスや商品に代えて提供する活動をウォルゲ総合社会福祉館が運営管理するという、社会福祉事業が地域の商店などと協力して地域経済の循環を促進するという性格を有することにある。

「美しい隣人」事業の端緒は、ソウル市内で低所得者や高齢者がもっとも多い地域の 1 つである月溪洞(ウォルゲドン)において個別訪問調査を行った結果、住民の主なニーズとして、食事、健康、理美容、入浴など日常生活にかかわるものが多いことが浮かび上がった。それらのニーズに対応しうる地域の商

¹⁴損保ジャパン日本興亜福祉財団叢書 NO.91「ニーズ対応型福祉サービスの開発と起業化」福祉マネジメント研究会

¹⁵ この事例は、2015 年 3 月、2016 年 5 月に「ウォルゲ総合社会福祉館」訪問した内容をまとめたものであり、ウォルゲ総合社会福祉館から配布された関連資料とインタビューした内容を中心に示したものである。

店、(レストランやスーパー、病院や薬局、理容室や美容室、銭湯やサウナなど)にウォルゲ総合社会福祉館のソーシャルワークが訪問して事業の趣旨を説明し、たとえば、あるレストランからは 1 日 3 人の無料の食事、ある病院からは 1 日 3 人の無料での治療を受けるといったようなかたちで寄付を受け、福祉館の管理・運営のもとで、高齢者は福祉館が発行したクーポンをもって、レストランや病院を利用できるようにする。そして利用した高齢者は、商店の宣伝活動および街の掃除や交通安全指導、福祉館や学校での給食補助、祭りの企画・参加などボランティアを含む地域のさまざまな活動に参加するという流れで事業が展開されている(金圓景、2014)。この「美しい隣人事業」は、3つの要素から成り立つ。①社会サービスの供給システム、②地域資源システム、③活用システムの結合事業である。ここで社会サービスの供給システムは、地区のそれぞれの商店が食事やお風呂、健康、遊び等のサービスを国民基礎生活保障受給者及び高齢者、障害などに無償で提供するシステムである。地域資源システムは、地区の商店のマッピングや市民や財団の寄付などである。活用システムは、地区の対象者やその家族のニーズ把握と量的管理を行うシステムで、必要なサービスを効率よく供給し、さらにそれをソーシャルワークが評価するシステムである。この制度化は、社会福祉館の地域社会事業の一環として地域資源を活用した地域活性化事業であり、また利用者の主体的参加や権利意識の醸成、市民や財団の寄付による市民社会が結び付いた。このような「美しい隣人事業」は、地域住民の信頼、規範、ネットワークを基盤とするソーシャル・キャピタルを構築した総合社会福祉館による社会的経済モデルの代表的な事例であり、現在、ソウル市福祉財団が公的サービスとして制度化し、ソウル市全域に広がりを見せつつある。

ウォルゲ総合社会福祉館の事例は、社会的企業による地域福祉事業を運営する事例ではないが、社会的経済の範囲なかて位置付けている共有経済、社会共通資本と高い関連性をもつ地域福祉事業の事例である。特に、この事例の特徴は、地域福祉事業の展開におけるソーシャルワークの機能と役割であり、事例を通して社会的企業による地域福祉事業に対するソーシャルワークの役割が提示できる。「美しい隣人」事業は、資源開発、地域ネットワーク構築を通して市場で地域福祉サービスを開発及び提供し、事業に参加している商店街を活性化という二つの地域資源を中心に地域福祉事業を展開した。このような事業が可能になる背景には、総合社会福祉館による専門的な地域福祉事業の展開という特性がみられるが、ソーシャルワークが持っている地域福祉に関する実践技術とノウハウ(住民との関係、地域福祉サービス対象者の情報)が根付いている。しかし、この事例からみると、既存の総合社会福祉館の地域福祉事業は、脆弱階層に対する雇用創出プログラムや関連事業が不十分であることが一つの課題としてみられた。

したがって、今後、韓国では、地域福祉サービスとして雇用創出を活性化するために、総合社会福祉館と連携する社会的企業の運営方法を開発し、雇用支援に関する相談、就労支援プログラム開発などソーシャルワークの専門的なアプローチが求められる。

第2節 韓国社会的企業の登場と社会的企業育成法の制定

1. 韓国社会的企業の登場背景

韓国の社会的企業は、2007 年から大転換期を向えることになる。多くの先行研究や報告書では、概ね韓国の社会的企業を大きく第 1 期(1997 年から 2007 年)、第 2 期(2007 年から 2017 年)に分けて提示している。このような第 1 期の登場期と第 2 期の定着期の 20 年間、韓国社会的企業の基盤が作ら

れてきたと行っても過言ではない。しかし、本節では、もっと具体的に韓国社会的企業の制度や組織形態の変化過程を検討するために、韓国社会的企業に関する時期区分を①潜在期、②登場期、③成長期、④定着期に分けて検討する。

1998 年 IMF(金融危機)によって市場経済と共に雇用と社会保障サービスなど、国家の公共領域は崩壊された。特に民間企業の運営危機によって失業者が急増する不安定な状況が続いた。社会全体にかけて貧困が問題視され、雇用市場と社会保障領域は以前に比べて深刻な社会的問題に直面してきた。以後、2000 年から社会福祉関連法律が改正されると共に生活保護制度の改革が行われ、国民基礎生活保障制度が新しく始まった。次々に社会問題が登場するなかで、所得格差社会、高齢社会が進むなかでソーシャルインクルージョンに対する関心も高まっている。この時期から韓国では雇用創出に関する多様な政策を行うようになる。そして、このような政府の制度変化は、現在の社会的企業の登場背景になってきた。このような世界的な社会的企業の主流化のなかで、ここではなぜ韓国で社会的企業は発展したのかを具体的に検討しておきたい。前述のように、韓国で社会的企業の必要性が高まったのは、1997 年の経済危機(IMF)から始まる。1997 年から 2017 年までの 20 年間、韓国の社会的企業は、大きく①潜在期、②登場期、③成長期、④定着期に分けることができる(図表3-3参照)。

まず、①潜在期(1999 年～2002 年)には、所得格差を減らすために、政府は雇用を通じた所得に注目し、脆弱階層に雇用機会を提供する政策を行った。それが 1999 年に導入された「公共勤労事業」である。各自治体から地域の公園管理、まちの掃除などの公共事業に高齢者や障害者を優先的に雇用する事業であった。しかし、給料や劣悪な勤労環境などの問題のため、その効果に対して批判もあった。

一方、2002 年には、国民基礎生活保障制度の雇用創出による所得保障を目指していた「自活事業」が始まり、雇用と福祉の連携による所得保障と再分配を制度的に実行した。政府が自活事業に関する法律を制定することによって、自活事業の実践組織である「自活共同体」が登場することになった。自活共同体は、失業者が雇用を通して自立可能な生活ができるように支援する組織であり、運営においては宗教団体や慈善団体を中心に多様な事業が展開されてきた。しかし、自活事業は補助金の範囲によって事業を展開したため、持続的な事業展開ができなくなり、制度の目的を達成できなかった。つまり、「自活事業」、「社会的雇用創出事業」の導入は、現在の韓国社会的企業が発展した背景になった。

②登場期(2003 年～2006 年)には、社会保障制度の改革に対する政府の努力は続けられた。韓国労働部を中心に「社会的雇用事業」が始まった。この事業が始まったのは、韓国の高齢化と所得水準の向上、女性の経済活動増加、家族機能の変化など多くの社会問題の登場によって新たな社会サービスと雇用創出の必要性が高まってきたからである。それまで韓国の場合は、所得水準や社会保障費の支出水準が先進国より低いこともあり、経済成長に財政支出を集中させたため、相対的に社会保障分野での雇用は劣悪な環境であった。社会サービス分野は、雇用創出が高い分野として知られており、ヨーロッパでは社会サービス分野に勤めている人が全体雇用市場の2割を占めていると言われる。しかし、韓国の場合は、社会サービス分野の雇用創出が低いと言える。韓国の場合は、国民の所得水準と扶養費によって社会サービス分野でこれから必要な人材は 2010 年を基準にして 60 万人である(キム・ヘウォン、2006)。政府は社会保障と社会福祉サービス分野に対する人材を拡大している状況である。このような社会サービス分野の人材確保は、安定的な雇用創出による経済活性化、社会福祉サービスの持続化など多様な社会的効果がある分野である。また、社会福祉サービスの拡大は、脆弱階層の福祉水準を向

上させ、多様な社会福祉サービスを提供することが期待できる。そのなかの一つが社会的雇用創出事業である。社会的雇用創出事業は、民間と公共の協力的な参加によって成功的に行われてきた。社会的雇用創出事業は脆弱階層の雇用創出を図っているが、一方では、看病や家事支援、ドルボム(介護)支援など社会福祉サービス分野の人材を確保する狙いもあったといえる。それによって2008年には、政府の1兆5700億ウォンを投資し、約23万人の雇用創出効果があったといえる(キム・ヘウォン、2006)。しかし、このような社会的雇用創出事業も政府の予算の範囲で運営されてきたので、雇用創出という意味より、政府から支援する単純な短期就職プログラムに留まってしまった。また、雇用環境や処遇も劣悪であったため、制度に対する多くの批判があった。言い換えれば、自活事業と社会的雇用創出事業は政府の依存度が高い政策として行われており、事業の持続性を維持していくことが大きな課題であった。

時期 区分	潜在期 (1999年～2002年)	登場期 (2003年～2006年)	成長期 (2007年～2015年)	定着期 (2015年～)
政策的 背景	・1997年経済危機による雇用と社会保障機能強化 ・雇用創出中心の政策展開	・脆弱階層の雇用本格化 ・自活支援センターなど支援組織を設立	・社会的企業概念投入 ・認証制度を通じて認証社会的企業を育成 ・多様な運営形態の登場	・社会的企業の支援体系改善(各市・道に支援センター設置) ・雇用創出と共に社会サービス提供に注目
法律的 背景	・2000年「国民基礎生活保障法」によって雇用を通じた個人の自立を強調	・「国民基礎生活保障法」の改正による自活企業の活性化	・2007年「社会的企業育成法」を制定 ・協同組合法の改正	・「社会的経済基本法」の制定準備中 ・「社会的住宅」 ^{注1)} 提供事業準備中
事業 展開 及び 特徴	公共勤労事業(1999) 自活支援事業(2000)	社会的就労支援(2003) 自活企業(2003)	認証社会的企業(2007) 社会的協同組合(2014)	各社会的経済組織の運営を統合できる上位法(基本法)が求められる

図表3-3 韓国社会的企業の発展過程

筆者作成

注 1) 住居福祉サービスの一つとして社会的企業が住宅組合を設立・運営し、貧困家庭などに安い家賃で住宅を提供する事業

③成長期(2007年～2015年)に、政府はヨーロッパの社会的企業の政策を検討し、このような社会的企業概念は、雇用創出と新たな社会サービスを必要とする政府の目標と一致した。そして、脆弱階層が雇用創出と社会サービスが提供できる社会的企業を導入することになる。社会的企業の本格的に支援するために2007年には「社会的企業育成法」を制定し、認証制度を通じて社会的企業を積極的に育成していく計画を立てることになる。その当時は、社会サービス提供より、経済活性化に頂点を当てて雇用創出を強調し、市場経済を基盤とした社会サービスの提供が重要な目的であった。しかし、2015年以後、各地域に社会的経済支援センターが設立され、社会的企業の機能を地域レベルで検討するようになる。このような動きによって社会的企業は、地域の脆弱階層に社会福祉サービスを提供する多様な活

動を行う。つまり、2015 年の以前に市場経済を基盤とした社会サービスが、以後、脆弱階層に社会福祉サービス提供するように転換されたといえる。

④定着期(2015 年～)は、現在の韓国社会的企業に対する状況を示す。社会的企業の特徴は、地域のニーズに応じる社会サービスを提供し、脆弱階層に安定的な雇用機会を提供することである。このような動きは地域の多様な資源を活用しつつ、雇用と福祉を拡大することによって地域経済の活性化にも寄与する。韓国政府の狙いも社会的企業の育成によって雇用を拡大することであり、脆弱階層の雇用活動は地域の所得格差を減少させ、地域経済活性化に役に立つという考え方である。このような法律によって韓国の雇用労働部では社会的企業に対する多様な支援を行っている。現在は、社会的企業と共に社会的協同組合法を始め、法律による多様な組織形態が運営されている。また、それによって支援体系もそれぞれ異なってきた。このような混乱を防ぐために、支援体系を統合する「社会的経済基本法」を制定する準備をしている状況である。そして社会的企業の事業分野も住居、金融、放送など多様な分野に広げられており、大企業の参加による社会的企業の事業活性化が進められている。

2. 社会的企業育成法の制定と特徴

(1) 社会的企業育成法の制定背景

2017 年は、韓国が社会的企業概念を導入して 10 周年になる。もちろん、韓国で社会的経済概念が導入される前から、社会的経済や社会的企業と類似した概念や組織は存在していた。しかし、2007 年に社会的企業育成法が制定されてから、本格的に社会的企業概念や政策が形成されてきた。言い換えれば、社会的企業概念と法的形態が正式に決まった 2007 年が韓国社会的企業の出発点であったと言っても過言ではないだろう。特に、経済危機と福祉ニーズの多様化によって既存の公共と民間のサービスは限界に直面し、社会的企業は経済と福祉の両方を満足させる役割が期待された。その状況なかで韓国は、社会的企業の雇用創出と社会サービス提供機能に注目し、地域経済の活性化と地域住民の生活の質の向上を図る新たな政策として提示された。2000 年に制定された国民基礎生活保障法は、低所得者の自立支援を中心に行い、前身の生活保護法の性格が強く、公共扶助としての認識が強かった。以後、2005 年から社会的企業に関する必要性が高まり、2 年間の準備期間を経て、2007 年に社会的企業育成法という名称で法律が制定された。

韓国の社会的企業育成法の制定背景は大きく二つに分けることができる。一つ目は、脆弱階層や貧困層が急増すると、所得及び雇用に対する機会も不均等になり、二極化が国家の重要な課題になったことである。二つ目は、多くの社会問題に対応するために、社会的企業の育成・支援を通して社会的リスクを減らしていくことを目的とし、国家、共同体、個人が共に成長していくことを目的としている。社会的企業育成法の第 2 条 1 項によると、社会的企業は社会や地域に社会サービス、または雇用支援を行い、地域貢献活動と地域住民の生活の質を向上する社会的目的を達成し、商品やサービスを生産・販売する企業であると示している。

一方、韓国社会的企業に関する法律的根拠をみると、雇用創出を重視する労働統合型と社会サービス提供型を中心とした混合型社会的企業を目的としていることが分ける。2012 年には、地域問題を解決する「地域社会貢献型」社会的企業を法律的に制定し、まちづくり、住民組織活動、小地域福祉活動など地域の経済と福祉、教育、文化、レジャー、芸術など多様な分野に拡大している。韓国の「社会的企

業育成法」の施行令第9条第1項では、運営目的別に社会的企業の5つの類型に分けている。この5つ事業形態は、社会的企業が社会的目的に合わせた運営ができるように法律で定めだものである。大きく、①雇用創出型、②社会サービス提供型、③混合型、④地域貢献型、⑤その他型の5つの形態に分けられている。

一つ目の「雇用創出型」は、脆弱階層の雇用支援が主な目的であり、その他に社会サービスを提供する形態である。この事業形態では、地域の小規模収益事業を通じた高齢者や専業主婦の雇用支援、障害者の作業所の運営形態が多く、最近には、外国人や移民者に対する雇用支援を行っている。

二つ目の「社会サービス提供型」は、社会サービス提供が主な目的であり、部分的に雇用創出を行っている事業形態を示している。例えば、貧困家庭の支援、制度外の福祉対象者の支援、中山間地の子ども教育支援、介護サービス支援、障害者生活支援など、脆弱階層に優先的に社会サービスを提供できるように運営している。

三つ目は、雇用創出機能と社会サービス支援機能を統合した「混合型」である。この事業形態は、脆弱階層に雇用創出と社会サービスの両方を取り上げ、雇用創出と社会サービスの提供を循環的に行う形態である。お弁当屋、介護専門員教育機関、食堂のような形態で運営されており、他の類型より、市場性が強いことが特徴である。

四つ目の「地域社会貢献型」は、先述した運営形態のように脆弱階層を支援することが主な目的ではないが、環境、文化、地域開発など、地域住民誰もが利用できる社会サービスを提供し、公益活動を行う事業形態である。雇用創出と社会サービスに限定とせず、地域のニーズを把握することによって地域問題を解決する。最近では社会福祉法人や住民組織が直接的に運営する形態も増えている。

五つ目の「その他型」は、社会的企業の重要機能である雇用創出と社会サービス提供より、環境保護、文化継承、レジャー開発、旅行事業など住民の生活に関わることに對して社会的企業を活用する。韓国では、高齢者や障害者向けのラジオ放送局、高齢者演劇団、女性を守る会など多様な形態で社会的企業が活用されている。特に、韓国社会的企業の最初の目的であった雇用創出型の事業形態が大きく占めており、混合型の雇用創出機能を含めれば、全体の78.9%の認証社会的企業が雇用創出のために運営としていることになる。この雇用創出型は、商品やサービスを売るために雇用をする一般企業とは違い、雇用するために商品やサービスを売る企業として運営することが特徴である。

3. 社会的企業育成基本計画の策定

(1) 第1次社会的企業育成基本計画(2008～2012)

第1次社会的企業育成基本計画の5年間は、関連法律との関係性を明確にし、社会的企業が定着するようにさまざまな支援策を提案および実現した時期である。

前述のように、韓国では2007年社会的企業育成法の制定によって多様な支援政策やサービスが提供されてきた。雇用労働部は、社会的企業に関する多様な政策を踏まえ、体系的に社会的企業を育成するために「社会的企業育成基本計画」を公表する。この計画の背景には、大きく法律的背景と制度的背景に分けることができる。まず、法律的背景では、「社会的企業育成法」第5条による社会的企業に育成基本計画を策定することが示されている。この育成基本計画では、社会的企業の社会的目的を明確に明記されたおり、社会的企業の育成に関する制度や支援方法が具体的に示している。特に、社会的

企業の多様な形態や機能を韓国の状況に合わせる育成計画を提示することによって、社会的企業育成政策の効果性を高めることが目的であった。また、制度的背景は、社会保障制度と雇用市場の改革である。韓国では社会的企業の概念が導入する前にも社会的雇用支援事業、自活事業など雇用創出に対する多様な政策を行ってきた。したがって、本計画を通じて既存の制度やサービスを社会的企業の機能といかに結んでいくのかを検討する。

本計画は、社会的企業育成法が 2007 年度に制定された。当時には、社会的企業の関連法律による推進計画の必要性が求められ、社会的企業の概念と目的、支援方策、組織形態などを法律に基づいて示しており、海外の社会的企業の制度と支援システムを検討しつつ、韓国社会的企業の課題を提示している。また、社会的企業の役割に対して、①持続可能な雇用創出ができること、②社会が求める社会サービス提供、③地域社会の統合と地域経済活性化、倫理的市場(優しい消費)の拡散など 4 つに分けている。とりわけ、持続可能な雇用創出を強調し、社会的企業に対する認識やインフラが拡大することによって社会サービスの提供も増えると考えた。

重要課題	支援内容
社会的企業に馴染む文化と関係提供	・社会的企業の価値や認識を広げる ・民間企業との協力モデル開発 ・公的サービスの革新と社会サービス市場の創出 ・社会的企業に対する資本市場の育成
新たな事業モデルの開発及び活性化	・革新的な社会的企業家の育成 ・環境・文化・地域活性化など分野別に育成戦略を立てる ・社会的企業に対する財政支援を段階的に実施 ・予備社会的企業の育成システム開発 ・創業支援に対するインフラを構築
社会的企業の経営革新支援	・経営コンサルティングに対する支援強化 ・内部の経営透明性の強化 ・社会的企業に対する支援ネットワーク構築
社会的企業の育成システム構築	・社会的企業の成長による支援体系の確立 ・社会的企業に対する支援制度間の連携システム構築 ・自律と分権に基づいた育成管理システム構築

図表3-4 初期の社会的企業育成方針

出典)韓国雇用労働部(2008)

韓国の社会的企業育成法の大きな目的は、持続可能な雇用創出であり、活発な雇用創出活動と社会的企業の成長によって多様な社会サービスを生むことである。また、社会的企業の育成において社会的企業を支援するネットワークの形成に着目し、公共と民間、そして住民組織の連携を強調する。また、民間企業が企業の社会貢献戦略として社会的企業を設立することを図る。これは社会的企業に対する認識や経営文化が定着する前に、経営に対する経験やノウハウがある民間企業が参加することによって社会的企業運営に対する成功モデルを提示し、社会的経済市場の活性化が大きな目的であった。その結

果、社会的企業による雇用創出が増え、脆弱階層に対する雇用と共に金融と販路など支援体系が定着し、民間の参加も活性化された。この計画を通じて社会的企業数は 2007 年 50 ヶ所から 2012 年に 774 ヶ所まで増加した。また、雇用創出は 1,403 名から 2012 年には 18,689 名に増え、社会的企業の安定的な運営と定着に大きな役割を担ってきたと言える。

（２）第２次社会的企業育成基本計画（2012～2016）

第２次社会的企業育成基本計画では、第１次計画で検討した法的・制度的支援方策をもとに、具体的に社会的企業を育成する実践方法を検討することが目的である。５年間 3,000 か所の社会的企業を育成し、４つの領域で 61 個の政策課題を中心に計画を立てた。社会変化や問題に対応できる組織及び活動として社会的企業を提示している。第１次計画で社会的企業の育成に関することを検討し、第２次計画では社会的企業の持続可能性を高め、認識や価値を拡散することが大きな目的である。図表３－５のように４つの領域は、①社会的企業の自立性強化、②社会的企業の支援体系の改善、③社会的企業の役割と成果の拡大、④民間と地域パートナーシップ強化に分けられている。

まず、①社会的企業の自立性を強化するためには、急激に利用者が増えているネット販売を初め、社会的企業の商品やサービスを販売している。そして、１兆ウォンの資本市場を形成し、金融、投資支援、社会投資ファンドなどを助成支援し、市民寄付を図ることによって社会的企業が自立できる市場を育成することが目的である。また、公共機関や施設は、必ず社会的企業の商品やサービスを一定金額に限り、優先的に購入する公共優先購入制度を行うこと、雇用の質を向上するために人権費、運営費などの補助金制度を改善することが求められる。②社会的企業の支援制度を安定的に改善することである。これは社会変化に合わせて社会的企業の支援体系を改善することが目的である。経営に関するコンサルティングの拡大、創業教育支援、統合コールセンターを運営による相談支援、若い世帯に対する社会的企業の認識教育、社会問題による社会的企業家の養成と創業教育にも力を入れるように支援制度を改善している。③社会的企業の役割と成果を拡大することである。社会的企業の役割拡大と成果の拡大が主な目的であり、そのためには、社会的目的を以前より具体化し、認定要件を緩和することによって社会的企業を育成し、特に協同組合形態の社会的協同の参加を図る。また、多様な形態の社会的企業のモデルを開発すると共に韓国社会的企業の成功事例を拡大していく。具体的には地域特化事業を開発した場合には 24 億ウォンから最大 30 億ウォンまでインセンティブを支援する。

④民間と地域パートナーシップを強化する。一社一社社会的企業キャンペーン¹⁶を通じて一般民間企業の支援を活性化し、公団のような公共機関の専門性と技術性に基づく支援を拡大する。また、全国ネットワークを活性化し、政府、民間、市民団体、宗教団体、住民組織など「社会的企業活性化ネットワーク」を構成する。このネットワークは構成員の定例会議と市民団体を中心にフォーラムなどを開催することによって社会的企業に対する課題が議論できる場を提供する。それ以外にも民間企業から退職した経験者を社会的企業と連携する事業、「中堅人力再就職支援事業」、地域文化と自然を活用した事業を開発し、社会的企業と連携する「地域連携強化事業」などを強化することが目的である。

第２次社会的企業育成基本計画は、第１次計画より社会的企業の安定的な運営と持続可能性を中

¹⁶ 社会的企業振興院では、社会的企業と民間企業の交流を活性化するために社会的企業と民間企業が 1 : 1 で連携するキャンペーンを行われてきた。

心に構成した。つまり、第 1 次計画が社会的企業の定着と支援、そして社会的認識拡大などが主な目的であるとすれば、第 2 次計画は定着した社会的企業の持続可能性と事業の多様化を求め、社会的企業に関わる市場が拡大することが期待されている。

1.社会的企業の自立性強化
・販路拡大及び支援(優先購買制度) ・資金及び投資支援拡大 ・公共購買の優先 ・支援金制度の改善
2.社会的企業の支援体系の改善
・コンサルティング拡大及び効率化 ・支援機関の力量及びインフラ強化 ・社会的企業家の養成拡大 ・事後管理及び以遠
3.社会的企業の役割と成果拡大
・社会的企業の役割拡大 ・社会的企業の成功モデル開発及び拡大 ・社会的企業の責任性強化 ・社会的企業に対する認識と共感の拡散
4.民間と地域パートナーシップ強化
・民間企業の社会的偉業支援拡大 ・民間の人的資源との連携強化 ・地域・事業体間の交流及び活性化

図表 3－5 第 2 次社会的企業育成基本計画の目的

出典) 雇用労働部 (2012) 「第 2 次社会的企業育成基本計画」

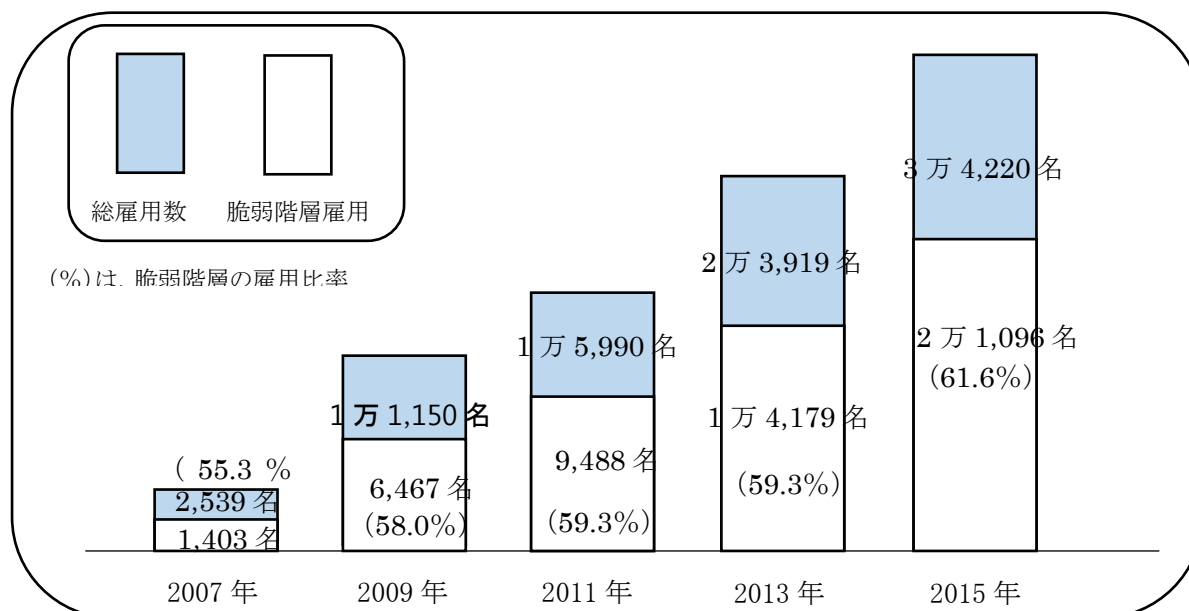
4. 社会的企業による雇用市場と社会福祉サービスの拡大

韓国は、社会的企業を通して経済的価値と社会的価値を同時に満足させていくことを目的としてきた。特に、経済的価値の創出は、雇用創出による生産性と所得の向上を通じて経済活性化を図ることが重要な目的であった。とりわけ、脆弱階層を中心とした雇用問題と共に社会諸問題を解決していくことによって経済的価値より、社会的価値を創出することを目的とした。雇用と所得増大によって個人が自立できる制度を構想し、社会的価値を創出するこぞ、経済的価値を生産する要素であると考えてきた。

特に、韓国政府は雇用創出において社会的企業育成法が制定した 2007 年から 10 年の間に多様な成果を達成した。社会的企業に求める「社会的目的」、あるいは「社会的価値」を実現していくために法的・制度的支援を行った。社会的企業育成法では、既存の雇用支援事業との連携を通して脆弱階層の 4割を雇用することを法的に決め、この条件にあたる社会的企業に対しては 3 年間の補助金を支給することを明記した。

現在、政府の認証を受けた認証社会的企業の雇用者数は、ますます増加している。社会的企業に対する認証制度を始めた 2007 年は 2,539 名(脆弱階層 1,403 名)であったが、2011 年 1 万 5,990 名(脆弱階層 9,488 名)であり、2107 年には、3 万 4,220 名(脆弱階層 2 万 1,096 名)の雇用効果があったと示している(図表 3－6、参照)。社会的企業に対する認証制度と支援を行って 8 年の雇用成果は 3 万 4,220 名であり、そのなかで脆弱階層の雇用者数は 61.6%(2 万 1,096 名)を占め、政府が目標として

いる 7 割には届かないが、ある程度支援制度の効果はあったと評価できる。このような雇用創出効果によって認証社会的企業の運営の質も改善されている。特に社会的企業向けの社会的経済市場が別に形成され、販売とサービス提供による収益も増加している(図表3-6参照)。



図表3-6 韓国社会的企業の雇用現状

出典)社会的企業振興院「2015 年社会的企業成果分析」より再構成

注)この調査は政府の認証を受けた「認証社会的企業」を対象にした。

さらに社会的企業の収益も増加している状況である。2015 年に約 2 兆億ウォンの売り上げを記録した。これは 2013 年からは 70.2%、2014 年からは 34.3%増加した。すでに認証社会的企業の営業利益は赤字であるが、2015 年はもっと改善され、5.1%が増加した。また、営業利益が発生した企業は 356 か所(2015 年基準)であり、前年度より 102 か所増したといえる。また、政府の制度支援と補助金に対しても評価すると、まず、営業以外の利益のなかで政府補助金の金額は 1 億 800 万ウォン(2015 年基準)であり、これは前年度より 700 万ウォンが減少していると示している。この結果は、認証社会的企業の財政状況が改善されていることを示している。このような数値で韓国社会的企業に対する政策を全体的に評価することとはできないが、その可能性は確認できていると思われる。ここでは、韓国の一般企業の 1 年生存率が 62.4%であり、5 年生存率が 27.3%であることを考慮すると非常に良い状況であると評価している。このような社会的経済の拡大は、既存の市場経済にも影響を与えており、市場経済のルール変化や民間企業の投資増加によって国の経済分野の全体に良い影響を与えることが期待できる。

このような成果は、公共を中心に民間と市民社会の協力体制構築による成果であり、社会的企業と共に社会的経済領域の拡大にも繋がっている。これによって最初の韓国社会的企業の育成目標は雇用率を上げることであったが、ある程度成果を出している。特に、超高齢社会に備える雇用市場を構築するために社会的企業を通じて高齢者向けの雇用市場を形成する動きも始まっている。また、雇用と共に社会福祉分野への拡大を進めており、各地域に定着した社会的企業を通じて効率的であり、安定的な社会

福祉サービスを提供することも考えられる。

韓国政府は、このように雇用創出を図る社会的企業を持続的に育成し、雇用創出をしながら収益事業を通して社会福祉サービスが提供可能な社会的企業の運営形態を開発している。

第3節 韓国社会的企業の認証制度と支援体系

1. 社会的企業の制度的特性と支援体系

前述のように、社会的企業は国によって多様な形態で運営されている。特に韓国の社会的企業は育成法による法的根拠がある組織として認められており、多様な支援制度と共に社会的企業の育成環境を開発している。韓国社会的企業の支援体系は二つに分けられる。一つ目は、社会的企業に対する法的・制度的支援がある。社会的企業育成法による支援は関連研究及び開発、運営コンサルティング、教育、基本計画樹立などを行っている。社会的企業育成法では、各市の条例によって社会的企業を設置・運営するようになっており、このような条例によって各自治体の支援センターが関連支援を行う。

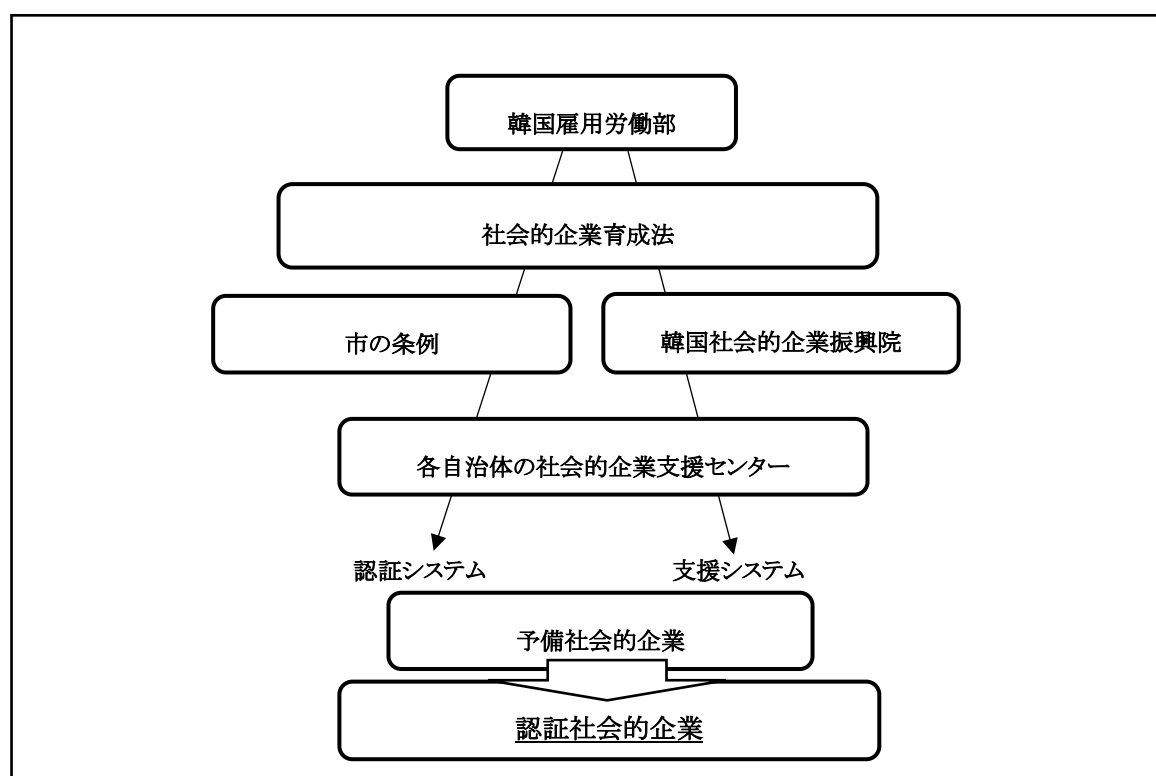
二つ目は、社会的企業の育成に関する実践的支援がある。社会的企業育成法によって設立された「韓国社会的企業振興院」は、社会的企業、社会的協同組合など社会的経済の実践組織を体系的に管理し、認証制度を通じて社会的企業に関する実践的な支援を行っている。このようなプロセスを通して、社会的企業に関する認証と支援が行われている。このプロセスの特徴は各自治体に設置している社会的企業支援センターである。各自治体の社会的企業支援センターは、地域によって「社会的経済支援センター」、「社会的経済センター」という名称で地域の状況に合わせた社会的企業が運営されるように支援している。

各自治体の社会的企業支援センターでは社会的経済、社会的企業に対する関連研究や教育、社会的企業家養成、社会的企業に関する博覧会、社会的企業が生産する商品を販売するためのネット販売、広報などの支援を行っている。特に各自治体の社会的企業支援センターは、社会的企業が市場経済に定着するために販路地域の特産物や良い商品を社会的企業全国販売モール「36.5 (<http://estore365.kr>)」に出品し、販売を促進している。これは社会的企業振興院や各自治体の社会的企業支援センターの一つの事業として行っている「販路開拓事業」の一環として進めている。また、2016 年からは、テレビで社会的企業の商品やサービスを専用に販売する放送局を設立し、社会的企業が生産している商品やサービスを通信販売している。ここで販売されている商品やサービスは旅行ツアー、演劇、人形劇、キャンドル、食品、衣類、介護用品など多様な商品やサービスを販売している。このような活動が活発に行われることによって社会的企業の商品やサービスに対する認識が広がり、民間通信販売会社も社会的企業の商品やサービスを販売する別のコーナーを制作し、社会的企業の支援を行っている。このような「販路開拓事業」は、社会的企業の収益を上げると共に社会的企業に対する理解や認識を広げるきっかけにもなると考えられる。

他方、社会的企業の支援を活性化するために中間支援組織も増えている。民間企業が経済協議体を構成しているように社会的企業も「社会的企業中央協議会(KCCSE)¹⁷」を設立し、政府と民間そして市民団体が柔軟に協力するように多様な活動を行っている。KCCSE は、2008 年に設立され、韓国社会

¹⁷ Korea Central Council of Social Enterprise

的企業協議会という名称で始まった。組織構成は共同代表制で運営しており、17 地域の各地域協議体に代表が定期的に総会を開き、社会的企業に関する経営ノウハウ、課題などを共有している。また、中央事務局は、社会的企業に関する博覧会やイベントを全国規模で毎年開催し、社会的企業に対する認識を拡散している。また、社会的企業関連法の改正運動、毎年 7 月 1 日に開かれる社会的企業の日に関する運営支援など、多様な関連活動を行っている。さらに社会的企業控除事業団を構成し、社会的企業控除基金を募金し、政府の補助金以外にも社会的企業を運営している個人と法人に安い金利でローンなどを提供している。このような共同協議体のような非営利組織があれば、その他に、政府と法律によって公式的に社会的企業の支援拠点になる組織も存在する。社会的企業育成法では、社会的企業を支援する中間支援組織を設立するように明示されている。これによって社会的企業の拠点機関として「韓国社会的企業振興院」が運営されている。この組織は、社会的企業育成法の第 20 条による社会的企業総合支援センターとして役割を担い、社会的企業に対する研究、モニタリング、経営コンサルティングなどを行っている。



図表3-7 韓国の社会的企業支援体系

筆者作成

なお、社会的企業の認証や評価、新たな事業とサービスの開発、法律相談など社会的企業に対する政府の多様な支援が柔軟に定着するようにしている。その他、社会的企業統合情報システム¹⁸(SEIS)を開設し、社会的企業に関わるすべての団体が情報を共有するようにして運営している。また、全国の各市・道を中心に社会的経済支援センターを運営し、地域の事情に合わせた支援を行っている。地域の社

¹⁸ 社会的企業統合情報システム (<http://www.seis.or.kr/index.do>)

会的経済支援センターは、地域のニーズや目的による適切な事業を提示し、地域で人材を確保するために社会的企業家に対する関連教育も行っている。

それ以外にも、全国の各社会的企業支援センターは、地域の認証社会的企業の満足度調査、雇用環境確認、広報活動など地域レベルで可能な支援を行っている。

2. 社会的企業の認証プロセス

2007 年に社会的企業育成法を制定し、社会的企業は急激に増えてきた。政府は、社会的企業を定着していくために認証制度を実行している。認証制度は、社会的企業として潜在力を持つ企業を支援するために導入した制度である。したがって、韓国では社会的企業として認められるために、必ず政府の認証制度を受けることが重要である。韓国の中央政府である雇用労働部からは、毎年認証する社会的企業を募集している。このような認定は、審査委員会を通じて採用しており、審査委員会は、毎年 6 回開催される(2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月に開催)。この審査委員会から認証社会的企業を選択し、3 年間多様な支援を行う。したがって、韓国社会的企業において認証制度は、認証社会的企業としての資格と支援を受けるために必要な過程である(図表3-8参照)。

政府の認証を受けるためには認証条件が必要である。認証条件は、認証の手続きを行うために基本的に求められる条件であり、社会的企業の運営を準備する創業者は次の条件を満たさなければならない。

第一に「組織形態」は、関連法律による法人、組合、会社、非営利法人など多様な組織を含めている。第二に、「有給勤労者」は、有給勤労者を雇用し、財貨・サービスを生産及び販売することである。第三に「社会的目的実現」は、脆弱階層に社会サービス、または雇用機会を提供し、地域社会に貢献することによって地域住民の生活の質を向上することである。第四に「民主的意思決定構造」は、利害関係者(サービス利用者と生産者)が参与する意思決定構造を持つことを示している。第五に「収益活動」は、ビジネスを通じて得られた収入が労務費の 50%以上にならなければいけない。第六に、「定款の有無」は、社会的企業育成法の第 9 条による定款や規約を揃うことを示している。第七に「利潤による社会的目的の達成」は、配分できる利潤が発生した場合は利潤の 3/2 以上を社会的目的達成のために使用することなど 7 つの基本条件に基づいて社会的企業の認証審査を行うことを示している。これによって認証を受けた社会的企業は一定期間(3 年)人権費、社会保険料、税制支援、その他事業費なども支援する。ここで雇用労働部の認証条件には該当しないが、成長可能性がある企業や団体は自治体の審議を通して「予備社会的企業」として指定することができる。予備社会的企業は認証社会的企業よりは、相対的に少ないの支援を受けることになる。支援期間は最大 3 年であり、以後、再び認証制度に申請ができる。

手続き	主体機関
認証計画の広告	韓国雇用労働部
↓	
経営相談及びコンソウティグ	各自治体の支援機関、社会的企業振興院
↓	
認証手続き及び受付	社会的企業振興院

↓	
書類審査及び 現場実査計画樹立	社会的企業振興院
↓	
現場実査	各自治体の支援機関、社会的企業振興院
↓	
中央政府及び 自治体に推薦	社会的企業振興院 → 政府及び各自治体
↓	
検討報告書提出	社会的企業振興院 → 雇用労働部
↓	
認証審査	社会的企業振興院の社会的企業育成専門委員会
↓	
認証結果通知及び認定証交付	雇用労働部、雇用センター、社会的企業振興院

図表3-8 韓国社会的企業の認証プロセス

出典) 韓国社会的企業振興院ホームページ(<http://www.socialenterprise.or.kr/kosea/info.do>)より再構成

3. 認証社会的企業の認証基準と認証率

韓国の社会的企業企業育成法の第2条では、社会的企業の目的は「脆弱階層に社会サービスや雇用支援、または地域に貢献することによって地域住民の生活の質を向上させるなど、社会的目的を追求しながら、財貨とサービスを生産・販売する政府の認証を受けている企業」として示している。また、同法の第8条では、社会的企業の形態に対して「民法」による法人・組合、「商法」による会社、または非営利民間団体などの組織形態を持ち、雇用、財貨やサービスの生産・販売などの営業活動を行いつつ、社会的目的を実現することが重要であると述べている。すなわち、社会的企業は企業の運営方式で運営されるが、利潤追求より経済と社会的目的に対するバランスを取っている。社会的企業は、韓国で政府(雇用労働部)の認証を受けた組織だけが、使用できる名称である。公共の利益と社会的価値を追求する多様な企業が挑戦しなければならない公式的な認証制度である。しかし、社会的企業の「法人格(権利・義務・主体になる資格)」は存在しない。韓国の民法上、公益法人、協同組合、非営利団体、株式会社など多様な企業の形態が社会的企業の認証対象である。そして、韓国では政府の認証を受けた社会的企業は「認証社会的企業」と呼ばれている。言い換えれば、韓国で社会的企業と呼ばれているのは、政府からの認証資格を受けた認証社会的企業を示す。

社会的企業育成法では、政府からの認証を受けた社会的企業に対して3年間の運営費を支援することになっている。その条件は7割程度の収益を社会的目的の達成のために使用することである。政府(雇用労働部)は毎年、認証社会的企業の運営状況を確認し、来年にも支援を続けるかを決める。多くの認証社会的企業は、政府の条件に合わせるために認証社会的企業を運営し、他の余裕がないという議論が多い。もちろん、社会的企業の設立初期に政府の支援は重要な要素であり、補助金以外にも多様な

運営支援によって認証社会的企業が定着しやすい環境が提供できる。政府の立場でも、育成制度によって認証社会的企業の設立初期に必要な支援を行い、3年後には自立できることを目的としている。

ところが、このような政府主導の社会的企業育成は、社会的企業の自立性に大きな影響を及ぼしたという批判も存在する。認証社会的企業の雇用基準も脆弱階層の5割以上採用することが決まり、認証社会的企業の立場では、3年間、政府が求める条件に合わせることに集中する構想になるしかないという批判である。政府が支援する3年以内に認証社会的企業は、自立できる収益モデル、商品やサービスを開発など、自立方策を準備しない限り、持続的可能な運営はできないだろう。このような問題点を韓国政府は、法律を改正し、支援制度は維持しながら民間企業との連携、企業の運営マネジメントなど多様な教育機会を提供し、社会的企業家を育成して専門的に社会的企業を運営し、社会的経済の文化を拡大していくようにした。その結果、多くの社会的企業が社会的経済向けの市場を形成しながら運営している。地域別認証社会的企業の数、ソウル市 307 ヶ所、京畿道 296 か所、インチョン市 201 か所、釜山市 97 か所など大都市を中心に社会的企業の数が増えており、最近には、ウルサン市 65 か所、済州市 42 か所など中小都市にも社会的企業が増える傾向を見せている(韓国社会的企業振興院、2017)。首都圏より相対的に社会サービスのインフラが不十分である地方都市が社会的企業を活用するケースが急増しており、自治体の社会サービス提供と財政的な負担を減らしていく役割が期待できる。

一方、社会的企業育成法が制定された 2007 年から 2017 年までの認証状況をみると、まず、認証制度の申請件数からみると、2007 年 166 件、2010 年 408 件、2013 年 469 件、2015 年 427 件、2017 年 84 件である。社会的企業育成法が育成された 2007 年と 2017 年を除くと、概ね 400 か所から 470 か所の組織が認証制度に申請していた。特に協同組合組織の申請が急増した 2013 年から 2015 年までは多くの組織が認証制度に申請したといえる。このなかで認証を受けた認証社会的企業は、2007 年 55 か所(33.1%)、2010 年 216 か所(52.9%)、2013 年 269 か所(57.3%)、2015 年 240 か所(56.2%)の組織が認証社会的企業として採用された。政府の認証制度の採用率は、概ね 55%になり、高い競争率を見せていた(図表3-9参照)。

区分	2007 年	2010 年	2013 年	2015 年	2017 年 ^{注)}
認証申請の件数	166 件	408 件	469 件	427 件	84 件
認証企業の数 (認証%)	55 か所 (33.1%)	216 か所 (52.9%)	269 か所 (57.3%)	295 か所 (69%)	70 か所 (進行中)
現在まで運営	38 か所 (69%)	160 か所 (74%)	240 か所 (81%)	285 か所 (96.6%)	進行中 (進行中)

表 3-9 社会的企業認証申請件数と認証企業の現状

出典)社会的企業振興院「2017 年 5 月社会的企業現状」より、筆者が再構成したものである。

注)2017 年の集計は 2017 年 05 月までの現状である。

このなかで現在まで運営されている認証社会的企業は、2007 年 38 か所(69%)、2010 年 160 か所(74%)、2013 年 240(81%)、2015 年 285(96.6%)である。まず、2015 年以降の現状は、3 年間の政府補助金が支給される時期なので、認証社会的企業の成功率が高く、数値的な意味はないと判断され

る。しかし、2007 年から認証社会的企業の成功率が、75%を上回することは、政府の制度の効果があつたことを示しており、社会的企業に関連する分野が定着し続けられたことを示す。このように韓国では、社会的企業に関する認証と支援制度を中心に安定的に定着している。

4. 韓国認証社会的企業の成果

韓国では、2017 年は「社会的企業育成法」が制定されてから10周年になる。社会的企業に対する政府主導の法的・制度的支援は、多くの成果を生み出した。社会的企業に対する社会的認識と関連インフラも 10 年前より広がっていた。特に、今まで脆弱階層の雇用創出は、韓国社会的企業における核心的な運営目標であった。社会的企業による雇用市場を持続的に拡大しながら、社会福祉分野においても活用する動きをみせている。実際、政府レベルでの支援は、すでに始まっており、社会福祉現場でも社会的企業を運営して社会や地域の問題を解決すケースが増えている。したがって、ここでは、今まで韓国社会的企業に関する社会的成果を多様な基準を踏まえて提示する。

(1) 韓国社会的企業の認証率と持続可能性

韓国では、社会的企業の法的・制度的支援のために認証制度を運営してきた。そして、民法や商法による多くの組織形態が政府の認証制度に申請してきた。韓国社会的企業振興院の報告書(2017)¹⁹によれば、2017 年 5 月まで政府の認証制度に申請した件数は、3,386 件であり、そのなかで認証が取れた件数は 1,975 件であり、認証率は、約 58.3%である。したがって、概ね認証審査は 2:1 の競争率を行っている。また、1,975 か所の認証社会的企業のなかで、認証による政府支援が終わっても現在まで運営している認証社会的企業は 1,741 か所である。約 88.1%の認証社会的企業が政府の支援が終わっても自立性と持続可能性を確保し、収益事業を展開している(図表3-10 参照)。

このような成果の背景をいくつかに分けると、一つ目は、社会的企業に対する社会的認識が広がっていることである。中央政府や自治体レベルで社会的企業に日、社会的企業の祭り、社会的企業の運営に関する教育などを持続的に行った結果、社会的企業に対する消費者の認識や評価が高くなったことである。二つ目は、多様な販売ルートへの支援が確保である。一般企業に比べ、社会的企業はマーケティング概念や商品の流通に関するノウハウが不十分である。政府は公共機関の優先購買制度を導入し、公共施設は社会的企業の商品やサービスを優先的に購買し、ネット販売などの多様な収益構造を確保してきた。その他、社会的経済向けの市場が形成されて、以前より社会的企業の運営できるいい環境になつていることも一つの背景であると思われる。

認証社会的企業申請数	認証社会的企業数	現在運営中の認証社会的企業
3, 386件	1, 975件	1, 741件

図表3-10 韓国社会的企業の運営現状(2017 年 05 月基準)

¹⁹ 韓国社会的企業振興院の「2015 年社会的企業成果分析」、「2017 年社会的企業の認証現状」より加筆したものである。

(2) 社会的企業の法的形態と現状

韓国の社会的企業育成法では、社会的企業を大きく①雇用創出型、②社会サービス提供型、③地域社会貢献型、④混合型に分けている。このような類型は、認証審査の際に申請する側から該当類型に合わせて設立できるようにしている。すなわち、政府は、認証社会的企業が、最初から社会的目的を設定して達成できるように支援しているからである。前述のように、韓国は、社会的企業を通じて雇用創出を強調してきたので、脆弱階層の雇用創出を主な目的とする「雇用創出型」が 1,205 か所(69.2%)で最も多く運営されている。また、教育、観光、レジャーに関する事業を行っている「その他型」が 182 か所であった。また、雇用創出と社会サービス支援を混合した「混合型」が 168 か所(9.7%)、「社会サービス提供型」111(6.4%)、「地域貢献型」75 か所(4.3%)の順番に運営されていた(図表3-11参照)。特に、「地域貢献型」の認証社会的企業の場合は、2013 年から導入されており、5 つの組織形態のなかで最も少ないが、まちづくりや地域再生の活性化によって増えている状況である。

雇用創出型	社会サービス提供型	地域社会貢献型	混合型	その他型
1,205 (69.2%)	111 (6.4%)	75 (4.3%)	168 (9.7%)	182 (10.4%)

図表3-11 社会的企業育成法による認証社会的企業の組織形態

(3) 韓国社会的企業の多様な運営主体

韓国の社会的企業は、多様な運営主体が運営している。そのなかで運営主体を確実に区別するのは、難しいと思われるが、報告書(2017)では、大きく①既存の社会的企業、②低所得者の創業による自活企業、③地域住民組織によるマウル企業、④障害者による障害者作業所、⑤農業や漁業の中山間地地域住民による農漁村共同体会社、⑥組合員による協同組合、⑦その他に分けている。

現在、このなかで社会的企業が 1,071 か所(61.5%)を占めており、その他 444 か所(22.5%)、自活企業 167 か所(9.5%)、協同組合 151 か所(8.6%)、障害者作業場 137 か所(7.8%)、マウル企業 34 か所(1.9%)、農漁村共同体会社 9 か所(0.5%)の順番に占めている。

社会的企業	自活企業	マウル企業	障害者作業場	農漁村 共同体会社	協同組合	その他
1,071 か所 (61.5%)	167 か所 (9.5%)	34 か所 (1.9%)	137 か所 (7.8%)	9 か所 (0.5%)	151 か所 (8.6%)	444 か所 (22.5%)

図表3-12 運営方式による認証社会的企業現状

注)「社会的企業」と「その他」中では、重複することがある。

(4) 脆弱階層の雇用率

最初、韓国社会的企業に関する法律や制度は、雇用創出を中心に展開していった。特に、韓国政府は、雇用市場から排除されている高齢者、障害者や教育機会が相対的に少なかった低所得者など、脆弱階層の雇用創出を中心に支援を行ってきた。現在、認証社会的企業のなかで脆弱階層を雇用している数

は 34,220 名であり、脆弱階層が 21,096 名 (61.6%) を占めている (第3章の図表3-2を参照)。

脆弱階層の対象別に雇用率をみると、2015 年に高齢者が 1,963 名で最も多く雇用されており、低所得者が 765 名をその次を占めた。障害者の場合は、2010 年まで雇用率が増えたが、2013 年から減少することになり、2015 年には 323 名を占めていた。また、結婚移住者 80 名、長期失業者 28 名、その他が 14 名の順番で占めていた。特徴は、高齢者と低所得者の雇用が増えており、障害者の雇用率が減少していることである。これは、最近、地域住民活動やまちづくりを中心に社会的企業の運営が増えることによって相対的に障害者の雇用が減少していると思われる。政府は、脆弱階層のなかでも多様な対象者が雇用されるように制度的に図る必要がある。

区分	高齢者	障害者	低所得者	結婚移住者	長期失業者	一人親家庭	その他
2007 年	942 名	307 名	56 名	0 名	7 名	1 名	26 名
2010 年	1,416 名	854 名	188 名	19 名	70 名	12 名	13 名
2013 年	1,794 名	602 名	395 名	81 名	30 名	29 名	27 名
2015 年	1,963 名	323 名	765 名	80 名	28 名	19 名	14 名

図表 3-13 認証社会的企業による脆弱階層の雇用現状

注) 本図表は、雇用率を3年ごとに示したものである。2007 年度から 2015 年度までの脆弱階層の雇用数は、21,096 名である。

第4節 小括

本章では、韓国社会的企業における地域福祉事業の展開状況と政府からの制度的特性と認証制度などを検討した。韓国における社会的企業による地域福祉事業体の必要性に注目した理由として、韓国の地域福祉事業体として根付いていた総合社会福祉館の課題が多く把握されたからである。前述のように、総合社会福祉館は、社会福祉事業法によって永久賃貸住宅に地域福祉サービスが定められていることが大きな特徴であり、制度内で地域福祉サービスを開発及び提供する特徴がみられた。また、国からの委託運営によって公的サービスと個人ニーズに対応できるセーフティネット機能を果たしていた。

その反面、社会的企業による地域福祉事業の場合は、地域福祉サービスを提供する際にサービスの範囲や対象者が限定されてない特徴があり、制度外で多様な地域福祉サービスを提供できる可能性を持っている。特に、今まで既存の地域福祉事業 (総合社会福祉館を含む) が対応できなかった地域の共通課題 (地域住民の摩擦、マイノリティ問題、過疎地域、商店街活性化など) に対応できる事業体として可能性がみられる。また、このような社会的企業による地域福祉事業体は、市場で地域福祉サービスを開発していくことによってサービス提供に対する柔軟性、ネットワークで事業範囲を拡大していくことが大きな特徴として挙げることができる。

他方、韓国では、2007 年「社会的企業育成法」の制定によって多様な制度的支援と育成政策が行われてきた。韓国社会的企業に対する制度的特性は、社会的企業の関連法律の存在である。社会的企業育成法によって社会的企業が社会的目的を達成するために必要な条件などを示している。設立初期は、社会的企業に対する多様な支援を行い、安定的に定着するように支援していた。特に、韓国の社会的企

業は、認証制度を行い、認証を受けている組織を社会的企業として認めていることが一つの特徴であった。認証制度に申請する組織、商法と民法による株式会社、有限会社、協同組合など多様な運営方式で運営されており、認証制度を受けることによって政府の補助金と制度的支援が行われた。

最近には、地域の社会福祉法人、総合社会福祉館、協同組合などの組織が社会福祉分野へ活用するケースが増えている。とりわけ、地域の住民組織が社会的企業を運営し、地域活性化や雇用創出、地域問題解決など大きな成果を出している。しかし、現在、韓国では、このような社会的企業の量的増加より、社会的企業の運営とサービスなど質的向上が重要な課題である。特に、社会的企業が地域福祉事業組織として定着するためには、社会的企業に対する体系的な運営方法を提示することも求められている。

また、社会的企業による雇用者が約3万4千名に達することが把握され、そのうち、脆弱階層が約62%であることが分かった。最近では、地域福祉事業として展開され、多くの地域福祉サービスとして雇用支援が行われていることも把握された。本章を通して韓国社会的企業は、政府の社会福祉分野への投資が拡大されており、実際に地域福祉事業を行っている事業を通じて地域福祉事業として可能性を把握した。本章では、韓国の社会的企業と地域福祉事業との関係性を明らかにした。次の第4章では、このような韓国の状況なかで社会的企業による地域福祉事業体を運営している事例を4つの運営方式に分け、運営内容と機能を把握とともに強みと課題を検討し、適切な運営方法を探る。

第4章 韓国社会的企業による地域福祉事業の運営事例分析

第1節 事例分析の概要

1. 調査の概要
2. 半構造化面接の項目シート作成

第2節 A 事例:住民組織による運営方式

1. 運営的側面の分析
2. 機能的側面の分析
3. 分析結果

第3節 B 事例:非営利組織による運営方式

1. 運営的側面の分析
2. 機能的側面の分析
3. 分析結果

第4節 C 事例:公益企業による運営方式

1. 運営的側面の分析
2. 機能的側面の分析
3. 分析結果

第5節 D 事例:協同組合による運営方式

1. 運営的側面の分析
2. 機能的側面の分析
3. 分析結果

第6節 まとめ

第7節 小括

第1節 事例分析の概要

1.調査の概要

本調査の対象は、韓国の4つの社会的企業を運営主体ことに分析することを目的とする。特に、地域福祉事業として運営可能性を検討していくために、既存の地域資源である住民組織、非営利組織(NPO)、民間企業、協同組合に分け、事例別に分析を行うことにする。事例の対象は、釜山市の2か所、原州市が2か所を採用した。釜山市は、住民組織による運営方式「ディディンドル希望福祉共同体」、非営利組織による運営方式「ロデム職業リハビリセンター」、原州市は、民間企業(以下、公益企業)による運営方式「尚志福祉センター」、協同組合による運営方式「原州医療協同組合」を調査対象にする。各社会的企業の運営分野に対しても医療福祉分野、介護サービス分野、まちづくり分野、障害者分野など、多様な社会福祉分野の社会的企業を対象として採用した。

事例の分析方法は、4つの事例に対して多面的分析を行うために運営的側面と機能的側面に分けて分析する。運営的側面の分析は、事例の地理的な環境を把握するとともに①運営目的、②財政運営、③福祉機能、④組織形態を中心に事例調査を行った。また、機能的側面は、社会的企業の地域福祉事業

運営に参加している代表者やスタッフを対象に①持続可能性、②雇用創出、③市場性、④福祉機能、⑤地域性を中心とした半構造化面接を行った。面接調査は、自由形式で行うが、1回の面接のなかで研究者が必要な情報を得るために半構造化面接項目シートを作成し、項目シートの面接項目を中心に進めていた。面接調査の対象は、社会的企業の運営に関わる組織代表、地域住民リーダー、運営スタッフ（各組織2名）を中心に行う。面接場所は、総合社会福祉館の相談室、食堂、コミュニティカフェなど面接参加者が選択して行い、1件の面接時間は、1時間～1時間30分程度でおこなった。

- ・韓国釜山市（1次調査）2016年9月12日～13日、（2次調査）2017年3月11日～15日）
- ・韓国原州市（1次調査）2016年10月26日、（2次調査）2017年3月17日～20日）
- ・補完調査（電話インタビュー）2017年11月27日、2017年12月4日

A 事例「希望福祉共同体」		
名前	所属	備考
P氏	社会的企業運営者	「希望食堂」5年間運営中
C氏	住民リーダー	地域で22年目暮らしている
B 事例「ロデム障害者職業リハビリセンター」		
名前	所属	備考
J氏	センター長	社会福祉法人「ロデム」所属
K氏	事務局長	社会福祉法人「ロデム」所属
C 事例「尚志福祉センター」		
名前	所属	備考
H氏	センター長	センターの責任者（設立者）
K氏	看護師	看護部の責任者
D 事例「原州市医療福祉協同組合」		
名前	所属	備考
J氏	事務局長	協同組合の時から現在の社会的企業まで運営
L氏	常勤医師	漢方治療担当

図表4-1 面接参加者の情報

2. 半構造化面接の項目シート作成

社会的企業に関する研究は、国別に制度的や事例を比較する研究、運営事例を分析する研究が主に行われてきた。本調査において社会的企業による地域福祉事業体の運営方法を分析する際に、運営機能や方法を評価する尺度が必要であったが、社会的企業の関連研究や社会福祉関連研究では、未だに存在していない状況であった。また、経営学の経営戦略や経営評価に関する尺度や倫理経営に関する尺度は、多くの先行研究で活用されているが、地域福祉事業に対する運営方法の検討という本研究

の趣旨に適切ではないと判断した。したがって、筆者は、面接調査のために、関連先行研究の社会的企業による地域福祉事業の運営機能を把握できる項目を取り上げる作業を行った。

面接調査の枠組みは、心理学で多く活用する「感覚尺度」を参考し、面接項目を構成した。体系的に野田(1998)と高板(2011)が、共同体感覚を測定するために感覚尺度を用いて研究を行った。

特に本調査項目では、高板(2011)の共同体感覚尺度を24項目に分類して作成し、1点から5点まで記録する5件法を用いた。面接項目の構成は、サムスン経済研究所(2009)、カン・ビョンジュン(2010)、韓国社会的企業振興院の報告書(2013、2015)、「韓国社会的企業の運営事例集2016年、2017年」、ソウル市、釜山市、原州市の社会的経済支援センターの運営と雇用実態調査の関連報告書、その他にもイ・ヒョンジュ(2015)による「社会的企業に対する大学生の認識研究」、イ・ドヒー(2015)「根拠理論を活用した社会的企業の運営認識に関する研究」などの社会的企業の運営に対するアンケート調査の項目を参考にし、社会的企業の運営特性に関する項目47項目を取り上げた。特に、本研究は、社会的企業の機能として雇用創出に注視していたため、雇用創出においては、ムンスンヨンら(2010)「認証社会的企業の雇用の質に関する研究」、キム・ボラムら(2012)「ファジィ集合分析による社会的企業の雇用の質の分析」の測定基準や項目を参考した。

調査項目の作成は、先行研究による社会的企業の特性と地域福祉事業を行うために必要な要素を検討し、【持続可能性】、【雇用創出】、【市場性】、【福祉機能】、【地域性】5つの領域を抽出した。【持続可能性】には、「運営目的と地域ニーズの一致性(公益性)」、「事業持続性」を分類し、【雇用創出】には、「雇用創出特性」、「雇用の質」を分類した。そして、【市場性】には、「収益事業の展開(内容)」、市場競争力(革新性)にし、【福祉機能】は、「社会福祉サービスの運営特性」、「地域福祉サービス補完機能」、【地域性】は、「事業範囲と地域拠点役割」、「住民参加」として10個のカテゴリーに分類した。この5つ領域を踏まえた本調査の枠組みは、社会的企業の機能である①持続可能性、②市場性、③雇用創出と共に、地域福祉事業として求められる④福祉機能、⑤地域性を組み合わせたものであり、これらによって韓国社会的企業を通じた地域福祉事業の各運営方式の事例を評価し、多面的に分析を進めていく。

また、10個のカテゴリーには、社会的企業の特性を分けるサブカテゴリーの25個の項目を取り上げ、各運営事例の特性を具体的に把握できるように構成した。また、面接調査項目の信頼性と妥当性を確保するために、社会的企業運営者2名、関連分野研究者1名、教授1名を中心に2回に分けて項目の分類作業を行った。1次分類では、類似した項目のなかで意味が同様な11項目と研究趣旨と異なる7項目(芸術分野とスポーツ分野)を削除した。2次分類では、社会福祉分野に適切な調査項目を構成するために【持続可能性】、【雇用創出】、【市場性】、【福祉機能】、【地域性】を中心に関連質問項目を検討し、そのなかで23項目を抽出した。【福祉機能】領域の項目が、不十分であるという意見を受け、研究者が研究趣旨に従う適切な質問項目を提示し、調整作業を通して研究者の意見を反映する1カテゴリー『社会福祉制度の補完機能』の2項目「ソーシャルワークが参画はあるのか」、「福祉制度の狭間問題(死角地帯)に対応しているのか」を質問項目として採用した。

加えて、1次現地調査の時に面接参加者に調査項目の構成に対する意見を受け、3つの項目を修正し、2次現地調査に反映しながら抽出した項目による半構造化面接を行った。面接者は、サブカテゴリーに対する答えをし、筆者が作成した構造化面接項目シートを利用する。面接による参加者の多様な意見を聞き、筆者が判断によって「存在する(1点)」にし、「存在しない(0点)」に記録する。2点以下の場合

は、機能が弱いと想定し、4点以上であれば機能が強いと想定する。5つの領域に分けて面接調査を行う。半構造化面接項目リストは次のようになる。

領域(5)	カテゴリー(10)	サブカテゴリー (25)
持続可能性	運営目的と地域ニーズの 一致性(公益性)	・運営目的は公益性を目的しているのか ・運営目的が地域ニーズを基盤としているのか ・人材の育成はしているのか Ex)「地域のリーダー、社会的企業家」など
	事業持続性 (財政、事業)	・政府との連携事業は行っているのか Ex)「販路支援事業」、「金融支援」など ・持続可能性を確保する具体的なプランはあるのか
雇用創出	雇用創出特性	・脆弱階層(高齢者、障害者)雇用しているのか ・サービス対象者が雇用者になるのか
	雇用の質	・賃金は最低賃金の基準には達しているのか ・正規社員は採用や福利厚生制度はあるのか ・地域の雇用創出と共に持続性は確保できるのか
市場性	収益事業の展開 (事業内容)	・前に比べ、収益(売り上げ)は上がっているのか Ex)「サービス提供、商品販売、ファンドなど」 ・収益事業の範囲は広いのか Ex)「地域外の販売、市場拡大」など ・民間企業との連携事業はあるのか
	市場競争力 (革新性)	・新たな商品やサービスを開発しているのか ・専門家や支援機関を通じて運営マネジメントを受けているのか
福祉機能	社会福祉サービスの 運営特性	・地域住民個別の福祉ニーズに対応しているのか ・地域の脆弱階層を対象にしているのか ・社会福祉法人や福祉施設との連携事業はあるのか
	社会福祉制度の 補完機能	・ソーシャルワークが参画はあるのか ・福祉制度の狭間問題(死角地帯)に対応しているのか
地域性	事業範囲と 地域拠点役割	・一定範囲内の地域を対象にしているのか ・地域ニーズを把握する活動は持続的に行うのか ・地域ネットワーク組織は運営しているのか Ex)地域社会福祉協議体、地域連盟など
	住民参加	・サービス提供や事業に関して地域住民意思や意見が反映されているのか(反映方法など) ・地域住民が社会的 企業の運営に参加しているのか

図表4-2 半構造化面接の質問リスト

第2節 A 事例:住民組織による運営方式

A 事例

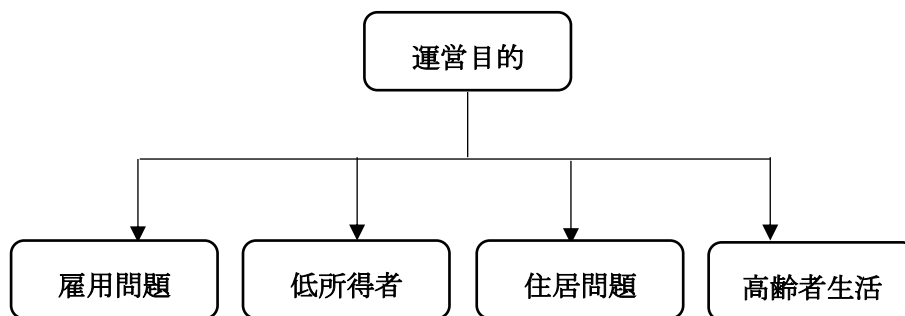
釜山市「ディディンドル希望福祉共同体」

1. 運営的側面の分析

(1) 運営目的

ディディンドル希望福祉共同体(以下、希望福祉共同体)は²⁰、小地域を中心に住民組織化を行い、地域住民自らが社会サービスを必要とする対象者を発掘し、地域に潜在している資源を用いて支援する活動、あるいは組織である。活動の究極的な目標は、隣人に対する関心、助け合いなどを通して地域住民間の「情」を確認し、民・官の協力を通じた地域共同体を構築することである。

希望福祉共同体の組織構成は、推進委員長を中心に支援団(地域専門家、町長)、運営委員会(自治会、宗教団体、病院、商店、学校など)ディディンドル隣人(ボランティア団体)、ディディンドル見守り支援団(福祉委員、一般住民)などで構成されている。また、希望福祉共同体活動の特徴は短期的な活動や福祉サービスの支援に留まらず、長期的な活動や福祉サービスが提供できる支援体系を目標としているため、コミュニティ・ファンディングや社会的企業を運営する新たな住民活動を行っている。このような活動は行政による依存度を減少させ、地域の雇用創出、多様な福祉サービス提供など肯定的な効果がある。自治体は、直接的な介入をせずに、間接的に住民活動に参加している。例えば、地域に社会的企業の設立に関する支援を行い、地域住民の参画を通じて運営を図る。また、地域内のイベントなどがある際には、行政的な支援、ボランティア募集、広報活動など多様な活動を支援している。



希望福祉共同体のエリアは、釜山市ササン区にある小地域(22 地区)である。ディディンドルの意味は、踏み石を示している。一般的に踏み石というのは希望の意味もあるが、ここでは、共同体が踏み石になって地域住民を生活・経済場面から自立させることを意味する。22 地区は、鉄道がある古い町であり、多く地域住民が無許可の臨時住宅に住んでいる。すでに地域の再開発計画があったが、この区域は無許可住宅が多く、開発に対する制限が存在した。地域の真ん中にある道を渡ると周辺にの21地区があり、ここでは担当自治体が異なり、財政的に豊かな自治体であるので、暮らしやすい住居環境を提供している。

²⁰ ディディンドルとは、日本語で踏み石を示しており、組織組織が中心になって、生活が困難である地域住民の生活支援と福祉サービスを提供することによって、自立した安定的な生活ができることを目的としている。

しかし、22地区では、相対的に自治体の都市整備開発事業に対する支援が不十分であり、屋根が壊れてしまい、雨が降ると家の中に水が入る問題など劣悪な生活環境なかで暮らしが続けられた。以後、22地区では住居環境改善運動が始まり、住民自治運動として希望福祉共同体の活動を展開する。すなわち、希望福祉共同体は、行政の多様な社会サービスが届かない対象が増えることに対して地域住民自らが対象者を発掘し、多様な地域のニーズに対応している。そして、そのような住民活動を持続させるために社会的企業を運営している。

(2) 財政運営:社会的企業運営とコミュニティ・ファンディング (Community funding)

A 事例である希望福祉共同体の財政構造は、大きくコミュニティ・ファンディング (Community funding) と社会的企業に対する収益に分けられている。コミュニティ・ファンディングの概念は、未だに不十分であるが、地域の資源や財政を基金として集めて地域開発事業や低所得階層の支援などの地域問題を解決することを示している。アメリカのワシントンやシアトルでは、コミュニティ・ファンディング・グループ (Community funding group) という非営利法人が運営し、低所得者の税金問題、医療支援など地域の様々な問題に取り込んでいる。いわゆる、コミュニティ基金のような財政を創出し、地域単位で地域問題を解決することである。「希望福祉共同体」の場合も、コミュニティ・ファンディングを行っている。ただ、希望福祉共同体の場合は、法人のような組織がなく、地域住民自らが地域資源と財政を確保してきた。

前述のように、希望福祉共同体の構成員が住んでいる22地区では、平均30年以上の古い住宅が多く、住宅の屋根や壁に対する安全対策が大きな課題であった。無許可住宅が多いため、行政の支援も限界がある状況の中で住居環境改善運動を行うためには、より積極的な活動が必要である。これによって希望福祉共同体の構成員は、住居環境改善運動を効果的に行うために多様な地域資源と財源の必要性を感じた。以後、地域住民自らが地域に所在している大企業と連携して必要な地域財源に対するファンディング活動を計画する。このような希望福祉共同体の活動戦略は、22地区が目標した住居環境改善事業を成功させ、古い住宅の屋根と壁を改善させた。また、連携した企業名を入れた22地区の新たな名称を決め、企業のロゴを屋根に絵で示すことによって企業との持続的な関係を結んでいた。以後、希望福祉共同体と連携活動をしてきた企業は認識を変え、より多様な住民活動をサポートする後援者の役割を担っている。

社会的企業を運営したきっかけは、コミュニティ・ファンディングだけでは持続的に地域問題を解決していくことが厳しいと思いました。したがって、私たちが運営できる規模で小さい食堂を社会的企業の形態で運営しています。収益は地域の問題を解決できる程度の収益であれば十分です。

(社会的企業「希望食堂」運営者Pさん)

希望福祉共同体の主体的な小地域福祉活動の背景には、体系的な住民組織活動によるエンパワメントがある。地域単位でのエンパワメント形成は、地域内の個人や組織が多様なニーズを充足させるために個々人の技術と資源を共同の努力で作り出すことを示す。また、住民活動の目標達成に重要な要素として地域の全体構成員が支持できる意思決定構造を構築し、地域福祉活動の実践構造において

疎外階層、脆弱階層の参加を図る。このようなエンパワーメントの概念は、過程としてのエンパワーメントと結果としてのエンパワーメントに分けられる。前者の場合は、地域住民が自分の生活に対して自主的な統制力を獲得し、生活の質の向上に必要な資源に接近することを意味する。また、後者の場合は、地域住民の努力と地域実践家の介入効果による統制力と資源の接近性を示している（Zimmerman、2000；43－63）。希望福祉共同体の場合は、統合的なエンパワーメントを通じて外部から地域問題解決に必要な財源を発掘することによって持続可能な福祉コミュニティづくりが行われている。

（3）福祉機能：新たな小地域福祉活動と社会的企業の運営

希望福祉共同体のもう一つの特徴は、地域住民を中心にした社会的企業の運営が挙げられる。希望福祉共同体は、地域財源を効果的に運用するためにコミュニティ・ファンディング活動と共に地域拠点として社会的企業を運営してきた。社会的企業は、社会的目的及び価値を追求する組織（企業）で、脆弱階層の就労支援と地域社会に公共サービスを供給し、地域再生の役割を担う企業である（Defourny、2006）。すなわち、営利を目的とせず、社会や地域の問題を解決するために行うビジネス活動であり、ビジネスによる収益は地域問題を解決するために再投資している。

ここで社会的企業は、地域の失業問題の解決や福祉サービスの多様化など地域に肯定的な影響を与え、地域活性化の方法として使われてきた。特に、希望福祉共同体では、社会的企業「希望食堂」を運営し、地域拠点として多様な福祉サービス（おかず配達、無料給食など）を提供している。

また、社会的企業を運営して得られた収益に対しては、他の地域問題を解決するために支援を行っている。例えば、地域の福祉サービスが届かない対象者に対して支援を行う「ドンブルジギ事業」や、一人暮らし高齢者の見守りサービスである「ガササギの声事業」など、地域住民自らが発掘し、地域に適切なサービスを提供する活動がある。したがって、希望福祉共同体の活動において社会的企業の運営は、行政に依存せずに福祉サービスの多様性を確保し、地域住民活動の自立性と持続性を支えていく実践モデルとして定着している。

事業名	事業内容	事業対象
ガササギの声事業	一人暮らしの高齢者、母子家庭に対する見守り、声かけサービス	高齢者、障害者、慢性病患者
ドンブルジギ事業	制度の狭間に追い出された対象者を地域住民自らが発掘し、支援する事業	制度の狭間にいる対象者
ディディンドルハウス事業	才能寄付者、地域住民などが地域にある空き家を修理して住居環境が劣悪な住民に家を提供する	地域住民
才能の分け合い事業	才能寄付事業、美容・家電製品修理・洗濯・おかずづくりなど	地域住民
共同体食堂運営（希望食堂） （地域拠点）	地域住民の所得創出、居場所として住民が共同に運営する食堂。 低所得住民雇用、一人暮らし高齢者へのおかず無料	地域住民、地域の脆弱階層

	配達、無料給食など	
地域と企業の結縁事業	地域資源の限界に対応するために地域の企業体と連携してまちづくりを行う	地域住民
安全・安心まちづくり事業	暗い道に電灯を設置、犯罪防止など	地域住民

図表4-3 希望福祉共同体(22 地区)の福祉コミュニティづくり活動

注)ヒアリング調査を基に筆者作成

(4) 組織形態:人的ネットワークの機能の強化と住民エンパワーメント

日本と韓国のコミュニティは、欧米のコミュニティと異なる固有の特殊性を持っており、以前から血縁、知縁、学縁などに基づいた結束力が強いコミュニティが存在した。このようなコミュニティは、「縁」によるネットワークが背景になっている。「縁福祉(network-based welfare)」という福祉ネットワークでコミュニティ構成員を社会的危険から保護してきた。特に、国から社会サービスとして提供された子育てや介護などは、伝統的コミュニティにおける構成員の「縁」を中心に補完されてきたといえる。「縁」によるネットワークは、インフォーマルな領域であるが、個々人の一次的な生活問題や一人で生活しにくい問題もこのような「縁」を通じて解決される。また、地域住民が生活に対する悩みがある際にも、助け合う人々は福祉専門家ではなく、「縁」による人々であった(ホン・ギョンジュン、2000)。

現代社会に比べて以前は「縁」または「絆」コミュニティを支える一つの要素として認識する傾向があった。ただ、現在「縁」福祉の領域は、福祉サービスによる国家の責任が大きくなることによって衰退してきた。コミュニティ崩壊による社会的孤立、孤立死、いわゆる「無縁社会」というのは、このような「縁」の機能不全が原因ではないか。日本と韓国において「顔が見える関係」に基づいた小地域福祉活動は、「縁」福祉の機能と可能性に対して注目すべきである。つまり、コミュニティでの家族機能の低下と「絆」希望福祉共同体の事例で「縁」福祉という領域が一般化されることではないが、この地域は中山間地のような地理的に劣悪な環境ではないにもかかわらず、公的サービスが届かない地域になっている。このような現象は、無許可住宅の密集地域であることによって、行政からも22区に対して住民に支援できる法的根拠がないため、補助金を含めた福祉サービスの提供が困難であった。

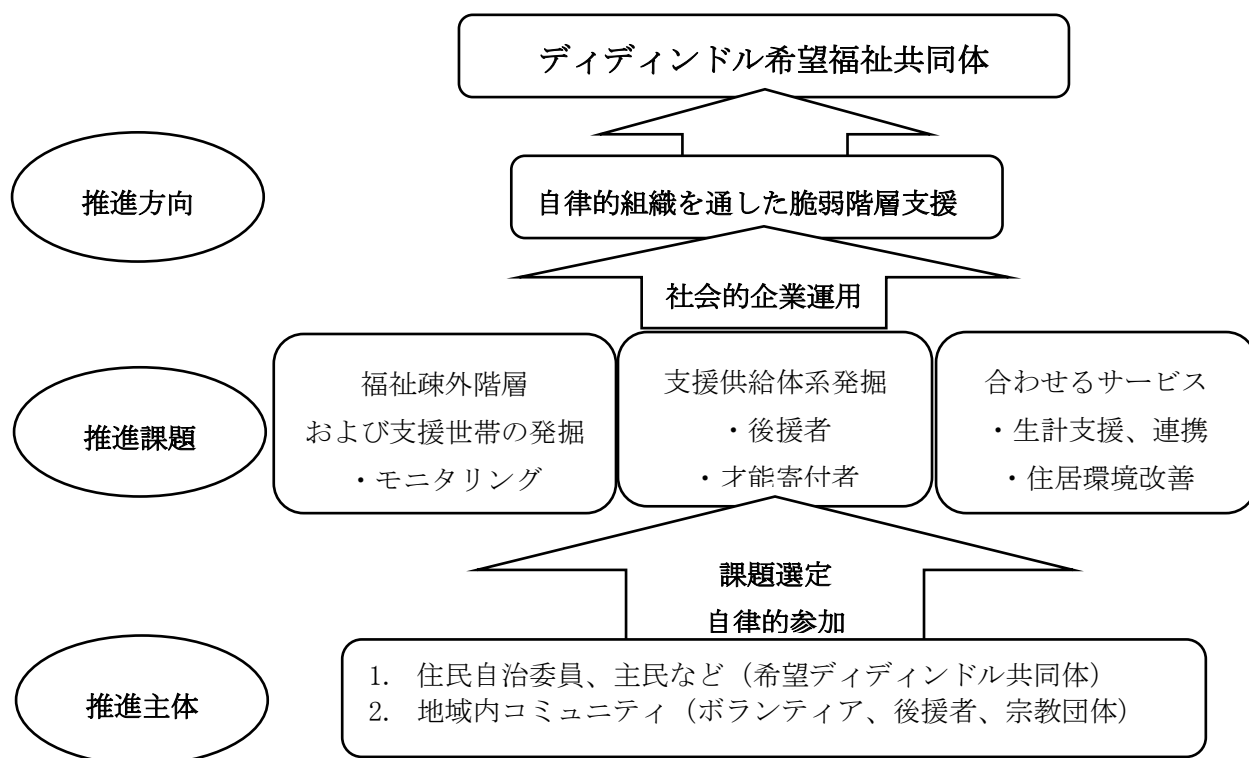
地域住民自らが事業体を運営し、関連事業を行うことは相当なリスクがあると思います。
一般的に経営というのは専門的な知識や技術がない限りは成功率が低いですね。
実は私たちは経営の観点より、まず、地域で必要なことやできることをやりましょうという
地域住民の共同体意識がありました。…中略… 地域の企業と行政のアドバイスを受けて収
益を無駄に使わないように地域住民が協力的に努力しています。

(住民リーダーCさん)

A事例の社会的企業は地域住民が運営主体になっている。法人やNPOではなく、住民組織が直接運営する形態は韓国でも珍しい事例である。その背景は、大きく2つに分けることができる。一つ目は、A事例の地域が以前から多くの社会運動が行ってきたことである。地域周辺には、以前から工場団地が運営されており、生活と労働に関する社会運動が多い地域であった。22地区の場合は、仕事のために

移住してきた住民が定着し、22 地区に住み続けた。周辺は、地域経済の成長によって開発され、高級マンション団地が建てられ、住みやすい住宅環境に変わってきた。A 事例である 22 地区の場合は当時から今まで住宅環境改善運動を続けてきたが、無許可住宅であるため、自治体の支援が届かない地域になっていた。しかし、22 地区の地域住民は独自の方法を模索し、行政や民間サービスの限界を乗り越えて地域の再生に協力したと言える。

二つ目は、地域にある民間企業とのパートナーシップを結んで住宅環境改善運動と同時に地域の企業と連携して地域再生運動に対する財政を確保したことが特徴である。韓国大企業が運営しているスーパーと連携し、地域ネットワークを活用したことによって自治体の財政的な支援がなくても、住民活動による財政は確保できる。これによってディディンドル希望福祉共同体を運営し、社会的企業の収益事業によって持続可能な住民活動や小地域福祉活動ができる。このような住民活動は、行政の財政負担を減少させ、地域の住民力を成長させる 21 世紀の住民組織運動であるだろう。



図表4-4 ディディンドル希望福祉共同体の推進体系

筆者作成

2.機能的側面の分析

領域(5)	カテゴリー(10)	サブカテゴリー(25)	点数	事例A: 住民参加による運営方式 「デザインドル 希望福祉共同体」
持続可能性	運営目的と地域ニーズの一致性 (公益性)	・運営目的は公益性を目的しているのか	1	住民組織が行ったcommunity fundingとマウル企業の収益はすべて地域の利益のために使われている。
		・運営目的が地域ニーズを基盤としているのか	1	地域住民の「住宅環境改善運動」による無許可住宅を改善することから始め、地域住民の悩みを中心に社会福祉サービスを提供している。
		・人材は育成しているのか Ex)「地域のリーダー、社会的企業家」など	0	地域範囲が小規模であり、住民の年齢50代以上が多い地域であるので、未だにそういう計画はないが、希望者がいれば育成したい。これから心配である。
		・政府との連携事業は行っているのか Ex)「戦略支援事業」など	0	マウル企業として政府(行政自治部)の支援を受けているが、来年には支援が終わる。自治体では無許可住宅が集中している地域なので、法律的に支援できない地域であり、政府の支援が届かない状況である。現在に制度的な支援はない。
雇用創出	事業持続性 (財政、事業)	・運営において持続可能性を確保する具体的なプランはあるのか	1	マウル企業の小規模ビジネスはリスクが少ない。現在、地域レベルで持続的に事業を展開するために地域の民間企業と連携する計画している。
		・脆弱階層(高齢者、障害者)雇用しているのか	1	地域で運営しているマウル企業は、雇用規模が小規模である。食堂2名、カフェ1名が働いており、生活が困難である地域住民を優先的に採用している。
		・サービスの対象者が雇用者になるのか	1	雇用者とサービス対象者に関する区分はない。ただ、できる限り、サービスを受けている脆弱な階層を中心にサービスと雇用機会を提供している。
		・賃金は最低賃金の基準には達しているのか	0	収益が不安定であり、事業規模が小さいので雇用者の賃金も少ない。勤務形態は有料ボランティアに近い。現在、賃金は改善する予定である。
市場性	収益事業の展開 (事業内容)	・正規社員は採用や福利厚生制度はあるのか	0	現在、ここに勤めているスタッフのすべてが、パートタイムや有料ボランティアである。正規社員はいない。
		・地域の雇用創出と共に持続性は確保できるのか	1	希望福祉協同体のマウル企業は小規模であり、事業の規模、収益の規模も小規模なので雇用人数が5名であり、継続的に仕事ができるように支援している。
		・前に比べ、収益(売り上げ)は上がっているのか(サービス提供、商品販売、ファンドなど)	0	この地域で収益事業による収入源は、希望食堂が唯一である。小規模でアクセスが不便なので、毎年、売り上げは減っている。
		・収益事業の範囲は広いのか Ex)「地域外の販売、市場拡大」など	1	収益による提供サービスは地域に限定しているが、収益事業の範囲は地域外の人を対象にし、食堂運営、お弁当やおかず販売などを行っている。

		・民間領域との連携事業はあるのか	0	現在、地域の企業と社会福祉法人と一緒に新たな事業を検討している。小規模の高齢者ドボルボム(介護)施設を運営すればどうかを検討している。
	市場競争力 (革新性)	・新たな商品やサービスを開発しているのか	0	収益性より地域に必要なサービスを提供することが目的である。専門的なサービスはなく、住民生活を支える基本的な生活支援サービスが多い。
		・専門家や支援機関を通じて運営マネジメントを受けているのか	1	現在、community fundingに参加する大企業(eマート)を含めて、行政からも制度外で提供できる支援策があれば、一緒に考えている。
福祉機能	社会福祉サービスの運営特性	・地域住民個別の福祉ニーズに対応しているのか	1	「希望福祉共同体」を運営している22地区では、地域住民の数が200名程度の範囲で事業を行うので、個人の意見を中心に対応する。
		・地域の脆弱階層を対象にしているのか	1	事業規模が大規模ではなく、地域規模(人口約250名)に合わせて脆弱な階層(高齢者、貧困家庭)に優先的にサービスを提供している。
		・社会福祉法人や福祉施設との連携事業はあるのか	1	ソーシャルワークの参加はないが、地域の社会福祉館と住民教育、ボランティアプログラムなどを連携して運営している。
		・ソーシャルワークの参画はあるのか	0	行政との関わりはあるが、すべて地域住民が運営している組織なので、ソーシャルワークは参加していない。
地域性	社会福祉制度の 補完機能	・福祉制度の狭間問題(死角地帯)に対応しているのか	1	地域住民の悩みに対応するためにサービス(ゴミ処理、お部屋修理及び掃除、おかず支援)を提供するので、行政が提供できないサービスが多い。
		・一定範囲内の地域を対象にしているのか	1	「希望福祉共同体」は、地域住民が生活している22地区に限定し、地域の公益と生活の質の向上のために活動している。
	事業範囲と 地域拠点役割	・地域ニーズを把握する活動は持続的に行うのか	1	community fundingの実施やマウル企業の設立目的が地域住民のニーズに対応するためである。現在も持続的にニーズを把握する活動を行っている。例えば、毎月、コミュニティカフェなどでアンケート調査も行っている。
		・地域ネットワーク組織は運営しているのか Ex)地域社会福祉協議会、地域連盟など	1	現在は、行政・民間企業・住民団体としてマウル企業の役員が参加する地域発展促進委員会」設立し、地域ネットワーク機能を強化している。
	住民参加	・サービス提供や事業に関して地域住民意思や意見が反映されているのか(反映方法など)	1	地域会議を1か月1回(役人会議は2週間1回)行い、住民会議を通じて地域のすべてのこと(サービス対象、収益金の活用方法など)が決まる。
		・地域住民がマウル企業の運営に参加しているのか	1	住民会議などを通じてマウル企業の運営・予算・事業展開、サービス提供の対象者などすべてを決める。企業の役員も地域住民である。

図表4-5 A事例の半構造化面接の結果 「面接調査2017年3月14日、補完(電話)調査2017年12月01日」

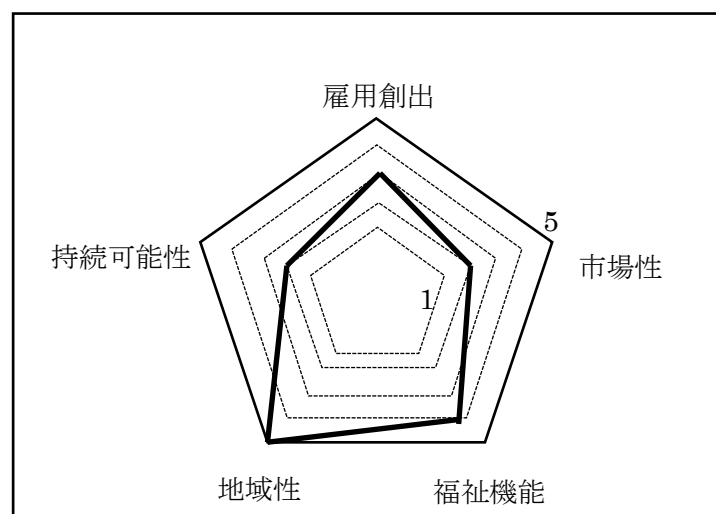
3. 分析結果

(1) 運営的側面

A 事例「ディディンドル希望福祉共同体」は、住民組織が運営する社会的企業であり、小規模マウル企業である。運営主体は地域住民であり、収益による社会福祉サービス提供を行い、地域住民のニーズの対応している。A 事例の特徴は、地域住民が地域問題を発見し、その問題を解決するために行政に依存せずにコミュニティ・ファンディングとマウル企業の運営などを通して地域問題を持続的に解決していた。特に地域の民間企業の寄付や連携を通して財政づくりを行い、地域問題を解決すること、また、持続的に社会問題を解決する財政を確保するためにマウル企業を運営することが A 事例の特徴である。このような住民組織の活躍によってディディンドル希望福祉共同体は、事業運営の自律性と持続性を確保したと言える。また、A 事例の社会的企業の運営方式は多くの収益ではなく、地域問題を解決できるぐらいの適正収益を求めているため、小規模収益事業が可能である。これは地域住民においてはリスクが少ない形態であり、障害者、高齢者、専業主婦などの就労未経験者を雇用できる。22 地区が無許可住宅の密集地域であるため、自治体による継続的なサービスは受けられないが、マウル企業は、マウル企業の支援制度によって中央政府(行政自治部)の支援を受けている。現在は、住民が運営主体になるマウル企業として自立することが最も優先的な目標である。

(2) 機能的側面

A 事例を 5 つの領域によって分析した結果、【地域性】と【福祉機能】が強く分析された。特に、地域住民が主体になり、地域の脆弱階層に福祉サービス提供することが特徴である。A 事例の【地域性】に対しては、「一定範囲内の地域を対象」、「地域ニーズの把握活動の持続性」、「地域ネットワーク組織の運営」、「サービス提供における住民意志反映」、「運営における地域住民への参加」の 5 項目がすべて機能していた。【福祉機能】では、「個別福祉サービスの提供」、「地域福祉事業の展開」、「福祉サービスの持続可能性」、「地域住民の個別ニーズに対応」、「脆弱階層に対応」、「社会福祉法人や施設との連携」、「制度の狭間問題の解決」など全般的に福祉機能に対する要件を満たしている。



図表4-6 A 事例の機能分析結果

一方、【市場性】、【雇用創出】、【持続可能性】については、機能が弱いと分析された。【雇用創出】の場合は企業の規模が小規模であり、実際にスタッフの 2〜3 名を雇用していることが把握でき、A 事例は雇用創出が主な目的ではないと判断された。また、【持続可能性】に対しても「運営目的の公益性」、「地域ニーズを基盤とする」の以外には、活発に機能していない状況である。最後に【市場性】については一般的に弱く、特に「企業のサービス及び商品との競争力」、「サービスや商品の研究及び開発」が弱く分析された。これは事業範囲が地域住民に限定されており、専門的なサービス提供が不十分であることによって収益構造が不安定であることが大きな原因であると分析された。また、マウル企業の運営に関しては地域の問題を解決する程度の「適正規模」、「適正利益」を追求することが分かった。

第3節 B 事例:非営利組織による運営方式

B 事例

釜山市「ロデム職業リハビリセンター」

1. 運営的側面の分析

(1)運営目的

釜山市北区にある「ロデム職業リハビリセンター」は、発達障害者の職業リハビリを目的とする社会的企業である。2009年10月に設立され、発達障害者に対する就労支援を通して自立の機会を拡大することが目的である。特に彼らが地域でサービスを受ける存在ではなく、地域問題を解決する主体として役割ができるように多様な支援を行っている。本センターは、障害者職業リハビリ施設であると同時に韓国雇用労働部から認定した社会的企業でもある。このような形態は、すでに障害者リハビリ施設として運営に関するノウハウを持っていた「ロデム社会福祉法人」を中心に立ち上げ、社会的企業育成法が制定されることによって本格的に運営することになった。

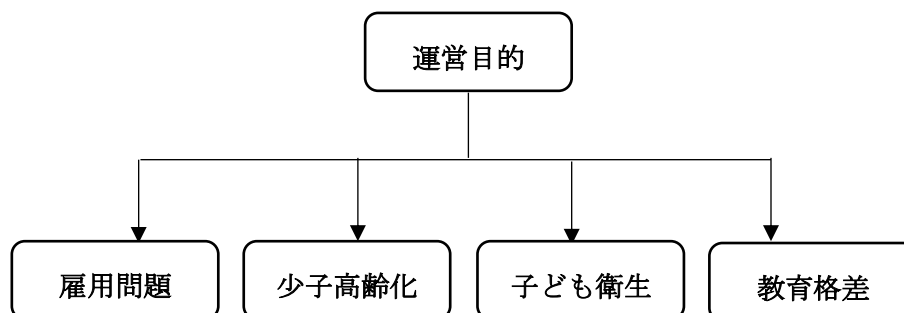
ロデム職業リハビリセンターは、障害者に雇用創出と支援を行い、2010年釜山市予備社会的企業として1号で指定され、2012年4月から雇用労働部の認証を受けた社会的企業である。特に障害者の社会性の向上を通じて地域や職業に関する認識を改善し、職業訓練や教育によって仕事の能力を高めることによって社会や地域では障害者に対する認識も変わる。また、社会的企業として脆弱階層に社会サービスと雇用の機会を提供し、地域社会に貢献することによって地域住民の生活の質を向上させていく。人口約30万が住んでいる釜山市4番目の北区は、教育の都市として知られている。この地域では雇用と少子高齢化、子ども衛生、教育格差問題など多くの地域問題に直面している。雇用問題と少子高齢化問題は北区のみならず全国的な社会問題になっているが、特に地域住民の子どもや教育に対するニーズが高い地域である。したがって、ロデム職業リハビリセンターでは、障害者学校との連携し、障害者の自立支援ネットワークづくりを行うことによって、地域社会で多くの障害者の自立生活を続けている。また、収益事業には、青少年期に障害者学校で様々な技術を学び、成人になると就職して経済活動に参加する地域の障害者自立システムづくりを行っている。

人々には個性がそれぞれあるように障害の「違い」ではなく、もう一つの人間の「個性」です。彼らは私たちと同じ生活を過ごしており、同じ食事をするし、同じ仕事ができます。また、障害者に関する社会的認識が不十分ではないと思ひまして(…中略…)まず、障害者が地域で活躍することを地域住民に見せることが最初の目的でした。

—事務局長 K さん—

事業目的は大きく地域貢献事業、障害者就労支援に分けられる。地域貢献事業は、障害者が社会統合と地域問題解決の主体者として活躍することを目的としており、社会的役割を強調している。さらに地域住民とのコミュニケーション、相互補完的な社会参与を通じて「共に生きていく」ことを実践している。また、障害者就労支援事業として幼稚園と小学校、公共施設などの消毒・防疫事業、環境に優しいキャン

ドルづくり事業、掃除事業、おもちゃリサイクル事業などを行い、この収益を通して脆弱階層の雇用を創出し、地域社会の問題を解決する。



(2) 財政運営:3つの収益事業による障害者雇用と財政運用

ロデム職業リハビリセンターの財政運営は、大きく収益事業と政府補助金、後援金に分けられている。まず、後援金は年間全体収入なかで 1.2%程度に留まっている状況で、事業展開に影響は与えてない。また、政府からの人件費、事業開発費、経営コンサルティングなどは 3 年間受けることになっている。しかし、ロデム職業リハビリセンターの場合は、すでに自立して政府補助金より収益事業による利益が大きく占めているため、政府に対する依存度が高くない。言い換えれば、財政的な自立度が高い社会的企業である。収益事業の場合は、掃除と消毒、キャンドル製作・販売、おもちゃリサイクル事業などを行っている。売り上げは年間 4 億 4 千万ウォン(2016 年基準)であり、事業内容を具体的に見ると次のようになる。

・クリーンアップ(公共施設の防疫と掃除事業)

クリーンアップ事業は、韓国障害者開発院からモデル事業として始まった事業である。障害者優先購買特別法によって消毒、防疫に関する事業は民間企業より優先的に購買することになっている。クリーンアップは公共施設の消毒と掃除を行う事業体として防疫や掃除に関する専門教育を受けた障害者が各公共施設で作業を行う。その人材は、公立障害者学校と連携して実習などを行い、事前教育を行う。さらに、場所によってゴキブリの撲滅など多様な防疫システムを作り、満足度が高いサービスを提供する。また、公共機関に常駐する職員を派遣し、常時対応できるようにしている。地下鉄の駅、区役所、公団など釜山市の 132 ヶ所の公共施設や保育園と幼稚園の防疫、子どもレジャー施設のおもちゃの消毒及び防疫を実施している。特に公共施設の利用率が高く、2012 年基準に 1 億 4 千万ウォンの売り上げを記録し、毎年成長している事業である。今後の計画は、ロデム職業リハビリセンターの経験とノウハウを拡大し、全国の障害者施設が参加できる「全国加盟店」を設立し、全国的に事業を広げる計画を持っている。

・ロデムツリー(環境にやさしいキャンドル生産・販売)

ロデムツリーは、釜山市予備社会的企業の 1 号店として選ばれ、2010 年 9 月 20 日から事業が始まった。この事業の目的は、脆弱階層の雇用創出を通じた社会の公益性と持続可能性を確保し、環境にやさしいキャンドルを生産して環境問題を解決することである。また、キャンドルアカデミーを運営し、地域住民誰もがキャンドルを作ることができるように教育し、キャンドルに対する認識も改善している。2012 年

からは政府から事業開発費を受けて事務室、トイレなどに設置できる芳香剤を開発して販売している。ロデムツリーから生産されたキャンドルと芳香剤は、社会的企業全国販売モール「36.5」や大企業が運営しているオークションなどに出品して販売している。今後は化粧品やローションを開発し、事業範囲を拡大していく計画である。

・エコトイ(おもちゃリサイクル事業)

エコトイは地域住民からの寄付や家庭、保育施設、幼稚園などから購入した中古おもちゃをリサイクルする流通専門マーケットである。2011 年 4 月にオープンした中古おもちゃマーケットでは家族が利用できる空間を設置し、家族の皆がおもちゃで遊び、地域住民の交流を促進する地域「集まり場」として活躍している。また、中古おもちゃに対する認識を変えることやリサイクル文化の定着を図っている。おもちゃの消毒などはすべて雇用された障害者が行い、販売にも参与している。また、中古材料を活用した新商品を開発し、民間企業を連携して新商品を提供する事業も行っている。おもちゃの販売は、オフラインのマーケットとインターネットモール(www.ecotoys.co.kr)で同時に販売しており、このインターネットモールを通じて釜山市と協力して広報と販売を活発に行っている。

(3) 福祉機能: 障害者の自立と労働統合

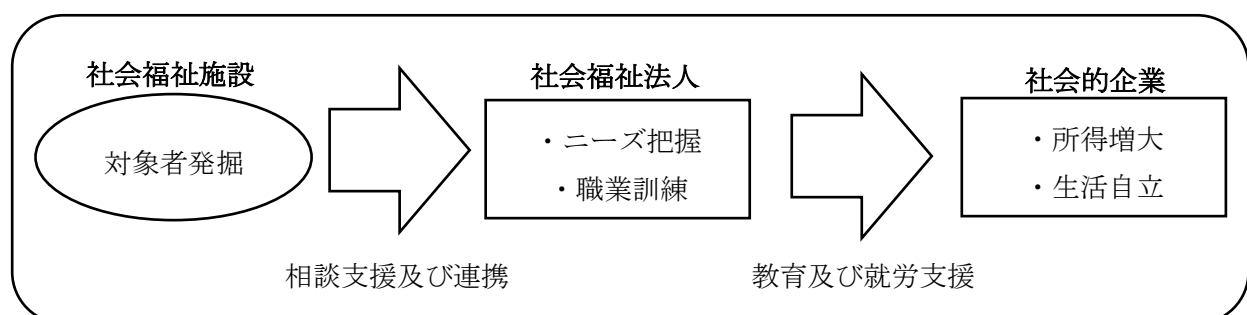
障害者において雇用とは、社会的統合に達する最初の段階である。障害者において雇用は単なる経済的自立ではない。彼らは、ノーマライゼーションに基づいて一般的な社会構成員として生活する権利があり、社会的役割を担っていくことで社会的統合を図るべきである。したがって、障害者は社会統合、ノーマライゼーション、自立生活の 3 つの実践原理が重要であり、そのためには障害者の雇用と教育が不可欠である。ロデム職業リハビリセンターは、職業訓練と雇用支援を通じて障害者の自立を支援し、障害者の社会的役割を模索することによって社会統合を図る。

本センター長は「社会的企業が必ず社会福祉サービスを提供する義務はないと言われ、運営主体の性格や地域のニーズによって社会的企業の社会的目的は異なってくる」と言及した。これを言い換えれば、社会的企業が目指している社会的目的は、社会福祉サービスのみならず、運営法人の性格と地域のニーズによって多様な分野に展開できるということである。このような非営利組織が運営する社会的企業の形態は、運営目的が福祉機能を強化することであり、より専門的な社会福祉サービスが提供できる。また、地域住民は安い価格で商品を購入し、地域で公共と民間のサービスが届かない領域に専門的な社会福祉サービスを提供するため、住民の満足度も高いと言える。

社会福祉法人が運営しているので、社会福祉施設でしかできない福祉事業が提供できます。
例えば、地域で対象者が少ないため、公共と民間から提供できない社会福祉サービスがあれば、社会的企業と通して提供できます。このようなサービスを見つけることは、すでに社会福祉法人として地域住民と密着しているからです。
(センター長 J さん)

特に、事例 B の地域では、障害者に対する施設や支援機関が相対的に少ないため、ロデム職業リハビリセンターの役割が重要であり、単なる障害者の支援のみならず、雇用と自立を目指して運営してい

る。ロデム職業リハビリセンターは、すでに社会福祉法人が地域住民と密着な関係であったため、地域のニーズを把握しており、そのなかで社会福祉サービスとして必要な地域問題を優先的に行うことが可能になる。したがって、社会福祉法人が把握している地域問題について、社会的企業を通じて解決することで、既に運営している社会福祉館や福祉施設と連携する統合サービス提供も可能になるだろう。また、利用者は専門家による質の高いサービスを受けることによって安心してサービスを利用することができる。ロデム職業リハビリセンターは、地域で運営している社会福祉機関のサービスが届かない対象者である障害者、特に勤労能力がある障害者の自立のために社会的企業を活用する。したがって、地域で総合的に社会福祉サービスを提供している地域の総合社会福祉館と福祉施設から対象者を発見し、社会的企業が雇用する事例も増えている。



図表4-7 ロデム職業リハビリセンターの支援ネットワーク

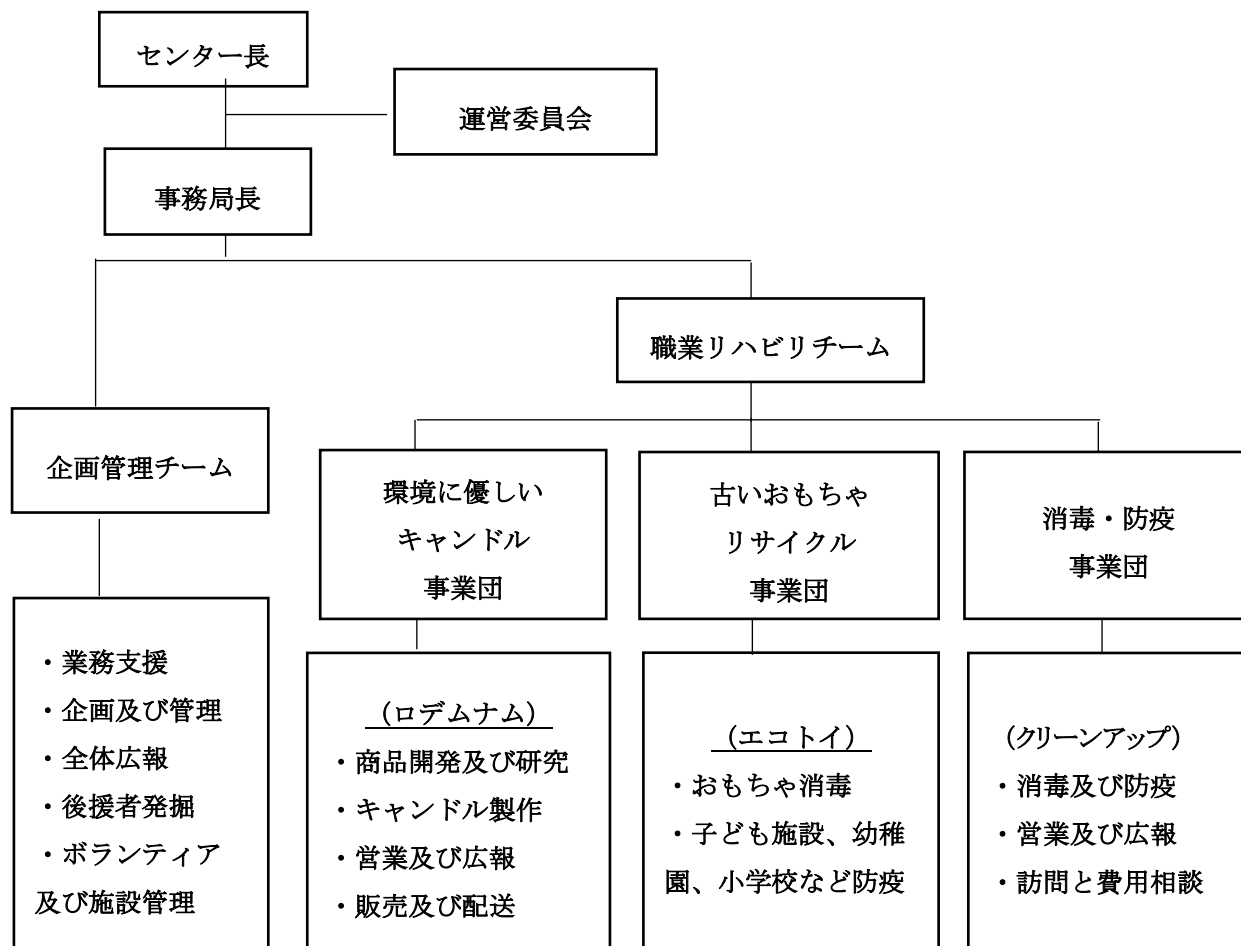
筆者作成

（4）組織形態：地域の社会福祉法人による事業展開と運営

ロデム職業リハビリセンターは、社会福祉法人が運営する社会的企業である。地域の社会福祉法人であるロデム社会福祉法人は、釜山市北区にある「徳川(ドクチョン)教会」が運営する。いわゆる、宗教団体が運営する社会福祉法人である。徳川教会は長い間地域で奉仕・献身という目標を持ち、地域でボランティアなど多様な活動を行ってきた。ロデム社会福祉財団は、B 事例であるロデム職業リハビリセンターを含めて老人療養院、総合社会福祉館などを運営し、地域住民の生活の質を向上させるために多様な活動を行っている。したがって、社会福祉法人の経験、専門的な福祉援助技術などを職業リハビリセンターを通じて提供できる。また、職業リハビリセンターの事業収益を通じて、社会福祉法人が地域社会に必要な社会福祉サービスを提供できる。これは財政的にサービスの提供が制限的であった社会福祉法人においては制度のはざまに追い出された対象者や緊急に支援が必要な対象者を支援するなど事業の柔軟性が確保できる。

職業リハビリセンターの組織は、企業の財政・企画を担当する企画管理チームを中心に環境に優しいキャンドルを生産する「ロデムナム」、古いおもちゃをリサイクルする「エコトイ」、掃除と消毒、防疫に関する事業を行っている「クリーンアップ」に分けられている。各チームでは関連事業の経験者を配置し、障害者に対する職業訓練および教育を行い、専門的なサービスが提供できるように管理している。つまり、このような活動によって地域のなかで、「優しい消費」、「優しい経済組織」という認識が広がっており、市場経済のなかでモノづくりや専門的なサービスを提供できるように専門性に力を入れている。それによって各事業ごとに専門家を採用し、専門家を中心に障害者は、より良いモノづくりとサービスを提供できる。実際にロデム職業リハビリセンターのサービスと商品は満足度が高いと言われており、本センターがある地

域に対する認識も改善されている。そして、ロデム職業リハビリセンターは、障害者の就労支援、生活自立のみならず、コミュニティの構成員として生活していく方法を図っている。現在は多様な事業開発しており、地域に限定せずに、より多くの障害者が参加できる企業をめざしている。



図表4-8 「ロデム職業リハビリセンター」組織図

2. 概念的側面の分析

領域(5)	カテゴリー(10)	サブカテゴリー(25)	点数	事例B: 非営利組織による運営方式 「ロデム障害者職業ハビリセンター」
持続可能性	運営目的と地域ニーズの 一貫性 (公益性)	・運営目的は公益性を目的しているのか	1	認証社会的企業の運営目的と条件が公益性の実現である。この企業を運営する時に社会福祉法人が公益性と事業性を基盤としている。
		・運営目的が地域ニーズを基盤としているのか	0	ここは障害者向けの職業支援センターである。地域のニーズに対応するとはいえない。
		・人材は育成しているのか Ex)「地域のリーダー、社会的企業家」など	1	この企業を長期的に考え、障害者が運営する形にしたいと思う。現在も職業訓練、教育などを行い、企業の多様な業務を障害者が担当している。
	事業持続性 (財政、事業)	・政府との連携事業は行っているのか Ex)「販路支援事業」、「金融支援」など	1	自治体の「販路支援事業」を通じて地域の公共施設を掃除事業、キャンドルの販売などを一般企業より優先的に購買してくれる。
		・運営において持続可能性を確保する具体的なプランはあるのか	1	行政からの「販路支援事業」によるサービスや商品の優先購買が多いが、この支援事業の以外にも、車椅子有利やユニバサルデザイン関係の会社を設立する具体的な計画を立てている。
雇用創出	雇用創出特性	・脆弱階層(高齢者、障害者)雇用しているのか	1	ここは障害者を中心に雇用支援を行い、仕事に対する経験が多くなると他の企業に就職できるように支援も行っている。
		・サービスの対象者が雇用者になるのか	1	収益の7割を障害者に対するサービス提供、給料などに使っている。社会福祉法人と連携して所属している社会福祉館との連携支援もある。
		・賃金は最低賃金の基準には達しているのか	1	雇用者に対しては、法律による最低賃金を支給している。
	雇用の質	・正規社員は採用や福利厚生制度はあるのか	1	本企業の目的は障害者に対する雇用支援もあるが、一般会社のように同じ環境を提供している。年次休暇、ボーナスなどの機会では従業員が他の会社へ転職した時、問題がないようにしている。また、この9割が正規社員である。
		・地域の雇用創出と共に持続性は確保できるのか	0	雇用創出を中心に運営しているが、地域に限定せずに、なるべく多くの障害者が雇用機会を得るようにしている。
市場性	収益事業の展開 (事業内容)	・前に比べ、収益(売り上げ)は上がっているのか(サービス提供、商品販売、ファンドなど)	1	先に行ったように行政の「販路支援事業」も活性化されており、特に掃除給食業「グリアップ」の売り上げが増えている。
		・収益事業の範囲は広いのか Ex)「地域外の販売、市場拡大」など	1	障害者雇用と事業を拡大していくためには、広い範囲での事業展開が不可欠である。「区」単位を超え、釜山市のレベルで事業を行っている。

	・民間企業との連携事業はあるのか	0 行政との連携は活発になっているが、未だに民間企業との連携が行っていない。
福祉機能	市場競争力 (革新性)	0 現在、掃除事業、おもちゃリサイクル、キャンドル製作及び販売など3つの事業を行っているが、現在の段階では、新しい商品とサービスを展開する計画はない。
		1 社会福祉法人では、高齢者施設、社会福祉館、保育園など多様な福祉施設が所属されている。そのなかで専門講師やソーシャルワーカーなど専門家が参加して多様なサポートを行っている。
	社会福祉サービスの 運営特性	0 障害者支援が中心になり、地域住民個別のニーズには対応できない。それは社会福祉法人で把握して行う。
		1 地域共同体や雇用市場から疎外された障害者を地域の構成員として自立していくことがこの目的である。
		1 社会福祉法人が委託運営している(社会福祉館、老人施設など)との活発な連携は、この特徴である。一つのネットワークを構築している。
地域性	社会福祉制度の 補完機能	1 社会福祉法人が運営することもあるが、基本的に障害者に関する施設ではソーシャルワーカーの参画と支援は重要な要素である。
		1 障害者の雇用支援が中心に運営しているが、特に障害者なかで制度の支援が不十分である対象者を把握し、支援を行っている(社会福祉館との連携)。
	事業範囲と 地域拠点役割	0 事業範囲や対象者を地域に限定せずに、仕事に対する意欲が障害者であれば支援している。
		0 未だにそういった活動を持続的にはしない。しかし、ここで学んだ技術を地域住民にいか還元するのかを悩んでいる。
		1 釜山市「北区」では、地域の社会福祉法人や施設が所属されている「社会福祉協議体」があり、1年4回ぐらい会議などを行う。主に地域問題やケースに対する情報共有が多い。
住民参加		1 最近、地域の社会福祉館と連携して運営会議を行っている。地域のマニション、アパルトなどの掃除事業を地域住民にも提供するなど事業を拡大している。
		1 企業の役員では、住民代表が必ず所属されており、地域のニーズや意見を交換している。特に、地域ニーズによって障害者家族会の支援を行う予定である。

図表4-9 B事例の半構造化面接の結果 「面接調査2017年3月12日、補完(電話)調査2017年11月28日」

3. 分析結果

(1) 運営的側面

B 事例であるロデム職業リハビリセンターの特徴は、大きく 2 つに分けることができる。一つ目は、社会福祉法人が運営する社会的企業ということである。社会福祉法人は、地域で多様な福祉施設を運営しながら、社会的企業と連携して障害者の支援を行っている。この運営方式一つの特徴は、すでに社会福祉法人が地域のニーズを把握しており、効果的な地域福祉事業の展開が可能になることである。この事例から見ると、既存の社会福祉法人は、社会的企業を運営しながら地域福祉事業を展開していたが、特に社会福祉法人レベルで対応できない領域、すなわちマイノリティ問題、障害者個人ニーズの対応など制度の狭間問題に対応する小規模地域福祉事業を運営することが特徴であった。

二つ目は、雇用創出を目的とする社会的企業である。ロデム職業リハビリセンターは、障害者の雇用支援を運営目的としている。地域福祉サービスの提供より、地域の障害者の雇用支援を行うことによって障害者向けの雇用市場を形成することが本センターのねらいである。最近には、地域の総合社会福祉館や福祉施設の利用する障害者が相談支援を通じてロデム職業リハビリセンターと連携し、地域外の障害者の雇用支援を行うケースが増えている。雇用支援以外にも、相談支援と生活自立などが必要である判断されると社会福祉法人傘下の総合社会福祉館が体系的に支援を行う。

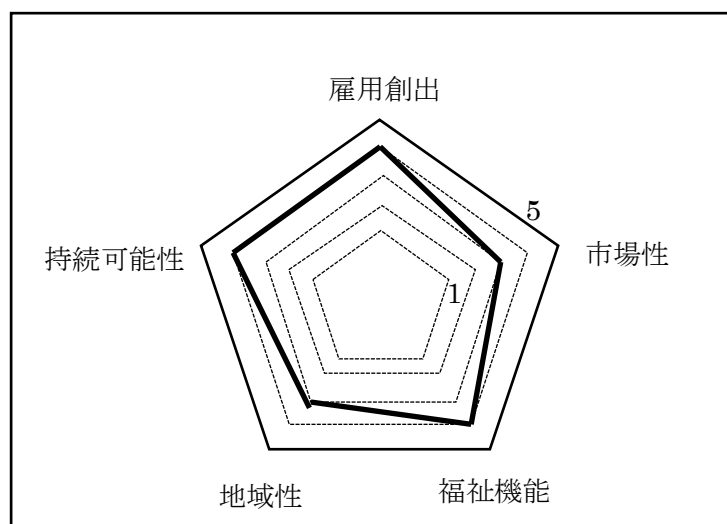
このような社会福祉法人が運営する社会的企業の運営方式は、韓国独特の運営方式として定着しており、地域福祉事業として定着しやすい運営方式として見られている。

(2) 機能的側面

分析結果は、【福祉機能】、【雇用創出】2 つの機能が強い事例として分析された。【福祉機能】に対しては、「脆弱階層の支援」、「社会福祉法人と施設との連携」、「ソーシャルワークの参画」、「制度の狭間問題解決」などほとんどの機能を満たしている。特に、社会福祉法人が運営する社会的企業なので、ソーシャルワークが専門的に社会福祉サービスを提供できる環境であった。また、【雇用創出】では、「脆弱階層の雇用比率」、「サービス対象者が雇用者になるのか」、「脆弱階層の雇用」、「正規社員の雇用」、「賃金と福利厚生」など、全般的に【雇用創出】機能も強いと分析された。特に、雇用対象のほとんどが障害者であり、障害者の雇用によって生活自立を援助する。そして、掃除、おもちゃ、キャンドル制作など多様な事業体では、障害者を正社員として採用しており、このような収益を通じた収益は、雇用されている障害者と地域問題を解決するために社会福祉法人が取り込んでいく。

一方、【福祉機能】、【雇用創出】の 2 つの機能に比べ、【地域性】、【持続可能性】、【市場性】3 つの領域では 3 点で十分に機能していないことが分かった。特に、【地域性】の場合は、すでに地域で社会福祉法人を運営しながら、社会福祉館や多様な福祉施設によって地域貢献活動を行っているため、相対的に地域住民に対する福祉事業は行っていないことが分かった。【持続可能性】と【市場性】に対しては、行政からの「販路支援事業」に対する依存度が高く、これから自立できる収益事業やサービスを開発しない限り、厳しい状況になると思われる。したがって、今の障害者の雇用と就労支援事業は維持しながら、地域住民のニーズに対応できる企業の自体の収益事業を行うことが重要である。

現在には、障害者支援に関するインフラが不十分である地域特性によって障害者雇用と就労支援を展開しているが、これからも地域のニーズ対応という考え方は持っているため、社会福祉法人を中心に、より専門的な地域福祉事業が展開できるだろう。



図表 4－10 B事例の機能分析結果

第4節 C 事例:公益企業による運営方式

C 事例

原州市「尚志福祉センター」

1. 運営的側面の分析

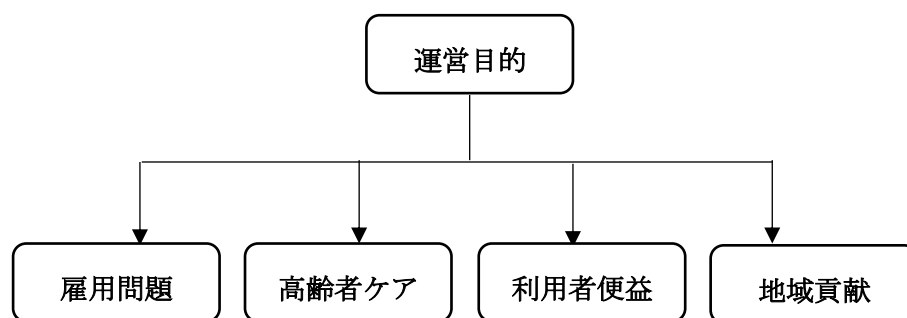
(1) 運営目的

江原道原州市にある「尚志福祉センター」は、介護サービスを提供するベンチャー企業である。2017年から政府の認証を受けて認証社会的企業として運営されている。福祉サービスを提供する社会的企業としては江原道のなかでも珍しく、全国でも数少ない運営形態である。人口 33 万の中小規模の都市である原州市は、高齢人口が約 42,000 人(12.7%)である。全国の平均より高齢化率は高くないが、これから原州市の場合も高齢人口が急激に増加することが予想されている。したがって、社会福祉施設や高齢者施設が最も求められている状況である。

韓国の場合は、既存の高齢者施設が都市部から離れていることが多く、高齢である対象者が利用し難い環境である。特に江原道の地域は山間地域が多く、高齢者が急増する地域にも関わらず、相対的に高齢者施設が少ない傾向がある。尚志福祉センターは、このような地域問題に着目し、原州市の中心地に施設を設立する。これによって高齢者が利用しやすい環境を提供し、利用者の立場では施設に対する違和感がなくなり、暖かい雰囲気での生活できる。

本センターの建物は、老人医療専門施設として政府の許可を取っている。地下1階の会議室、療養保護士室から1階の事務室があり、2階から8階までを高齢者の療養施設として運営しており、1階と地下では相談室、訪問看護師や療養保護士(介護専門員)の事務所、管理室、会議室などを運営している。

2015年から2年間、予備社会的企業として指定され、2017年から認証社会的企業として運営している。社会的企業育成法による支援を受けながら高齢者ケアサービスを行っている。尚志福祉センターは高齢者ケアサービスを中心に事業を展開しているが、長期的には高齢者ケア以外にも多様な地域福祉事業を運営する計画を持っている。



(2) 財政運営:個人資産と公的支援による運営

最近、尚志福祉センターがある江原道では、社会的企業や協同組合の設立が増えている。周辺の首都圏に比べ、相対的に社会サービスに関するインフラが整備されていないなかで、社会的企業の役割が注目されている。。他の自治体より社会的企業に関する条例、規則などは後から制定されたにもかか

わらず、2017 年の現在、169 か所の社会的企業（認証社会的企業 105 か所、予備社会的企業 64 か所）が運営されている。尚志福祉センターは、江原道の 64 か所の予備社会的企業のなかで第 1 号予備社会的企業として活躍し、現在は、原州市で唯一な地域福祉事業を行っている認証社会的企業である²¹。

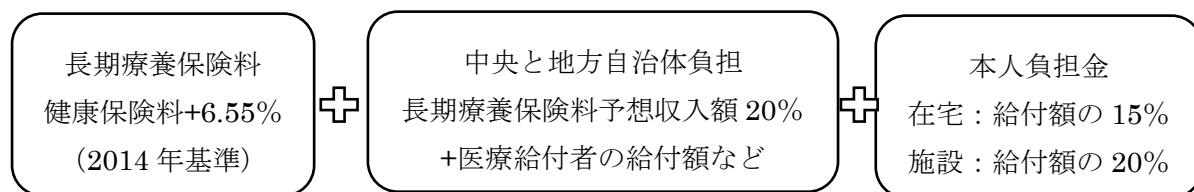
尚志福祉センターの財政構造は、個人資産、政府支援金、介護事業による収益など大きく 3 つに分けられている。現在、代表の個人資産である建物を通して社会事業を行っている。個人資産を投資することによって、事業に関わる賃貸や運営費を節約でき、事業の自立性が確保できる。したがって、社会サービス提供と事業を地域のニーズによって柔軟に行う。また、尚志福祉センターも他の社会的企業と同様に社会的企業育成法による政府補助金が財政運営に大きな影響を与える。すなわち、2 年の予備社会的企業の経験をして認証社会的企業に指定され、3 年間政府補助金を受けることになっている。

韓国で社会的企業の収益事業として社会福祉分野が少ない理由は、多くの社会福祉施設が政府の委託事業だからである。これは、社会福祉施設が社会的企業として認められない大きな理由の一つである。しかし、尚志福祉センターの場合は、個人資産（建物など）で運営しているので、社会的企業が求める条件に当たることによって運営可能な形態になっている。したがって、一般的な社会福祉施設に比べて独自の運営方式とサービスを提供することができる。

社会的企業として認証を受けて地域のなかで多様な事業を柔軟に行うことができました。ただ、社会的企業として運営することが、私たちの最後のゴールではないですので、これから尚志福祉センターが自立できるように事業やサービスを開発しなければいけません。（…中略…）要するに社会的企業として運営していくことはセンター運営の一つの手段であり、長期的には地域社会に貢献し、持続可能なサービスを提供する組織を運営したいと思います。

尚志福祉センター長 H さん

尚志福祉センターのサービス収益構造は、大きく利用施設による事業と利用施設外の事業に分けられている。利用施設による事業は、療養センターとデイケアセンターを運営し、療養院は 83 名の定員に 55 名が入所しており、デイケアセンターの場合は 40 名の定員に 40 名がケアサービスを受けている。また、施設外のサービスは 70 名の療養保護士が訪問療養、入浴、家事支援など多様な在宅サービスを行っている。入所者と在宅サービスの利用者は老人長期療養保険に対する給付金が支給され、本人負担金 20%（在宅サービスは 15%）を払うことによって入所やサービスが利用できる。



図表4－11 韓国老人長期療養保険利用の例

²¹ 2016 年の原州市の社会的企業の数 は 16 か所である（江原道社会的経済支援センター）。

(3) 福祉機能:地域のニーズによる高齢者ケアサービス

尚志福祉センターは、療養施設機能とデイサービス、在宅サービスなど高齢者ケアサービスを提供する企業である。原州市では、高齢者の数よりケア施設が少ないこと、また、多くの高齢者施設が都市部から離れていることに着目したことが施設の設立背景であった。尚志福祉センターは、地理的に都市部に位置し、多くの利用者がサービスを利用している。特に療養施設の機能よりも、デイサービスと在宅サービスを活発に行い、地域レベルで高齢者ケアを実現している。

C事例の特徴は、事業収益をなるべく地域に還元するように地域のニーズに合わせたサービスを提供している。基本的に施設ケアと在宅ケアを中心に事業を展開しているが、施設に所属しているソーシャルワークや療養保護士が、施設より地域で活動できるように支援をしている。例えば、施設利用者以外にも療養保護士とボランティアを中心に安否確認、掃除、相談支援などを行い、問題が発生した場合は尚志福祉センターのソーシャルワークが対応し、地域の多様なサービス連携できるように支援している。また、地域の総合社会福祉館、医療施設、老人ホーム、認知症センター、老人虐待予防センターなどのネットワークを形成し、様々な連携サービスが提供できるようにしている。その他、利用者の家族に対する支援も考え、利用者の家族グループを設置し、医療と生活、看病、認知症予防など多様な相談と教育を行っている。

療養施設		デイサービス	在宅サービス
医療サービス	看護サービス	一般ケアサービス	訪問療養
生活支援サービス	認知向上サービス	認知症向けのサービス	訪問お風呂
リハビリサービス	レジャーサービス	身体・認知機能回復	ドルボム総合サービス
情緒支援サービス	家族支援サービス	社会適応 / 家族支援	家事・看病支援
社会的目的達成による事業			
家族支援及び教育	相談支援サービス	安否確認、掃除	地域連携サービス

図表4-12 尚志福祉センターの多様な高齢者ケアサービス

(4) 組織形態:地域のニーズに対応する地域貢献型企业

現在、尚志福祉センターでは、センター長、事務局長 1 名、福祉事業チーム 3 名、医療支援チーム 4 名、在宅支援チーム 74 名(ケアマネージャー4 名、療養保護士 70 名)、施設管理チーム 35 名、栄養・調理チーム 3 名、総務管理チーム 5 名の 126 名が務めている。尚志福祉センターは個人資産で運営する一般法人、あるいは会社の形態であり、現在は政府の認証によって社会的企業として運営している。

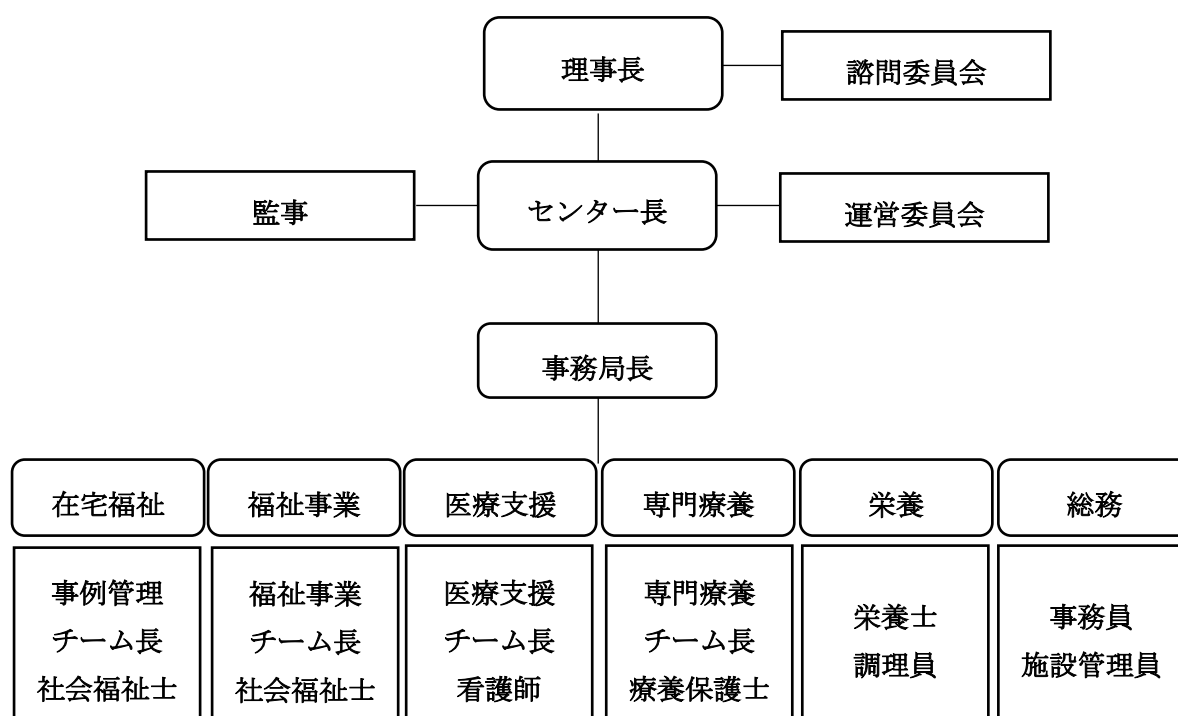
つまり、社団法人として始まり、政府の認証を受けて認証社会的企業として運営されている。これによって現在は、施設中心のケアから地域住民への多様な社会福祉サービス、特に地域の脆弱階層にも必要なサービスを提供できるようにニーズを把握している。尚志福祉センターは、NPO 法人や社会福祉法人などの法人が運営するのではなく、設立当時から社会的企業を目指して運営をしたことが特徴である。3 年間の社会的企業として政府からの認証を受け、認証社会的企業として運営されている。

C 事例の尚志福祉センターは最初から地域のニーズに対応するために設立された。このような組織形態は、既存の社会福祉法人や NPO 法人より運営ノウハウや事業運営に対する経験はないが、より地域

に密着した組織運営が可能になり、地域に合わせた社会福祉サービスが提供できる。そのニーズの把握は 70 名の療養保護士が、在宅サービスを行う際に、必ず地域住民の悩みやニーズを把握し、センターに報告する。センターでは、対象者の状況、事業可能性を検討する。この時、なるべく公共と民間のサービスが届かない家庭や個人にサービスを提供するようにしている。例えば、電動車椅子が必要であるが、経済状況によって使えない高齢者、一人親家庭の子どもの教育支援などがある。このような支援は、高齢者ケア施設の収益金を地域社会に還元する方式で支援している。また、訪問介護サービスのスタッフ養成教育を通して地域の雇用創出を行っている。それ以外にも、法人のレベルから高齢者食堂（給食施設）、敬老堂の設立などを計画している。

私たちは設立当時から社会的企業を目標として準備してきました。現在、多くの社会的企業は運営ノウハウがある社会福祉法人、社団法人などの形態で運営し、リスクを減らしていくようにしていますが、尚志福祉センターは最初から地域ニーズを把握し、そのニーズを背景として事業を運営していますので、事業運営に対する困難はありません。（…中略…）ただ、組織や財政運営に対する専門的な知識やノウハウは未だに不十分な状況ですので、韓国社会的企業振興院などの社会的企業支援機関に諮問を受けます。

尚志福祉センター看護師 K さん



図表4-13 尚志福祉センターの組織図

2.機能的側面の分析

領域(5)	カテゴリー(10)	サブカテゴリー(25)	点数	事例C: 公益企業による運営方式 「向志福祉センター」
持続可能性	運営目的と地域ニーズの 致性 (公益性)	・運営目的は公益性を目的しているのか	1	このセンターは高齢者療養施設としてドルボム(介護)サービスを中心に収益を得て、地域の問題を解決する 目的で設立した。
		・運営目的が地域ニーズを基盤としているのか	1	多くの高齢者施設が中心地から離れているので、前から地域の高齢者と家族が市内の施設を求めてきた。そ れも一つの設立目的であった。
		・人材は育成しているのか Ex)「地域のリーダー、社会的企業家」など	0	社会的企業に関する人材は育成していない。ここでは主にソーシャルワークと看護師、療養保護士が働いている。
		・政府との連携事業を行っているのか Ex)「販路支援事業」、「金融支援」など	1	自治体との連携は、地域の一人暮らし高齢者を訪問相談、移動診療などを連携して行っている。
		・運営において持続可能性を確保する具体的なプランはあるのか	1	現在の財源は、韓国の老人長期療養保険と自治体の補助金が大きく占めているが、漢方診療、美容治療な ど地域住民の意見に基づいて収益事業を行う計画を検討している。
雇用創出	雇用創出特性	・脆弱階層(高齢者、障害者)雇用しているのか	1	多くの職員が専門職(ソーシャルワーク、看護師)であるため、脆弱階層に対する雇用効果はないが、調理員、 施設管理などは脆弱階層を中心に採用する。
		・サービスの対象者が雇用者になるのか	0	高齢者療養施設の特性上、雇用者と対象者は異なるしかない。
		・賃金は最低賃金の基準には達しているのか	1	本センターの専門職と共に、調理員、施設管理などで働いているパート、非正規の方も最低賃金の水準を超 える賃金を支給している。
		・正規社員は採用や福利厚生制度はあるのか	1	専門職は、すべてが正規社員であり、非正規の方は毎年契約しているが、運営状況がよくなれば、正規社員 として採用する予定である。
		・地域の雇用創出と共に持続性は確保できるのか	0	専門職を中心に運営されているので、資格がある人が雇用の対象になる。地域で雇用できれば最もいい形で あるが、なかなか厳しい状況である。
市場性	収益事業の展開 (事業内容)	・前に比べ、収益(売り上げ)は上がっているのか(サービス 提供、商品販売、ファンなど)	1	アクセスが良いこともあり、地域内の高齢者が増えている状況なので入所率が増加している。収益状況もよ くなっている。
		・収益事業の範囲は広いのか Ex)「地域外の販売、市場拡大」など	1	原州市の地域的特性は高齢者の数に比べて、高齢者施設が不十分であるので、市外の高齢者も利用するよ うにしている。

福祉機能	市場競争力 (革新性)	・民間企業との連携事業はあるのか	1	民間医療法人や病院との医療サービス連携事業があり、ここで対応できない診療(歯科、内科、脳神経科、精神科)などの分野で交流が活発に行っている。
		・新たな商品やサービスを開発しているのか	0	主に高齢者ドバム(介護)サービスが多いので、サービス開発に対する計画は未だにない。1年1回程度、日本施設の訪問しながら参考はしている。
		・専門家や支援機関を通じて運営マネジメントを受けているのか	1	この法人の理事会では地域の企業家や専門経営人、専門家(教授、ソーシャルワーク)などが所属されており、多様な意見と助言を受けてセンターの経営に反映している。
		・地域住民個別の福祉ニーズに対応しているのか	1	訪問看護 サービスを実施し、そこで相談によって把握したクライアント意見や情報をソーシャルワークや連携機関と共有する
		・地域の脆弱階層を対象にしているのか	0	ここでは地域の脆弱階層を区分せずに、高齢者で老人長期療養保険に給付者と入所を求めている地域の高齢者であれば誰もが可能になる。
		・社会福祉法人や福祉施設との連携事業はあるのか	1	原州市の3か所の社会福祉館との連携を行い、地域住民のボランティア会運営、ダンスや演奏会などを開けるなど多様なイベントを行っている。
地域性	社会福祉制度の 補完機能	・ソーシャルワークの参画はあるのか	1	高齢者に福祉サービスを提供する施設なので、ソーシャルワークが重要な役割を担っている。相談や対象者家族のケアまで多様な領域で活躍している。
		・福祉制度の狭間問題(死角地帯)に対応しているのか「制度やサービス補完機能」	0	現在には行っていない。運営状況が良くなり、収益が上があれば地域のニーズに対応する小規模事業を行いたいと思う(高齢者居場所、カフェ、食堂など)。
		・一定範囲内の地域を対象にしているのか	1	場合によって違いが、できる限り、原州市レベルでの高齢者を受け入れようとしている。
		・地域ニーズを把握する活動は持続的に行うのか	1	訪問看護師を中心に訪問する対象者や近隣の意見や情報を収集する。これを中心に毎週の会議で共有する。
		・地域ネットワーク組織は運営しているのか Bx地域社会福祉協議体、地域連盟など	1	地域の高齢者施設、社会福祉館、福祉関連施設を行う社会的企業などが参加するネットワークがあり、年4回会議や交流会を住民に公開しながら行う。
		・サービス提供や事業に関して地域住民意思や意見が反映されているのか(反映方法など)	1	訪問看護師による情報、地域ネットワークによる情報など直接的ニーズ把握と間接的なニーズ把握活動を持続的に並行している。
	住民参加	・地域住民が社会的企業の運営に参加しているのか(運営者や雇用者など)	0	理事会には地域住民が所属されているが、地域住民が自発的に参加できる運営環境ではない。

図表4-14 C事例の半構造化面接の結果

「面接調査2017年3月17日、補完(電話)調査2017年11月28日」

3. 分析結果

(1) 運営的側面

前述のように、筆者は公益企業による運営方式に対して地域の民間企業が運営する運営方式、民間企業と非営利組織が連携する運営方式、個人が設立するベンチャー企業運営方式に分けて提示した。C 事例の尚志福祉センターの場合は、個人資産で設立したベンチャー企業の運営方式である。

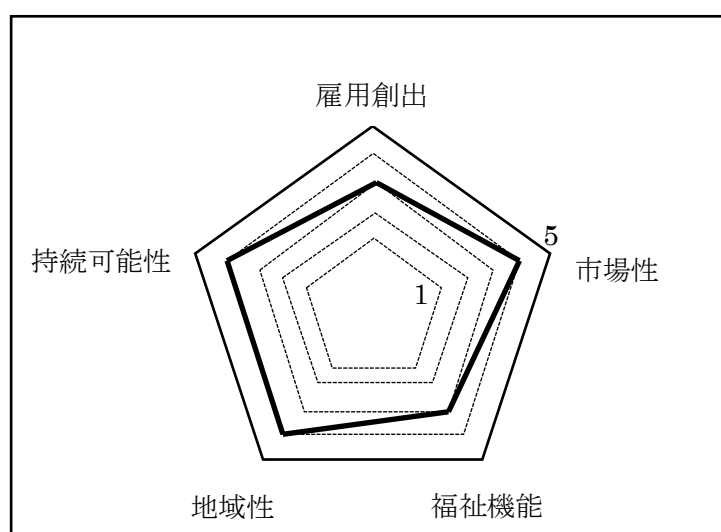
C 事例の尚志福祉センターは、最初から介護サービス施設が不十分であるという地域課題を把握し、個人がベンチャー企業の形態で介護サービス施設を設立し、社会的企業として運営している。当初の目的は、地域外に介護施設が多いことに着目し、地理的に近い都市部に介護施設を設立し、地域の高齢者が利用しやすい環境とサービスを提供することが目的であった。2016 年には、政府による社会的企業認証制度を通して予備社会的企業として 1 年間運営し、2017 年から認証社会的企業として運営している。すでに地域のニーズを把握している尚志福祉センターは、介護サービス施設の運営を通して収益を地域住民の雇用問題を解決するために活用している。具体的に訪問介護サービスに関する教育と雇用創出を同時に行っている。また、在宅ケアに対する無料教育プログラムを運営し、介護者の家族会など当事者グループの組織や運営など多様な住民プログラムを運営している。尚志福祉センターの利用者が増えることによって訪問サービスに対するスタッフの雇用以外にも、法人のレベルで新たな地域福祉事業を推進する計画を持っている。基本的に経営マインドやノウハウがある代表者によって運営的側面では、市場性と持続可能性が強い傾向にあった。しかし、運営のために市場性を強化することによって地域性と福祉事業が相対的に展開し難くなりつつある。このような課題に対応するために、ソーシャルワークの参加や地域の社会福祉法人や総合社会福祉館との多様な連携プログラムを行う必要があると考えられる。

(2) 機能的側面

この運営方式は、【持続可能性】、【市場性】、が強いことに分析された。韓国の高齢者ケアサービスは、高齢者が急増するにも関わらず、関連施設やサービスが不十分な状況である。そのなかで原州市の場合も、高齢者ケアサービスに対するインフラが最も不十分な地域であると言える。このような状況なかで尚志福祉センターは、高齢者ケアサービスの提供に着目し、地域に適切なサービスを提供することによっていい評判を受けている。とりわけ、高齢者の入所施設とデイサービスは利用者が増えており、療養保護士による訪問サービスを通じて多様な地域のニーズを把握している。原州市の高齢者ケアサービス施設のなかで唯一に認証社会的企業として運営していることも一つの特徴である。個人資産と地域資源を基盤とした財政運用と新たなプログラム提供は、運営に関する柔軟性を確保することができる。とりわけ、「運営目的と地域ニーズの一致性」、「財政と事業の持続性」機能の強化は、【持続可能性】を確保できる十分な可能性を持っている。また、このような持続可能性が事業とサービス内容、地域住民の評判などを検討すると、【市場性】も十分な可能性があるとして分析された。【福祉機能】にも個別福祉サービスを提供し、社会福祉サービスの持続可能性を確保するなど地域で適切なサービスを提供してきた。

一方、社会的企業の一つの機能である【雇用創出】は、弱い傾向があった。この事例は、社会福祉サービス提供が中心になる類型であり、スタッフ、職人などは専門的な技術を持っている人（資格を取る）に

限られているため、社会的企業が目標としている雇用創出とは異なる。また、この事例は、【地域性】が強く分析された。C 事例の社会的企業は、一般的な高齢者ケアサービス施設とは違い、地域のニーズを中心に社会的企業を設立している。すなわち、高齢者ケアサービスを提供しているが、「地域ニーズの把握とサービス提供」、「地域ネットワーク形成の有・無」などの項目が強く分析された。これは、訪問サービス、在宅サービスを行う訪問看護師、療養保護士を通じて地域のニーズを把握し、尚志福祉センターからそれぞれの福祉サービスを提供していることが【地域性】が強い要因である。いわゆる、地域の福祉拠点として機能を推し進めることによって【福祉機能】、【地域性】が強い傾向がある。さらに、【持続可能性】機能も強く分析され、「サービスや商品の研究及び開発」、「収益事業の地域貢献度、収益率」などを充実していることが分かった。このような【持続可能性】機能への充実はこれから【市場性】と【雇用創出】機能にも影響を与えることができ、安定的な運営とサービス提供が可能になるだろう。



図表4-15 C 事例の機能分析結果

第5節 D 事例:協同組合型による運営方式

D 事例

原州市「原州医療福祉社会的協同組合」

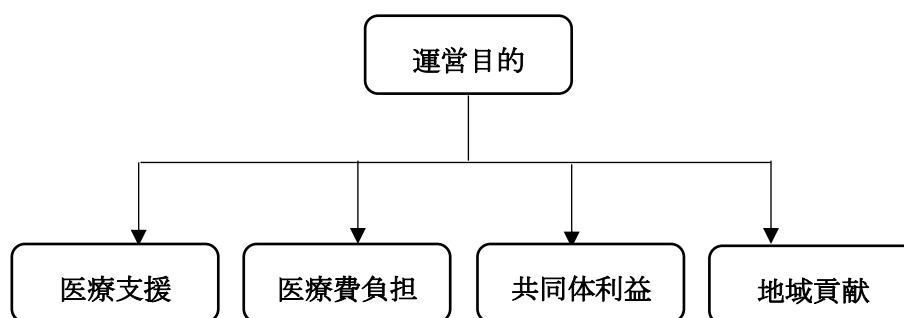
1.運営的側面の分析

(1) 運営目的

韓国の江原道にある原州市は、国内で最初に協同組合が定着した地域であり、韓国でも最初に協同組合に関する活動が始まったと言っても過言ではない。原州市協同組合は、1966 年「原州市信用協同組合」が始まりである。そして 1994 年、韓国では原州市が初めに医療組合を設立し、地域で安心に暮らすことや生きやすいコミュニティをつくることを目指して原州医療福祉社会的協同組合を運営してきた。

原州医療福祉社会的協働組合の特徴は、医療サービスのみならず、地域住民のニーズに対応する多様な事業を行っている。運営主体は医療協同組合であるが、医療サービス以外にも地域住民の生活全般にわたり対応することが特徴である。2002 年医療消費者協同組合から市民 1,200 名が参加して 1 万ウォンから数十万ウォンまで出資金を集めて医療協同組合を設立した。

原州医療福祉社会的協同組合は、公共施設や民間施設ではなく、地域住民が設立した病院であると言える。日本の医療生協と類似しているが、ここで原州市の「医療福祉社会的協同組合」に着目する理由は、社会的協同組合への転換に注目したためである。この地域福祉事業体の運営目的は、地域住民が組合員として参加し、共同的所有と民主的運営を中心に医療機関を設立する、また、質の高い医療サービスを提供し、組合員と共に保健・福祉・ケア・健康なまちづくり活動を通じて地域住民と組合員の健康増進及び健康な地域づくりを行うことが運営目的である。地域住民は、組合員として出資金を払い、原州医療福祉社会的協同組合を通してより安い診療費で医療サービスを受けている。D事例の原州医療福祉社会的協同組合の場合は、組合員である地域住民のニーズを把握し、多様な医療サービスを支援することがもう一つの特徴である。特に漢方医療サービスを行い、漢方薬、はり、マッサージなどのサービスを提供し、地域医療領域を広げている。また、組合員であれば安価な診療費で診察を受けることができ、軽い症状でも診察を受けることによって高齢者の病気に対する予防的支援を含め、地域住民の健康を守る役割を担っている。現在は、社会的企業の運営方式を通して政府に認証を受けて地域福祉事業を展開している。一般協同組合から社会的企業の運営方式に変わることによって、事業やサービスの対象者も組合員のみならず、すべての地域住民が利用できるようになっている。



(2) 財政運営:医療事業と福祉事業の混合運営

現地調査の結果によると、2015 年を基準には原州市の 2300 世帯が原州医療福祉協同組合の組合員として加入している。毎年 300 世帯程度が加入し、漢方、歯科など多様な医療サービスを受ける組合員も増えている。この協同組合の売り上げは 11 億 6000 万ウォン(2015 年基準)であり、前年(2014 年基準)に比べて 23%増加している。組合員は約 5800 名であり、前年度に比べて 39 億ウォンの売り上げを記録し 16%成長した。しかし、韓国の公共医療サービスは、人材確保、医療サービスの質などが民間医療施設より相対的に弱い状況であり、サービスの質、地理的な接近性という既存の公共医療サービスの課題を認識し、多様な医療サービスを提供してきた。

原州医療福祉協同組合は、財政的に厳しい時期もあった。既存の組合員の出資金を中心として協同組合運営は、財政的に限界があった。また、地域の人口が減ることによって組合員の数も減ってしまう傾向にあった。このような財政的な危機によって一時的に休業した経験もある。さらにそれ以降、江原道の最初の社会的企業として選ばれ 5 年間補助金を受けたが、組合員の出資金と補助金だけで医療サービスに係る人件費、医療器具、薬などを提供することには限界があった。このような劣悪な環境の中での 10 年間、医療の公共性を強化のために運営してきた。原州医療福祉社会的協同組合の運営は、医療の公共性強化、また、必要な診療だけ行い、医療費用に対する負担を減らしていった。したがって、医療サービス提供は収益事業として成り立たなかった。

原州医療福祉社会的協同組合は、医療サービスから始め、現在は地域住民のニーズを把握して多様な医療福祉サービスを提供しています。医師サービスの特性上、費用負担がありまして組合員はますます増えても財政的に厳しいと時期がありました。その危機を生活協同組合「ハンサンリム」を通じて乗り越え、現在は地域住民の情報交換や集まり場としての役割をしています。

原州医療福祉社会的協同組合 事務局長 J さん

2014 年から組合員の同意を得て、再び「原州医療福祉社会的協同組合」として運営を始める。そして医療福祉サービス提供の以外にも収益事業を進めていく。それが「ハンサンリム生活協同組合」である。ハンサンリム生活協同組合は、地域の野菜など農作物以外にも多様な食品などを安価で販売している。年間売り上げは 39 億ウォン(2015 年基準)であり、地域のなかでも信用のある協同組合として活躍している。現在は政府の認証を受け、社会的協同組合になってから組合員のみならず、地域住民誰もが利用できるようになり、地域住民の医療・生活・福祉の拠点として革新的な役割を担っている。

原州医療福祉社会的協同組合は、基本的に組合員の医療サービスの提供が主な事業であるが、組合員の共同利益と生活支援のためにハンサンリム生活協同組合を運営する。つまり、社会的協同組合の運営方式は、協同組合方式を維持しながら組合員と地域住民を中心に多様な収益事業を行うことである。

(3) 福祉機能:信頼を基盤とした安定的な医療福祉サービスの提供

協同組合型の社会的企業を、社会的協同組合と言う。社会的協同組合は、イタリア、スペインなどを中心に活発に運営されている。既存の協同組合の方式を用いて組合員だけではなく、社会や地域に貢献

できる事業を運営する組織である。例えば、Coop など野菜や農村地域の食べ物を中心に生活の質を向上させる消費者生活協同組合があれば、D 事例である医療福祉社会的協同組合場合は健康を中心に組合員と、その以外にも地域住民であれば誰もが対象になり、地域住民の健康権を守る協同組合の運営をめざしている。言い換えれば、非組合員に利用に対する制限がなくなったことである。社会的協同組合の法人格になり、生産者と消費者、ボランティア、後援者と共に地域社会の健康増進を目的として活動する非営利法人のような組織である。したがって、1 次診療である地域クリニックと漢方クリニックの医療サービスを同時に利用できる。特に民間医療機関のネットワーク活性化によって貧困層に対して医療サービスを提供し、地域内低所得層を対象にして保健予防活動、自治体との連携サービスである慢性病患者を管理する予防的な医療サービスを提供している。

協同組合型の社会的企業の対象者は、既存の社会的企業に比べ、脆弱階層であることや所得、生活環境などの基準がないと言える。すなわち、社会的企業の形態であるが、その社会的目的は地域住民誰もが対象者になることが特徴である。もちろん、収益事業によって脆弱階層を支援する場合もあるが、本来の協同組合の性格が強く、組合員の共同利益と利益配分を中心に運営している。

最近、高齢者が増えることによって医療費の負担が地域の問題になっています。しかし、この医療福祉協同組合ではそのような心配はしなくてもいいと思います。安い診療費で診察を受けるので、地域住民も何か異常を自ら感じると軽く診察を受けます。医師の立場では、病気は一番重要なのは、治療より予防だと思います。関節炎、糖尿など検査が必要な医療サービスはいつでも受けるようにしないと危険です。現在には、健康に対する地域住民の関心も高まっており、地域では元気な高齢者が増えています。

漢方治療担当 常勤医師 L さん

原州市の高齢化率は高くない方であるが、医療サービスに対するインフラも十分ではない地域であった。地域で大学が運営する大型病院があるが、地域住民の医療サービスに対する多様なニーズに対応できず、地域の高齢者は簡単な検査を受けるためには長い時間待つか、首都圏の病院まで行くしかない場合もあった。しかし、医療福祉協同組合が運営されてから、地域の高齢者は健康に対する関心が高まり、元気な高齢者がますます増えている。特に安い診療費に比べ、サービスの質は高い。また、地域の中心にあるので、いつでも訪問して医療や健康相談が可能であるので、高齢者のみならず、子どもを含めた地域住民誰もが利用できる地域の拠点役割を担っている。

(4) 組織形態:既存の協同組合の新たな運営と展開

前述のように、医療サービスの市場のなかで民間大型病院の医療サービスの占有率が高くなり、全体的に医療費も高くなってきた。相対的に弱い公共医療サービスを補完していくために、医療協同組合の必要性が高まってきた。2014 年現在に韓国の全国に約 300 か所の医療協同組合が運営されている。しかし、このなかで民主的意思決定を通じて地域住民が主体になって運営する医療組合は、20 か所程度であり、この協同組合は、「韓国医療福祉社会的協同組合連合会」に所属して活動している。また、このなかで総合病院のように定期健康検診が可能な医療協同組合は 7 か所であり、そのなかの一つが、原州医療福祉社会的協同組合である。D 事例の原州医療福祉協同組合の社会的目的は、地域住民の

医療費に関する負担を減らすことである。したがって、一般民間病院に比べ、医療協同組合は①無駄な診療項目を抜いて適正診療を行うこと、②合理的・適正な診療費の 2 つが大きなメリットである。特に、原州医療福祉社会的協同組合の特徴は、社会的協同組合として政府の認証を受けることになり、補助金が支援を受けており、それによって社会的協同組合として社会的目的を達成しなければならない。その社会的目的達成のために組合員のみならず、地域住民誰もが診療を受けることができるように事業を展開している。医療支援以外にも認知症高齢者の管理、脳血管患者(脳卒中、脳梗塞など)患者の診療、マウル敬老堂の高齢者健康チェック、地域住民の健康調査など多様な事業を行っている。加えて、地域の高齢者のために高齢者に対する訪問診療、在宅ケアサービス、障害者に対する主治医事業、農村地域の医療福祉支援事業など多様な地域の医療サービスを開発している。

2001 年設立当時から、私たちの協同組合は地域住民による安い診療費でも質の高い資料サービスを提供することが目的でした。2～3 回の財政的な危機を克服し、現在は持続可能な組織運営ができるようになりました。(…中略…) 去年からは社会的協同組合として認証を受けて地域住民誰もが診療できるようになりました。これからも地域住民のニーズを把握し、できるだけ多様なサービスを提供したいです。そして首都圏に行かなくてもここで診療できる地域医療福祉の拠点として活躍したいと思います。

原州医療福祉社会的協同組合 事務局長 J さん

原州医療福祉社会的協同組合も独立的に運営することではなく、他の協同組合のように組合連合に所属している。連合のなかで各組合の予算運営やサービスは異なるが、共同体として共同利益を求め、様々な連携サービスも運営している。原州市の場合も協同組合連合が存在し、そのなかで原州医療福祉社会的協同組合含めて信用金庫組合、消費者生協、大学生協、協同育児生協など 13 か所の独立的な協同組合が運営されている。このような組合の拡散は公共と民間が解決できない領域と対象者に対して新たな形態のサービスを提供する。

収益事業		
形態	医療協同組合	生活協同組合
組織	医療福祉社会的協同組合	ハンサンリム生活協同組合
年間収益	11 億 6 千万ウォン(2015 年基準)	39 億ウォン(2015 年基準)
社会的目的達成による事業		
地域住民健康調査		マウル敬老堂の高齢者健康チェック
認知症予防及び診療支援		非組合員の診療制限緩和

図表4-16 原州医療福祉社会的協同組合の財政及び事業構造 筆者作成

2.機能的側面の分析

領域(5)	カテゴリー(10)	サブカテゴリー(25)	点 数	事例D: 協同組合による運営方式 「原州医療福祉協同組合」
持続可能性	運営目的と地域ニーズの一致性 (公益性)	・運営目的は公益性を目的しているのか	1	2014年に政府の認証制度を受け、認証社会的企業になってからは公益性を基盤として運営している。
		・運営目的が地域ニーズを基盤としているのか	1	以前、生活協同組合の時からここは地域住民のニーズを基盤として運営していき、今でもそれは変わらない運営理念である。
		・人材は育成しているのか Ex)「地域のリーダー、社会的企業家」など	0	協同組合の特性上、一人のリーダーより、共同運営の形態がいいと思う。その以外に事務局長1名が一般的な業務を担当している。
		・政府との連携事業は行っているのか Ex)「販路支援事業」、「金融支援」など	0	政府の補助金以外の支援はない。医療サービスなので政府との連携するきっかけがなかった。
		・運営において持続可能性を確保する具体的なプランはあるのか	1	今年が3年目で支援が終わるので、自立対策を立てている。認証社会的企業の以前から医療生活協同組合として経験があるので生かしていきたい。
雇用創出	雇用創出特性	・脆弱階層(高齢者、障害者)雇用しているのか	1	この組合では地域住民であれば、誰もが利用できるようになっているが、特に脆弱階層には診療や薬の費用を一部負担している。
		・サービスの対象者が雇用者になるのか	1	この建物1階に「ハンザリム協同組合」には地域住民8名が働いており、医療組合にも3名が働いている。すべての方が元々利用者である。
		・賃金は最低賃金の基準には達しているのか	0	医療協同組合の運営上、専門職(医者、看護師)は法律によって給料を支給しているが、その以外も雇用者は、その水準までいかない。
	雇用の質	・正規社員は採用や福利厚生制度はあるのか	0	この雇用者は、すべてが契約職人であり、福利厚生は未だにない。 (専門職除く)
		・地域の雇用創出と共に持続性は確保できるのか	1	現在の「医療福祉協同組合」と「ハンザリム生活協同組合」では持続的に雇用像出の方法を検討している。地域の雇用を創出する「ハンザリム生活協同組合」のようなスーパーマーケットの協同組合の店舗を増やしていく計画がある。
市場性	収益事業の展開 (事業内容)	・前に比べ、収益(売り上げ)は上がっているのか(サービス提供、商品販売、ファンなど)	1	地域住民のなかで評判がよくて利用者は増えている。これによって収益もますます伸びている状況である。特に漢方診療の利用者が多い。
		・収益事業の範囲は広いのか Ex)「地域外の販売、市場拡大」など	1	原州市のレベルで医療サービスを提供しているが、最近では市外の利用者も増えている。ただ、外部の利用者は一般的な診療費を請求する。

福祉機能	市場競争力 (革新性)	・民間企業との連携事業はあるのか	0	民間企業との連携事業は未だにない。来年から政府の補助金がないので、民間企業との連携事業も検討する予定である。
		・新たな商品やサービスを開発しているのか	0	収益事業に対するアイデアは会議でいつも考えているが、ここでは、主に医療サービスの提供が中心になるので、開発や研究活動は基本的にしていない。
		・専門家や支援機関を通じて運営マネジメントを受けているのか	1	原州市は協同組合の発祥地と呼ばれる歴史が長い地域である。経験があった先輩運営者、市民組織のリーダーなどが集まっていつも意見を聞いている。
		社会福祉サービスの運営特性	1	比較的に安い診療費を提供する医療サービス以外にも、収益によって無料診療、移動診療、地域の祭などを企画して住民の参加を促進している。
地域性	社会福祉制度の 補完機能	・地域の脆弱階層を対象にしているのか	1	地域の一人暮らし高齢者、貧困家庭、一人親家庭の子供に対して無料診療を行い、必要な場合は、訪問診療も行っている。
		・社会福祉法人や福祉施設との連携事業はあるのか	1	無料診療の場合は、対象者を周辺の社会福祉館が推薦して決める。その以外社会的経済支援センターとの連携
		・ソーシャルワークの参画はあるのか	0	ソーシャルワークは、地域の社会福祉法人との連携事業で間接的に参加しているが、直接的に協同組合事業には関わっていない。
		・福祉制度の狭間問題(死角地帯)に対応しているのか 「制度やサービス補完機能」	1	特に医療制度の死角地帯(狭間)に迫り、出された脆弱階層を中心に無料診療、訪問診療を行い、連携サービスが必要なん場合は、自治体や社会福祉館のソーシャルワークに情報を提供する。
	事業範囲と 地域拠点役割	・一定範囲内の地域を対象にしているのか	1	場合によっては地域外の利用者も受け入れるが、基本的に原州市を限定して医療サービスを提供している。
		・地域ニーズを把握する活動は持続的に行うのか	1	地域ニーズは、この協同組合が運営できる大きな背景になっている。利用者のアンケート調査や聞き取り調査などを定期的に行っている。
		・地域ネットワーク組織は運営しているのか Ex)地域社会福祉協議会、地域連盟など	1	原州市は、面積が広い地域ではないので、地域の多様な組織がネットワークを形成している。特に原州協同組合連盟があり、多様な情報交換を行っている。
		・サービス提供や事業に関して地域住民意思や意見が反映されているのか(反映方法など)	1	すべてが地域住民の意見が優先的になる。「ハンサム生活協同組合」の店舗を増やしていく計画も地域住民の意見とニーズに基づいた結果である。
	住民参加	・地域住民が社会的企業の運営に参加しているのか(運営者や雇用者など)	1	協同組合の運営特性は、共同所有、共同運営、共同利益を追求している。事務局長は、地域の多様な意見をまとめて実現化する役割だけである。

図表4-17 D事例の半構造化面接の結果 「面接調査2017年3月19日、補完(電話)調査2017年11月27日」

3. 分析結果

(1) 運営的側面

原州医療福祉社会的協同組合(D 事例)の場合は、社会的企業のような運営目的を持ち、協同組合のような組織形態の組織である。いわゆる、協同組合型社会的企業と言える。既存の協同組合が組合員の共同利益を求めることに比べ、この運営方式は、地域住民すべてが対象者になること、すなわち、サービスの範囲が拡大されることが特徴である。

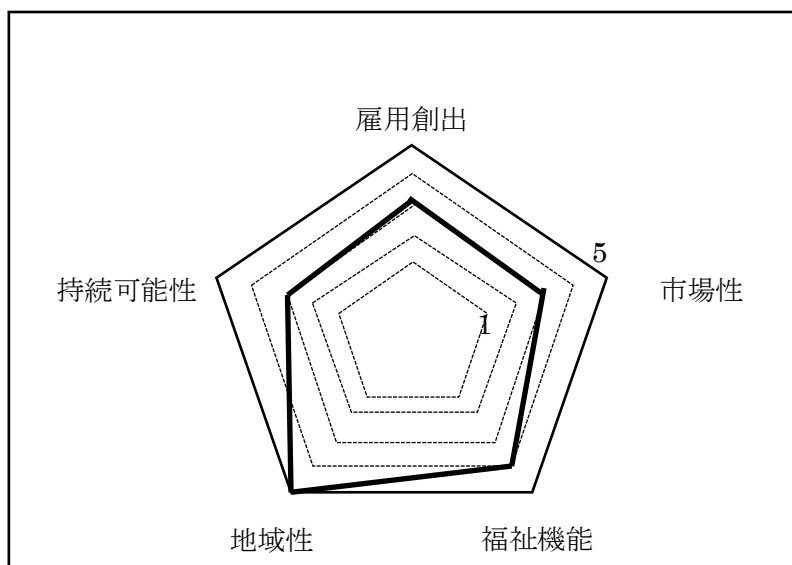
D 事例は、1994 年から伝統的協同組合の形態である医療協同組合から始まり、組合員の出資金を中心に運営してきたが、収益の配分、関連事業などの限界がみられ、2015 年から政府の補助金を受けながら社会的企業と協同組合方式を混合した運営形態で地域福祉事業を展開している。特に、地域の高齢者の医療費に関する負担を減らしていくために運営している。地域住民である利用者は増えているが、医療用品、薬品などの価格が高くなることによって政府の補助金は重要な収入源になっている。これによって政府の認証資格に合わせるために地域のニーズより、事業計画が優先になる課題が把握された。また、運営において住民ニーズに合わせる自律的なサービスが提供できない限界に直面しており、新たな収益事業を開発する必要があると検討された。また、この事例の場合は、雇用創出機能が弱い組織である。地域福祉事業として定着するためには、雇用創出に関する事業計画が重要な視点であり、地域住民の雇用と所得を上げ、地域住民自らが医療費に関する負担を減らすことを図る必要がある。したがって、地域資源を開発と雇用創出を優先的に展開し、既存の運営方式を踏まえ、地域のニーズによるサービスを開発することが重要である。

(2) 機能的側面

D 事例の原州医療福祉社会的協同組合は、すべての運営機能が 3 点以上であり、地域福祉事業体として適切な運営方法として検討された。特に、【持続可能性】と【地域性】の機能が強い傾向があった。現在は、地域住民の 8 割がこの医療福祉協同組合の組合員として参加しており、地域住民組織の新たな収益モデルとして動いている。この事例の【持続可能性】に対しては、「運営目的と地域ニーズの一致性」、「組織運営及び構成」の両方を満しているモデルであり、特に、①民主的運営(意思決定、ステークホルダー)、②収益事業の地域貢献度と収益率、③地域ニーズを基盤とした運営目的に対する項目に当てはまる事例である。また、「一定範囲内の地域を対象にしているのか」、「地域ニーズの把握とサービス提供」、「地域ネットワーク形成の有・無」などの機能を持っており、【地域性】が強く分析された。また、【福祉機能】にも「社会福祉サービスの運営特性」、「対象者ニーズによるサービス提供」の項目に適切な機能をしており、特に①地域福祉事業の展開、②福祉サービスの持続可能性、③社会福祉サービスの持続可能性が強い類型として分析された。

しかし、【雇用性】と【市場性】に対する機能は弱い傾向にあった。また、D 事例の原州医療福祉社会的協同組合は、最初から雇用創出を目的としていた社会的企業の類型ではないため、雇用に関する機能は弱い傾向があった。また、社会的協同組合は基本的に協同組合の運営方式を持っているため、直接的に市場機能に影響があるわけではない。ただ、組合員の共同の利益を求めることや「利益分配」機能が特性であるので、長期的に見れば市場性にも影響を与えると思われるが、「政府の販路支援による事業展開」など社会的企業としての【市場性】機能は弱いと分析された。ところが、「政府支援の 3 年後、

財政自立度(自立性)」に対する機能は強いと分析され、社会的企業の要件ではなく、事業体として考えれば【市場性】は高い可能性を持っている。



図表 4－18 D 事例の機能分析結果

第6節 まとめ

本章では、4つの運営方式を中心に韓国の社会的企業に対する事例を検討した。そして、ここでは韓国の多様な社会的企業の運営方式を大きく「住民組織による運営方式」、「非営利組織による運営方式」、「民間企業による運営方式」、「協同組合による運営方式」に分け、運営方式ごとに事例調査を行った。その結果、4つの運営方式は、それぞれ異なる特性を持っており、地域の特性によって活用することができることが明らかになった。特に、「住民参加型」と「協同組合型」は、強い地域性を通じて住民参加を促進し、自律的に運営していた。すなわち、行政に対する依存度を調整しながら、財政的に自立可能な社会的企業を運営してきた。また、「非営利組織型」と「公益企業型」は、地域性より、社会福祉サービス提供や雇用創出に強い傾向にあった(図表4-19)。

①住民組織による運営方式は、マウル企業の代表的な機能である社会福祉サービス提供と雇用創出(労働統合)機能に加えて住民組織の福祉活動を融合した組織体である。マウル企業のビジネス活動を通じた地域住民組織の財政づくりを行い、住民組織自らが地域問題を解決する仕組みを構築することが、このタイプの目的である。特徴は、地域住民誰もが社会福祉サービス提供者と対象者になることもあり、特に地域の脆弱階層が社会福祉サービスの対象者になる。「希望福祉共同体」の事例から把握したように、住民組織活動において財政性、事業性、ネットワークの3要素は重要であり、マウル企業を育成することによって住民活動の財政性を確保し、持続可能な地域福祉事業が運営できる。

②非営利組織による運営方式であるロデム職業リハビリセンターの場合は、社会福祉法人が運営する社会的企業である。掃除、リサイクル、キャンドル製作など多様な収益事業を行い、市場経済なかでも十分に競争できるように商品の生産やサービスを提供している。特に、事例調査では、社会福祉法人が運営している社会的企業として雇用者である障害者の特性を把握し、専門的に管理した上で障害者を通じて新たな商品やサービスを創出する。これによってコミュニティの構成員として障害者の生活も保障され、社会的認識も変わると考えられる。すでに地域住民のニーズを把握していた社会福祉法人との連携で地域のニーズに適切に対応できる効率的な事業が展開できる。

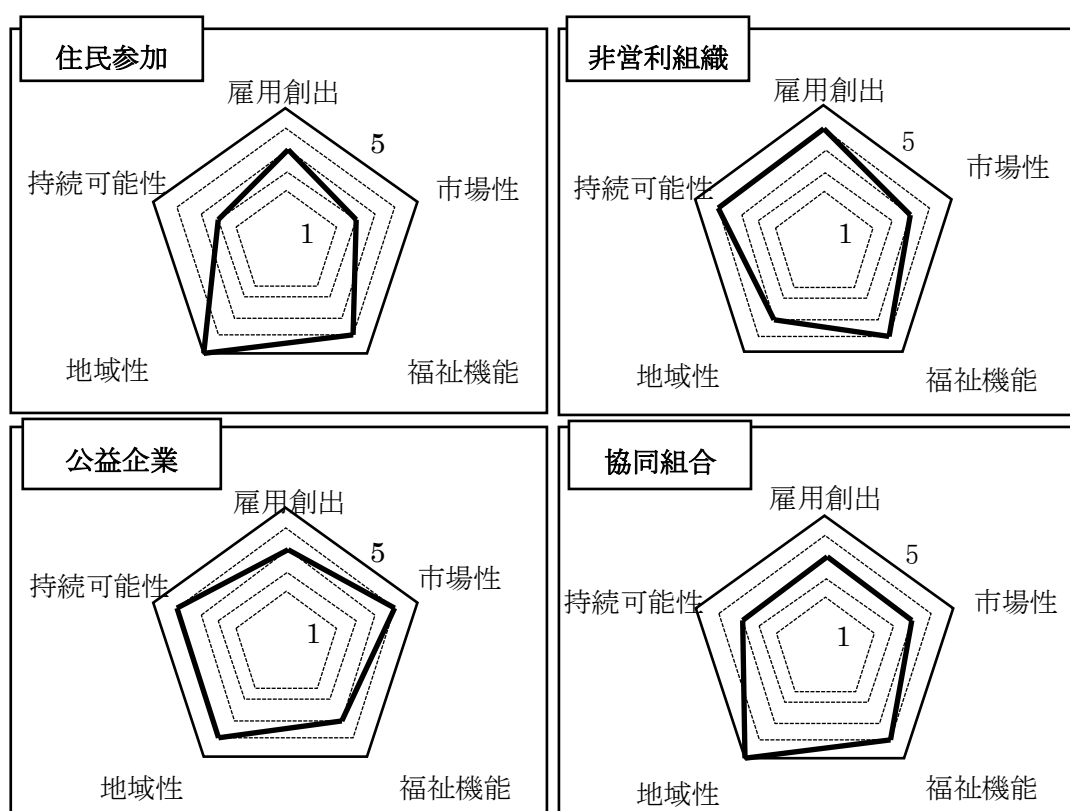
③公益企業型による運営方式は、社会的企業の運営方式を維持しながら、民間会社のように専門的な運営のノウハウを持ちながら、高齢者サービスを提供する形態である。公益企業型社会的企業「尚志福祉センター」の場合は、最初の設立時から地域住民のニーズを把握し、地域に必要なサービスを提供することが目的であった。それが高齢者ケアサービスであり、この事業を通じた収益を再び地域問題を解決するために投資している。社会的企業の財政は、個人資産と政府の補助金で運営しており、建物が資産であることで賃貸金がかからないなど財政運用の柔軟性を確保した。高齢者人口が増えている地域の特性をみるとこれから持続的な収益事業が展開できると思われる。

④協同組合による運営方式は、伝統的な協同組合の運営方式を維持している。そこに社会的企業の機能を結びつけ、社会的協同組合という組織が生まれてきたと言える。既存の協同組合が組合員の共同利益を追求し、組合員の範囲でさまざまなサービスを提供するとなれば、社会的協同組合は社会的企業の機能が統合されることによって地域住民誰もが対象者になる。社会的協同組合の場合も組合員の出資金と政府の補助金、事業収益などで運営されており、本調査の事例である「原州医療福祉社会的協同」の場合は、協同組合から社会的協同組合に変わることによって地域の医療と福祉拠点として活躍し

ており、サービス対象者が組合員のみならず、地域すべての高齢者を対象にしている。したがって、地域で元気な高齢者が暮らし続けており、高齢者に対する産業インフラが広がっている。

ここでは、このように地域福祉事業として活用できる4つの社会的企業運営方式を提示した。本研究で提示している4つの運営方式は、地域福祉事業として行政や民間が対応できないサービスを提供することであり、これを地域の事情に合わせて活用されることを期待している。

しかし、この4つの運営方式の分類は、必ず地域福祉事業に明確な解答を提示することではなく、社会的企業の類型を一般化することでもない。韓国社会的企業の多様な展開のなかで地域福祉事業として可能性がある4つの運営方式を取り上げ、地域住民が地域の状況に合わせて活用することを目的としている。このような類型の提示は、必ず新たな事業運営やサービスを提供するだけでなく、地域で定着されている既存の組織や地域活動を改善する方法としても期待できると思われる。



図表4-19 4つの運営事例の分析結果(レーダーチャート) 筆者作成

第7節 小括

本章では、4つの運営方式(住民参加、非営利組織、公益企業、協同組合)を中心に各運営事例を分析した。各運営事例は、全体的に雇用創出機能が強く、市場で地域福祉サービスを開発・提供する機能がみられた。

4つの事例分析の結果、社会的企業による地域福祉事業の特徴は、市場で地域福祉サービスを開発し、雇用創出に対する機能が強い傾向にあった。運営的側面と機能的側面の分析結果では、多様な特徴と課題が検討された。まず、運営的側面では、4つの事例のそれぞれがコミュニティ・ファンディング、

公共施設の清掃事業、おもちゃリサイクル事業とキャンドル制作事業、介護事業、医療サービス事業などの収益事業を運営し、既存の福祉制度や地域福祉事業体が対応できない領域に多様な地域福祉サービス(脆弱階層に対する雇用支援とサービス)を開発したことが成果として把握された。しかし、3つの運営課題が把握された。①財政運用における行政依存度を調整すること、②住民ニーズより事業計画が優先されてしまうこと、③関連事業に対する専門性を高めることが課題である。

また、機能的側面では、住民参加運営方式と協同組合運営方式が地域性と福祉機能に比べ、雇用創出と市場性、持続可能性が弱い傾向にあった。その反面、非営利組織と公益企業は、市場性より持続可能性が高い傾向にある。社会福祉法人や民間企業による地域福祉事業の経営マインド確保やマネジメントできる企画力などが大きな影響を与えていることが分かった。したがって、社会的企業による地域福祉事業の運営は、社会福祉法人・民間企業とのパートナーシップが重要な要素であった。全体的には、4つの運営方式のなかで非営利組織運営方式と協同組合運営方式が、社会的企業による地域福祉事業体として定着しやすい運営条件を持っていた。

次の第5章では、このような運営事例の分析結果に基づいて社会的企業による地域福祉事業体の適切な運営方法と課題を中心に検討する。特に、本研究で注視している雇用創出と市場性を中心に、これからどのような運営方法が必要であるのかについて検討していく。

第5章 韓国における社会的企業の多様な展開と地域福祉事業体のマネジメント

第1節 社会的企業による地域福祉事業体の運営方法と内容

1. 社会的企業による地域福祉事業体の運営条件
2. 社会的企業の運営におけるソーシャルワークの機能と役割
3. 社会的企業による地域福祉事業の展開とパートナーシップ

第2節 社会的企業と地域福祉事業のマネジメント展開

1. 社会的企業と地域福祉事業におけるマネジメントの活用可能性
2. 社会的企業による地域福祉事業のマネジメント展開
3. 地域福祉事業におけるマネジメントの機能とプロセス

第3節 韓国における社会的企業による地域福祉事業の課題と展望

1. 韓国社会的企業による地域福祉事業体の特徴
2. ソーシャルワークによる地域福祉への専門的なアプローチ
3. 韓国における社会的企業による地域福祉事業の運営方法

第4節 小括

第1節 社会的企業による地域福祉事業の運営方法と内容

1. 社会的企業による地域福祉事業体の運営条件

本節では、第4章の分析結果に基づき、社会的企業による地域福祉事業の運営を効果的に行うために、運営的側面と機能的な側面のなかで8つの運営要素を取り上げた(図表5-1 参照)。

まず、運営的側面において重要な4つの要素は、①一定の生活圏域を基盤、②福祉ガバナンス基盤(地域ネットワーク構築)、③地域住民の自発的参加、④ソーシャルワークの参画が重要な要素として検討された。

具体的に、①一定の生活圏域を基盤は、社会的企業を地域で適切に運営するためには、一定生活圏を基盤にすることが必要である。社会的企業の適切な運営と共に、地域住民に適切な社会福祉サービスを提供するためには、サービス提供範囲を決めることは不可欠である。本研究では、総合社会福祉館の特徴と比較したなかで、社会的企業のサービス提供範囲にはエリア区分がないと示したが、地域福祉事業体として運営するためには一定の生活圏域を基盤とすることが重要な機能として検討された。②福祉ガバナンス基盤にすることも重要な視点である。社会的企業は収益を優先する組織ではなく、地域の信頼を基盤として社会的目的を達成する組織であるため、地域の多様な資源やネットワークが必要である。特に、地域のニーズに対応できる社会福祉サービスを提供するためには、福祉ガバナンスを基盤にしない限り、持続的なサービス提供や運営ができないと思われる。③地域住民の自発的な参加が重要である。地域住民に社会的企業に対する認識を広げるために関連教育や広報を行うことが必要である。特に、本研究で協同組合運営方式の社会的企業を取り上げたのは、地域住民に身近な協同組合を用いて地域住民が参加しやすい社会的企業を運営することを目指しているからである。また、④ソーシャルワークの参画を挙げることができる。社会的企業が地域福祉事業に対応できる形になるためには専門的な

技術を持っているソーシャルワークの役割が最も重要であり、社会事業家としての技術と住民とのコミュニケーションは住民参加による社会的企業の運営に大きな役割をが期待される。このような条件は、地域福祉事業として社会的企業を育成するために重要な視点であり、地域マネジメントを行う際に必要な基準になると考えている。

一方、機能的側面は、①社会的企業の利用者が雇用者になること、②地域住民のニーズに対応すること、③地域福祉サービスや制度の狭間問題に対応すること、④事業収益による地域問題解決などの4つの特徴がみられた。

具体的に、①社会的企業の利用者が雇用者になることは、社会的企業の利用者が雇用者になることは、民間企業に比べ、社会的企業が持っている固有の特性の一つである。社会的企業は基本的に脆弱階層のために雇用と社会サービスを提供する仕組みであるので、社会的企業の雇用者が社会福祉サービスの対象者になりうる。ただ、地域で社会的企業を運営する場合は、地域住民誰もが雇用者になり、サービスの対象者になるように図ることが重要である。②地域住民のニーズに対応である。これは地域で提供される社会福祉サービスをより効率的に運用し、社会的企業の持続可能性を確保するためである。地域福祉事業の供給において地域のニーズを把握することは必要であり、地域に定着するために必要な要素を住民組織自らが把握することが重要である。③制度の狭間問題を解決できることである。第3章に記述したように、社会的企業は公共と民間のサービスが届かない対象者に社会サービスが提供できる。例えば、公共の条件付き(財産、勤労能力、家族扶養要件)の公共扶助の給付対象から離れている対象者、また、民間領域はニーズが多い事業に参加する傾向が強いため、地域の少数者に対するサービス提供に対しては不十分である。社会的企業はこのような狭間に必要なサービスが提供できると期待されている。また、④事業収益による地域問題の解決(公益性)が重要な要件である。これは社会的企業が追求する一番基本的な機能であり、事業収益による社会問題の解決というのは社会的企業の中核的な要素である。このような仕組みを通じて社会的企業は持続可能な運営ができるし、社会や地域に安定的な社会福祉サービスが提供できる。

これらは社会的企業による地域福祉事業を運営するために必要な8つの運営条件であり、今後、社会的企業による地域福祉事業体の運営において必要な要素になる。

運営的な側面	機能的な側面
① 一定の生活圏域を基盤	① 社会的企業の利用者が雇用者
② 福祉ガバナンスを基盤	② 地域住民のニーズに対応
③ 地域住民の自発的参加	③ 地域サービスや制度の狭間問題を解決
④ ソーシャルワーク参画	④ 事業収益による地域問題解決

図表5-1 社会的企業による地域福祉事業体の具体化 筆者作成

2. 社会的企業の運営におけるソーシャルワークの機能と役割

社会的企業による地域福祉事業体は、地域住民が発見した地域問題を住民自らが解決するために、社会的企業の運営による収益を再投資する運営方式である。本研究で提示した地域参加運営方式のように制度が対応できないニーズや地域の共通問題は、地域住民の自発的実践によって実現できる。特

に、最近には、ソーシャル・ファンディング(Social Funding)、または、コミュニティ・ファンディング(Community Funding)などの方式を用いて地域住民が直接地域福祉事業に対する財源をつくり地域問題を解決している。コミュニティ・ファンディングは、地域の資源や財政を基金として集めて地域開発事業や低所得階層の支援などの地域問題を解決する仕組みである。これは、アメリカのワシントンやシアトルでは、コミュニティ・ファンディング・グループという非営利法人があり、低所得者の税金問題、医療支援など地域の様々な問題に取り込んでいる²²。地域で社会的企業の運営する一つの方法であり、最近に韓国では、協同組合型社会的企業、NPO 型社会的企業、コミュニティ・ビジネスなど多様な社会的企業の運営方式が地域福祉と連携している。しかし、このような活動は、住民だけの力では不十分であり、公共と民間の協力のなかで、ソーシャルワークの役割が重要である。その理由は、コミュニティ・ファンディングのような仕組みは、単に財源づくり活動ではなく、ソーシャル・キャピタルのような地域のネットワークと信頼関係をつくることが重要だからである。このような地域のソーシャル・キャピタルを形成するためには、ソーシャルワークの役割が重要である。また、ソーシャル・キャピタルの形成こそ、社会的企業による地域福祉事業体が運営できる良い環境であると考えている。

筆者は、既存の総合社会福祉館のソーシャルワークの機能とはおとなることを示した。このような社会的企業家としてのソーシャルワークの機能を提示する以下のようなになる(図表5-2参照)。

社会的企業家としてソーシャルワークの役割は、大きく①福祉プログラム開発者、②雇用創出者、③労働統合型、④社会福祉サービス供給者、⑤新たな社会サービス開発者、⑥地域(共同体)開発者などの機能を挙げている。6つのすべてが社会的企業による地域福祉事業体の運営に必要なソーシャルワークの役割であるが、特に、社会福祉プログラムとサービスの開発者、雇用創出者と労働統合者としてのソーシャルワーク役割が求められる。

役割	特徴
福祉プログラム開発者	自活共同体、障害者作業場など既存のプログラムを革新的に開発
雇用創出者	貧困層、障害者、高齢者など脆弱階層の雇用形態開発
労働統合者	障害者、高齢者など雇用市場から排除されている階層の労働参加と統合を迫及
社会福祉サービス供給者	脆弱階層の出産、育児、保育、ケア、保健医療などの福祉サービス供給
新たな社会サービス開発者	地域のニーズによる新たな社会福祉サービス開発
地域(共同体)開発者	ノーマリゼーション、共同利益を基盤として地域開発、仕事と地域が共存する地域開発など

図表5-2 社会的企業におけるソーシャルワークの役割

出典)キム・ソンギ(2012)P61 より加筆したものである。

²²Community funding group に対する情報は「<http://communityfundinggroup.org>」(2017年5月13日検索)

まず、社会福祉プログラムとサービスの開発者としての役割である。前述のように、従来の地域福祉サービスと地域福祉事業では、公的サービスのイメージが強く、地域の個人や家族の問題に対応する傾向にあった。しかし、その間に地域の共通問題（マイノリティ問題、所得と雇用の不安定、過疎地域問題）が拡大され、既存の社会福祉制度と地域福祉事業体が対応しきれなくなっていた。このような状況なかでソーシャルワークは、新たな地域福祉開発者として役割が必要である。そういう意味では、公共領域による地域福祉サービスは限界があり、市場で新たな地域福祉を開発する新たな地域福祉サービスの開発者として役割が求められる。

もう一つは、雇用創出者と労働統合者としての役割である。現在、地域の所得と生活の不安定によって雇用創出に対するニーズが増えている。特に、雇用創出は、地域住民の生活安定と自立に重要な視点である。このような雇用創出による生活自立が社会的企業による地域福祉事業体の一つの目的であるとするれば、雇用創出者と労働統合者であるソーシャルワークの役割は重要である。現在の地域福祉サービスは、雇用創出に関する専門的なアプローチが弱い傾向にあり、雇用支援の対象者の発掘、相談支援、雇用支援プログラムの開発などの役割が求められている。また、脆弱階層の雇用創出において、すでに地域資源とサービス対象者の情報、地域住民との関係性を持つソーシャルワークの活躍は大きく期待されている。

3. 社会的企業による地域福祉事業の展開とパートナーシップ

本研究の社会的企業による地域福祉事業は、運営に対する持続可能性を確保することが一つの課題であった。持続可能性を確保するためには、マネジメント方法とともに一つ重要な要素が地域の公共と民間、社会的企業のパートナーシップである。このようなパートナーシップは、公共・民間・市民社会による地域ネットワークのなかで生じるものであり、社会的企業の営利と非営利活動のバランスを取る重要な要素である。

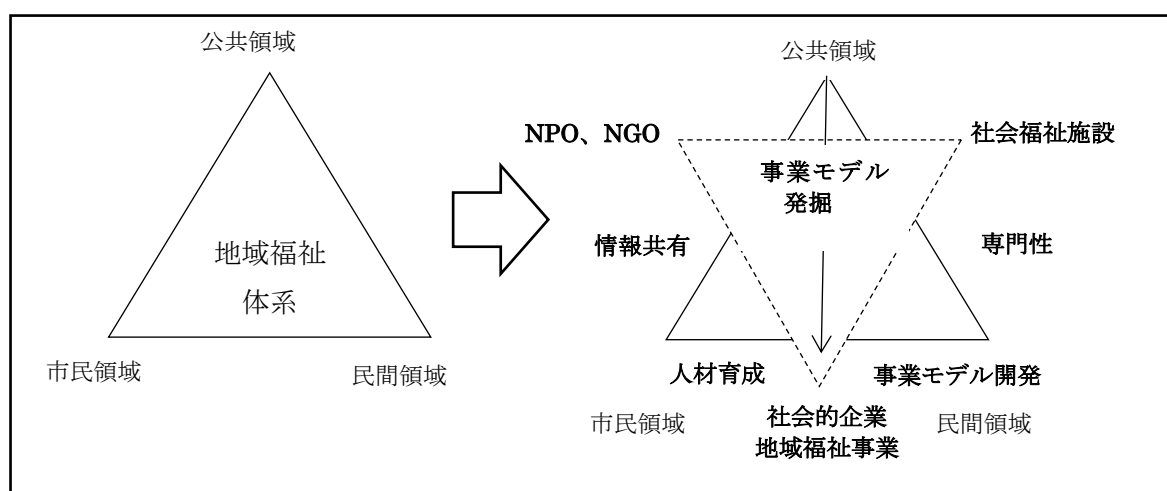
今日、地域住民に必要なことは、地域の共通課題を解決できる地域の多様性を基盤とした新たな資源とネットワークである。このような問題意識に対して野口定久は、地域を基盤として社会福祉サービスの供給主体は密接な関係構造を強調し、大きく 4 つのセクターの関係性に対して論じている（野口 2016: 199）。ここでは、このような4つのセクター（行政、NPO とボランティア、社会福祉法人、企業）の関係性に注目し、社会的企業においてローカル・ガバナンスの機能を再検討した。社会的企業においては 4 つのセクターのすべてが重要な要素であるが、そのなかでも韓国社会的企業の特徴でみられる民間企業、社会福祉法人の 2 つ領域と社会的企業の関係性に注目したい。

一つ目は、民間企業と社会的企業の関係である。特に日本の場合は社会的企業に対する制度的認識に比べ、民間企業の関心度が低くなっていると言える。社会的企業が提供するサービスや商品の質の向上において民間企業の経験のノウハウが必要であり、社会的企業の持続可能な運営においては最も重要な影響を与える。企業が社会的企業を直接的に運営することより、すでに地域で活躍してきた NPO、ボランティア組織を活用して社会的企業として育成していくことも重要な戦略である。したがって社会的企業は、地域で NPO や住民組織が社会的企業を設立し、企業と連携する類型があり、また企業自らが社会的企業を設立し、地域の NPO や住民組織と連携する類型がある。これは何れにせよ、住みやすい地域づくりのために必要な活動である。企業は運営ノウハウ、専門性を提供し、NPO やボランテ

ア、住民組織は地域の情報提供、住民ニーズや地域資源把握などの機能を提供する。これらは準市場の領域なかで相互補完的な関係づくりができると考えられる。

特に、本研究の A 事例「希望福祉協同体」の場合は、コミュニティファンディングのような地域の民間企業との連携や地域住民のニーズに対応し、その活動を持続していく方法として社会的企業を運営した。そして、コミュニティカフェやお弁当屋などの収益事業も一人暮らし高齢者におかず無料配達、雇用創出など地域住民のニーズに対応するために運営された。すなわち、地域住民に対するニーズの対応が、地域福祉事業という収益事業になり、その収益を用いて他の地域問題を解決する社会的経済の仕組みが定着するためには、地域ネットワークを基盤とした運営方法が求められる。C 事例の尚志福祉センターの場合は、地域で高齢者ケア施設が不十分であるという地域のニーズを把握し、個人資産(ビル、土地)を通して高齢者ケアを行う会社を設立した。日本のような NPO 法人が活性化していない韓国においては、このような運営方式に対する多様な可能性に注目している。この C 事例の会社は、一般の民間企業とは違い、政府から社会的企業の認証を受け、地域でさまざまな貢献ができる地域公益企業を志向している。

二つ目は、社会福祉法人と社会的企業の関係である。この関係も住民組織が社会福祉法人と連携して共同で福祉事業を行う類型があり、他に社会福祉法人が自ら社会的企業を設立する運営方式が存在する。地域で社会的企業が定着するためには、社会福祉法人との関係性を形成することが重要である。特に地域福祉事業を行う社会的企業を運営するのであれば、社会福祉法人の役割は不可欠である。特に、住民組織による社会的企業の運営は、地域福祉サービスの質に関する多くの問題点が指摘されてきた。これは社会的企業が提供する地域福祉サービスの専門性確保が何より重要であることを示している。以後、このような社会的企業の運営状況なかに社会福祉法人が参加するようになる。社会的企業の運営を通じて社会福祉法人では、既存の社会福祉法人や地域の総合社会福祉館のレベルで提供できない社会福祉サービス(個人レベルのニーズ、マイノリティ問題解決)や制度の狭間問題などに対応する地域福祉事業を行っている。もちろん、社会福祉法人による社会的企業の運営は、住民組織と連携する運営方式と社会福祉法人が直接運営する運営方式があるが、地域のネットワークの範囲内で運営されているので、運営主体の意味はないと考えられる。



図表5-3 社会的企業とのパートナーシップによる地域福祉事業の展開

筆者作成

ただ、住民組織が社会的企業を通じて地域福祉事業を運営する場合に注意しなければならないのは、社会福祉法人と地域福祉サービスに対する技術とノウハウを共有する関係のなかで住民組織の機能が統合され、社会福祉法人や総合社会福祉館における一つの事業所にすぎないという問題点もあった(図表5-3参照)。したがって、住民組織が社会的企業による地域福祉事業対を運営する場合は、ローカル・ガバナンスのなかでの協業(cooperation)関係を重視する必要がある。そして、このような関係を維持することや、展開していくためにマネジメント方法が必要である。

第2節 社会的企業と地域福祉事業のマネジメント展開

1. 社会的企業による地域福祉事業におけるマネジメントの活用可能性

従来の地域福祉事業と社会的企業による地域福祉事業を大きな違いは、財源と持続可能性が自ら確保できることである。特に、今まで住民活動には、インフォーマルな住民ボランティア組織を中心に地域福祉実践活動行われてきた。筆者は、このような住民参加や活動において地域マネジメント戦略の必要性に着目し、地域福祉活動における地域マネジメントの活用に対して検討しておきたい。

一般的にマネジメントとは、目標達成のために行う一連の行為として表すことができ、経営学と経済学などの領域で活用されている概念である。経済学と経営学では、マネジメント(Management)を運営、アドミニストレーション(administration)を管理に分けて定義することもあり、これらを統合してマネジメントとして定義することもある。したがって、マネジメントの概念は、幅広い概念として使われており、多様な分野に活用されている。したがって、計画と運営、そして管理を結合した運理体系としてマネジメントと定義することができる。経営学分野では、このようなマネジメントは、代表的に「計画」、「組織」、「統制」の3つの機能を重視しており、このようなプロセスを繰り返しながら目標達成の可能性を高めていくことが重要であると論じている。

筆者は、このようなマネジメント方法を地域福祉事業に用いて地域福祉事業のマネジメントという方法に着目し、具体的な方法を模索したいと考えている。まず、地域福祉事業においてマネジメントとは、既存のマネジメントのプロセスを地域に用いて住民組織、地域福祉事業を活用することであると思われる。特に、地域福祉事業は、地域の多様な資源混合が重要な視点になり、地域の資源混合と配分においてマネジメントの概念は、重要な役割と機能を行うと考えられる。

韓国では、未だに地域福祉事業のマネジメントに関する研究や事例が不十分であるが、日本では、地域福祉事業の分野で地域福祉分野においてマネジメントという概念が活発に活用されており、地域包括ケアシステムの定着と介護事業運営のために強調されている。日本の厚生労働省では、介護などの福祉事業とサービスの提供において地域の役割を強調し、地域包括ケアシステムを公表した。このような事業モデルを定着していくために多様な制度や方法論を検討し、その一つとして地域マネジメントの概念が提示された。三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの報告書(2016)²³では、地域の介護事業の効率的な運営のために地域マネジメントに注目している。ここでは、地域マネジメントの概念に対して「地域の実態把握と課題分析を通じて地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返す行うことで目標達成に向けた活動

²³ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2016) 「地域包括ケアと地域マネジメント」

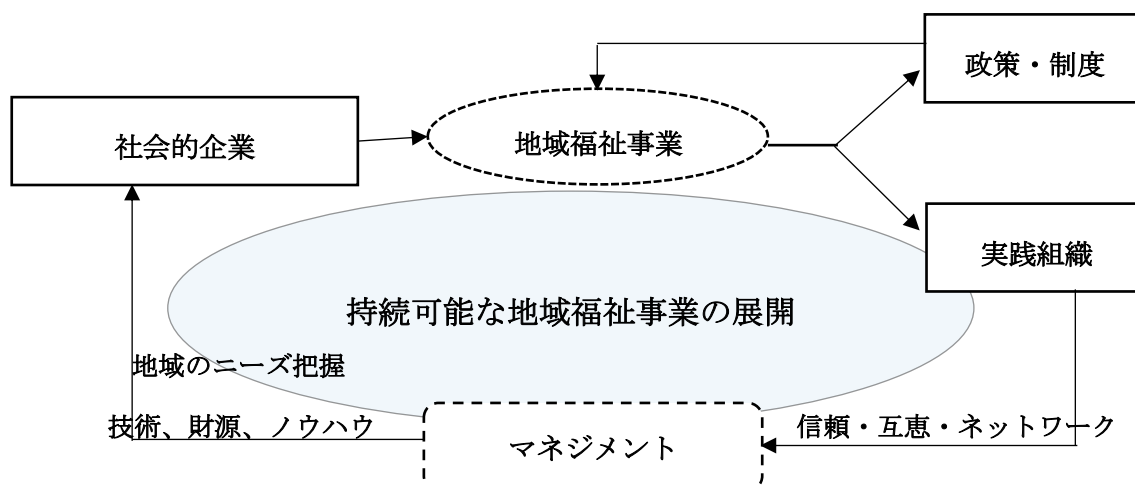
を継続的に改善する取り組み」と論じている。したがって、地域福祉事業のマネジメントは、比較的専門性が弱い地域の住民組織活動、ボランティア組織活動に対し、専門的な技術や知識を提供するとともに地域住民の共同目標を効果的に達成するように方法を提示する。特に、地域によって文化と資源、住民性、規模などそれぞれが異なるため、地域福祉事業を地域の事情に合わせながら、効果的に定着していくためには社会的企業による地域福祉事業体においてマネジメントは、不可欠なものであると思われる。

2. 社会的企業による地域福祉事業体のマネジメント展開

ここでは、社会的企業を通じて地域福祉事業を運営していくためには、マネジメントの必要性を強調している。地域福祉事業においてマネジメントは、地域マネジメントと地域福祉事業のマネジメントの2つの区分する必要がある。すなわち、地域マネジメントは、住民組織が社会的企業を通じて地域福祉事業を運営する前の設立段階で必要なマネジメント手法であり、地域福祉事業のマネジメントは、社会的企業と地域福祉事業を統合管理する手法として定義しておきたい。このような地域福祉事業のマネジメントを通じて社会的企業と地域福祉事業をいかに運営していくのかを検討してみよう。

社会的企業は、ビジネス活動を基盤とした公益活動が重要なプロセスである。社会的企業のこのようなハイブリッド性は、多様な可能性を持っている。しかし、ビジネス活動と公益活動はバランスを取ることが重要であって、そのためには地域マネジメントによる運営が必要になってくる。ここでマネジメントは、社会的企業を設立する前から地域のニーズを把握し、財政と持続可能性を確保する「統合的管理」が必要である。これによって社会的企業が行う地域福祉事業は、より安定的な社会福祉サービスを提供できる。以後、地域マネジメントを繰り返し行い、地域福祉事業の柔軟性を確保することも重要な目的である。このようなプロセスを説明したのが図表5-4である。この図では、社会的企業が地域福祉事業を行う際に、マネジメントを通じていかに展開していくのかを示したものである。社会的企業による地域福祉事業は地域の制度や政策より、地域福祉実践組織への取り組みが重視され、住民自治組織や住民ボランティア組織など地域の信頼・規範・ネットワークによるインフォーマルな実践組織を中心に多様な地域福祉事業やサービスが提供できる。地域マネジメントの機能とは、社会的企業による地域利益をどのように再配分するのか、または、地域住民がどのようにサービス提供していくのかなどの計画と運営方向を提示することである。このようなマネジメントを繰り返すことによって社会的企業に技術と財源、ノウハウを提供することができる。そして、このような機能によって地域福祉事業は、地域のニーズに対応しながら効果的に定着できる。

地域福祉事業において社会的企業の運営目的は、地域に対する公的領域の支援ではなく、地域のインフォーマルな領域への支援を行うことである。特に、住民組織が運営主体になる地域福祉事業は地域マネジメントを通して地域のニーズ把握、事業計画と運営及び管理まで行い、持続可能性を確保することである。したがって、ここで提示する地域福祉事業というのは、インフォーマルな住民活動に社会的企業運営方式を活用し、地域で制度の狭間問題を解決し、持続可能性を確保することである。地域マネジメントはこのようなことを実現していくプロセスとして考えられる。



図表5-4 地域福祉事業のマネジメント展開

筆者作成

3. 地域福祉事業におけるマネジメントの機能とプロセス

筆者は、前述のように社会的企業と地域福祉事業組織運営の間には、マネジメントの機能が重要であると考えている。本研究における地域福祉事業のマネジメントというのは、単なる地域福祉事業としての運営と管理のみならず、地域資源と地域福祉サービスの開発というマネジメント概念も含めている。

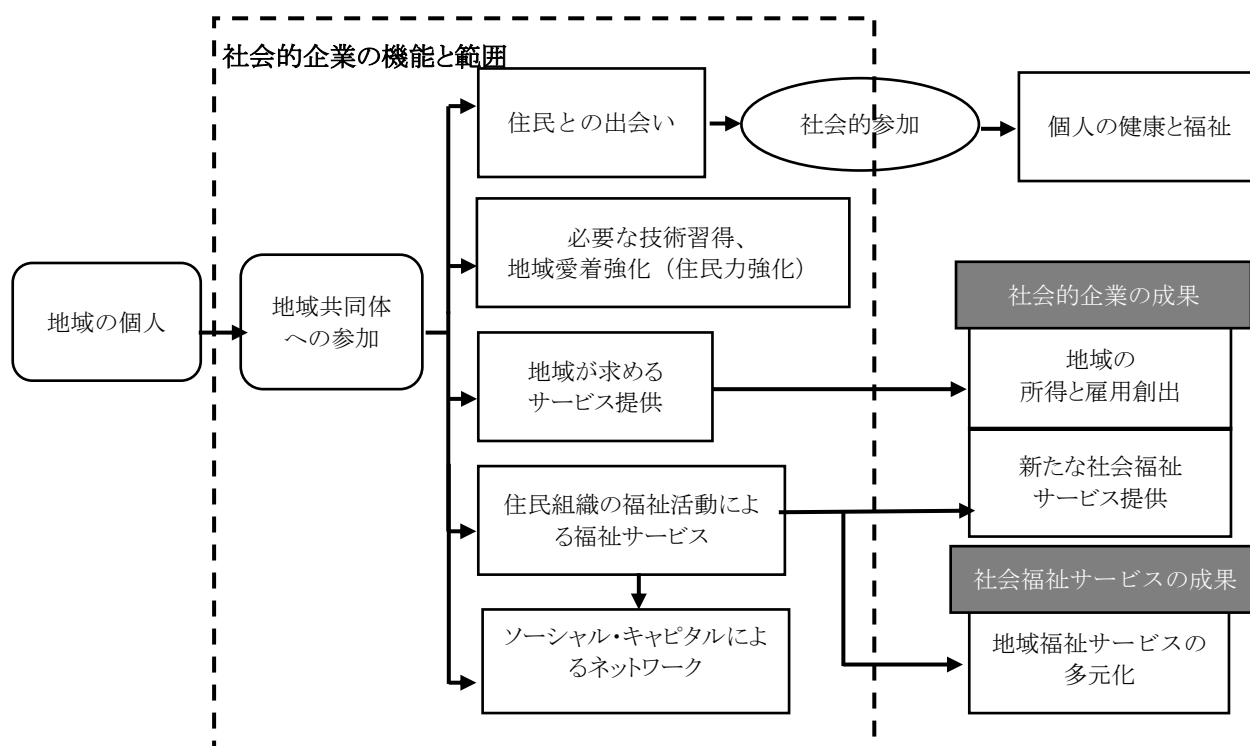
本研究による地域福祉事業の特徴は、地域福祉事業を計画・組織化・運営・管理を通じて社会的企業として組織し、地域で行政と民間の地域福祉サービス（個人レベルの対応サービス）が届かない領域に地域福祉事業のサービスを提供することであった。その地域福祉事業体は、住民組織、社会福祉法人、ベンチャー企業、協同組合など多様な組織があった。このような地域福祉事業体は、新たなマネジメントによって、単に地域問題の解決に対することや地域福祉事業を計画するだけではなく、多様な地域問題に備える予防的なサービスを提供することも考えなければいけない。このような地域福祉事業のマネジメントの考え方は、地域福祉の運営という概念が中心になると思っている。地域福祉の運営というのは、社会福祉行政が全体を管理する従来の社会福祉の運営方法ではなく、コミュニティや地域が主体的に運営に関わるという要素を含み、その運営が地域福祉の理念によって包括されていることを意味する（平野、宮城；2001）。このような地域福祉事業のマネジメントによって、ボランティア活動に留まっている現在の住民組織の活動は、より専門的な地域福祉活動や地域福祉事業が運営できる。また、従来の地域福祉事業体である社会福祉法人や総合社会福祉館は、社会的企業の運営として地域福祉サービスの持続性確保、地域資源開発、民間企業との連携事業の開発など多様な活動を企画できる。

一方、社会的企業を地域福祉事業として展開するためには、マネジメントを通して事業展開、収益分配、意思決定構造構成、持続可能な管理システム構築までのプロセスとして活用することができる。地域福祉事業のマネジメントは、地域のニーズや目的を達成する方法論であり、その目的を達成した後の管理をいかにいくのか、すなわち、達成した目的の持続可能性をいかに確保していくのかを考える一つの実践技術として想定する。

地域福祉事業においてマネジメントを効果的に展開していくためには、地域構成員間のネットワーク形成とパートナーシップが重要な要素として挙げられる。ここでネットワークというのは、行政と民間、住民組

組織が協力できる範囲を示している。このようなネットワークの範囲を「どこまでにするのか」は、マネジメントの重要なポイントであるだろう。このようなネットワークの範囲は、マネジメントの効果性に大きな影響を与えるからである。図5-5は、社会的企業による地域福祉事業の展開においてマネジメントの機能と範囲を示したものである。マネジメントは、個人としての地域住民が地域共同体へ参加する段階から行うことになり、住民との出会い、ソーシャル・キャピタル形成、地域のニーズ把握による地域福祉サービスの提供など地域福祉事業体が成功的に運営できるように多様な専門的なアプローチを求めている。

このようなプロセスのなかで、本研究では、地域福祉サービスとして雇用創出を強化し、地域福祉事業の運営における持続可能性を確保することが重要であると提示する。特に、脆弱階層の雇用支援の場合は、より専門的なアプローチが必要であり、そういう意味では、ソーシャルワークによるマネジメントも重要な視点であると考えている。



図表5-5 社会的企業による地域福祉事業のマネジメント機能と範囲

出典) Famer and Bradley(2012:139)より筆者が加筆したものである。

第3節 韓国における社会的企業による地域福祉事業の課題と展望

1. 韓国社会的企業による地域福祉事業体の特徴

前述したように、社会的企業は、経済と福祉と共に教育、レジャー、芸術、建設、旅行など多様な分野にかけて収益事業を行っている。もちろん、このような社会的企業は分野を区分せずに、社会的目的を達成することが共通的な目的である。

このような社会的企業を地域福祉事業として活用し、住民組織の持続可能性を確保すること、また、地域のなかで行政と民間のサービスが届かない領域に社会福祉サービスを提供することが目的である。ここでは、地域において社会的企業の独特の機能を明らかにし、地域福祉事業としていかに展開していくのかを検討する。地域福祉事業における社会的企業の特性は①小規模ニーズへの対応、②住民活動の持続可能性確保、③適正規模、適正利益の3つに分けることができる。

一つ目は、地域のマイノリティ問題に対応することである。伝統的に地域で社会福祉サービスを提供してきた公共と民間のサービスが届かない領域には、相対的に社会的イシューではない問題や地域のマイノリティ問題が多いと言える。それは、行政の条件付きの選別的なサービス提供と民間のサービス需要者中心の提供という両領域の特性が明らかになっているからである。社会的企業は、このような地域のマイノリティ問題や制度の狭間問題への取り組みは、地域福祉において重要な視点であり、より多様な地域福祉サービスの提供と地域セーフティネットの構築を図ることができる。

二つ目は、住民活動の持続可能性が確保できる。今までの住民活動は、町内会、婦人会、住民ボランティア組織などインフォーマルな組織の多様な活動を行ってきた。このなかでインフォーマルな住民組織活動の持続可能性をいかに確保していくのかという対案が求められてきた。これからの住民活動は、行政と民間とのネットワーク形成を重視し、多様な地域ネットワークとの連携が重要な要素として示されている。ここで、社会的企業は、住民活動の持続可能性を確保する一つの対案として考えることができる。特に、住民活動は社会的企業を通じて自らが財源づくり、地域問題の発見と解決などが可能になる。これによって、住民活動は主体的活動の展開が可能になり、自立性と持続可能性を確保することができる。

三つ目は、適正規模、適正利益を追及することである。事例調査で検討したように、運営の目的が利益ではない。地域で運営されている社会的企業は、規模と利益を広げることではなく、地域の問題を解決できるレベルでの運営方式を求めている。もちろん収益が上げるほど、事業範囲も広くなる可能性があるが、基本的には、地域範囲を超えると地域福祉事業としての意味が弱くなり、運営主体もあいまいになるだろう。したがって、地域福祉事業は、地域の事業と範囲に合わせて運営していく必要がある。これによって地域で社会的企業は、市場経済のなかでも民間企業と共生できる柔軟性を確保する。

ここで提示している3つの特性を中心に社会的企業の地域化することが必要であり、このような社会的企業プロセスが定着すると地域福祉事業として活用が可能になる。もちろん、すべての地域で社会的企業が必要とすることではない。地域の事情に合わせて社会的企業の仕組みを導入することもあり、必ず、地域福祉事業として活用しなくても多様な分野に活用できる。しかし、社会的企業が行政と民間が対応できない地域の小規模ニーズを持続的に対応することによって地域では多様な付加価値が生まれてくるだろう。

2. ソーシャルワークによる地域福祉への専門的なアプローチ

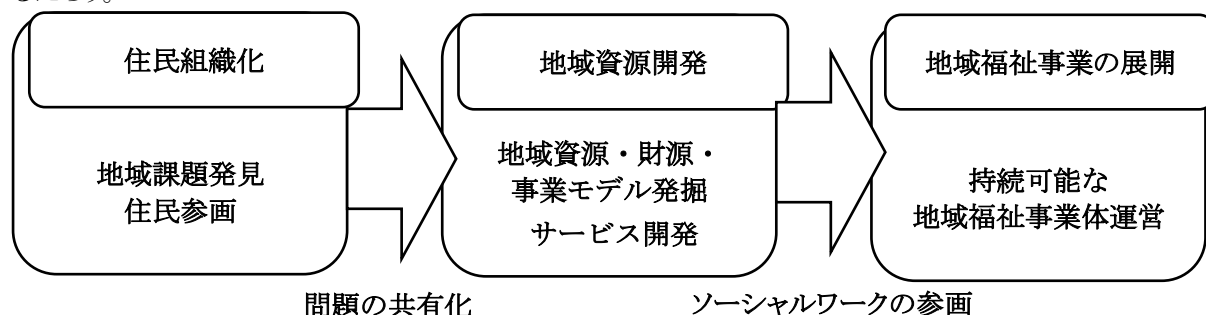
前述のように、社会的企業は、歴史的に韓国の地域福祉事業の拠点として根付いていた総合社会福祉館に比べ、地域福祉サービスの市場性、雇用創出において強みとしてみられた。しかし、4つの運営事例で分かるように、社会的企業による地域福祉事業は、雇用創出を多様な収益事業を通して積極的に行っているが、脆弱階層に対する雇用創出は、未だに不十分な状況であった。

B 事例である地域の社会福祉法人が運営している「非営利組織による運営方式」の以外には、地域の

脆弱階層に対する情報や雇用ニーズなどを把握することが課題として把握され、脆弱階層の雇用創出に対する専門的なアプローチが求められた。このような脆弱階層の雇用支援は、社会福祉観点からのアプローチを重要な視点におき、考えることが重要である。多くの社会的企業の運営者は、地域福祉に関する専門的技術や知識より、市場を基盤とした経営マインドを持っている人が多くみられ、地域福祉サービスとして脆弱階層の雇用創出を可能にするためには、社会福祉法人、総合社会福祉館、社会福祉専門職など多様な社会福祉専門家ネットワークを活用することが重要である。

また、4つの運営事例の分析では、雇用創出に関する機能が強い傾向にあったが、脆弱階層に対する雇用支援やプログラムの不在が一つの課題であった。雇用創出においては、より専門的なアプローチによる運営方法を必要である。特に、脆弱階層の雇用支援は、ソーシャルワークの専門技術によるマネジメントが必要である。例えば、雇用相談、脆弱階層の雇用に対するニーズ把握、職業訓練を含めた雇用支援プログラム開発及び提供などが挙げられる。このようなソーシャルワークの技術とは、社会福祉領域で求められているソーシャルワークの実践技術とは違い、資源開発、雇用支援や相談、市場で地域福祉サービスを開発する社会的企業家としての役割が求められる。ソーシャルワークの具体的な活用は、①社会福祉法人による社会的企業の運営方式(すでに地域住民との関係性と地域に対する情報力を活用すること)、②総合社会福祉館との連携運営方式(地域の具体的な雇用支援対象者の情報を共有し、雇用支援プログラムの開発すること)が挙げられる。この2つの地域福祉事業体が地域で共生できる運営方法の開発することが重要な視点である。

一方、今日、韓国の社会的企業が提供するサービスや商品の質の問題は大きな課題になってきた。未だに社会的企業が提供しているサービスや商品に対する専門性を認められず、市場経済の競争のなかでいかに生き残るのが大きな課題になっている。このような専門性を高めるために社会的企業に専門家が参画することは重要なプロセスである。特に専門的な技術や経験を注視する社会福祉サービスにおいては専門家であるソーシャルワークの参画は不可欠であろう。特に地域福祉事業を効果的に行うためにはソーシャルワークの役割に注目したい。ソーシャルサポートネットワークづくりは、地域で住民との信頼性を持ち、ニーズを把握しているソーシャルワークができる大きな役割であり、地域問題を解決する具体的に実現できる効果的な援助技術である。このような機能を用いて地域福祉事業を行う社会的企業に活用すれば大きなシナジー効果が期待できる。また、ソーシャルワークを通じて社会的企業の地域福祉事業を具体化し、専門的な技術とノウハウを生かして社会的企業が提供する社会福祉サービスの質を高めることによって社会的企業による豊かな地域づくりが可能になり、ソーシャルワークの活動領域も広がるだろう。



図表5-6 ソーシャルワークの参画と社会的企業の運営

筆者作成

社会的企業による地域福祉事業は、ソーシャルワークの参加だけで、専門的なサービスが提供できる。地域の状況を把握し、住民との信頼関係を持っているソーシャルワークそ地域で社会的企業を専門的に運営できる人材であり、それによって社会的企業が行う地域福祉事業とサービスは持続的可能になる。また、まちづくりや地域の多様な住民事業と連携することによって住民組織を動く原動力になることが期待できる。地域で安心して住み続けたい住民が増えている現在の状況を考えると、地域住民自ら財政づくりができる社会的企業の役割は、ますます大きくなっている。社会的企業の設立する段階から参画することによって社会福祉サービスの多様性と専門性を確保すれば、安心して住み続けたい豊かな地域づくりが可能になる。

3. 韓国における社会的企業による地域福祉事業の運営方法

本研究を通して韓国社会的企業による地域福祉事業体の多様な運営方法を検討した。特に、韓国の社会的企業の制度と地域福祉という 2 つの軸にわけて地域福祉事業体としての機能と課題を中心に分析した結果、大きく 4 つの運営方法と課題が把握された。

一つ目は、本研究で検討した運営事例によると社会的企業の育成と運営において法律と制度的支援は影響を大きく与えない傾向にあった。社会的企業の設立において法的・制度的支援は、ある程度必要であるが、社会的企業による地域福祉事業体運営の持続可能性を確保できることではない。それゆえ、新たな法的基準や制度的支援だけではなく、地域で活躍している既存の社会福祉法人、協同組合、住民組織などの組織による運営、または連携事業を行うことが一つの運営方法として挙げられる。このような既存の地域組織活用によって地域住民は、新たな事業に対する違和感より、馴染みを感じることであり、活発な住民参加や住民組織活動も期待できる。

二つ目は、民間企業の活発な参加を図ることである。前述のように、社会的企業は、非営利と営利の中間領域として知られている。基本的に経済原理を背景として運営されている社会的企業において民間企業の参加は不可欠であるだろう。韓国の場合は、サムスン、LG、SK など大企業が社会的企業の設立し、民間企業の立場から提供できる多様なサービスを提供している。特に、脆弱階層の雇用支援、無料技術教育、交通が不便である中山間地域のマイクロバス支援、住宅修理事業、障害者レジャープログラム支援など多様なサービスを開発し、持続的に提供している。もちろん、韓国の経済構造上、大企業の参加が多い傾向にあるが、社会的企業に対する民間企業の参加は、必ず大企業ではなく、中小企業やベンチャー企業の参加も必要であり、民間企業のマーケティング戦略、技術とノウハウなどは、社会的企業の活性化と持続可能性において大きな影響を与える。

三つ目は、社会福祉専門組織の参画が重要である。特に、社会福祉事業体として社会的企業を運営する場合には、社会福祉専門組織の参加が重要である。社会福祉専門組織とは、社会福祉法人、社会福祉施設、社会福祉事業を行う株式会社や NPO 組織などを示している。韓国の場合は、社会福祉法人が運営する社会的企業が増加する傾向があり、今まで社会福祉法人として提供できなかった福祉サービスなどが社会的企業によって提供できる。例えば、社会福祉サービスが届かない地域に対する対応や地域のマイノリティ問題に対して事業展開が難しい場合には、すでに把握している社会福祉法人が社会的企業を通じてサービスを提供できる。また、社会的企業による社会福祉サービスの質に関する問題

が大きな課題である。社会福祉法人が社会的企業の専門性を高めることによって社会福祉事業として社会的企業の可能性は、ますます大きくなるだろう。

四つ目は、社会的企業に対する専門人材の育成と確保である。前述のように、韓国の社会的企業による地域福祉事業体の運営にかかわる従事者は、社会福祉に対する専門知識や技術、ノウハウがない人が少ない傾向があった。地域福祉事業としての社会的企業を運営するために、専門的な技術と福祉マインドを持っているソーシャルワークの機能が重要である。社会的企業による地域福祉事業の運営におけるソーシャルワークの参加は、地域住民のニーズ把握、地域福祉サービスの質を向上するなど持続可能性を確保する重要な要素になる。例えば、各地域の総合社会福祉館のソーシャルワークが多様な社会的企業の事業に参画し、専門的な実践技術（相談支援、サービス対象者情報共有、ニーズ把握など）によって地域の多様な状況に対応できる。

第4節 小括

韓国社会的企業の制度的特性と4つの運営事例から得た結果を中心に社会的企業による地域福祉事業の運営方法と課題を検討した。社会的企業による地域福祉事業の運営方法は、大きく3つに分けることができる。

一つ目は、4つの運営事例によると、韓国の社会的企業は、持続可能性と雇用創出に対する専門的なアプローチが重要であった。本来の社会的企業は、市場性が強く、持続可能性が確保できる運営条件を持っている。しかし、地域福祉事業体として運営する場合は、韓国の制度的影響と社会福祉に関する専門的な技術・知識がないため、社会的企業の持続可能性の低下につながる傾向にあった。

二つ目は、マネジメントの重要性である。前述のように、韓国における社会的企業による地域福祉事業体は、持続可能性が弱い傾向があったが、このような課題を解決していくためには、運営に対するマネジメントと共に地域福祉への専門的なアプローチが重要な視点である。このような問題を解決するためには、地域の社会福祉法人や総合社会福祉館と連携した社会的企業の運営を活性化することが一つの方法として挙げることができる。

三つ目は、社会的企業による地域福祉事業体の運営における人材育成である。特に、本研究では、ソーシャルワークの技術とノウハウを活用した地域福祉事業体の運営に注目した。社会的企業による地域福祉事業体が提供する地域福祉サービスは、雇用創出が中心になっている。そのなかでも脆弱階層の雇用創出が重要な機能としてみられている。このような地域福祉サービスを提供する人材としてソーシャルワークの役割は不可欠である。すでに地域の事情や資源を把握しており、雇用支援に対する相談支援、就労支援プログラム開発と運営など多様なソーシャルワークの役割が求められている。

本章では、第3章の韓国社会的企業の制度と地域福祉という2つの軸に分けて分析し、加えて第4章の4つの運営事例を分析した結果をもとに、韓国社会的企業による地域福祉事業体の運営方法を検討した。具体的な運営方法より、韓国社会的企業と地域福祉事業の状況を把握し、これからの課題と展望を提示することにとどまったが、今後では、地域福祉実践技術やコミュニティ・ソーシャルワーカーのような地域福祉へのより専門的なアプローチが求められていることが分かった。

終章 考察および今後の研究課題

第1節 考察

1. 社会的企業の運営と制度的制約

本研究では、韓国社会的企業による地域福祉事業の運営事例を4つに取り上げ分析した。まず、運営的側面での大きな特徴は、持続可能性に対する制度的ジレンマが懸念された。2000年代から政府における雇用支援プログラムの一環として2007年に社会的企業が導入された。以降、地域福祉サービスとして雇用創出の重要性が注目され、社会的企業は、政府の多様な支援によって地域福祉事業体として活発に運営された。社会的企業に対する制度的支援は、運営において重要な要素であるが、一方では、持続可能性の発展を阻害する要因であった。面接調査の結果によると、政府からの提供される3年間の補助金は、社会的企業の成果主義的な運営を刺激し、事業開発と運営マインド向上に大きな影響を及ぼした。補助金を受けるためには、政府の条件に合わせる運営方式になり、事業やサービスに対する自律性も低下する。これによって社会的機能の運営方式は、市場で競争力を失う可能性が高くなり、持続可能性が大きな課題になっていた。

4つの運営事例でも共通的に持続可能性が弱い傾向にあり、制度との関係を調整し、持続可能性を向上させる専門的な運営マネジメントが求められている。地域福祉事業体の持続可能な運営は、安定的な地域福祉サービスを意味し、そのためには、運営計画と管理、収益の効果的な分配、地域資源の開発と市場性を強化することが求められる。例えば、地域の中小企業からの運営ファンドづくり、空き家の活用、地域スキマ産業への参入などが挙げられる。特に、社会的企業による地域福祉事業は、ネットワークによって事業が拡大される特性があるため、パートナーシップの形成などに対するマネジメントが必要である。

2. 社会的企業の運営における地域福祉事業のあり方

本研究では、社会的企業による地域福祉事業の必要性を明らかにするために、社会的企業の機能を検討した。韓国では、社会的企業育成法を制定し、雇用による経済活性化と共に社会福祉領域の拡大を目標としてきた。そして、地域で社会福祉サービスを提供してきた社会福祉法人、とりわけ地域の総合社会福祉館は、社会的企業の機能に着目し、多様な地域福祉事業を行った。最近では、総合社会福祉館がコミュニティカフェ、レストラン、障害者作業場など独自の収益事業を展開し、その収益を地域住民に社会福祉サービスの形で還元するケースが増えている。

一方、社会的企業の可能性は、地域のみならず、国のレベルで多様な社会的・経済的価値を作り出している。地域レベルでの社会的企業の機能と活用性に注目し、多様な方法論が提示されているが、未だに地域福祉事業として社会的企業を活用する具体的な実践研究は不十分である。したがって、ここでは現在の韓国地域福祉の状況からみると大きく3つの関係性を挙げる事ができる。まず、社会的企業は、民間企業のような規模の経済ではなく、あくまで適正規模、適正利益を求める特性を持っている。特に、利益分配をせずに民主的な意思決定構造を持っている。これは地域住民が参加しやすい構造になっており、適正規模による経済的リスクが少ないので、住民組織が小規模事業や住民プログラムなどが運営できる良い特性を持っている。また、既存の地域福祉事業との連携事業が展開できる。地域で社会的企業の役割は、新たな事業やサービスを提供することではなく、既存の制度やサービスを補完する役割が求められる。すなわち、地域で行政と民間が見逃している領域への社会的企業の可能性を検討し、制度

の狭間問題を解決することが期待できる。すでに地域で定着されている地域福祉事業を社会的企業の運営方式で運営すれば、持続可能な地域福祉サービスが提供できる。特に地域の事情に合わせる地域福祉サービスが提供できることによって豊かな地域共生社会が実現できる。

また、急変する地域の環境とニーズに対応できることである。地域では多様なニーズが存在し、そのニーズに対応するために行政と民間は、すでに多様な社会サービスを提供してきた。しかし、社会や地域の機能と構造が変わることによって地域のニーズも変わってくる。このなかで社会的企業を通じた地域福祉事業の役割は、地域のマイノリティ問題、障害者の家族会支援、生活や住居問題など少数者のニーズにも対応できる。このような社会的企業の機能は、地域でもう一つのセーフティネットとして期待づることができる。そして、この3つの機能を地域に定着するためには、社会的企業運営に関する教育と共に地域マネジメント、住民エンパワーメントなど多様な地域福祉実践技術が求められるだろう。

3. 運営機能間の関連性

4つの運営事例に対する機能的側面を雇用創出、市場性、福祉機能、地域性、持続可能性に分けて分析した結果、いくつかの機能間の関連性がみられた。

第一に、地域性と福祉機能の関連性である。4つの事例分析によると、地域性と福祉機能は密接な関係性があることが把握できた。特に、「住民参加運営方式」と「協同組合運営方式」、「公益企業運営方式」は、共通して地域性と福祉機能が強い傾向にあった。各事例のそれぞれが住民会議や社会的企業に対する住民参加、地域ネットワーク組織の運営によって地域住民のニーズや意見が反映され、おかず配達、移動無料診療、居住環境改善事業など効果的な地域福祉サービスが提供されている。ただ、「非営利組織運営方式」の場合は、社会福祉法人が運営している特性によって地域性より福祉機能が強いことが分かった。

第二に、市場性と雇用創出の関連性である。住民参加と協同組合運営方式は、市場性と持続可能性が弱いことが雇用創出にも影響を及ぼしていることが分かった。その反面、非営利組織と公益企業運営方式は、市場性と持続可能性が強く、雇用創出機能も強い傾向にあった。そもそも雇用とは市場にかかわる活動であり、市場性の確保は、雇用創出の重要な要素であることが明らかになった。それ以外にも、雇用創出の機能が強くなると、地域性に良い影響を与えることが明らかになった。特に、住民参加運営方式と協同組合運営方式の事例では、地域住民に対する雇用創出が社会的企業による地域福祉事業への住民参加を活性化し、地域住民自らが雇用創出の問題に対応していくという認識が広がっていることがインタビュー調査の内容で把握された。

一方、市場性と福祉機能の関係なかで運営上のジレンマが懸念された。4つの事例分析では、福祉機能が強い住民参加運営方式、非営利組織運営方式、協同組合運営方式は、相対的に市場性が弱い傾向にあった。また、市場性が強い公益企業運営方式は、比較的に福祉機能が弱い傾向にあり、福祉機能が強くなると市場性が弱くなる結果がみられた。これらの相関関係は、社会的企業による地域福祉事業の運営において重要な視点であり、社会的企業による地域福祉事業体の運営においてジレンマになる可能性高いと考えられる。このような運営課題に対応していくためには、民間企業との連携による財政運営のファンディングや地域のスキマ産業の開発など市場で地域福祉サービスを活性化する運営方法を模索することが必要である。

第2節 結論

1. 社会的企業による地域福祉事業体の特徴と課題

本研究では、社会的企業による地域福祉事業体の運営方法に関して検討した。先行研究と運営事例の分析を通して把握した社会的企業による地域福祉事業体の特徴は、地域共通のニーズや福祉問題に対応する地域福祉サービスを市場で開発していくことであり、そのサービス提供の目的は、公益性を基盤とすることが重要であるということが明らかになった。特に、韓国の場合は、社会的企業による地域福祉事業に対する制度的支援は、運営において重要な要素であるが、一方では、持続可能性の発展を阻害する要因として把握された。具体的な運営課題としては、共通的に持続可能性が弱い傾向にあり、運営においてマネジメントの重要性を提示した。また、4つの運営事例によると、雇用創出は活発化されているが、雇用の質、相談や雇用支援プログラムの開発など、より専門的なアプローチが必要であると論じた。以下の課題を具体的に2つに分けて提示できる。

一つ目は、地域福祉事業として持続可能性を確保することである。地域福祉事業の持続可能な運営は、安定的な地域福祉サービスを意味し、そのためには、運営計画と管理、収益の効果的な分配、地域資源を開発し、市場性を強化することが求められる。例えば、地域の中小(大)企業からの運営ファンドづくり、空き家の活用、地域スキマ産業への参入などが挙げられる。特に、社会的企業による地域福祉事業は、ネットワークによって事業が拡大される特性があるため、パートナーシップが重要な要素として把握された。

二つ目は、地域福祉事業として雇用創出機能を強化することである。地域福祉事業としての雇用創出には、ソーシャルワークが重要な役割を持つと考えられる。特に、地域福祉事業分野への雇用創出は、ソーシャルワークの専門技術によるマネジメントが重要である。例えば、相談と雇用支援プログラム開発、雇用に関するニーズ把握及び対象者を発掘することなどが挙げられる。本研究では、このような2つの機能と技術の組み合わせが、社会的企業による地域福祉事業体マネジメントの進め方であると論じた。

2. 4つの運営方式における強みと課題

本研究では、地域福祉事業を展開している4つの韓国社会的企業の運営事例を、①住民参加運営方式、②非営利組織運営方式、③公益企業運営方式、④協同組合運営方式に分けて分析を行った。分析結果は、5領域(機能)の10カテゴリー25個のサブカテゴリーの半構造化面接シートを基にレーダーチャートで示した。機能別区分は、2点以下は機能が弱く、3点以上は機能が強いと想定した。その結果、各運営方式によって、それぞれの利点と課題が把握された。

①住民参加運営方式は、住民組織を中心にコミュニティ・ファンディングと社会的企業の運営による収益を通して継続的に地域問題を解決する運営事例である。福祉機能(4点)、「地域住民の個別福祉ニーズに対応」、「地域の脆弱階層を対象にすること」、「地域の社会福祉法人との連携」、「死角地帯(制度の狭間)問題への対応」などが強みとして把握された。特に、地域住民自らが自治体のサービスが届かない領域(脆弱階層のゴミ処理、住居環境改善事業、おかず配達)で対応していることが特徴である。また、地域性(5点)、「一定範囲の地域を対象にすること」、「住民ニーズを持続的に把握すること」、「地域ネットワークを運営」、「福祉事業やサービス提供に対して住民意思の反映」、「社会的企業の運営に対する地域住民の参加」が強みとして把握された。

特に、強い地域性は、コミュニティ・ファンディングに対する地域住民の参加が活発化されており、これによって地域の住民会議やイベントへの住民参加が増えている。しかし、市場性、持続可能性が課題として検討され、新たな事業やサービスの開発、人材（リーダ）育成、収益事業の範囲拡大、専門機関によるマネジメントなどが課題としてみられた。

②非営利組織運営方式は、社会福祉法人が社会的企業を運営する方式であり、収益事業を通して障害者の職業訓練、就労支援を行う運営事例である。雇用創出（4点）、「脆弱階層の雇用」、「サービス対象者が雇用者になること」、「最低賃金以上の賃金保障」、「正規社員の採用と福利厚生制度の提供」が強みとして把握された。また、福祉機能が4点、「地域の脆弱階層を対象にすること」、「地域の社会福祉法人との連携」、「ソーシャルワークの参画」、「死角地帯（制度の狭間）問題への対応」であり、持続可能性（4点）、「公益性を中心とする運営目的」、「地域ニーズを基盤とする運営目的」、「政府との連携事業の展開」、「持続可能性を確保する具体的なプランを持つ」が強みとして把握された。

この事例は、社会福祉法人が運営する社会的企業として持続可能性を確保しており、公共施設の清掃事業、おもちゃリサイクル事業などの収益事業を通して障害者に対する職業訓練と雇用創出を同時に行うことが特徴である。収益事業に対する利益は、社会福祉法人が対応できない小規模福祉事業、住民プログラム支援などに活用している。しかし、持続可能性、市場性、地域性が弱い傾向にあり、公共施設に限定されている事業の範囲を拡大し、商品やサービスの開発、事業に対する地域住民の参加や関心を高めるプログラムの開発することが求められている。

③公益企業運営方式は、地域で介護サービス施設が不十分であることに着目し、個人がベンチャー企業を立ち上げた運営事例である。地域性（4点）、「一定範囲の地域を対象にすること」、「住民ニーズを持続的に把握すること」、「地域ネットワークを運営」、「福祉事業やサービス提供に対して住民意思の反映」が強みとしては把握された。また、持続可能性（4点）、「公益性を中心とする運営目的」、「地域ニーズを基盤とする運営目的」、「政府との連携事業の展開」、「持続可能性を確保する具体的なプランを持つ」ことが強みとして把握された。この事例は、個人資産で設立したベンチャー企業の運営方式であり、地域内の介護施設が少ないという地域のニーズを把握し、社会的企業運営方式で地域福祉事業を運営していたため、地域性と持続可能性が強い傾向にあった。しかし、雇用創出、市場性、福祉機能が課題として検討された。特に、雇用創出と福祉機能に対する課題は、脆弱階層に対する雇用創出と地域福祉サービス提供が大きな課題としてみられ、地域の総合社会福祉館との連携による雇用支援プログラムや収益事業の開発を通して、脆弱階層の雇用創出を活性化することが求められる。

④協同組合運営方式は、既存の医療協同組合が社会的企業の運営方式を導入し、安い診療費の医療サービスを組合員から地域住民に拡大した運営事例である。福祉機能（4点）、「地域住民の個別福祉ニーズに対応」、「地域の脆弱階層を対象にすること」、「地域の社会福祉法人との連携」、「死角地帯（制度の狭間）問題への対応」が強みとして把握された。また、地域性（5点）、「一定範囲の地域を対象にすること」、「住民ニーズを持続的に把握すること」、「地域ネットワークを運営」、「福祉事業やサービス提供に対して住民意思の反映」、「社会的企業の運営に対する地域住民の参加」が強みとして把握された。この運営方式は、既存の協同組合が社会的協同組合として運営方式を変更した事例である。特に、地域住民の健康増大のために安い診療費で医療サービスを提供し、脆弱階層には、無料診療、移動診療サービスを提供している。既存の組合員中心の事業範囲を地域住民まで拡大した運営方式である。しかし、

雇用創出、市場性、持続可能性が弱い傾向にあり、運営課題を解決するために、新たな事業計画を持っていた。市場性と持続可能性においては、専門機関の運営に対するマネジメント受け、医療法人としての運営構造変更などを考えており、最近には事業収益を用いて直営スーパーを運営し、地域住民の雇用創出や社会便益を提供するために多様な運営方法を模索している。

3. 社会的企業家としてのソーシャルワーク機能とマネジメント

4つの運営事例の分析では、雇用創出に関する機能が強い傾向にあったが、脆弱階層に対する雇用支援やプログラムの不在が大きな課題であった。雇用創出においては、より専門的なアプローチによる運営方法が求められており、脆弱階層の雇用支援は、ソーシャルワークの専門技術によるマネジメントが求められた。このようなソーシャルワークの技術とは、社会福祉領域で求められているソーシャルワークの実践技術とは違い、資源開発、雇用支援や相談、市場で地域福祉サービスを開発する社会的企業家としての役割が求められる。

本研究では、社会的企業による地域福祉事業体の運営において総合社会福祉館との連携事業を強調しているが、ソーシャルワークの機能においては異なることを想定した。すなわち、社会的企業家としてのソーシャルワークの機能に注目している。

社会的企業家としてのソーシャルワークの機能とは、対人サービスとケア、地域福祉サービスの提供者、地域福祉保護などの既存の地域福祉事業でのソーシャルワークの機能ではなく、住宅、環境、文化、マイノリティ問題などの地域の共通課題を中心にニーズ対応型地域福祉サービスと地域住民の生活インフラ開発などの役割を担うソーシャル・デベロップメント視点からの機能が求められる。特に、地域ニーズ対応型福祉サービスの開発は、地域に限らず、市場経済と市民社会のなかで多様なニーズを把握する機能が求められている。すなわち、国民が求めている福祉サービスにおいて、それらが社会福祉政策上の「ニーズ」になっていなければ、それを社会福祉政策上において「ニーズ」化させる活動や、その問題解決に関わる「起業化」も視野に入れて「ニーズ」に対応することが求められている（福祉マネジメント研究会 2018:19）²⁴。つまり、社会的企業におけるソーシャルワークの機能と役割は、既存の地域福祉事業体のソーシャルワークの機能は異なる傾向にあると考えている。既存の地域福祉事業体（総合社会福祉館）のソーシャルワークの機能は、地域福祉組織（Community Based Organization）が重要な要素であると想定すれば、社会的企業におけるソーシャルワークの機能とは、地域開発（Community Development）の観点から扱うことができる。

したがって、社会的企業家の養成におけるソーシャルワーク活用方法、あるいは教育プログラム開発などを通して多くのソーシャルワークが社会的企業を運営し、多様な社会問題が解決できるように具体的な方法を検討する必要がある。これは、ある意味ではソーシャルワークの機能と役割を拡大する良い機会になるかもしれない。

²⁴損保ジャパン日本興亜福祉財団叢書 NO.91「ニーズ対応型福祉サービスの開発と起業化」福祉マネジメント研究会
2018年4月

第3節 今後の研究課題

本研究の到達点として大きく2つに分けることができる。第一に、韓国社会的企業の地域福祉事業を4つの運営方式に分けることができた。韓国では、すでに社会的企業育成法によって運営方式が分類されているが、雇用創出と社会サービス提供を中心に分類されているため、地域福祉事業の運営方法や機能を検討するためには不十分な傾向にあった。第二に、社会的企業が地域福祉サービス提供主体としての可能性がみられた。本研究では、脆弱階層の雇用創出と持続可能性など運営場面を中心に社会的企業による地域福祉事業を分析したが、それ以外にも、制度の狭間問題解決、地域セーフティネット機能、地域福祉サービスの多元化など社会保障とサービス提供機能が把握された。これによって今後の地域福祉サービス提供主体としての分析や研究方法にも活用できると考えられる。

今後の研究課題は、社会的企業による地域福祉事業体の機能を中心に各運営方式の利点と課題は明らかになったが、運営課題に対する可能性を提示するレベルに留まってしまう傾向にあった。このような研究課題を踏まえて、社会的企業による地域福祉事業体に対する、より具体的な運営方法を検討する必要がある。また、地域福祉と雇用創出に対する専門的なアプローチの内容と社会的企業の運営に対するソーシャルワークのマネジメントの展開方法を体系的に分析し、提示する必要があると考えられる。

謝辞

本研究「韓国における社会的企業による地域福祉事業体の運営方法に関する研究」は、筆者が日本福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻の博士課程に在籍中の研究成果を中心にまとめたものである。その間に、福祉社会開発研究第12号の「4 か国社会的企業の国際比較研究－イギリス・アメリカ・日本・韓国の制度的特性を中心に－」、中部社会福祉学研究第8号の「小地域福祉活動における持続可能な福祉コミュニティづくり－韓国希望福祉共同体の活動を中心に－」などの研究を通して今回の研究成果までに至ることになった。

本論文を完成させるに当たって多くの方々の力を頂いた。特に、指導教授をご担当してくださいました野口定久先生に感謝の意を申し上げたい。研究の書き方と研究者としての姿勢のような基本的なことを始め、研究方法論、国際研究に必要な視点など多様なことを学ぶことができた。また、副査として論文の指導して頂いた永岡先生と平野隆之先生には、論文の執筆において鋭く重要なポイントをご指摘し、論文が体系的に執筆できるように丁寧かつ頻繁なご指導を頂いた。改めて感謝の意を申し上げたい。3人の先生に深く感謝を申し上げる。

それい以外にも、運営事例調査や面接調査に協力して頂いた希望福祉共同体、ロデム障害者職業リハビリセンター、尚志福祉センター、原州医療福祉協同組合の関連者にも感謝をも申し上げたい。最後に、博士課程に在籍中、研究に専念できる環境を提供して頂いた日本特殊陶業株式会社の「にっとくアジア奨学金」にも感謝し、長い留学生活に力になった先輩方(金園景さん、中田雅美さん)にも感謝したい。

参考文献

「初章」

- Arksey, H., and Knight, P. (1999) 「Interviewing for social scientists: An introductory resource with examples」 London: SAGE
- Coleman, J. S (1988) 「 Social capital in the creation of human capital, American Journal of Sociology」 94(Supplement), 95~120. 頁
- チェ・イルソップ(1985)『地域社会福祉論』ソウル大学出版社
- Hillery, G. (1955) “Definitions of community: areas of agreement” Rural Sociology, 20, 111-123 頁
- HER MAJESTY'S STATIONERY OFFICE(1972)、“Report of the Committee on Local Authority and Allied Personal Social Services”、147 頁
- 堀内隆治(2003)『福祉国家の危機と地域福祉-地域社会政策論の試み-』, ミネルヴァ書房 2-292 頁
- 平野隆之(2008)『地域福祉推進の理論と方法』有斐閣
- キム・ボンス、シンウォンウ(2009)『地域社会福祉論』 共同体
- 羅一慶(2015)「ソーシャル・ビジネスの政策と実践－韓国における社会的企業の挑戦」法律文化社
- 成清美治、川島典子(2013)『Introduction to Social Welfare - 地域福祉の理論と方法』学文社
- 野口定久(2016)『人口減少時代の地域福祉－グローバリズムとローカルリズム－』ミネルヴァ書房
- 野口定久(2018)『ゼミナール地域福祉学－図解でわかる理論と実践』 中央法規 13-27 頁

ノ・デミョン (2011) 「韓国の第三セクターの現状」 『Issue・Focus』 第 76 号 韓国保険社会
研究院

日本地域福祉学会編(1998)『地域福祉事典』 中央法規出版 頁189

岡村重夫 (1974) 『地域福祉論』 光生館

岡村重夫 (1982)『社会福祉原論』 全国社会福祉協議会

牧里海治(1984)「地域福祉計画の策定」『地域福祉計画－理論と方法』全国社会福祉協議会、

牧里海治監修 川村暁雄・川本健太郎・柴田学・武田丈編著(2015)「これから社会的企業に求められる
ものは何かーカリスマからパートナーシップへー」 ミネルヴァ書房

丸尾直美(1996)「福祉ミックス社会とは何か」加藤寛・丸尾直美編『福祉ミックス社会への挑戦ー少
子・高齢時代を迎えて』中央経済社

岩田正美監修、岩崎晋也編著(2001)『リーディングス 日本の社会福祉 1 社会福祉はなにかー理論
と展開ー』日本図書センター

岩田正美監修 野口定久・平野隆之編著(2011)『リーディングス 日本の社会福祉 6 地域福祉』 日
本図書センター

山本美香(2017)『地域福祉の理論と方法』 福祉臨床シリーズ編集委員会 編 弘文堂 3～6 頁

呉世雄(2017)「韓国の社会的企業の成果と課題」社会福祉学, 58 巻 2 号 頁 80-93

Ross, M, G(1955),“Community Organization: Theory and principles” New York: Harper& Row
Ross, M, G(1967),“Community Organization: Theory, principles, and practice” 2nd eds. New
York: Harper& Row

ソ・ジョンブ、キムヨンモ編(1885)『地域福祉福祉論』韓国福祉政策研究所出版部

Theodore Levitt(1973) 『The third sector : new tactics for a responsive society』New York :
AMACOM

Warren, Roland, L(1963), 「The community in America」 Rand Mc+Nally & COMPANY・
CHICAGO

「第1節」

Andrew, C (2004) SOCIAL ENTERPRISES AND URBAN REBUILDING IN EUROPE」

Barrios, A. & Blocker, C. P.(2015.). The contextual value of social capital for subsistence
entrepreneur mobility. *Journal of Public Policy & Marketing*, 34(2), 272~286. 頁

Borzaga, Carlo & Santuari, Alceste(2001). Italy: Form traditional cooperatives to innovative
social enterprises. *The emergence of social enterprise*. London & New York : Routledge.
169 -172 頁

Bonanni, C., Lepineux, F and Roloff, J. (2012) Social responsibility, Entrepreneurship and the
Common Good : International and interdisciplinary Perspectives, New York:
Palgrave/Macmillan.

Borzaga,C, Defourny, J.(2001) The Emergence of Social Enterprise.

Bourdieu, P.(1986.). *Distinction: A social critique of the judgement of taste*. London: Routle

- and Kegan Paul.
- C.ボルザガ、J.ドゥフルニ（2004）『社会的企業－雇用・福祉の EU サードセクター－』 訳
内山哲朗、石塚秀雄、柳沢敏勝 日本経済評論社 6－14 頁
- Coleman, J. S.(1988.), Social capital in the creation of human capital, *American Journal of Sociology*, 94(Supplement), 95~120.頁
- Defourny, J (2006) 「Defining social enterprise」 social Enterprise at the crossroads of
markets, public polities and civil society. Nyssens,M. (ed). Routledge.6-(1), 273~318 頁
- European Parliament (2016) POLICY DEPARTMENT A: ECONOMIC AND SCIENTIFIC
POLICY「Social Economy」
- Etzioni, A、(1973). The Third sector and Domestic Missions. *Public Administration Review*,
33(4): 311-327 頁
- Giulia Galera (2007) 「SOCIAL ENTERPRISE IN AN EVOLVING ECONOMY: FROM
NON-PROFIT ORGANIZATIONS TO SOCIAL ENTERPRISES」SUMMARY REPORT
- 羽生正宗(2007)『社会的課題への取組み－社会起業 NPO 法人－』財団法人大蔵財務協会
- ヒョンドアイ経済研究院(2006)「コミュニティ・ビジネス:地域経済活性化の新たなモデル」
- 韓国社会的企業振興院(2016)「2015 社会的企業の成果分析」報告書
- 韓国雇用労働部（2007）「社会的企業育成法」
- 藤井敦史、原田晃樹、大高研道(2013)「闘う社会的企業－コミュニティ・エンパワーメントの担い手－」勁
草書房
- 岩谷 茂、大山 博、細内信孝(2004)『ソーシャルインクルージョンと社会的企業の役割－地域福
祉計画推進のために－』きょうせい
- イ・ウンソン（2009）「社会的企業の特性に関する比較研究：イギリス、アメリカ、韓国を中
心に」『社会保障研究』23（2）
- John.W（1978）『The Future of Voluntary Organisations: Report of the Wolfenden Committee』
Croom Helm
- ジョ・ヨンボク（2010）『社会的企業－国際比較』社会的企業研究院 172－197 頁
- キム・チャンギョ（2010）『地域社会をビジネスする』アルケ
- キム・ソング（2012）『社会的企業のイシューと争点』アルケ
- Levitt, Theodore. (1973). The Third sector: New Tactics for a Responsive Society. New York:
American Press.
- 中川雄一郎(2005)『社会的企業とコミュニティの再生』大月書店
- 大沢真理(2011)『社会的経済が拓く未来-危機の時代に「包摂する社会」を求めて-』農林中央金庫 4～
15 頁
- OECD（1999）「Social Enterprise」 Organization for Economic Co-operation and
Development.
- OECD（2006）『OECD 国家の社会的企業と示唆点』 OECD 155－181 頁
- パク・チャンニム(2008)「社会的企業創出および育成のための課題」労働レビュー第 43 号 31～48 頁

- Putnam, R (1993.) *Making democracy work: Civic tradition in modern Italy*. Princeton: Princeton University Press.
- Quarter, J., Mook, L., & Amstlong, A (2009) 「Understanding the Social Economy: A Canadian Perspective」 University of Toronto Press
- Robert. G (2004) 「SOCIAL ENTERPRISE AND URBAN REBUILDING IN THE UNITED STATES」 OECD 2004、CHAPTER5、135－151 頁
- Salamon, L.(2002) 「第3セクターとは何か」 ノ・ヒョンヒ 訳、アルケサムスン経済研究院 (2009) 「コミュニティ・ビジネスと地域経済活性化」
- 谷本寛治(2006)『ソーシャル・エンタープライズ:社会的企業の台頭』中央経済社
- 武川正吾、キム・ヨンミョン (2005) 『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』東信堂
- Theodore Levitt(1973) 『The third sector : new tactics for a responsive society』New York : AMACOM
- Young, dennis R. (2001) 「Social Enterprise in the United States: Alternate Identities and Forms」 (<http://community-wealth.org> 2016年02月12日検索) .
- 山本 隆(2014)『社会的企業論』法律文化社 12 頁
- 米沢 旦(2011)『労働統合型社会的企業の可能性－障害者就労における社会的包摂へのアプローチ』ミネルヴァ書房 18－19 頁

「第2節」

- Aiken, Mike (2006) 「英国の社会的企業」国際労働ブリーフ、Vol.4, No.6, 韓国労働研究院 22－24 頁
- Alter.K (2007) Social enterprise typology. 「www.virtueventures.com/files/setypology.pdf 2017年5月13日に検索
- チェ・ソックヒョン、ジョ・チャンヒョン、ジョンムゴン (2012) 「社会的企業の持続可能性のために地域社会資本の形成戦略に対する理論的な考察－連携網再構築と持続可能性を中心－」韓国ガバナンス学会会報 第19号 125－151 頁
- Crowther, D, and Green, M. (2004) Organizational Theory, CIPD (Chartered Institute of Personnel and Development), London
- Defourny, J (2001) Introduction: From third sector to Social Enterprise. The emergence of Social Enterprise. London & New York: Routledge.
- Defourny, J (2006) Defining social enterprise ; social Enterprise at the crossroads of markets, public polities and civil society. Nyssens,M. (ed). Routledge.
- DTI(2002) 「Social Enterprise: strategy for success」 DTI. London.
- 西山康雄・西山八重子(2008)『イギリスのガバナンス型まちづくり-社会的企業による都市再生』学芸出版社
- 樋口一清(2006)「英国における社会的企業政策の新たな展開」信州大学経済学論集 NO、55 23－33 頁
- 深川紗総子(2012)「日本における社会的企業の現状と課題－障害者就労を事例として－」岩手大学大

学院人文社会科学研究科紀要 第21号6月 79-98 頁

細内信孝 (1999、2010) 『コミュニティ・ビジネス』学芸出版社

福井幸男 (2006) 『新時代のコミュニティ・ビジネス』ーコミュニティ・ビジネス支援政策の現状と課題 3-50 頁

稲葉一洋 (2003) 『福祉コミュニティ形成の技術』学文社 135-149 頁

ジャン・ジョンソン (2007) 「アメリカの社会的企業の財源調達方案」『韓国非営利研究』 NO、27

瓦井 昇 (2006) 『福祉コミュニティ形成と研究』大学教育出版、69-103 頁

Kerlin、J、A (2006) 「social enterprise in the United States and Europe: understanding and learning from the difference 」 *international Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations* Vol 17. 247-263 頁

キム・ソンギ (2012) 『社会的企業のイシューを争点』アルケ

李 省翰 (2017) 「4か国社会的企業の国際比較研究ーイギリス、アメリカ、日本、韓国の制度的特性を中心にー」『福祉社会開発研究』第12号 13-26 頁

中川雄一郎 (2005) 『社会的企業とコミュニティ再生』大月書店

OECD (2004) 「Entrepreneurship – A CATALYST FOR URBAN 」 159-199 頁

OECD (2006) 『OECD 国家の社会的企業と示唆点』 OECD

OECD (2010) 「Economic, Environmental and Social Statistics – Population and migration - Population - Dependent population –」 Factbook (2010)

瀬名浩一 (2008) 「英国の社会的企業」聖学院大学論叢、21(1) 132 頁

Spear, Roger (2001) UK: A wide range of Social Enterprise. The emergence of Social Enterprise. London & New York: Routledge

田中弥生 (2012) 『市民社会政策論ー3・11 後政府・NPO・ボランティアを考えるためにー』明石書店

Tsukamoto, I., Nishimura, M. (2006) The emergence of local non-profit - government partnerships and the role of intermediary organizations in Japan. *Public Management Review*, 8(4), 567-581 頁

UK DTI (2007) 『イギリスの社会的企業育成計画』韓国社会的企業研究院役 (2007、Social Enterprise Action Plan. プサン: 社会的企業研究院)

「第3節」

Chairman Frederic Seebom (1968)、"Chairman of the committee on Local Authority and Allied Personal social Services 、11-147 頁

韓国社会的企業振興院 (2016) 「2015 社会的企業の成果分析」報告書

韓国社会的企業振興院 (2017) 「2017 年 5 月社会的企業の現状」報道資料

韓国雇用労働部 (2007) 社会的企業育成法

韓国雇用労働部 (2008) 「第1次社会的企業育成基本計画(2008-2012)」

韓国雇用労働部 (2013) 「第2次社会的企業育成基本計画(2012-2016)」

- 韓国統計庁(2017)「事業体基礎統計調査」
- 韓国社会的企業振興院ホームページ (<http://www.socialenterprise.or.kr>)
- 堀勝 洋(1997)『現代社会保障・社会福祉の基本問題－21 世紀へのパラダイム転換－』ミネルヴァ書房
12－15 頁
- 広井良典・小林正弥 (2010) 『コミュニティ』勁草書房
- James Midgley and Kwong-leung Tang (2008) 『Social Security the Economy and Development』Palgrave
- ジョ・ヨンボック (2007) 『社会的企業の育成に対する中・長期政策方向』社会的企業研究院
- ジャン・ウォンボン (2008) 「韓国の社会的企業の実態と展望」『都市と貧困』89 号 2008.8、
46－74 頁
- ジョ・ヨンボック(2007)『社会的企業育成による中・長期政策方向』釜山ヘソク、49－50 頁
- カン・ビョンジュン (2011) 『社会的企業の活性化要因－ガバナンス視角を基づいて－』韓国
学術情報
- キム・ボンファ (2010) 「世界社会的企業の現状と戦略」韓国学術情報
- キム・ソング (2012) 『社会的企業のイシューと争点』アルケ
- MacIver, R.M. (1931), “The contribution of sociology to Social Work”Columbia University
Press
- 牧里海治、野口定久、河合克義(2002)『地域福祉』有斐閣
- 牧里海治・野口定久 (2007) 『協同と参加の地域福祉計画－福祉コミュニティ形成に向けて』
ミネルヴァ書房
- 村田文世(2011)「福祉市場化における社会福祉法人経営-事業ドメインからなる新たな公共性-」『社会
福祉学』第 52 巻第 1 号 16－40 頁
- 野口定久外 5 名 (1995) 『新時代の地域福祉』エディケーション、108-115 頁
- 野口定久(2010)『地域福祉論-政策・実践・技術の体系』ミネルヴァ書房
- オ・ミオク (2005) 「雇用保障制度としての社会的企業」現象と認識、第 97 号
- OECD (2014), "The size of social economy in 28 European countries", in *Building jobs through
entrepreneurship and enterprise creation*, OECD Publishing, Paris,
- 石川 久、本多敏明、青柳涼子外 3 名 (2013)『コミュニティ政策のはなし』淑徳大学コミュニティ政策学
部 編
- パク・チャンニム (2008) 「社会的企業創出および育成のための課題」労働レビュー第 43 号
31－48 頁
- パク・ヨンナン (2011) 「韓国の社会的企業の現実と課題」デジョン開発フォーラム
4－18 頁
- ソン・ジュンホ(2011)『地域と世の間を変わる社会的企業－概念、事例、政策課題』ドゥナム
- 鳥淵朋子 (2009) 「日本の地域づくりと社会的企業の可能性」－NPO 法人ハート in ハートなぐ
ん市場を事例として

「第4節」

- 馬頭忠治、藤原隆信 (2009) 『NPO と社会的企業の経営学ー新たな公共デザインと社会創造』ミネルヴァ書房
- 平野隆之、榊原美樹 (2009) 『地域福祉プログラムー地方自治体による開発と推進』ミネルヴァ書房
- イ・ホンジュ (2015) 「社会的企業に対する大学生の認識に関する研究ーPhotovoice 方法論を中心にー」危機管理の理論と実践 NO.11、247ー272 頁
- イ・ドヒー (2013) 「根拠理論を活用した社会的企業の運営認識に関する研究」 経営経済研究 NO35、145ー168 頁
- 河合明宣、齋藤正章 (2011) 『NPO マネジメント』放送大学教材
- 金圓景 (2014) 「韓国の社会福祉館における事例管理：ウォルゲ総合社会福祉館の祖孫世帯事例を中心に」 野口定久編『ソーシャルワーク事例研究の理論と実際』中央法規.
- キム・ボラン、ムン・ウンハア、イ・スンユン (2012) 「ファジィ集合による社会的企業の雇用の質分析」 韓国地域社会福祉学 NO43、31ー59 頁
- 希望福祉共同体運営委員会 (2015) 「2015 年度ディディンドル希望福祉共同体活動報告書」
- 李 省翰 (2017) 「小地域活動における持続可能なコミュニティづくりー韓国「希望福祉共同体」の活動を中心にー『中部社会福祉学研究』 第 8 号 23ー36 頁
- 野口定久 (2018) 『ゼミナール地域福祉学ー図解でわかる理論と実践』
- 野田俊作 (1998) 『アドラー心理学トーキングセミナー』アニマ 2001
- Robert Yin (2012) 訳 シン・ギョンシク外 2 名『事例研究方法 (Applications of Case Study Research (3rd edition))』
- 「ロテム職業リハビリセンター」ホームページ (www.로템직업재활센터.com) 「2017 年 02 月 16 日 検索」
- シン・イルソップ、イ・ヒョンジュ (2012) 『地域社会福祉論』ソウル大学出版文化院、22ー24 頁
- 杉本敏夫、斉藤千鶴 (2004) 『地域福祉論』ミネルヴァ書房、50ー51 頁
- 白石克孝 (2007) 「中山間地域再生のための協力システムと社会的企業」 (龍法 '07) 39ー4、27 597ー624 頁
- 「尚志福祉センター」ホームページ (www.상지.kr) 「2016 年 11 月 21 日 検索」
- 高板康雅 (2011) 「共同体感覚尺度の作成」教育心理学研究 NO59 頁 88-99
- ムン・シュンヨン、バン・デウック (2010) 「認証社会的企業の雇用の質に関する研究」 韓国地域社会福祉学 NO33、121ー154 頁
- ヤン・ジュンホ (2012) 『地域と社会を変える社会的企業ー概念・事例・政策課題ー』ドナン
- Zimmerman, M, A (2000), "Empowerment theory : psychological, organizational and community levels of analysis, In J" Rappaport & E, seidman(eds), Handbook of Community Psychology, New York: Kluwer Academic , 43ー63 頁

「第5節」

- Bourdieu, P (1986.). *Distinction: A social critique of the judgement of taste*. London: Routle

and Kegan Paul.

原 慶子(2007)『福祉コミュニティの礎ー自然・いのち・平和・芸術』ドメス出版

平野隆之・宮城 孝・山口 稔(2006)『コミュニティソーシャルワーク』有斐閣 PP.136-159

井上英晴(2004)『福祉コミュニティ論』小林出版

キム・ギソップ(2012)「起こせ！協同組合」ドルニョック、50～55 頁

キム・ジョングン(2001)『社会福祉と労働』韓国労働理論政策研究所 第3号 123 - 144 頁

牧里毎治(1994)「地域組織化とまちづくり活動の支援」『社会福祉研究』43(2)、377-393 頁

牧里海治 外 4 名(2015)『これからの社会的企業に求められるものは何か』ミネルヴァ書房

野口定久外 5 名(1995)『新時代の地域福祉』エディケーション、108-115 頁

岡村重夫(2009)『地域福祉論』光生館

大橋謙策、牧里毎治(2014)『地域福祉の理論と方法』ミネルヴァ書房

大橋純一(1998)『都市化と福祉コミュニティ』学文社

上野谷加代子・斉藤弥生(2015)『福祉ガバナンスとソーシャルワーク』ミネルヴァ書房

岡安喜三郎(2011)「イタリア社会的協同組合の歴史と概要」協同総研

渋谷博史、安部雅仁、櫻井 潤(2005)『地域と福祉と財政』学文社

園田恭一(2003)『社会福祉とコミュニティ-共生・共同・ネットワーク』東信堂